

東日本大震災における 東京都支援活動報告書

～本格的な復旧・復興に向けて～



平成 25 年 3 月

 東京都

はじめに

東日本大震災の発生から早2年が経過した。東京都は、発災直後から警察・消防職員を含め、延べ3万人を超える職員を被災地に派遣し、公共インフラの応急復旧支援や被災自治体の行政機能支援を行ってきた。これらのことは、平成24年3月に刊行した「東日本大震災 支援活動報告」でご紹介したところである。

被災地では現在、震災後の応急復旧への対応から、本格的な復旧・復興に向けた取組を進める段階にある。こうした被災地の取組を支援するため、都は2～12ヶ月間の中長期にわたり、100名を超える職員や教員の派遣を行っているほか、平成24年9月には全国に先駆けて技術系任期付職員を採用し、被災市町村に派遣している。

また、宮城県、福島県、岩手県に設置した現地事務所を通じ、被災地のニーズを的確に捉え、災害廃棄物（がれき）の都内受入れや被災地応援ツアーの実施、さらにはスポーツや芸術文化を通じた交流活動など、被災地が本格的な復興に向けて踏み出す歩みを後押ししている。

さらに、都内に避難している被災者に対し、地元とのつながりを保ち、都内で安心して生活できるよう、住宅の提供や健康相談など、経済的支援や生活支援を実施するとともに、早期帰還に向けた情報提供を行っている。

本書は、このような都を挙げた被災地支援の業務・事業について、その概要や体験談、担当者の声等を収録したものである。都の取組に対し、読者の皆様のご理解とご賛同を賜れば幸甚である。

平成25年3月

総務局復興支援対策部

目 次

はじめに	1
第1部 職員派遣	
職員派遣の概要	4
業務概要及び体験談	6
道路・河川等の災害復旧支援	6
港湾施設の復旧協力	34
公共建築物の災害復旧支援	58
区画整理関係業務の支援	70
水道事業の支援	82
下水道事業の支援	90
公衆衛生業務の支援	96
母子保健・感染症予防の支援	104
農地・農業用施設等の災害復旧支援	108
被災自治体の行政事務の支援	116
第2部 教員派遣	
教員派遣の概要	214
体験談	216
第3部 都庁各局による支援事業	
支援事業の概要	226
各事業の事業概要及び担当者の声	228
第4部 任期付職員派遣	
任期付職員の採用・派遣の概要	280
業務概要	282
第5部 現地事務所	
被災地支援事務所の業務概要	290
体験談	294

本報告書は、被災地支援の業務・事業を通じて、派遣職員・教員や担当者が直に体験し、考えたことを原則としてそのまま掲載しています。

第1部 職員派遣

職員派遣の概要

1 職員派遣に当たっての経緯・背景

都は、東日本大震災発災直後から、被災地のニーズを確認しながら職員を短期で派遣し、医療救護、ライフラインの応急復旧、避難所の運営支援など応急対策支援に機を逸することなく取り組んできた。

その後、被災自治体の行政機能回復とともに、人的支援のニーズは、地域を支えるインフラの本格復旧、被災者の生活再建策の企画と施行など復興を見据えた本格復旧対策へと移行してきたが、被災地のマンパワー不足は依然として深刻な状況にあり、被災自治体、全国知事会等からはこれまでの1、2週間単位の短期派遣から中長期での職員派遣が求められるようになった。

2 職員派遣の意義・内容

(1) 職員を中長期で派遣することは、被災県等からの要請に基づく人道的見地からの支援という意義を有する。加えて、今まで経験したことのない災害に対応したという経験知が、職員一人一人、ひいては組織の行政経験として共有・蓄積され、大規模災害の備えとして、現在又は将来の都民に還元されるという副次的効果をも期待することができる。

(2) 被災自治体の要請に応じて、都職員の中長期派遣を安定的に継続するには、地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣（以下「自治法派遣」という。）が有効である。

平成25年2月1日現在における都の自治法派遣先は以下のとおりである。

ア 岩手県及び宮城県

被害を受けた道路や河川、港湾・漁港施設、下水道処理施設、公共建築物の復旧に必要な技術職員の不足に対し、現地事務所等を通じて、一定期間にわたる技術職員の派遣が求められるようになり、平成23年6月1日付けで技術職員の派遣を開始した。

イ 福島県

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故により復旧が遅れていたが、行政機能回復とともに災害復旧に係る技術職員の派遣要請が現地事務所を通じてなされ、平成23年8月1日付けで職員の自治法派遣を開始した。

ウ その他被災市町村

都は発災以降、応急支援先として宮城県南三陸町、石巻市等を支援したが、支援の対象は、区市町村業務が主であったことから、上記支援先に関する長期支援業務は、東京23区・多摩市町村に引き継ぎ、都は政令指定都市である仙台市の支援に注力することとし、平成23年8月1日付けで事務職員の派遣を開始した。

このほか、気仙沼市についても翌24年4月1日付けで事務職員を自治法派遣したほか、同年9月1日付けで、技術職の任期付職員を採用し、岩手、宮城、福島各県内の10市町村に派遣している（別稿「任期付職員の採用・派遣の概要」を参照。）。

3 都の職員派遣の特徴

都は、岩手県、宮城県及び福島県に現地事務所を開設、職員を常駐させており、被災自治体のニーズをきめ細かく把握するとともに、自治法派遣職員のサポート等に努めている。

(1) 被災地ニーズの把握

現地事務所は、被災自治体関係部署との信頼関係を築き、被災地の復興状況や課題に関する情報を収集し、得られた情報をもとに業務報告を作成するなど、被災地支援業務に資する情報を庁内各局に提供している。

(2) 被災地支援に意欲ある職員の派遣

派遣職員の選定に当たっては、現地事務所が実施した派遣ニーズ調査の結果を活用するなど、被災地のニーズに合う職員の確保に努めている。このうち事務職については、庁内公募制人事を行い、被災地支援に志を有する職員を全庁から募っている。

(3) 派遣職員に対する支援

派遣期間が長期（原則として1年間）にわたることから、現地事務所による職務報告会の開催、勤務先訪問等を実施するなど、派遣職員の仕事面、生活面にわたり、相談しやすい環境づくりを行っている。また、派遣元の所属に対し、1か月から2か月に1回程度、派遣職員を一時帰庁させ、所属長等との面談の機会を設けるよう、徹底を図っている。

4 これまでの成果・実績

都はこれまで、警察・消防をあわせ延べ3万人を超える職員を派遣し、平成25年1月末現在においても、100人を超える職員を地方自治法に基づき中長期で派遣してきた。

平成25年2月1日現在、都は、岩手県、宮城県、仙台市、気仙沼市及び福島県に100名の職員を自治法派遣している（このほか任期付職員を被災自治体10市町村に47名を派遣している。）。



風評対策の作戦会議



津波により倒壊した防潮堤

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

沿岸広域振興局 土木部 道路整備課

佐藤 鉄 (平成23年6月1日～平成23年8月31日)

1 派遣当初の状況

岩手県における都道府県からの土木技術系職員派遣は、11都道府県54名、東京都からは、建設局4名、都市整備局2名、港湾局2名の計8名であった。建設局4名と都市整備局2名については岩手県沿岸広域振興局に、港湾の2名については港湾及び農水関係に派遣された。

私が赴任した沿岸広域振興局は、比較的新しい建物だったが、地震の影響でいたる所にクラックが入っていた。

赴任当初から現地に入り、現場踏査や査定箇所の調査を行ったが、360度見渡す限り瓦礫で、一つの街が一瞬にして無くなってしまった光景を目のあたりにし、テレビ映像での想像を遙かに超え、言葉もなく、ただただ呆然とあたりを見渡すばかりであった。あらためて津波の恐ろしさを痛感した。また、大槌町にいたっては、町民の約1割の方が死亡もしくは行方不明となり、町全体も破壊的な被害を受けたところである。町役場も被害を受け、町長を含む数十人の職員が犠牲となっている。



実地査定

2 派遣先部署の業務概要

1. 岩手県沿岸広域振興局所管区域

岩手県沿岸広域振興局は、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村の4市4町1村を担当している。

管内は、岩手県中央を南北に走る北上山地の東側にあつて、陸中海岸国立公園の中央に位置し、北は久慈市、普代村、西は遠野市、一関市、奥州市、南は宮城県気仙沼市に接し、東は太平洋に臨んでおり、総面積は、4,204.88km²で、県全体の27.5%を占めている。

管内の大部分は、広大な北上山地の支脈によって占められており、平坦地は極めて少なく、これらの支脈は、海岸に迫って半島となり、宮古市以南は沈降によるリアス式海岸を形成しており、比較的急傾斜なところが多い。

主な河川として、北部に安家川、小本川、閉伊川、津軽石川、中部に大槌川、小釜川、鵜住居川、甲子川、南部に盛川、気仙沼川があり、それらの河川は直接太平洋に注いでいる。

2. 組織の目的・規模・内容等

・岩手県沿岸広域振興局土木部

土木部は、復興支援グループ、管理課、用地課、調整課、建築指導課、道路整備課、河川港湾課の1グループ6課で構成されており、地域振興施策の企画調整/県管理の道路、河川、砂防、港湾、海岸、日向ダム等の建設・維持管理/県の公共事業に係わる用地取得/建設業の許可・経営審査/屋外広告物の許可/県営住宅の入居許可・管理/建築物の審査・指導等を行っている。

・復興支援グループ

復興支援グループは、東日本大震災津波災害に対する釜石市・大槌町の覆工に係る支援を行っている。

・道路整備課

道路整備課は、道路都市チームと道路環境チームの2チームより構成されており、道路都市チームは、道路の整備を中心に、地域の生活や産業振興等に寄与する社会基盤の整備をしている。道路環境チームは、道路を安全で快適に利用できるように道路パトロールを行い、適切な維持管理や補修に努めている。

・河川港湾課

河川港湾課は、河川砂防チームと港湾海岸チームの2チームより構成されており、河川砂防チームは、洪水、津波、高潮による災害の防止、砂防ダム等による土石流の防止、休憩斜面の崩壊防止を行っている。港湾海岸チームは、釜石・大槌管内にある河川局及び港湾局所管海岸、釜石港の港湾施設及び港湾区域の水面管理を行っている。

3 成果・実績

今回東京都に与えられた作業は、釜石市・大槌町管内の被災箇所101箇所の査定業務が対象で、国庫負担法に基づく各申請書の作成、災害査定準備に伴う積算設計業務・国土交通省東北地方整備局及び岩手県との調整、災害査定の立会、実施設計書及び入札添付書類の作成、工事の施工監督である。

今回の災害復旧は、復興計画とリンクする形で復旧することになることから、復興計画にあまり係わらない山間部の災害復旧から手をつけた。現場調査を皮切りに、コンサルタントや県の職員との打合せを行い、一刻も早く生活機能の回復をしなければならない。また、復興計画が一ヶ月以上経っても進まないことから、とりあえず原形復旧をし復興計画が決まり次第その都度工事内容を見直す方法をとった。

帰任するまでに、101箇所の被災箇所を49本の査定設計書にまとめ、第9次(8/1~5)第12次(8/29~9/2)第13次(9/5~9)の3回の査定に立ち会った。

体験談

岩手県 沿岸広域振興局 土木部 道路整備課

佐藤 鉄 (建設局)

1 担当した業務の概要

役職：主任道路災害復旧総括主査

組織の体制：東京都復旧チーム（6名）として構成されているが、道路復旧班3名は道路整備課に所属。また、河川復旧班3名は河川港湾課に所属。

主な事務分掌：道路復旧班、河川復旧班とも岩手県から与えられた作業は一緒に、国庫負担法に基づく各申請書の作成、災害査定準備に伴う積算設計業務・国交省東北地整及び県との調整、災害査定の立会、実施設計書及び入札添付書類の作成、工事の施工監督。なお、東京都復旧チームの作業管内は、釜石市・大槌町。

2 苦労したこと・工夫したこと

第一陣（平成23年6月1日～）の派遣であったため、岩手県と一緒に仕事をする静岡県との調整に気を遣いました。今後何年続くかわからない業務のやり方がこの第一陣に掛かっていることは十分に分かっていましたし、我々の後に続く応援職員達が少しでもやりやすい業務環境を構築することが私の第一目標でした。第二として、この尊い災害復旧の経験を身につけ、次期リーダーに育てること、第三に災害査定という膨大な作業を期日までに終わらせるための作業環境を作ること。そして班員の健康管理に気を付けていました。また、班員に対して、一



沿岸広域振興局

緒に働く岩手県職員（県職員も被災者）への日頃の言動やちょっとした気配りなどについても、気を遣うようにと話をしていました。

3 印象的なエピソード

やはり、現地で作業をしていたり、被災者でもある岩手県職員の人たちの暖かい言葉が一番うれしかったです。また、この甚大な被害を受けた東北の地に少しでも貢献できたことは、誇りに思っています。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今年の九月にプライベートで東北三県（岩手県・宮城県・福島県）を見てきました。震災を受けて一年半が経った今でも、我々が赴任したときとあまり変わっていないことに深く心が痛みました。

これからどんどん変わっていくと思いますが、東京都派遣職員にはいっそう頑張っていたきたいと思います。

今回、非常に業務が円滑に進められたことを

自分なりに考えてみました。

第一に、災害業務経験者が派遣職員にいたこと。特に今回みたいに第一陣の時は非常に大事なことだと思います。大災害になればなるほど業務量が膨大です。当初はモチベーションが高く、体力も気力も十分あり、次々に仕事をこなせるのですが、次第にやってもやっても終わりが見えない状況に陥り、体力も気力も限界になり集中力ややる気がなくなってきます。このようなときに、経験者がいると全体の業務量を把握し、進捗状況を示すことが出来ます。また、休むタイミングや、追い込みをかけるタイミングなど、班員の精神的な柱になります。

第二に、業務の分担についてです。応援業務は、応援される方と応援する方の信頼関係が非常に大切だと思います。今回は、沿岸広域振興局の職員が県庁や国との調整、我々東京都が災害業務の実務を担当しました。双方とも信頼関係に立って、非常に業務がスムーズに進められました。また、その信頼関係によって、班員のやりがいや責任感が生まれたことは非常に大切なことだと思います。非常にいい経験になったことでしょう。

第三に、今回の様な建設局と都市整備局との混合チームに良くある話ですが、様々な事務手続の違いがあります。たとえば、残業処理一つにしても局によっては事務処理が違ふことがあります。このような小さな事でも担当者にとっては本来業務に集中できなくなることがあります。このような事務処理を、局を問わず全て調整するリーダーが必ず必要だと言うことです。担当者は、膨大な災害査定業務に専念できる様環境を整えることが絶対が必要です。また、このような現場の意見を聞き、理解してくれる局側の職員も必要と考えます。



釜石市の被災状況（市郊外）



大槌町の被災状況



大槌町の被災状況 2

災害復旧事業とは

西多摩建設事務所補修課施設設計係長
佐藤 鉄

災害復旧事業とは、異常な天然現象により公共土木施設に被災が発生した場合、その施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき国庫補助を受けて早期に復旧を計る事業です。

施設を管理している都道府県や市町村は、被災した施設について、国（国土交通省及び財務省）に対し災害復旧事業（内容・金額等）の申請をします。申請を受けた国は「災害査定」を行い、災害復旧事業を決定し、それに基づき都道府県や市町村は、公共土木施設の災害復旧事業を行います。

異常な天然現象とは、洪水・爆風・高潮・地震・降雨・融雪・波浪・地すべり・降雪・低温・雪崩・落雷などを言います。また、公共土木施設とは、河川・海岸・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等の土木施設等を言います。

国庫負担率（国が負担する割合）は、基本2／3となっておりますが、地方公共団体（都道府県や市町村）の財政力に適用する様に国庫負担率を嵩上げすることができます。

災害復旧事業は、次年度予算編成を待つことなく予算を確保することが出来ますので、災害査定等により災害復旧に必要な費用を過不足なく確実・迅速に措置できます。

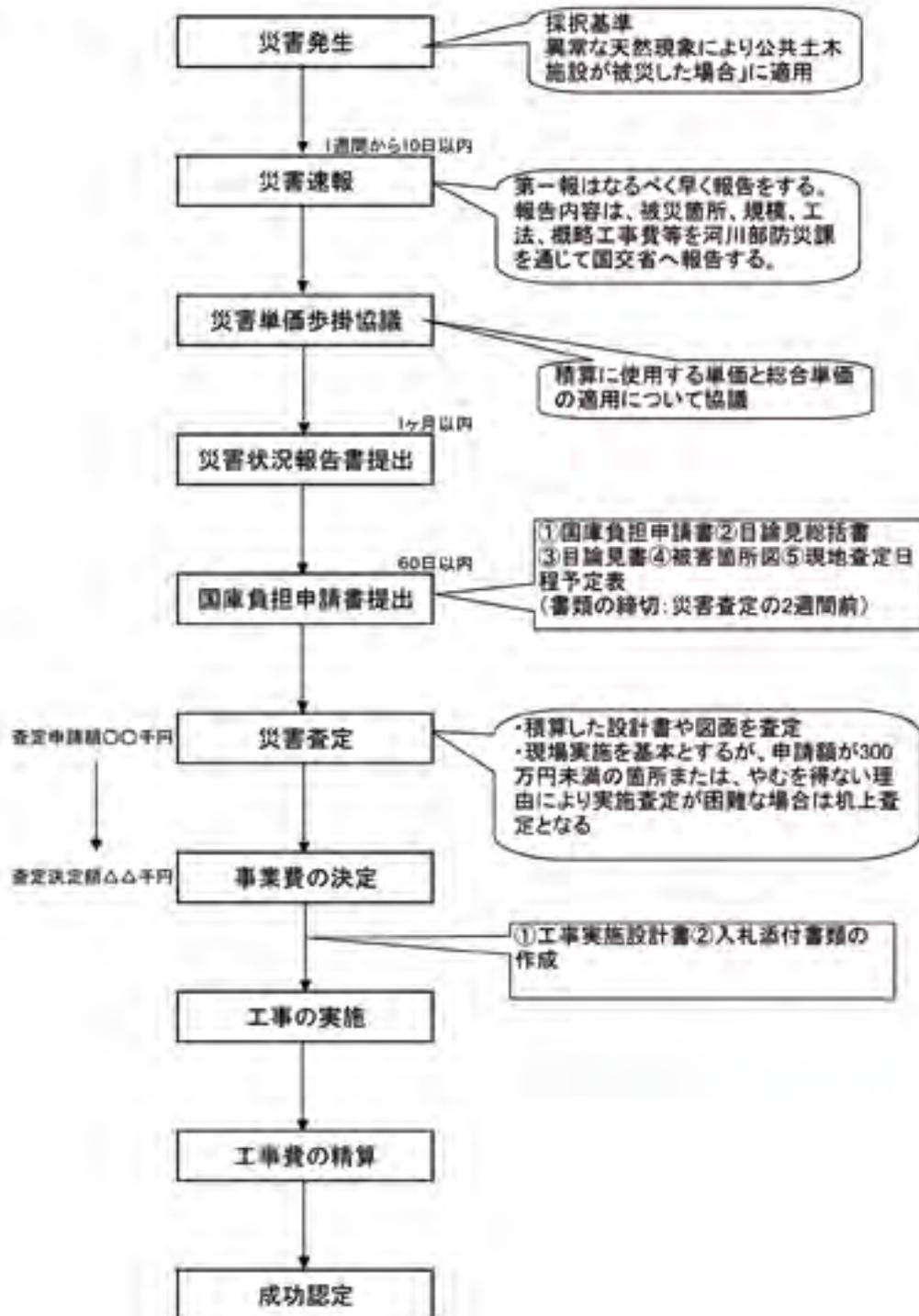


机上査定



現場実施査定

災害復旧事業手続きの流れ



被災地派遣職員 業務概要

岩手県

沿岸広域振興局 土木部 河川港湾課

小田島 卓志 (平成23年6月1日～平成23年10月31日)

1 派遣当初の状況

沿岸広域振興局は、岩手県沿岸南部の釜石市にある。

釜石市は今回の津波で、甚大な被害を受けた自治体のひとつであり、派遣された平成23年6月始めは、被災した箇所の瓦礫を撤去し、平行して警察・自衛隊による行方不明者捜索の最中であった。

また交通網は、市内を南北に走る国道45号線は応急措置でかろうじて通れる状況であるものの、いたるところで寸断された跡があり、鉄道のJR山田線及び三陸鉄道南リアス線も、橋梁桁がいたるところで津波により流され、復旧の目途は全く立たない状況であった。

派遣先の沿岸広域振興局のある岩手県釜石地区合同庁舎は、津波の被災を受けていない内陸部にあり、さらに建物本体が、地震によるダメージが少なく、震災から約3ヶ月経過していたため、通常に業務を行える状態だった。



釜石市内の状況（上：三陸鉄道南リアス線橋梁、下：防潮堤に乗り上げた大型貨物船）

2 派遣先部署の業務概要

沿岸広域振興局は、岩手県沿岸部の宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村の4市4町1村を担当区域としており、沿岸広域振興局長をトップに5つの部が設置されている。

私が派遣となった土木部は、釜石市と大槌町を所管している。

震災前の業務内容は、地域振興施策の企画調整、県管理の道路・河川・砂防・港湾・海岸・日向ダム等の建設・維持管理、県の公共事業に係る用地取得、建設業の許可・経営審査/屋外広告物の許可、県営住宅の入居許可・管理、建築物の審査・指導等となっており、これらの業務を遂行するため部長以下6つの課が存在し、震災後はそれに復興支援グループが加わっている。

なお、釜石市と大槌町以外の市町村については、宮古市、岩泉町、大船渡市に土木センターがあり、そこが担当している。

3 成果・実績

今回の地震及びそれに伴う津波により、道路・河川・海岸・港湾施設に甚大な被害が発生した。これら施設の復旧は、これからの復興の基礎となるものである。

災害が発生した際に地方自治体は、この復旧予算を確保するため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、被災金額を算出し、国土交通省及び財務省の査定、いわゆる災害査定を受ける。

災害査定は原則、被災前の施設の原型を復旧する金額を算出することになっているので、道路施設の査定では、原形復旧金額を算定し査定を受けた。

しかし河川・海岸・港湾施設は原形復旧というわけにはいかなかった。

未来にまた確実にくる津波に対処するため、今までの施設をそのまま復旧するのでは、十分ではないと判断したからである。

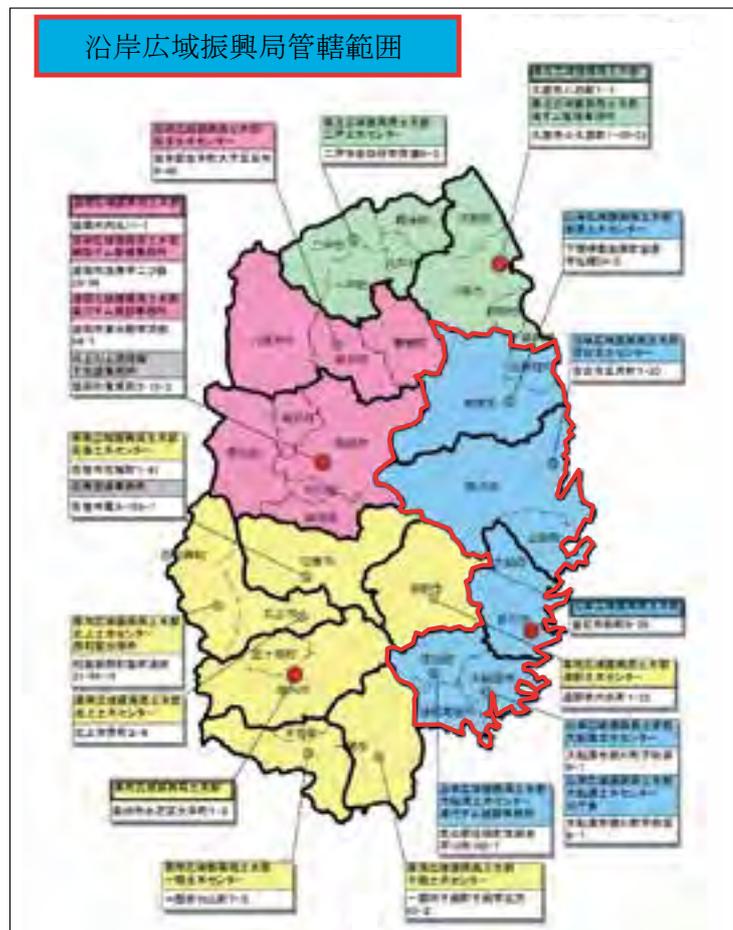
土木部への各都道府県からの派遣職員は、まずこの査定を受けるため、災害復旧チームを組み、現地調査、コンサルタントへの指導、岩手県職員との打ち合わせにあたり、鋭意作業をしてきた。

災害査定に向けて私たちは、復興するまちの人々が、未来に向けてどのようなビジョンを持っているか、あるいは国はどこまでお金を出してくれるのか、連日連夜打ち合わせてきた。時には、方針が一晩で変わることもあった。

それでも、岩手県内の国の査定は、平成23年度中には終了した。

未曾有の大災害のため、査定を受けるのはこれまでにない膨大な数であり、年度内に全て査定を終了するのは困難を極めたが、達成できたのは平成23年6月から派遣となった各都道府県の職員及び岩手県職員、そして何より地元の復興を早期に願う住民の強い思いと絆からだと思う。

沿岸広域振興局管轄範囲





津波痕跡調査写真（左：大槌町町内の集合住宅、右：県立大槌病院）

聞き取り調査したりしました。

その結果は、実際の津波の痕跡とその地盤の高さから計算すると、岩手県のデータと一致することがわかりました。

また聞き取り情報として、津波は何回かにわたって押し寄せており、そのうち一番規模が大きかったのは二番目の波であることもわかりました。

2つめの急傾斜地の落石防止柵については、地震直後は被災状況が全くわかっていなかったため、津波が来たと思われる箇所を中心に、管内の全ての箇所を確認しました。

しかし調査箇所は押し寄せた津波により、瓦礫が集まった場所が多いため、調査は難航しました。

瓦礫をかき分け、被災箇所は寸法等を写真に記録していく地道な作業でした。

さらに、この作業でつらかったのが、初夏で暑いうえ、魚の腐敗や火災による臭いと粉塵が入り混じる中、調査を行ったことでした。

この作業には、同じ河川港湾課の静岡県チームも協力していただき、災害査定の基本となるデータを作成することができました。

このほか、災害査定以外に通常業務の補助的なことも行ってきました。

具体的には、高潮対策のための大型土のう設置工事の設計書作成や、年度計画にあった、河川護岸補修工事の設計書作成も担当しました。さらに台風が接近した際には、河川の増水による被害状況を、パトロールすることもありまし



急傾斜地落石防止柵被災状況調査写真（上：大槌町内、下：釜石市両石地区）



高潮対策用大型土のう（大槌川）



護岸補修工事測量（甲子川）

た。

これら緊急対応の際には、仕事の進捗状況や優先度を岩手県職員と、静岡県チームと調整を図りながら行ってきました。

なお大槌町内の河川施設の災害査定については、今までにない規模の津波だったため、堤防・防潮堤の高さや構造の方針がなかなか定まらず、その決定に多大な時間を要したため、私の着任期間中には受けることができませんでした。

3 印象的なエピソード

私は生まれ育ったのが、岩手県花巻市で釜石市からは約100km離れたところですが、そのため釜石・大槌という土地は初めてではありませんでした。

小学生のころは当時釜石に居た親戚の家に遊びにいったり、子供会の旅行会で釜石市内にある根浜海岸へ行き海水浴をしたり、思い出があった場所です。また最近でも帰省したときは、度々行ったりしてました。

しかし今回の震災の津波で、釜石市内は多くのものが壊されたり流されたりしました。特に海水浴に行った根浜海岸は、跡形もありません。津波により砂がさらわれ、同時に地盤沈下によ

り砂浜が無くなったためです。

これが自然の姿と言ってしまうかもしれませんが、それでも大変悲しいものです。

私は、少しでも元の釜石・大槌に戻すために、微力ながらも貢献できるのならばという思いで、今回の派遣に臨みました。

この沿岸広域振興局には、多くの地元の臨時職員が私と同じ6月から配属になりました。その方々のほとんどが今回の津波により、職場を失った方で、私たち派遣チームの足となる自動車運転や、事務の補助的役割を担当してくれました。

この方たちは、時には我々と一緒に現場調査や資料づくりを行うことができました。

運転手さんに関しては、人出が足りないときに、測量機器を持っていただいたり、あるいは事務の補助的役割をされる方は、査定時期が近づくにつれ膨大な資料の作成を手伝ってくれたり、組織的にも万全のチームワークで職務に取り組むことができました。

また同じ河川港湾課復旧チームの、静岡県の派遣職員の中には港湾施設・海岸施設の技術的ノウハウを持ち合わせた方がおり、資料作成に当たって、われわれが教えていただくことも多々ありました。

早く復興させよう、早くもとの生活を取り戻

そうというひとつの目標を目指し、チーム沿岸振興局として、岩手県職員、臨時職員、派遣職員が一丸となり、仕事に挑んだ。そんな気がします。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣で感じたことは以下のとおりです。

第一に災害が起きた時に自治体職員としての自分の役割は何なのか、そして優先して行うべきことは何なのかを、改めて認識したことです。今回の災害が発生した際、はじめに何をしたか岩手県の土木部職員に聞いたところ、緊急輸送路確保のための瓦礫撤去作業の手配ということでした。これは東京都建設局が参集訓練で行ってきたものそのものです。これが人命を救うという点でいかに重要であるか、思い知らされた次第です。

第二に避難路緊急輸送路はバックアップを確保し、安全性を高めることです。

この震災が起こる数週間前、釜石市内では自動車専用道路である三陸自動車道が一部開通していました。

このルート確保により、陸の孤島とならず、生活が確保できた地域は相当ありました。生活に必要な物資や食料をいつでも輸送できるようにする必要性を改めて認識しました。

第三に災害後の復興に向けて、住民にとって何が最善策なのかしっかりしたビジョンを作成しておくことが大切であると思いました。

復興がなかなか進まない理由のひとつに、防潮堤の高さが決まらない＝河川堤防の高さが決まらないということがあります。河川堤防の高さは基盤を整備していく上でもっとも基礎となるものであり、それは街づくりを左右する、重要事項であり、議論が慎重になるのも無理はありません。

これらを鑑み、行政としては想定できるあらゆる災害の、最大の被害状況をシミュレーションし、それが起きた際の復興ビジョンを策定しておくことも、重要なことだと思いました。

最後に、私が平成23年6月に派遣された時に直接の上司であった河川港湾課の関課長は昨年12月の東京都担当の大槌町河川災害査定の前週に倒れ、そのまま帰らぬ人となりました。沿岸部の復興のために陣頭指揮を取っていた姿、静岡県担当の査定の際に国の査定官、立会官に被災状況そして復興に向けての防潮堤の形を説明していた姿は、脳裏から離れません。関課長のご冥福をお祈りするとともに、今回の震災でなくなった方々へのご冥福を合わせてお祈り申し上げます。

我々行政の最大の使命は、災害の犠牲者を出さないようにすることです。これがこの震災で犠牲になられた方への、弔いであると考えます。

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

沿岸広域振興局 土木部 河川港湾課

森雪 拓 (平成23年12月1日～平成24年1月31日)

1 派遣当初の状況

東日本大震災が発生してから9ヶ月後の平成24年12月、私は復興支援のため岩手県庁に派遣されることとなり、合同庁舎のある釜石市に向かった。内陸部に位置する東北自動車道は、一部舗装にひび割れ等があったが、応急的な復旧がなされていた。花巻市から遠野市を経て、沿岸部の津波の被災地に近づくと、徐々に緊張感が高まっていくのが感じられた。しかし、到着した合同庁舎の周辺は津波による被害を受けておらず、普段と変わらず日常生活が送られていると感じた。

初日は、業務の概要について引継ぎが行われた後、暗くなってから宿舎となる仮設住宅へ庁有車で向かった。被災した地域は、街路灯は消え、真っ暗であったため、被害の状況は掴めなかった。翌日、出勤時に被災現場の全貌を目の当たりにした。幹線道路の通行機能は確保されていたが、ところどころ信号機は復旧しておらず、一歩宅地に入れば壊れた家屋や住宅の基礎がそのまま残されていた。とても被災前は市街地で賑わっていたとは思えないような光景だった。

派遣先部署は、沿岸広域振興局土木部であり、都からの派遣職員は6名であった。釜石市と大槌町の道路と河川の復旧を担当しており、数日後に行われる災害査定に向け、慌しく業務を行っていた。また、都職員と岩手県の職員は役割分担を行いながらも課題の解決に向けて協力しながら業務を進めており、一体感が感じられる職場の雰囲気だった。

2 派遣先部署の業務概要

岩手県は、広大な県土を抱えており、県庁各部署のほかに、地域ごとに盛岡・県南・県北・沿岸の四つの広域振興局を設置している。このうち、東日本大震災の大きな被害を受けた沿岸地域を管轄しているのが沿岸広域振興局である。沿岸広域振興局の本局は釜石市にあり、宮古市と大船渡市にも出先機関がある。

広域振興局には、企画部門のほか、保健福祉、



図1 沿岸広域振興局の所管区域



写真1 被災後の大槌町中心部 (H24.1月撮影)

環境、農林、水産、土木など県民生活に欠かせない全ての部署が揃っている。その中で道路や河川、港湾など県民生活の基盤となるインフラの整備を行うのが土木部である。

土木部では、被災からの復興に向けた様々な取組の中で公共施設の早期復旧を進めており、山間部では地震により急斜面や道路が崩壊した箇所の復旧、河川や港湾では津波により被害を受けた堤防や護岸の復旧、新たな水門の設置など、住民の安全を守る事業に取り組んでいる。



写真2 海沿いの道路崩壊箇所 (H24.1月撮影)

東京都の都市整備局及び建設局から派遣された職員は、道路整備課と河川港湾課に配属された。街そのものが壊滅状態である被災地においては、震災後に道路啓開（通行機能の確保）が行われた後、都の派遣職員も加わり道路の応急復旧、瓦礫の撤去と並行して将来の復興に向けた災害査定業務とインフラ施設の設計積算が開始された。その後、現在は主要な道路や河川の機能を確保するため、震災前と同等の原形復旧工事や改良工事を行っている。

3 成果・実績

東京都都市整備局と建設局は平成23年6月から土木職員の中長期派遣を行っており、平成24年11月現在で延べ20名以上の職員が業務に携わっている。平成23年12月までは、主に災害査定に向けた資料作成及び申請補助を行った。その結果、道路事業と河川事業を合わせて78件、約275億円の事業費が認められた。査定率は98%を超えている。ひとえに派遣された職員全員と岩手県の職員の方の努力の賜物だと思う。

査定後は、道路事業については着実に工事を発注し、現時点（平成24年11月）では一部の工事を除き、完了すると聞いている。また、河川事業については、大規模な水門工事の発注に向け、関係機関との調整を進めているようである。

4 今後、都の職員に期待されること

被災地の復興は徐々に進んでいるが、まだマンパワーが不足しているように感じる。今後も引き続き、道路の整備を着実に進めるとともに、津波被害を低減するための水門の整備など河川事業の実施に向けた調整のほか、住民の生活基盤である宅地造成、土地区画整理事業などの面的な事業に貢献していくことが求められていると考えている。

体験談

岩手県 沿岸広域振興局 土木部 河川港湾課

森雪 拓 (都市整備局)

1 担当した業務の概要

私は、平成23年12月1日から平成24年1月31日までの2ヶ月間、岩手県沿岸広域振興局土木部河川港湾課に派遣されました。当時、東京都では、都市整備局から2名、建設局から4名の計6名で岩手県釜石市及び大槌町の被災現場を担当しており、道路災害復旧事業で3名、河川災害復旧事業で3名という体制でした。

私は、河川事業を担当することになり、津波により大きな被害を受けた大槌町を流れる大槌川及び小鍬川の復旧に向けた設計積算が主な業務でした。赴任すると、国に補助金の申請を行う、いわゆる災害査定に向けた準備が進められており、数日後に行われる机上での説明及び現場実査に向け、内容の把握に追われました。都の職員の立場は、あくまで説明補助者ですが、査定設計書の作成等を都の職員が行っているため、査定時には岩手県の職員の方と協力しながら財務省及び国土交通省の査定官に説明を行いました。

無事、災害査定が終了した12月中旬から1月下旬までは、実際の工事の発注に向けた設計図の作成や積算を行いました。河川災害復旧事業における最初の工事発注でしたので、他の派遣職員の方や岩手県の方のアドバイスを受けながら完成させました。

2 苦労したこと・工夫したこと

派遣職員に求められることは、スピード感を持って、現地の状況に即して適切な設計積算や工事の施工を行い、被災地の一刻も早い復興に貢献することであり、派遣職員の交代はあって



写真1：堤防の破損状況（小鍬川）

も、事業を止めるわけにはいきません。私が赴任したときは、数日後に控えた災害査定に向けた資料は整っていた状況でしたので、その内容をしっかり把握した上で査定当日に適切な説明を行うことが求められました。都庁では、道路関係の業務がほとんどで、河川事業は初めてであったこともあり、用語の理解からのスタートでしたが、他の派遣職員の方々のご協力もあり、無事乗り切ることができました。

また、工事発注に向けた設計では、地域の復興計画などとの整合が欠かせませんが、なかなかその計画が定まらないために思うように設計を進めることができず、復興への道筋は遠く感じることもありました。

なお、積算に当たっては、都の積算システムや積算基準と岩手県のもの異なっていたため、戸惑いもありましたが、前任の方からの引継ぎや東京班全体のノウハウの継承により対応ことができました。改めて職場の情報共有や協力が重要であることを認識しました。

3 印象的なエピソード

都市に生活する人々の価値観が多様化する中、道路をはじめとしたインフラの整備に対して様々な意見があります。しかし、釜石市内では、震災の6日前に開通した三陸自動車道（釜石山田道路）が津波により寸断された海沿いの国道45号線に代わり、被災者の避難や緊急物資の輸送などに非常に役にたったことを住民の方から聞くと、道路ネットワークの構築は非常に重要であると改めて感じました。現地では、現在復興道路として三陸自動車道の整備が急ピッチで進められていると聞いています。引き続き、住民の安全性の向上に寄与するインフラの着実な整備が望まれます。

また、生活面では、東北地方の寒さに驚かされました。都からの派遣職員は、仮設住宅の空き部屋に入居したのですが、凍結防止のため、いわゆる「水抜き」を行っても、寒波により水



写真2 三陸自動車道（釜石山田道路）
H23.3.5 開通

道が凍ってしまうことが度々ありました。そのたびに岩手県の職員の方が水道業者とかけあってくれたり、凍った水道を溶かす作業に立ち会ってくれたり、派遣職員に対してとても配慮していただきました。とても感謝しています。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の被災地派遣で感じたことは、どんなに技術が発達し、自然災害に対しての備えを行っても、自然の猛威に対して完全な対策は行えないのではないかとことです。しかし、海沿いの学校にいた小中学生が普段の津波教育により全員が津波から逃れた「釜石の奇跡」と呼ばれる事例があったように、防災に対する意識で被害を少なくすることはできます。

東京においても、首都直下地震が発生する可能性が高いとされています。関東大震災では火災により多くの命が失われたことを鑑み、木密地域の解消を着実に進めていくことは重要だと思います。また、都民一人ひとりが地震に対する備えをすることで、冷静な対応が可能となると思われま。これらは、まさに都が作成した地域防災計画の一部であるので、今後事業を着実に進めるとともに、都民に対してどのように防災に対する啓発を行っていくのが重要であると思います。今回の被災地派遣により得られた経験は、個人的にも貴重なものであり、今後の業務に活かしていきたいと思っています。

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

気仙沼土木事務所

山田 信幸

(平成23年9月1日～平成23年12月31日)

1 派遣当初の状況

●現地状況

宮城県には35の市町村があり、今回の震災では、太平洋に面する15の市町村すべてが津波の被害に遭っている。その被害は甚大で、港湾・河川・道路施設は基より、街全体が壊滅状態に見舞われた地域が数多い。また、震源地に極めて近く、最大震度7の観測

を始め、余震でも震度6クラスが頻繁に発生したことから、道路の崩壊、液状化現象（下水道施設の浮き上がり）なども、津波被害にあった地域以外の広範囲にわたって被災している状況が見られた。

派遣地である気仙沼土木事務所管内では、気仙沼市や南三陸町の広い範囲で、地震の影響による「地盤沈下」が起きており、ひどいところでは約1m近くも沈下してしまったところもあった。このため、満潮時には海岸沿いの道路が冠水してしまい、通行ができない箇所も多数あった。

●派遣先部署の状況

宮城県気仙沼土木事務所は、大島汽船フェリーターミナル付近の宮城県気仙沼合同庁舎（「気仙沼土木事務所」のほか、「気仙沼地方振興事務所」「気仙沼県税事務所」「気仙沼県民サービスセンター」「気仙沼教育事務所」が入っていた。）にあったが、庁舎が2階部分まで津波被害を受け、事務が困難となったことから、田中前二丁目1番地の「マルタクビル」に仮庁舎を設け事務を行っていた。（「マルタクビル」には気仙沼土木事務所のみ入居）



9月末には市内の高台に仮設合同庁舎を新設し、バラバラになっていた5つの事業所が、再び一つ屋根の下に集まることができた。新庁舎の向かいには同じく庁舎が被災した「気仙沼警察署」も仮設庁舎を設置した。



2 派遣先部署の業務概要

●組織の体制と派遣職員の担当業務

気仙沼土木事務所内には「総務班」「行政班」「用地班」「道路管理班」「道路建設班」「大島架橋建設班」「河川班」「砂防班」「ダム建設班」「建築班」の10班（係）があり、東京都職員は派遣当初から平成23年度末まで「東京応援班」とか「東京班」「派遣チーム」など、人によって呼び名が違うように特定の名称を持たず、別室を与えられ業務に当たっていた。（平成24年度からは派遣職員を2～3名に分け、「河川班」「道路管理班」等に配属され業務に当たっている。）

東京都からの派遣職員は主として「災害復旧」業務を担当した。内容としては、①応急復旧工事の積算・工事監督 ②災害査定に関する委託会社（コンサルタント）との調整・指示 ③災害査定対応（設計・申請） ④災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督等 である。



災害査定（現地査定）の状況



執務室の状況

3 成果・実績

●派遣当初の査定状況と津波浸水区域の査定

私が派遣された9月当初は、未だ津波浸水区域の復旧・復興計画が立てられておらず、災害査定も津波浸水区域外について行われていた。（国への申請理由が「地震と津波による」なのか「地震による」という理由なのかにより区別され、広範囲にわたる「地震と津波による」箇所を待っているよりも、単純な「地震による」被害の箇所を速やかに査定してしまった方が効率的なため。）

このため8月末時点では、12月末で完了した査定全体と比較すると、件数で約32%、査定決定額で0.5%程度であった。

9月の中旬には、国及び宮城県の上層部から「年内災害査定完了」の大目標が掲げられ、国と宮城県との協議の結果、異例中の異例である「協議設計」（復旧・復興方針が決められていない状況で査定を受ける場合、ある基本構造・断面を仮に決め、必要数量で申請し、後日、復旧・復興方針（計画）が決定した段階で、再度、詳細設計で再申請する方式。予算の枠を確保してもらうため。）での査定や、被災範囲が広すぎて、災害の範囲を特定できないため、ブロック（エリア）単位で1件申請とする「ブロック査定」で対応できることとなり、だいぶ簡素化されたことにより、災害査定のスPEEDアップ化が図られた。その結果、12月末には気仙沼土木事務所管内総申請件数428件、決定総額約1,531億円、査定率99.3%の災害査定を完了することができた。

ることが多く、範囲の確定や復旧工法の検討も比較的進めやすいのだが、今回の災害では、海岸も河川も道路もすべてにおいて、しかも広範囲にわたって被災しているため、1件の申請範囲の確定に相当苦慮し、内容も多岐にわたっているため、設計・積算にかなりの時間を要した。また、申請件数が莫大な数のため、毎週のように災害査定を行っていたが、津波被害エリアの査定方針が固まった11月頃からは、毎週50件以上の申請を5週間にわたり行ってきた。昼間査定を申請しながら、夕方からは次週の査定のために、同時に一人5件以上の設計書の作成に明け暮れた。

肉体的にも、精神的にも辛い日々の中でも、やはり申請した設計が認められ、査定官が設計書に「朱入れ」（申請額が認められ、決定額とするために、査定官が設計書に朱の筆ペンで決定額を記入する儀式をいう。）してくれた瞬間、苦勞が報われた、やり遂げたと実感することができた。

(2) 東京都が応援に行った気仙沼土木事務所だけが目標を完遂

すべての災害査定の申請が完了した12月末に、気仙沼土木事務所の事実上陣頭指揮を執っていた道路管理班班長から、「東京都のみなさんのおかげで、当初申請した案件すべて、目標であった年内に査定することができた。ありがとうございました。」と語っていただいた。

話によると他の土木事務所は、現地調査の遅れや、設計書作成の遅れで、目標としていた申請件数を一部取り下げて年末を迎えてしまったところが、気仙沼土木事務所だけは1件も取り下げることなく、目標どおり査定を完了したとのことだった。

もちろん我々派遣職員だけで査定を申請してきたわけではなく、宮城県職員の方々、委託会社の協力によって達成できたものであるが、目標を完遂できたことは満足している。

また、班長から「以前、経験したことのない膨大な申請件数（428件）を目の前にして、少し心が折れそうになったとき、山田さんが『班長、（予定申請箇所を）全部取りに行きますよ。頑張りましょう。』と言ってくれて、自分も『よ

し、負けれない。頑張ろう。』という気になった。」とも言っていただいた。被災地の職員と一体となって、復旧に向け邁進できたことに非常に満足している。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

(1) さらなるスキルアップ

今回の派遣で感じたことは、有事に際し、いかに判断力・行動力が必要であり、身につけることが重要であるかということである。経験に基づくところは大きいと思うが、状況を速やかに判断し復旧につなげていくのが、住民の生活基盤を任される、我々土木技術職員の使命ではないか。

もちろんこのような災害は起こらないことが一番良いのではあるが、火山大国また地震大国である島国日本で生活する以上、どうしてもついて回ることだと認識し、設計力・説明力とともに、即応力・判断力・行動力を養っていく必要があると痛感した。

(2) 技術・知見の継承、人材育成

被災地にとって非常に辛く厳しい状況ではあるが、東京都でも何時災害が起こるか判らない状況にあることから、できるだけ多くの職員に、今の被災地の現状を目の当たりにしてもらいたい。

直接、私のように派遣職員として身を投じてみるのも非常に意味のあることだと思うし、研修などを通して、災害に関する認識を新たにしてもらうのも必要だと思う。決して人ごとでは無いということを感じてほしいし、自分は『助けられる方』ではなく、『助ける方』であるということ認識してほしいと思う。

私は今回だけではなく、三宅島の噴火災害で直接復旧事業も経験しているし、仕事柄、普通の土木職員より災害に直面しているかもしれない。しかし、同じ人間ばかり経験を重ねていたところで、東京都のためにはならないと思う。首都公務員としての視野を広げる良いチャンスなので、できるだけ多くの方々、特に若手職員には是非、復旧・復興の手助けにチャレンジしていただきたい。

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

気仙沼土木事務所

飯塚 智幸 (平成24年4月1日～平成24年6月30日)

1 派遣当初の状況

私は、平成24年4月1日から同6月30日までの3ヶ月間、地方自治法に基づき、宮城県気仙沼土木事務所に派遣された。当該事務所は、宮城県沿岸部の最北端にある気仙沼市内にあり、県庁がある仙台市からの直線距離は約95km、鉄道でおよそ2時間、車では3時間ほどかかる。

管轄は、気仙沼市と南三陸町、及び離島の
大島である。

派遣当初の現地は、一般車両や工事車両が通行できるように、がれきの撤去や車道の応急復旧工事が完了していた。そのため、津波によって被害を受け、建物の基礎だけが残った広大な土地が、より広く感じられた。また、津波に流されずに残っている建物についても、外壁の鉄筋がむき出しになっているなど、津波の威力を物語っていた。これらの建物は、倒壊の危険性が高いため、順次取り壊しが行われていた。

また、派遣先である当該事務所自体も、沿岸部に位置していたため津波により被災してしまい、プレハブの仮設庁舎での業務を余儀なくされている。



写真1 市街地の被災状況 (平成24年4月6日撮影)



写真2 庁舎の被災状況
写真赤丸の高さまで津波が押し寄せた
(平成24年4月6日撮影)

2 派遣先部署の業務概要

平成24年度、宮城県には37都道府県から188名の職員が派遣されている。(平成24年4月時点)

そのうち、当該事務所には、7都道府県から19名の職員が派遣されている。また、平成24年は、5月・6月に期限付き採用で宮城県職員として6名が採用され、合わせると、82名となっている。これは、宮城県の事務所としては大規模であり、平常時の職員数の約2倍の人員で、管内の道路・橋梁、河川・海岸、港湾関係の通常の建設と管理業務に加えて、約190件、1,270億円にのぼる膨大な災害復旧事業に取り組んでいる。

都の職員は、平成23年6月から派遣されており、主に道路や河川の災害復旧業務にあっている。震災で被災した道路や河川の復旧に要する費用は莫大な額に達し、施設の管理者である県の財政能力をはるかに超えるので、災害復旧工事の設計をして国庫負担申請をし、国の査定を受けて国庫補助を得ることが工事実施の前提となる。都の職員は、当初は5名の派遣であったが、その後、多忙な災害査定業務に対応すべく、10名体制に増員された。平成23年度に査定業務もひと段落したことから、平成24年度は、再び5名体制となっている。また、平成23年度は都職員のみで作業班を形成していたが、平成24年度からは宮城県職員と他道府県からの派遣職員との混成で、災害復旧業務にあっている。平成24年度の災害復旧業務は、大きく分けて2つある。1つ目は、平成23年度の災害査定にて工事費が決定した工事、委託の発注及び監督業務である。道路部門では、平成23年度発注済みのものが33件、平成24年度発注が6件（複数の工事が合併されているため、実際は30箇所以上）を行うこととなった。2つ目は、平成23年度の災害査定にて工事費が仮で決定している協議設計の実施保留解除である。協議設計とは、査定時に災害復旧事業としては採択されるが、周辺施設の利用計画や地盤条件などの未確定要素が含まれていることから、実際に工事を行うにあたり、十分な検討が必要な案件のことである。平成24年度は、未確定要素について調査及び調整を行い、改めて本省に対して協議（保留解除）を行うことが主な業務となっている。

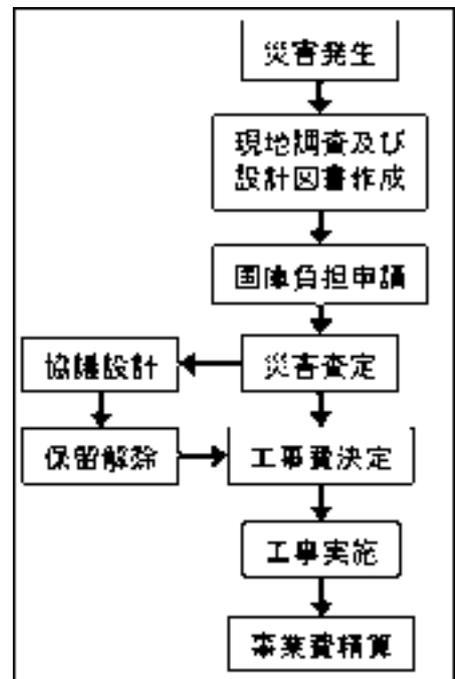


図1 災害復旧事業の流れ

3 成果・実績

私が派遣されていた当該事務所管内の道路及び橋梁は、津波浸水区域の流失被害をはじめ甚大な被害を受けている。

平成23年度の災害査定において、道路111箇所、橋梁14箇所の合計125箇所の復旧費用が国から認められた。

平成24年度上半期には、125箇所のうち75%となる103箇所では復旧工事に着手しており、そのうち46箇所は復旧工事が完了し供用が開始されているなど、災害復旧が着実に進んでいる。

写真3 安波山から望む気仙沼市
(平成24年5月19日撮影)

1 担当した業務の概要

私が配属された宮城県気仙沼土木事務所道路建設第1班は、宮城県職員3名、5月から任期付で採用された職員1名、徳島県からの派遣職員2名、東京都から私の合計7名体制であった。管轄は、宮城県気仙沼土木事務所管内のうち、北側の気仙沼市であり、道路及び橋梁を担当している。宮城県職員は主に通常業務を行い、震災関連の業務については主に派遣職員が担当することとなった。

私が担当した業務の中でメインとなったものが、被害が大きく河川の復旧計画との調整が必要ため「協議設計案件」として実施が保留されている馬場只越線 (只越橋) の実施保留解除に向けた調整と、派遣期間中に東北地方に甚大な被害をもたらした豪雨についての気仙沼唐桑線の大峠山の災害復旧工事である。

(1) 馬場只越線 (只越橋) の実施保留解除に向けた調整

只越地区は、当該事務所から北東方面に



写真1 応復復旧されている只越川 (平成24年4月6日撮影)

10kmほど離れたところにある。県道馬場只越線が只越川を渡河する只越橋が私の担当案件である。また、下流には水門、近くには只越漁港が位置する。周辺には山が鋭く切り立ち、典型的なリアス式海岸の地形となっており、ここに10mを超える津波が押し寄せ、甚大な被害をもたらした。かつて人が住んでいたであろう場所は、基礎のみを残して家屋が流出してしまい、現在は災害危険区域に指定されている。そのため、新たな建築が制限されている状況である。

只越橋は、地盤条件や周辺の土地利用計画が未確定なことに加え、道路事業や堤防事業、防災集団移転事業など、複数の事業が実施される予定となっており、それぞれの事業同士が密接に関係しているため、災害査定では協議設計の案件となっている。

派遣時には応急復旧工事が実施済みで、被災前と同じように車両が通行できるようになっていた。しかし、只越川において、発生頻度の高い津波に対する堤防を整備するためには、只越橋は約10m嵩上げが必要となり、橋梁の撤去・新設を行わなければならない。私が赴任してい



写真2 嵩上げが必要な只越橋 (平成24年4月6日撮影)

た期間では、河川堤防の計画が決定しなかったため、橋梁の設計までは終えることが叶わなかった。そのため、気仙沼市役所や、宮城県気仙沼土木事務所の河川班などの、只越地区の他の関連事業の関係者とこまめに打ち合わせを行い、設計条件等の調整を進めた。

(2) 気仙沼唐桑線の大峠山の災害復旧工事

派遣期間中である平成24年5月3日に、岩手県、宮城県、福島県の東北3県の36地点で、24時間雨量が5月としては観測史上1位を記録する豪雨に見舞われた。宮城県内では、JRの在来線が55本運休、仙台空港では55便が欠航するなど、交通にも大きな支障をきたした。

気仙沼市内では、24時間雨量が224.5ミリと5月としては観測史上1位であり、2205世帯5200人に避難勧告が出された。

また、当該事務所管内の土木施設への影響も、市町村管理の道路、橋梁、河川も含めると64件にもものぼり、各所で被害が発生した。

私が担当したのは、気仙沼唐桑線の応急工事であり、被災箇所は、山間部の沢筋にあたる部分である。豪雨によって枯れ木や土砂などが大量に流され、排水管で処理しきれなかったそれらが道路上にオーバーフローしてしまった。そ



写真3 (主) 気仙沼唐桑線の被災状況
(平成24年5月4日撮影)

の影響で、道路の路肩盛土の崩壊、ガードレールの破損、道路横断管渠の閉塞を招いた。

このような状況では車の通行が危険なため、気仙沼唐桑線は通行止めを余儀なくされた。この結果、付近の集落から市街地に向かうためには、10km以上も迂回をしなければならない状況となり、早急に復旧を行う必要があった。

復旧方針として、原型復旧では頻繁に同じような被害が発生することが予測されたため、排水管路の規格を大きくして復旧することとした。

そのため、災害査定申請は行わず、県単独費にて復旧を行うことになった。

概算設計書を3日で作成し、宮城県建設業協会が選定した業者と随意契約を結ぶなど、柔軟な対応をとったおかげで、被災から57日で交通開放することができた。

2 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災地では、復興に向けて住民説明会を頻繁に開催している。その中で印象的だったことは、住民の中には、より安全な生活を送ることよりも、震災前と同じような生活を送ることを強く主張する人もいたことであった。具体的には、「津波による被害がない高台へ移住するよりも、慣れ親しんだ海岸地域にまた住みたい。」「海岸の堤防の工事よりも、漁港施設の復旧を急いでほしい。」といった意見である。

派遣職員を希望して被災地に派遣され、安全に暮らせる基盤整備の実現に貢献したいという意気込みであった私には驚きであった。

技術職の職員としての意見が、必ずしも住民の意見と一致するわけではないということや、合意形成に向けたプロセスを直に体験することができたことは、今後の都庁で働く上で貴重な財産となった。

被災地派遣職員 業務概要

福島県

いわき建設事務所 災害復旧PT

永井 良文 (平成23年12月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

現地の状況

福島県の海岸線付近は、岩手県など他県に比べ平地の面積が小さいため、津波による家屋被害も比較的小規模であったが、海岸堤防は軒並み破壊された。また、道路については津波による被害のほか、平成23年3月11日と4月11日の2回の地震による土砂崩れにより、山肌に沿った多数の道路が大きな被害を受けた。

私が赴任した平成23年12月時点では、海岸や幹線道路は概ね応急復旧が完了していたが、交通量の少ない県道が3路線ほど通行止めになっていた。市道など幅員の狭い道路もあちこちで車線が規制されており、すれ違いができないような状況だった。

派遣先部署の状況

私は福島県の災害復旧組織である「いわき建設事務所災害復旧PT」に派遣された。このPTは6月に立ち上げられ、9月から東京都、青森県、山梨県など、他の自治体の職員の受け入れを開始していた。私は震災後8ヵ月が経過した12月に第2陣として赴任したが、福島県の職員は震災以降、業務に忙殺されているようだった。

2 派遣先部署の業務概要

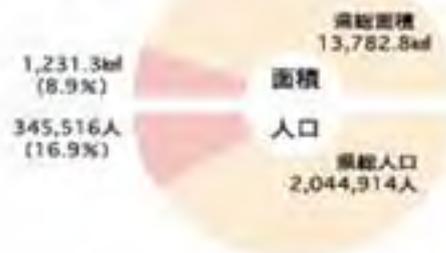
所管事業

いわき市の道路、河川、海岸、砂防、地すべり・急傾斜地崩壊対策、都市計画、県営住宅建設事業の実施



県総面積	13,782.8km ²
県総人口	2,044,914人
いわき市面積	1,231.34km ²
いわき市人口	345,516人

●面積、人口



平成21年4月1日現在

【いわき市】

太平洋の東南部に位置し、東北地方と首都圏の接点にあり、いわき七浜と呼ばれる約60 kmの海岸線で太平洋に面し、北は双葉郡、西は阿武隈山地を隔てて田村市、田村郡、石川郡と接している。

組織構成

いわき建設事務所

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ○総務部（総務課、行政課、用地課） | ○企画管理部（企画調査課、管理課） |
| ○事業部（道路課、河川砂防課、災害復旧PT） | ○建築住宅部（建築住宅課） |
| ○勿来土木事務所（総務課、業務課） | ○鮫川水系ダム管理事務所 |
| ○小玉ダム管理事務所 | |

体験談

福島県 いわき建設事務所 災害派遣PT

永井 良文 (建設局)

1 担当した業務の概要

役職：主査

災害復旧PT組織体制：

〔課長〕1人 〔主幹〕1人

〔道路・橋梁担当〕

福島県職員5人、他自治体からの派遣職員
4人

〔河川・海岸担当〕

福島県職員5人 他自治体からの派遣4人

担当業務の概要：

- ①災害復旧工事の工事監督
- ②災害復旧工事の設計変更
- ③災害査定設計書の実施設計書作成

2 苦勞したこと・工夫したこと

災害復旧事業のうち、工事監督と設計が私の
担当業務でした。

着任早々、5箇所の公共災害工事を監督する
ことになりました。福島県の監督基準に従い工
事監督を行いました。東京都の基準と異なり、

監督員の業務内容が細部まで定められており、
工事に深く関与することになっています。例え
ば舗装工事では、路床・路盤・基層・表層など
の各層毎に必ず1回は立ち会うことになってい
ます。また、完了検査については、①工期内に
完了検査を終える。②検査までに竣工書類(書
類・写真)の決裁を所長まで済ませる。③検査
時までには課長は工事成績評定行い、検査時に持
参することになっています。膨大な業務に追
われる中での、不慣れな事務手続きには大変苦
慮しました。また、現場の地理に不案内であっ
たため、当初は現場に行くのにも苦勞していま
したが、局からカーナビが支給されたため大変
助かりました。

3 印象的なエピソード

勤務地のいわき市平(たいら)は、名のごと
く平坦でかつ都会なので、近くに大型商店や飲
食店が多く約2km先のいわき駅周辺は歓楽街も
あり、たびたび派遣された同僚達と出かけまし
た。



路床の亀裂状況を確認、右端が私



基層まで復旧が進捗した状態

12月当初は、多くの業務量と不慣れな事務で困惑しましたが、派遣職員からの多くの助言や励まし、福島県職員の適切な指導により、この4ヶ月を乗り切ることができました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

災害復旧業務に携わり、①職員同士のつながり、②良好な意思疎通、③仲間意識、④情報の共有化、の重要性を再認識しました。防災都市東京を早期に実現するためにも、仲間と協力し、業務を遂行していきたいと考えています。

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

沿岸広域振興局 水産部 宮古水産振興センター

赤嶺 好祐 (平成23年12月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

平成23年12月1日午後1時30分に新しい職場となる岩手県宮古市の沿岸広域振興局に着任した。東京駅から新幹線で県庁所在地のある盛岡まで3時間、それから長距離バスにゆられて国道106号線を東へ2時間、都内の自宅を出発して実に7時間、600kmを超える大移動の初出勤である。

岩手県の宮古港は、宮城県沖の震源付近で発生した津波が直撃することなく、大きく突き出した半島の裏側に波が回り込むような位置にあるため、今回の津波によるエネルギーすなわち被害が最も小さいエリアと言える。しかし、その宮古港でさえ港湾施設および沿岸部の住宅地は壊滅し、RC構造の堅牢な宮古市役所庁舎でさえ2階部分まで破壊されていた。また内陸部の建物壁面には、浸水による泥水の痕跡が随所に見られ、沿岸部に走る国道45号線沿いには、1階部分のガラス窓が津波で割れたままのビルが並んでいた。

ところで、岩手県の沿岸の約700kmの海岸線上には、12市町村111の漁港があり、約6kmに1港と全国2位の漁港密度(海岸線/漁港数)を誇る。震源から遠く離れ、しかも長く突き出した半島の影となって津波の威力が大幅に低減されている地域でさえ、これだけ大きな被害が出ていることを考えると、岩手県下の漁港における被害はこれまでの想像をはるかに超えているに違いない。

一方、派遣先の合同庁舎は、周辺地盤の沈下により、外から見るとまるで庁舎全体が50cmほど浮き上がっているように見えたが、幸い庁舎執務室内に地震の傷跡は見られなかった。

岩手県では、震災復興の拠点となる庁舎が浸水や損壊を免れ、関係書類の紛失やOA機器に損傷がなかったことに加え、局長以下の幹部職員をはじめ広域振興局に勤務する職員の殆どが単身赴任で、庁舎近接の住宅に住んでいたことが迅速な初動体制の確立には有利であったに違いない。

着任後、職員から聞いた話では、震災後から仮設の住宅が確保されるまでの約1ヶ月間、地震や津波で家屋に被害を受けた住民が庁舎にて避難生活を送り、庁舎のロビー、廊下の隅々に避難住民が埋め尽くされ、職員は24時間まさに住民の監視下での執務を余儀なくされたとのことである。さらに被災から数週間、広域地方振興局の職員全員が交代で、炊き出しを行い、庁舎に避難して来た住民に対してだけでなく、手分けして市内の家々を訪問しながら、安否確認と食事の配給を行ったという。

マニュアルにもないこうした県職員の活動の背景には、沿岸部に点在し壊滅的な被害を受けた市町村役場では、職員やその家族が津波犠牲となった者も少なくなかったことが考えられる。そのため、被害の殆ど皆無であった県職員は、市町村役場との役割分担等を考えることなく、目の前で困っている被災者、住民を助けようという懸命な様子が伺えた。

勿論、マニュアルにはない活動である。果たして都下で想定外の大災害が見舞われた時、我々都職員は一体どのように行動するであろうか。どのように行動すべきであろうか。そして被災地には、我々都職員が学ぶべき貴重な課題や教訓が数多く存在するのではないだろうか。



宮古水産振興センターのある岩手県宮古市中心部と重茂半島の位置図

2 派遣先部署の業務概要

沿岸広域振興局は、北海道に次いで広大な岩手県の沿岸部に北から①県北振興局（久慈市）、②沿岸広域振興局宮古水産振興センター（宮古市）、③沿岸広域振興局（釜石市）、④沿岸広域振興局大船渡水産振興センター（大船渡市）の4つのエリアに配置され、それぞれ教育事務所、福祉保健センター、農林振興センター、水産振興センター、土木センター等から構成されている。

派遣先である漁港漁村課の業務は、水産業の健全な発展および漁村の生活環境の改善のため、水産庁の国費補助を受けて、漁港施設の整備、漁礁の設置及び増殖の造成等による漁場の整備、漁村の生活環境施設の整備を行うことである。

3 漁業地域の被災状況と復旧のプロセスについて

（被災の特徴）

東北地方太平洋沖地震に伴う大津波により岩手県の漁港施設は壊滅的な被害を受けた。

岩手県の漁港で見られた代表的な被災例としては、津波の波力により防波堤や岸壁、物揚場のケーソンが滑動や転倒し、損壊、流失したケースが多数確認された。また、沿岸部は、約1mの地盤沈下により満潮時に護岸、岸壁も浸水する状況である。

また港内においては、漁船や漁具をはじめ、引き波により、自動車や家屋等の多くのがれきの漂流堆積が確認された。

（復旧プロセス）

漁業活動を維持、復旧するためには、まず①航路、泊地を浚渫し、船舶が安全に航行するために必要な水深を確保する必要がある。さらに②水揚げのための岸壁の高上げ復旧、③漁港内の静穏度を確保す



水産復興マスタープラン（平成 23 年 6 月：水産庁） ☆太字青枠が担当業務の範囲

るための防波堤の復旧、④水揚げした海産物を運搬するための臨港道路の復旧を早急に実施する必要がある。このため、漁港漁村課では、被災後、緊急応急復旧工事として船舶の航行安全の確保と漁場の復旧のためのがれきの撤去工事と併せて、臨港道路を含め主要護岸の嵩上げ工事に早期に着手していた。

4 組織目標 具体的な取組み方針

★漁港関係の課題と対応状況と方針

課題① 当面の安全性や必要最低限の機能確保のため漁港や海岸保全施設の応急的な復旧

対応① 田老漁港など岸壁、物揚場の嵩上げ工事の実施

大沢漁港など堤防の仮締切工事の実施

島の越漁港など防波堤の仮復旧工事の実施

課題② 漁港や海岸保全施設の復旧・整備

対応② 12月28日に全ての災害査定が終了（1,392件）

田老漁港、島の越漁港など本格復旧工事に順次着手

課題③ 漁港・漁場の調査および災害廃棄物（がれき）の撤去により、水産業（漁業・養殖業）の操業再開を支援

対応③ 船越湾、山田湾など漁場のがれき撤去を実施

★漁港・漁場のがれき撤去や漁港等の復旧と整備

□漁港での漁船の係留・停泊機能の回復のための航路・泊地の災害廃棄物を撤去するとともに、

漁場での災害廃棄物を撤去

□国（水産庁）の災害査定は平成 23 年 12 月 28 日までに完了

□漁港や海岸保全施設の応急的な復旧を平成 23 年度末に完了

□本格的な復旧工事に順次着手。

●漁港（航路・泊地）の災害廃棄物撤去 ⇒ 31 漁港

●漁港、海岸保全施設の応急的な復旧 ⇒ 31 漁港区域

☆国の示した復旧・復興に向けた方針

- ①全国的な水産物の生産・流通の拠点である特定第3種漁港については、全国の水産業や水産物の安定供給に及ぼす影響が大きいため、早期再開を目指して、復旧・復興事業に緊急的に着手
- ②その他の漁港については、地域水産業の早期再開に向けた地元漁業者の意向、漁港の被災状況や背後集落の復興に向けた方針等を考慮しつつ、当該漁港において漁船の係留場所の確保など、復旧・復興の必要性の高い機能から優先して整備が必要な施設を選定し、事業を実施
- ③被災地の漁業再開のために、泊地や航路に堆積し、漁船の航行・係留、漁業活動等に支障を及ぼす漁港のがれき処理が不可欠



漁港施設の整備 水産振興マスタープラン（平成 23 年 6 月：水産庁）

被災地派遣職員

体験談

岩手県 沿岸広域振興局 水産部 宮古水産振興センター

赤嶺 好祐 (港湾局)

私は、宮古水産振興センターの漁港漁村課計画チームの主査として、平成23年12月から4ヶ月間、被災地支援要員として派遣された。派遣時の組織の概要と担当業務について以下に紹介する。

1 担当した業務の概要

- 【派遣先部署】** 岩手県 沿岸広域振興局
宮古水産振興センター
漁港漁村課
- 【役職】** 整備計画チーム 主査
- 【組織の体制】** 課長(1)、総括主査(2)、主査(1)、主任(3)、主事(2)の総勢9名
(平成24年4月に、島根県からの派遣職員1名、経験者による県採用の期限付き臨時職員5名の計6名が増員されて、総勢15名となっている)

- 【対象漁港】** 31漁港
- 【業務内容】** 漁港施設の災害復旧業務
- 漁港災害復旧事業(災害廃棄物等撤去工事)
平成23年度
津波により航路・泊地に堆積した災害廃棄物を撤去(災害廃棄物撤去31港)
- 漁港災害復旧事業(漁港施設等本復旧工事)
平成23年度～
津波により被災した防波堤や岸壁など漁港施設等の本格的な復旧を実施

派遣期間中の担当業務は、①災害査定と②応急復旧工事(がれき撤去)の監督業務、③災害復旧工事の発注業務である。

まず、着任後の最初の業務は①災害査定である。被災現場の確認と施設台帳の整理を行い、図面を含めた設計書を作成して、予め定められた日時に査定官および会計検査院立会官に設計書の内容説明と現地説明を行うものである。私は災害査定の第11次～第13次査定の最終査定を担当した。

<h3>1. 漁港</h3> <p>被災状況と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 7漁港の31泊地に大規模な被害。 ② 津波直後の緊急対応であるが、復旧の重要性が重要。 <p>対応の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 漁港間で機能分担を促すこと、被災一帯として必要な機能を早期に確保。 ② 全国的な水産物の生産・流通の拠点漁港 <ul style="list-style-type: none"> - 早期再開を目的として緊急的に復旧・復旧に着手。同時に、防波・加工機能の強化、防災への安全性向上を図る。 ③ 地域水産物の生産・流通の拠点となる漁港 <ul style="list-style-type: none"> - 本年度中を目途に復旧・復旧に着手。同時に、下記3つの漁港の一部機能を補充するため、市漁施設、遊漁船関連施設等の暫時的強化等を推進。 ④ その他の漁港 <ul style="list-style-type: none"> - 漁民漁業者の生活等を考慮し、漁村の基盤施設の確保など必要経費の嵩い機材から事業を実施。 	<h3>2. 漁場・資源</h3> <p>被災状況と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① がれき等の大量流出で漁場や資源・生育に影響。 ② 漁場の回復に向けての積極的な対応が必要。 <p>対応の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> (がれき撤去の推進) ① 早期の漁場再開に向けて、 <ul style="list-style-type: none"> ① 11月の津波から早急にかけて復旧対応を漁場 ② 早期の復旧が重要な漁場 ③ 漁民漁業者等の好漁場・主産地 など、優先すべき漁場から、がれき撤去を実施。 ② 漁民漁業者の要望に即して、大規模な復旧・復旧の回収処理等を積極的に推進。 (継続的な漁場再生計画の実施) ③ 復旧・復旧の各段階を通じて、被災した沿岸漁場や漁業・子育ての推進計画を積極的に推進。
---	--

次に担当したのは②応急復旧工事（がれき撤去）の監督業務である。大津波により漁港内には船舶航行や養殖漁業の妨げとなる漁船や漁網、自動車、倒壊した家屋やコンクリートの塊など大量に堆積しており、漁業関係者から最も強く要望されていた事業である。

さらに、年明けから3月までに取り組んだのは、災害復旧工事の発注作業である。災害査定の結果、例年の20年分に相当する多額の国庫補助の内示を受け、年明け早々、年度内の発注に向けた設計書作成業務が始まった。災害復旧の特需により、日々上昇する作業員の人件費や生コンクリートなどの材料費など最新価格を反映させながら設計書を作成した。特に海上工事では、えい航費だけで数百万円を要する大型クレーン船の在港調査などの全国的に数の少ない特殊作業船舶の確保に加えて、大量の消波ブロックや大型のケーソンを製作するための莫大なボリュームのコンクリートと広大な作業ヤードの確保が最大の課題となり、業界を交え県庁全体での調整によることとなった。

2 苦労したこと、工夫したこと

着任後の被災地派遣職員が共通して直面する課題として土地勘の不足がある。着任当初は、漁協組合との打合せ時に飛び交う聞き慣れない地名と多種多様な漁港施設の位置関係、漁業関連の専門用語など打合せ中には内容を正しくイメージ理解することが出来ず、職場に戻って地図や専門書で確認した。

また、漁港漁村課の職員数は例年通りである一方で、被災に伴う災害復旧のため、事業量は例年の20倍である。人手に余裕がなく、着任の翌週以降は一人で現場確認を余儀なくされたため、自前で用意したカーナビを庁有車に取付

けて、庁舎から片道20~50km離れた現場を往復した。

最も苦労した山田漁港における災害査定の事例を紹介する。

山田漁港は岩手県でも有数の水揚げを誇る天然の良港であるが、3月11日に発生した大津波で、湾内の養殖施設、岸壁の水産加工施設はもとより、防潮堤の背後に広がる市街地を一瞬にして呑み込み、住民だけでなく町役場職員にも多数の犠牲者を出した地域である。

漁港施設も漁獲量管内で最大規模の漁港。3kmにおよぶ沿岸部に各種多数の漁港施設、護岸、岸壁、潜堤、防潮堤、離岸堤、導流堤、荷揚場、船揚場、臨港道路があり、全ての施設で滑動、流出、破損など大小様々な被災を受けていた。

また、他の漁港同様に、沿岸部では1mの沈下が発生し、全体的な嵩上げが必要な状況であった。

一年で最も日照時間の短い12月は、岩手県沿岸部では16時前には真っ暗になる。また、沿岸部に当初設置されていた照明灯は津波で根こそぎ流失しているため、午後4時以降は、暗闇の中での災害査定となる。

そのため、年末の連日午前7時に出勤し、午前8時に現場確認スタートが日課となった。日没後は、随所に陥没のみられる路面に注意しながら、懐中電灯で検査官、立会官の足元、手元の検査資料を照らすとともに、車のヘッドライトで照射した。また、冬夜の海辺の外気温は零下に近い。カイロなど防寒対策に留意して受検に望んだ。

こうした厳しい条件下での災害査定の結果、担当した山田漁港は受検1日の査定で、申請額に対して98%以上の30億円超の査定額を獲得することが出来た。特に査定の成否の鍵を握ったのは、被災前と被災後の航空写真である。

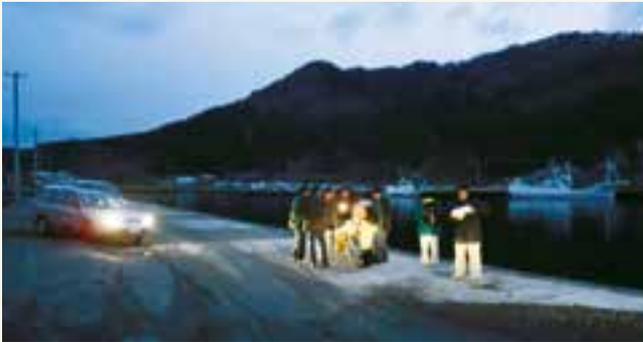
とりわけ被災直前の写真が重要で、岩手県では写真や施設台帳の整理と管理が行き届いていたことが功を奏した。

着任後の激務の1箇月を県の職員と共に力を合わせて乗り越えることで、達成感とチームの一員となれたような充実感を感じた。

何物にも代えられない多くの尊い生命と財産が失われた被災地での災害復旧業務を通して得たものは、まさに「百聞は一見に如かず」の格

言の通り、被災地や当事者でしか学べない課題と教訓である。4ヶ月という短い期間ではあったが、史上最大級の大津波に伴う災害査定業務に携わるという貴重な経験によって学んだのは単に災害査定ノウハウ、経験知だけではない。

派遣中は連日の徹夜、寝食を忘れて災害復旧業務に従事する県庁職員、そして縁の下の力持ちとして、高度な専門知識と技術で、行政を忍耐強く支えている全国各地から業務支援に参集



車のヘッドライトと懐中電灯で手元を照らしての災害査定状況



(南第1防波堤 山田漁港：被災前)



(南第1防波堤 山田漁港：被災後)



(被災前 南第1防波堤)



(被災後 南第1防波堤)

したコンサルタント会社の無数の社員そのひとかたならぬ努力と苦労を間近で拝見した。

派遣先の職場では職員一人ひとりが多くの案件を抱えて多忙の中で、不馴れな業務で時には足手まといになっていた新参者に対し、随所にさりげなく心を配ってくれた職員の優しさも身に沁みた。

総務局被災地支援岩手県事務所の所長以下職員の皆さんの気遣いも嬉しかった。

派遣元の職場には残務で色々大変ご面倒をかけてしまった。派遣初日の東京駅での見送り、派遣中に届いた派遣元からのエールに何度も元気づけられた。

そして帰任後は、何ものにも代えられない多くの尊い人命が失われた被災地での体験を経て、私は毎日、家族と共に平穏無事に過ごせることの有難さを身に沁みて感じながら暮

らしている。

東日本大震災の発生から早くも2年が経過するが、仮設住宅では、今もなお多くの被災者が現在そして将来の不安を抱えながら不自由な生活を余儀なくされている。全ての被災者が一日も早く、健康的に安心して暮らせることを心から切に願っている。



漁港の復旧計画案の地元説明会



宮古水産振興センターのある沿岸広域振興局の合同庁舎



被災地派遣中の住居（農地に造成された松山仮設住宅）

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

沿岸広域振興局 土木部 岩泉土木センター

青木 秀文 (平成24年4月1日～平成24年9月30日)

1 派遣当初の状況

派遣先の岩手県沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターは、津波浸水地域より内陸に20kmほど離れている。岩泉土木センターから沿岸部方向へ20kmほど行くと10棟余りの仮設住宅群があり、さらに行くと津波浸水地域が広がっている。津波浸水地域は、私が派遣された当初、堤防より内陸側では、概ねガレキの撤去が終わり、以前、建物があった場所は、草むらとなり、浸水したり、半壊したりした建物が広がっていた。堤防の沖側の港湾施設については、東日本大震災時のまま残っており、津波によって打ち上げられた数十トンの消波ブロックや岸壁を構成していたブロックが点在していた。物揚場だった場所は砂浜になり、沖の防波堤も流され、津波前の状態が想像できなかった。岩泉町に襲来した津波の痕跡高は20m程度で15mの防潮ラインを越え、小本地区の街を襲った。岩泉町の沿岸部では全体で50cm沈下し、シケがくるとパラペットのなくなっている箇所から海水が入り、水びたしとなる。また、小本港は波が荒く、さらに沖の防波堤が崩壊しているため、波が入りこみ砂浜と化してしまった箇所では砂の侵食が発生している。



写真1 津波によって打上げられたブロック

2 派遣先部署の業務概要

派遣先の岩泉土木センターは、岩手県庁の出先機関で、岩泉町と田野畑村の港湾・河川・堤防・砂防・県道・橋梁等の岩手県が管轄するライフラインや防災施設の補修・管理を行う事務所である。仕事内容はライフライン・防災施設の巡回、新規構造物や損傷箇所の設計・積算・工事監督を行い、洪水や高潮対策事業といった災害に強い社会資本の整備、物流の基盤となる道路事業といった産業を支える整備を行っている。東日本大震災以降は岩泉町と田野畑村の津波災害の復旧を行う岩手県庁の最前線の事務所の一つとなり、災害復旧を行う上で必要な今後の復旧方針、国土交通省から予算を獲得するための金額の見積資料や工事を発注するため



写真2 岩泉土木センター

に必要な金額の資料を作成し、発注した工事の監督を行い、東日本大震災で被災した公共土木施設の早期復旧を目指している。

3 成果・実績

岩泉土木センターでは岩泉地区のガレキ撤去に取り組み、概ね終了した。また、岩泉土木センターの管轄である東日本大震災や津波で崩壊した岩泉町から田野畑村にかけての防潮堤や水門、小本港といった海岸構造物の工事発注を行い、現在、復旧のための工事に取り掛かっている。防潮堤では50cm沈下してしまった高さを本来の高さに戻すことと、津波により洗掘されてしまった背後の法の部分の復旧工事を行っている。小本港では打上げられたブロックの撤去が終わり、沈下してしまった防波堤、物揚場、埠頭用地の嵩上げ、転倒してしまった防波堤の復旧工事が始まっている。東京都からの派遣職員は、この小本港を担当し、現在、物揚場の製作と防波堤の補修、嵩上げ作業が行われ、その工事監督を行なっている。また、沖にある防波堤の工事発注を行い、受注業者との契約にいたっている。



写真3 工事着手前の小本港



写真4 工事着手3ヶ月後の小本港

写真1：私が前任者から引継ぎを行なった2012年3月下旬に小本港で撮影した津波により打上げられた物揚場を構成していたブロック。

写真2：派遣先の岩泉土木センターで職場の河川港湾課は、4階のフロアーだった。

写真3：工事着手前の小本港の様子。1つ1つが数メートルあるブロックが津波により打上げられ点在している様子。物揚場であった場所は、砂浜になっている。

写真4：工事着手3ヶ月後の小本港の様子。打上げられたブロックの壊しが終わり、新たに消波ブロックの製作等に使用するスペースを製作しているところの写真。

3 印象的なエピソード

派遣期間中、とてもうれしかったことは、派遣され、不安であった私に、周りの方々が私を仲間として迎え、声を掛けてくれたり、食事に誘ってくれたりするなど本当に気遣ってくれ、支えてくれたことです。また、私が住むアパートの近くに仮設住宅群があり、朝、出勤する途中、仮設住宅に住んでいる方から「いらっしゃい」、「ごくろうさま」と声を掛けていただいたことです。派遣期間中は忙しい日々が続きましたが、声を掛けていただいた方に励まされたことが本当に多くありました。また、現場である小本港へ行く途中にも、仮設住宅や仮設の商店街があり、仮設住宅で生活している方や、仮設商店街で働いている方の姿を見ていると、被災された方が、少しでも早く、またもとの生活に戻るための生活環境を構築しなければならないといった使命感を強く感じました。私はこのような中で、自分のできることを一生懸命に行っていたと思っています。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の東日本大震災では、地震ばかりでなく、津波によりこれまでにない大規模な被害を受けました。地震や津波による沈下や損壊に対

し、どのように構造や工法を決定し復旧を行っていたかを学びました。ないことを心から望みますが、今後、もし大規模災害が発生するなどしたときには東北派遣で得た知識を活用していきたいと思っています。また、被災地では、復興に向け多くの工事が行われ、そのための発注がされ、材料・人材・機材の確保が難しくなるといった問題が発生しました。このように、大規模な災害が発生したときに出てくる2次的な問題を忘れずに、東京で行った設計に対し、どこから機材を確保されるかなどを常に意識して仕事に臨み、その確認を確実に行うなどして、今後、行われる東京都の防災について、提案等をしていきたいと思っています。また、人とのかわりやすさの大切さを本当に強く感じました。人が不安であるとき、人の温かさはその最も救いとなるものです。震災後、家族や仲間を大切にすることが強くなったということが伝えられていますが、本当に大切なものだ今回派遣によって感じる事ができました。今後、人とのかわりやすさや温かな気持ちで接していきたいと考えています。

写真1：定期的に小本港の巡回を行い、被災した防波堤の損傷した箇所が悪化していないか確認を行なっているところ。

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

仙台塩釜港湾事務所

古澤 彰範 (平成23年6月1日～平成24年12月31日)

1 派遣当初の状況

東北地方太平洋沖地震発生の約3ヶ月後に赴任した。仙台塩釜港湾事務所は正に津波が押し寄せた地域にある〔図-1〕。被災当日は隣の夢メッセみやぎでイベントが開催されており、職員はその参加者達を事務所ビルの屋上に避難誘導後、その人々と事務所で一晩を過ごしたとのことだ。公用車や職員の自家用車の多くは津波で流されてしまった〔写真-2〕。事務所ビル付近での津波高はT.P.+5.2mであり、2階まで浸水する高さだ〔写真-1〕。派遣当初、その爪跡はまだ残っており、事務所ビル1・2階の貸会議室等は閉鎖されたままだった。被災直後、事務所ビルは二次災害の危険もあることから、代替の事務所を津波被害を免れた仙台市中心部に近い仙台土木事務所の会議室に置き、本事務所に復帰できたのは、私が赴任する前々日の5月30日だったようだ。

事務所周辺に目を向けると、隣の夢メッセみやぎは被災後閉鎖されたまま、近隣のビール工場等も未稼働で、その材料や製品等の輸送を担っていた貨物専用の臨海鉄道臨海本線も営業できない状況であった。再開したのは平成23年11月である。

背後地は、仙台港区・松島港で平均0.5m程度、塩釜港区で平均0.8m程度の地盤沈下が発生し、被災後、写真-3のように、物資輸送ルートである臨港道路は、冠水やガレキ等で、通行が難しい状態であった。しかし、私が赴任した時期には、亀裂が生じている箇所や冠水する箇所等があるものの、早期の啓開作業により、殆どの臨港道路は通行可能な状態まで回復していた。但し、信号機や道路照明等が復旧されていない箇所もあり、全国から派遣されている警察官が交代で交通整理をしていた。

海上の物資輸送ルートである航路も概ね啓開作業が完了して一般貨物船が入港可能な状態まで回復していた。岸壁についても全体的に沈下し、被災してはいるものの、使用可能なものについては、仮応急復旧工事を実施し、約80%程度の岸壁が使用可能な状態まで回復していた。

荷役設備としては、高砂コンテナターミナルのガントリークレーン4基、ストラドルキャリア11基全て損傷しており、平成23年9月までは、300t吊クローラークレーンを事務所で早々に用意して荷役の対応をしていた。また、写真-4のように、コンテナヤードにあった約4,000個のコンテナのうち約2,700個が津波で流出し、女川町で発見されるなど広範囲に渡



図-1 仙台塩釜港（仙台港区）の浸水範囲



写真-1 事務所概観
〔前面駐車場が写真-2の箇所〕
(平成23年6月撮影)



写真-2 被災当日の事務所ビル駐車場 (平成23年3月11日 事務所から職員が撮影)



写真-3 ガレキ・車両・冠水
〔臨港道路〕
(平成23年3月14日 職員が撮影)

って散乱したままであった。その中でもリーファーコンテナについては電源供給ができず、食料品等が腐り、悪臭を放っていた。散乱したコンテナの撤去・整理が完了したのは、平成 23 年 10 月頃だったと記憶している。

なお、仙台港区の民間バースには海外の貨物船（5,500t 級）が乗り上げた状態が続いていた〔写真-5〕。

緊急支援物資船の入港を可能とした平成 23 年 3 月 17 日を皮切りに、石油運搬船の入港、RO-RO 船やフェリーの定期航路、松島定期観光船の再開、5 月には震災後初の外航船が入港し、私が赴任してからは、内航フィーダー航路、中国・韓国航路、北米航路が再開された。被災前までには及ばないものの、港湾物流機能の早期回復に向けた職員、関係者の方々の努力には頭の下がる思いだ。

一方、漁港区に目を向けてみると、写真-6 のように、全体的に沈下して満潮時には冠水してしまう漁港施設や、その背後の住宅等が津波で地区全体が跡形も無く流されてしまった場所も見られ、その住民達のことを考えると辛くなった。

2 派遣先部署の業務概要

派遣部署には、石川県、徳島県、鳥取県、大分県、東京都から各 1 名派遣され、その 5 名を含めて総勢 32 名の組織であった。

通常の主な業務は、港政班の港湾施設等の使用許可・使用料の收受、船舶の入出港管理・処理、総務班の工事や委託業務等の指名・入札・契約文書の收受、その他窓口業務、工務班の港湾改修工事の企画・施工業務であり、その 3 つの班で構成されていた。別途、塩釜港区には出先機関として塩釜支所があり、その港区の港政班としての役割を担っていた。震災後は、通常業務に加えてガレキ撤去・処理、啓開作業等の災害復旧事業も行っており、職員は多忙を極めていた。私たち派遣職員は工務班に所属し、災害復旧事業を専任で担当した。

所管区域は、図-2 示す港湾区域である。特定重要港湾である仙台塩釜港の仙台港区と塩釜港区、地方港湾の松島港が所管の港であり、塩釜港区には桂島・寒風沢島・野々島という離島も含まれる。

管理する施設としては、港湾、漁港、海岸保全、公園施設に及ぶ。



写真-4 コンテナ流出
〔高砂コンテナターミナル〕
(平成 23 年 3 月 13 日撮影)



写真-5 貨物船の打ち上げ
〔民間バース〕
(平成 23 年 6 月 14 日撮影)



写真-6 施設全体の沈下・冠水
〔漁港区〕
(平成 23 年 6 月 3 日撮影)

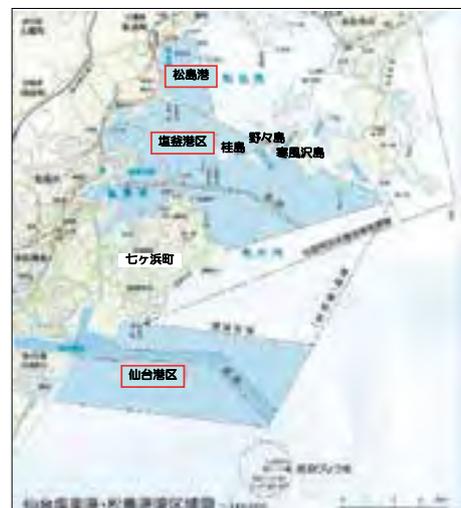


図-2 仙台塩釜港湾事務所所管区域図

体験談

宮城県 仙台塩釜港湾事務所

古澤 彰範 (港湾局)

1 担当した業務の概要

私は工務班に所属し、技術主査として従事した。工務班は班長（技術次長）1名、副班長（技術次長）1名、技術主幹1名、技術主査6名（内、派遣職員5名）、技師3名の計12名の組織であった。派遣期間の前半は、応急工事に加えて平成22年度業務のしゅん功処理や打ち切り処理、住民対応、ガレキ・放置車両の撤去等に職員は追われていたため、派遣職員がリーダーシップをとって、災害復旧事業を担当した。

図-1に示す災害復旧事業の実施フローの内、私が担当した仕事は「査定準備」と「災害査定」である。具体には、次に示す業務を担当した。

- ① 既存資料、施設台帳、現場確認・整理
- ② 委託業者打合せ、成果品精査、指示
- ③ 査定設計書作成、所内説明
- ④ 他の設計者作成の設計書のチェック
- ⑤ 災害査定対応（査定官等への説明対応）

2 担当した業務の事例

派遣先部署から国庫負担申請した件数は184件（申請額約400億円）に上り、その内私が主体で担当した案件は28件であった。担当した案件の内、高砂船溜り物揚場・船揚場（仙台港区）の例を紹介する。

当施設は、物揚場と船揚場で構成され、総延長が325.4m、設計水深-4.5m、設計天端高



写真-1 高砂ふ頭船溜り・船揚場物揚場

DL+2.2mの控え鋼矢板式構造の物揚場・船揚場である。施設全体で0.6～0.8m沈下しており（DL+1.6～DL+1.4m）満潮時には冠水、約75m区間は鋼矢板が倒壊、エプロン舗装が剥れ、裏埋め、路床・路盤が流出・吸出されていた（写真-1）。

復旧内容は、沈下した上部工・エプロン舗装等の設計天端高までの嵩上げである。現在と同じ構造で復旧した場合（普通土で嵩上げた場合）、嵩上げに伴う上載荷重の増加により主働土圧が増加し、安定計算結果は、常時荷重でタイロッドと腹起しの許容応力不足、地震時荷重で控え鋼矢板の根入れ深度不足となった。そこで、上載荷重を軽減するため、裏埋材・路床を軽量材によって置換することとし、5つの置換材について比較検討した。その結果、土圧軽減性、施工性、経済性に最も優位と判断された軽量混合処理土（SGM）を採用することとした（図-2）。倒壊した鋼矢板については、前面鋼矢板および控え鋼矢板を一度撤去した後、新規に打設することとした（図-3）。なお、嵩上げ等の復旧に伴い、付属物（防舷材等）も撤去・復旧するが、再利用可能な材料はできる限り有効活用することとして申請し、本案件の申請内容は全て採択された。

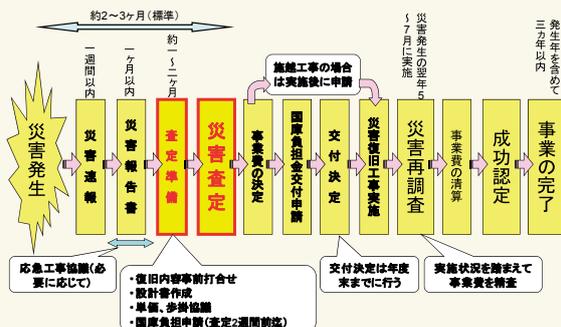


図-1 災害復旧事業の実施フロー

3 業務の遂行に当たって感じたこと

今回の業務を通じて感じたこと等について以下に述べる。

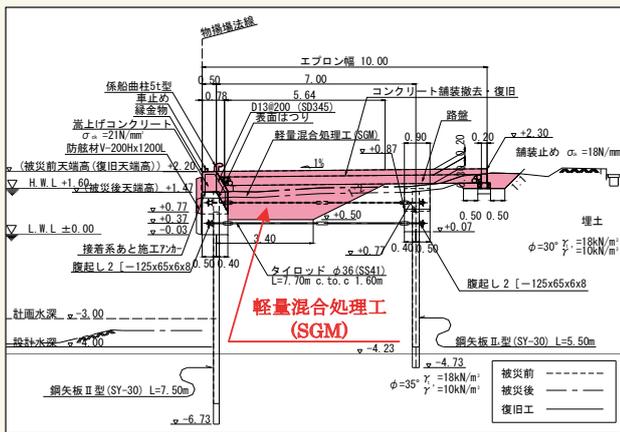


図 - 2 高砂船溜り物揚場・船揚場標準断面図
A-A 断面図 (軽量混合処理箇所)

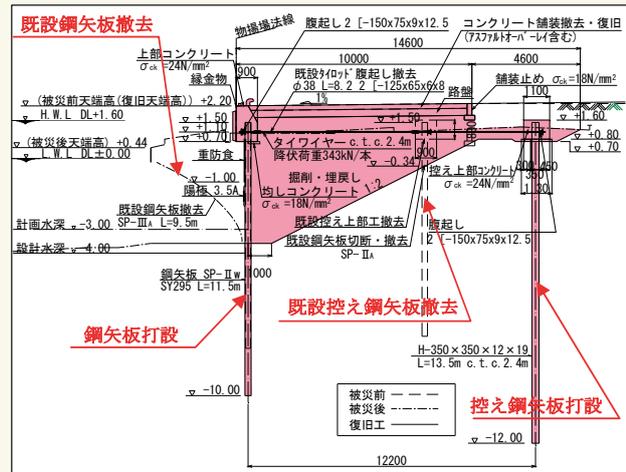


図 - 3 高砂船溜り物揚場・船揚場標準断面図 (2)
B-B 断面図 (鋼矢板倒壊箇所)

- ①当初、未曾有の大震災であることから、早期復興のために、例えば査定設計書における数量計算は、簡素化して「標準断面×延長」で良いという方針が国土交通省より示された。しかしながら、実際に災害査定を受けてみると、それでは対応できず、詳細な調査・測量・図面・数量算出・施工性・経済性等の比較検討が求められ、簡素化には至っていなかった。
- ②ガレキやコンテナ等の撤去に時間を要したため、詳細な測量や調査の着手が遅れ、それに伴い災害査定を受けるまでに時間を要した。
- ③復旧箇所のボーリングデータや、鋼管杭等の劣化・肉厚調査データが不十分な中、災害査定までの時間的制約があったため、近傍の既存ボーリングデータや、推定データを使用せざるを得なかった。そのため、工事発注段階での詳細調査・設計が更に必要となり、災害査定から着工までに時間を要する結果となっている。詳細調査・設計の結果によっては、災害査定設計内容からの大幅な変更の可能性もある。
- ④海岸保全施設の高さが決定した時期が地震発生から約半年経過した平成23年10月だった。しかし、構造計算に必要な外力条件が決定しておらず、暫定的な設計を行わざるを得なかった。現時点でも海岸保全施設への外力条件が決定していない。そのため、一体構造である港湾施設の実設計や工事発注も保留状態となっていたが、先日、

港湾施設を優先して復旧するという方針が決まり、工事発注を始めていると聞いた。海岸保全施設の改修に際しては、別途、住民合意や用地買収を伴う可能性もあり、完全な復興がいつになるのかが心配される。

4 おわりに

宮城県の災害査定は、派遣先部署も含めて平成23年12月に完了し、平成24年度中の復旧を目指して、平成24年1月からは実施設計、工事発注、施工という段階に入っている。住民の方々のためにもできる限り早期復興が成されるよう切に願っている。復興が成されたその時には、日常を取り戻した仙台塩釜港に私も必ず足を運びたいと思っている。

東京でも数年から30年の間にマグニチュード7.0以上の直下型地震が発生する確率が70%と言われている。東日本大震災のように大きく被災すれば、都民・国民の生命に大きな影響を与えるばかりでなく、東京の社会資本の復興が遅れることで、事業活動を停滞させ、国益に多大な損失を与える。そのような大打撃を阻止するためにも、今回の災害派遣で学んだことや感じた課題を教訓に、早期復興への準備、高度な防災都市東京の実現に貢献していきたいと考えている。

最後に、公私共に支えて下さった仙台塩釜港湾事務所の方々、東京都港湾局から後方支援をして下さったの方々、全ての関係者の方々、そして家族に心より感謝を申し上げます。

被災地派遣職員 業務概要

福島県

土木部 相馬港湾建設事務所 災害復旧プロジェクトチーム港湾班

小崎 克史 (平成23年12月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

平成23年12月から平成24年3月までの4ヶ月間、私は福島県の土木部相馬港湾建設事務所に派遣となった。東日本大震災では、相馬港で震度6強を観測し、高さ9.3m以上の津波が港を襲ったとされている。事務所のある相馬市は福島県北東部の太平洋に面した位置にあるが、市中心部は海から少し離れた内地にあるため、そこには一見何事もなかったかのような風景が広がっていた。

しかし、市中心部から太平洋沿岸に向かう道路では、亀裂、盛り上がったマンホール、折り曲げられた標識、ガードレール等がみられ、それらを修復するための舗装修復工事がいたるところで行われていた。さらに、市の太平洋沿岸部では津波により、集落は壊滅的な被害を受けており、相馬港では、沖合の防波堤は倒され、岸壁は決壊し、その背後にある野積場や上屋等といった港湾施設も破壊されていた(別添資料・写真1)。

なお、相馬港湾建設事務所は被災前までは太平洋に面して立地していたが、地震による津波で全壊したため、現在は市中心部・JR常磐線相馬駅近くのビル内に移転している。

2 派遣先部署の業務概要

私の派遣された相馬港湾建設事務所の主要業務は、福島県北東部太平洋沿岸の1港湾(相馬港)、5漁港(釣師浜漁港、松川浦漁港、真野川漁港、請戸漁港、富岡漁港)施設の計画、建設、管理及び運営である(別添資料・図1、写真2)。事務所の組織図及び業務概要は下記、表1のとおりである。私はこの中で、災害復旧プロジェクトチームの港湾班に所属していた。

なお、福島県には他にもう一つの港湾事務所(小名浜港湾建設事務所)があり、同事務所は福島県南東部の港湾、漁港施設に関する業務を行っている。

私の派遣期間中は、所長、次長、総務課10名、企画管理課5名、建設課・災害復旧プロジェクトチ

表1：相馬港湾建設事務所組織概要(相馬港湾建設事務所HPより)

課名称	担当内容	業務
総務課	総務	経理・入札・契約
	港営	港湾振興・施設使用許可・船舶入出港手続 ・港湾視察
企画管理課	企画管理	企画・維持管理・漁港計画・海岸計画 ・工事
建設課	建設	港湾計画・工事
相馬港湾災害復旧 プロジェクトチーム	企画班(企画管理課兼務)	東日本大震災の災害復旧 (国・関係市町及び他機関との調整)
	漁港班(企画管理課兼務)	東日本大震災の災害復旧 (漁港施設・漁港海岸)
	港湾班(建設課兼務)	東日本大震災の災害復旧 (港湾施設・港湾海岸)

ーム港湾班 10 名、災害復旧プロジェクトチーム漁港班 9 名の、合計 34 名の体制で業務を遂行していた。そのうち、各県からの派遣職員は港湾班に 6 名、漁港班に 9 名所属していた。派遣職員の構成をみると、港湾班が、東京都 2 名、福岡県 2 名、大分県 1 名、高地県 1 名、漁港班が、長崎県 5 名、京都府 3 名、新潟県 1 名となっていた。被災後は、災害復旧業務が中心となっているが、津波の被害で、事務所保管の資料の多くを失ったため、残された資料を頼りに復旧業務を進めている。

また、被災してもなお、相馬港背後の相馬市及びその周辺市の生活基盤や産業基盤を支えるために、震災後も機能を保つことができた岸壁や、早急に復旧させた岸壁に船舶が着岸できるようにして、相馬港が震災後も継続して南東北の物流拠点として機能するよう、その運営業務についても重点的に併せて行っている。

3 成果・実績

まず、港湾・漁港施設の復旧状況については、2011 年 11 月までに相馬港湾建設事務所管内の災害査定（各港湾・漁港施設がどのくらいの被災をしたのかを現地調査し、その復旧方法及び概算復旧工事費を出す業務）を終了し、被災額は相馬港単独で 76 施設 115 億円程度、残る 5 漁港施設で 155 施設 240 億円程度となることがわかった。ただし、請戸漁港及び富岡漁港については、原発の警戒区域 20km 圏内にあるため、未だに被災状況を把握できていない状況だった。

この災害査定の数値をみると、金額はもとより、一事務所管内だけでの査定の施設数の多さに驚きを感じる。さらに、その件数の査定業務を震災発生からわずか 8 カ月の間に行っており、被災地での復旧業務量の膨大さを物語っている。

その後、順次施設ごとに災害復旧工事の設計書を作成し、工事を契約、施工している状況であり、震災発生後、相馬港内で供用可能な岸壁は 3 つのみだったが、2012 度中に一定の災害復旧工事が完了すると、供用可能岸壁は 10 岸壁となる予定である（別添資料・写真 3）。

また、相馬港は、物資の年間総取扱量（平成 21 年度は約 540 万トン）の約 8 割が石炭等のエネルギー関連の燃料の輸入であり、背後の相馬共同火力発電所（フル出力：200 万 kW）に石炭等を供給するエネルギー港湾としての役割を担っている。この発電所からの電力の一部は東京にも供給されているため、相馬港の復旧に対して、東京都として果たすべき役割が大いにあることを忘れてはいけない。

火力発電所も東日本大震災による津波により被災し、震災後は発電が不能の状況に陥っていた。東日本大震災による被災の後、相馬港湾建設事務所では、発電所復旧時に石炭供給を迅速に行えるように、供用可能な岸壁周辺の整備はもとより、相馬港内の瓦礫処理及び相馬港から火力発電所までの輸送ルート確保等も早くから進めていたため、2011 年 11 月 30 日には震災後発の石炭船入港を実現させることができ、2011 年 12 月 19 日の火力発電所の発電再開に繋げることができた。2012 年 11 月現在では、火力発電所でフル出力（200 万 kW）による操業が可能となっている状況である。

その他にも、震災後初のコンテナ船が 2011 年 12 月 17 日に入港し、内航フィーダーコンテナ定期航路を再開させるなど、相馬港は着実に、南東北の物流拠点として機能を回復させている。

別添資料



写真1：相馬市沿岸に押し寄せる津波（撮影時期・平成23年3月）



写真2：被災前・相馬港航空写真（撮影時期・平成23年2月）



写真3：岸壁復旧工事（海上に仕切りを設置中、その後背後を埋め立てる）
（撮影時期・平成24年11月）

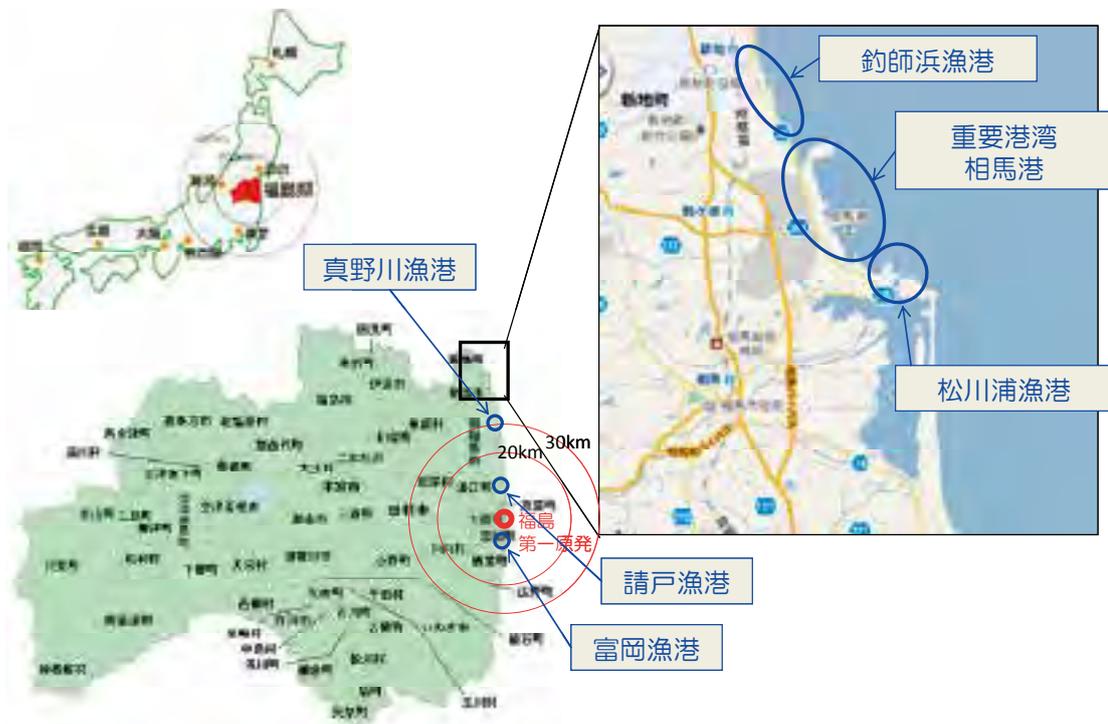


図1：相馬港湾建設事務所所管の港湾及び漁港

体験談

福島県 土木部 相馬港湾建設事務所 災害復旧プロジェクトチーム港湾班

小崎 堯史 (港湾局)

1 担当した業務の概要

私は、相馬港湾建設事務所が管理している港湾・漁港のうち、相馬港の災害復旧業務を担当する港湾班に所属しました。地元福島県チームが相馬港全体の工事の調整業務を担当し、大分県・高知県チームが港内の静穏度を確保するための防波堤、東京都チームが船舶を着岸させるための岸壁、福岡県チームが岸壁背後にある臨港道路、貨物の積み下ろし仕分け等を行う野積場の復旧業務を担当するというように、港湾班では県ごとに担当施設を分けて業務を遂行していきました(別添資料・写真1)。私が派遣された2011年12月には災害査定業務は既に終了していたため、岸壁復旧工事の設計、発注から工事監督までが私の主な業務でした。

2 苦労したこと・工夫したこと

今回の業務で苦労したのは、岸壁を復旧する際の岸壁構造の見直し業務です。

まず、岸壁の設計資料の一部が津波により流失してしまったこともあり、設計条件で不明な点がいくつか生じる中で、考えられ得る条件で構造計算のチェックをしたところ、被災前の岸壁構造では構造上もたない箇所がいくつか生じる結果となりました。構造上もたない箇所については、岸壁の安全性能が確保されるよう、経済性を考慮した対策工法を行うなどの工夫が求められました。今回相馬港では、当該箇所で、岸壁背後の埋立土の一部を事前混合処理土という、セメントを土と混合してある程度固め、水平方向への力を軽減することのできる安定した土に置き換えることで、背後からの土の圧力を

軽減する構造に変更し、構造上の安全性を確保する方針としました(別添資料・図1)。

また、災害復旧工事は、被災前と同じ原形復旧が基本的な考えとなりますが、上述したように、被災前の岸壁構造では構造上もたない箇所が出てくるなどの問題が発生するなどしました。そこで今回、大規模な被災となったこと等も考慮し、相馬港の中で特に重要となる岸壁については、被災前の構造での復旧ではなく、最新の港湾施設の基準に基づいた耐震設計を行い、新しい構造で岸壁を復旧する方針としました。岸壁の耐震設計をする際には、港湾施設の技術上の基準を用いるのですが、港湾施設に関する研究も進む中で平成19年度に新たな基準が確立されています。相馬港の岸壁のおおよそは、昭和40年から50年代に建設され、旧基準で設計されているため、これらの岸壁の中で特に重要となるものについては、この平成19年度に確立された新基準に基づき新たに耐震設計を行い、構造の見直しを行うこととしました。

旧基準から新基準における主な変更点として、地震力に対する考え方が挙げられます。まず、地震力(地震時の揺れによる岸壁背後からの土の圧力)を求める際には、設計震度という値を設定する必要があるのですが、旧基準では、
・「地域別の震度」(日本のある地域での、これまでの地震時の揺れ具合によって決定された係数)
・「地盤種別係数」(ある種類の土がどの程度堆積しているかによって決定された係数)
上記2つの係数等を掛け合わせて設計震度を設定し、地震力を求めることとしていました。

それに対して新基準では、まず、施設が立地する場所において、支持層と呼ばれる固く安定した地盤のある深さまで、どのような種類の土

がどのくらいの固さで何メートルずつ堆積しているのかなどを詳細に調査し、地盤のモデルを構築します。そして、その岸壁背後の地盤モデルにより、地震が発生した際に、施設が立地する場所においてどのように揺れが伝わるのかを分析し、設計震度（新基準では照査用震度と呼ぶ）を設定し、地震力を求めるように見直されています（別添資料・図2）。

3 印象的なエピソード

相馬港の中で特に重要となる岸壁について、先述しました旧基準と新基準の考え方にに基づいて、それぞれ地震力を算出したところ、両者の間にはほとんど差がない結果となることがわかりました。旧基準のところでも述べた地域別の震度等は、昭和時代から同様な考えであり、先人達の設計の経験則に基づいて設定されたものです。それにより算出される地震力と、最新の分析技術で算出される値にほとんど差がない結果となり、先人達の知見の深さに感心させられる出来事となりました。

また、今回は設計や発注業務の他にも工事監督業務も行っていましたので、地震や津波により決壊した岸壁の現場に足を運ぶ機会が何度もありました。岸壁構造は、設計図でみる機会は多々あるものの、実際にその構造を目の当たりにすると、岸壁が強固な構造物により形成され背後の土地の支えとなっていることがよくわかりました。一方で、地震や津波がこれらの強固な構造物を破壊したことも事実であり、その威力の凄まじさも痛感しました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東日本大震災の発生により、今後、特に港湾

施設においては、耐震化や津波に対する耐波性について構造の見直しを行うことが必要となってくるはずですが。そのような情勢の中で、今回の派遣により港湾施設の被災状況を目の当たりにした経験（別添資料・写真2）や、耐震設計やその対策方法等の岸壁構造の見直し業務に携われた経験等は私にとって大きな糧となり、それらの経験を今後の都庁業務に活かし、東京都の防災力向上に貢献していきたいと思っています。

現在、相馬市及びその周辺市は津波や原発事故の被害により地域が破壊、分断されている状況です。それでも現地の人々は強く復旧を願い、道筋を定めて日々の仕事に取り組んでいます。

将来、相馬港の背後地には輸出入品を取り扱う工業地域を整備し、隣接して居住地域も整備する計画があります。また、高速道路は、原発の影響で福島県南部の主要都市である、いわき市と結ばれる目途は立っていませんが、常磐道の整備により相馬市は仙台市と結ばれる予定です。さらに、東北中央道の整備により福島市さらには山形市とも結ばれる計画もあります。今後、相馬市は東北を代表する都市とのアクセスが向上し（別添資料・図3）、それにともない市全体が活性化し、市の生活基盤や産業基盤を支える相馬港も、今後重要な役割を果たしていくと考えられます。将来、相馬港が完全復活し、地域が活性化した相馬市を見るために再びこの地を訪れたいと思っています。

最後に、東京でも2011年3月11日に近年にない地震を経験しました。被災地復旧支援のほかに、東京港の防災機能の強化に取り組むことも港湾局の喫緊の課題である中で、今回の私の派遣業務に携わり、支援して下さった関係者の方々や周囲の方々には大変お世話になり、深く感謝しています。

別添資料



写真1：港湾班担当の相馬港の復旧対象施設（撮影時期・平成23年3月）



写真2：岸壁決壊状況（撮影時期・平成24年3月）

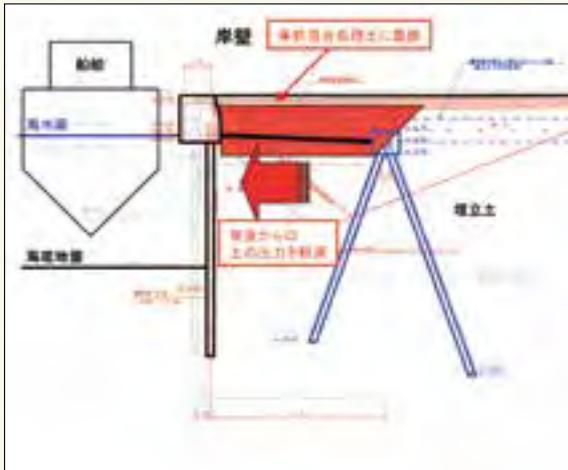


図1：岸壁断面図、事前混合処理土による対策工法

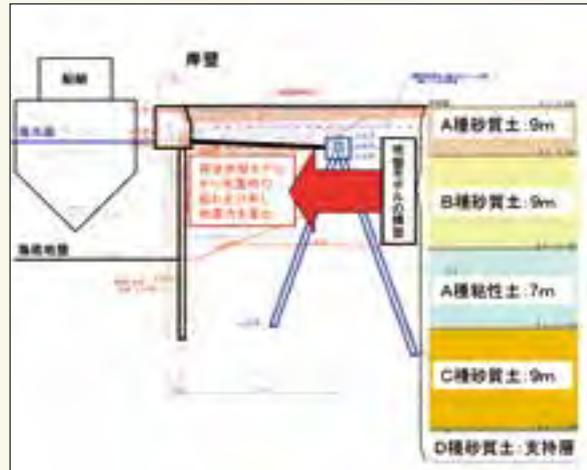


図2：岸壁に作用する地震力算出の考え方（新基準）



図3：将来の相馬市周辺の高速道路網

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

土木部 営繕課

小島 重則 (平成23年6月1日～平成24年3月31日)

はじめに

東日本大震災に対する地方自治法による被災地派遣として、平成23年6月1日から平成24年3月31日までの10か月間、宮城県土木部営繕課に勤務した。宮城県には全国の17都道県から最大100名の技術職員が派遣されていた。

1 派遣当初の状況

私が派遣された6月当初、県庁がある仙台市中心部は思った以上に平穏だったが、街のところどころに外壁にクラックが入って仕上げの一部が落下している建物があり、地震があったことを物語っていた。しかし、災害現場を見てまわると、建物被害や地盤沈下など、今まで経験したことがない状況であった。丘陵部の造成地では、一部の地盤や擁壁が崩落したままの状態になっていたり、津波被害を受けた沿岸部は、がれきの撤去は手付かずでそのまま放置されている状態であった。沿岸部の高台にある高校は、周辺住民の避難所や自衛隊の救助活動の拠点になっていて、多くの人々が生活をしていた。

派遣先の営繕課は、大震災直後からの2ヶ月半の間、施工中の工事現場の被害状況の確認のほか、調査チームを編成し、依頼のあった県有施設の応急危険度判定などの建物調査や被害額の算出を行ったようである。その建物調査により被害状況を確認し、危険性の高い建物や重要度の高い仮設庁舎などの応急復旧工事の発注が終わり、多数の県有建物の災害復旧対応に着手する段階であった。



【南三陸町】

高台の志津川高校から市街地方向を見下ろす。
がれきが残ったままであった。

(撮影：平成23年6月)

2 派遣先部署の業務概要

営繕課は、企画調査班、施設保全班、営繕第一班、営繕第二班の4班と庶務担当で構成され職員数は21名（技術職：17名、事務職：4名）である。業務内容としては、①県有施設の営繕（設備に係るものを除く。）に係る設計及び施工に関すること、②公共建築物の受託設計に関すること、③県有施設の保全に関すること（宮城県HPより抜粋）である。各県有施設を所管する主務課からの執行依頼を受けて設計・工事を行う受任課であるため、施設の管理権限は持っていない。大震災で被災した各県有施

設の災害復旧対応を依頼により実施していく部署である。

この大震災で被災した多数の県有施設の災害復旧対応を実施していくため、9都道県（北海道、秋田、山形、東京、富山、岐阜、愛知、福岡、熊本）から計14名の建築職の職員が派遣され、施設保全班の職員及び設備課の派遣職員とともに「営繕課分室・設備課分室」として別室の会議室で業務を行った。業務は宮城県の県有施設の災害復旧設計・工事の監督等である。通常の営繕業務と同様に「現地調査」「委託・工事の発注」「委託・工事の監督」「完了検査の立会い」が主な業務である。さらに国の補助金が入る事業については「災害査定図書の作成」「災害査定の立会い」の業務が追加される。対応した施設は知事部局、警察本部及び教育庁の各施設で、用途は庁舎、福祉施設、警察署、宿舍、高校など多岐にわたった。



【執務環境】

営繕課と設備課の分室として会議室が用意された。（撮影：平成23年6月）



【執務環境】

会議室はスペースがないため、打合せや作業は廊下を使用した。（撮影：平成23年11月）

3 成果・実績

営繕課分室としての業務実施状況としては、施設調査を行ったのは全部で125件である。この中で12件は主務課に対する技術協力で設計委託はなく、小額工事の内部設計や設計図書の内容確認などを行い、2件は設計委託ではなく自己設計を行った。また、地質調査や劣化調査を含む設計等の委託は99件実施し、このうち50件で文部科学省や厚生労働省の災害査定対応を行った。

工事については、発注し契約したものが81件で、工事が完了せず翌年度に継続となった。最終的に23年度内に工事が完了したのは6件であった。



また、施設調査を行ったあと方針が決まらないなどいろいろ混乱したが、これまで経験していない有事に手探りで業務を進めなければならない中で、依頼された施設の災害復旧対応を精一杯行った。

【集合写真】

営繕課分室、設備課分室の派遣職員
宮城県庁18階にて（撮影：平成24年3月）

3 印象的なエピソード

調査のために施設に行くと、施設管理者として不具合をこと細かく説明してくれ、早く復旧してほしいという気持ちが伝わってくる。また、担当者からは「遠いところ宮城のために応援・支援をありがとう」という言葉が返ってくる。できる限り早く復旧しなければという気持ちでいっぱいになった。

また、各自治体から同じ目的を持った派遣職員が集まり、知恵を出し合いながら一緒に復興という業務を進めていくことに、私自身非常によい刺激になった。

現地調査では、南三陸町、塩竈市、女川町、石巻市など津波被害を受けた地域にも行った。津波被害については、テレビなどの情報で理解していたつもりだったが、想像以上で自然の猛威に驚かされた。実際に自分の目で見たことで、被災地の状況は映像や写真では伝わりきらないということがわかり、自身の目で見ることの大切さを実感した。



【女川町】

津波により転倒した建物
右側の基礎には杭がぶら下がっている。
(撮影：平成23年9月)



【女川町】

津波により建物がなくなった土地は
がれき置き場になっている。
(撮影：平成23年9月)

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

復興に向けた人員不足を解消するために他自治体からの派遣職員を受け入れることは一つの手段であると思うが、不足人数をただ増員すれば解決される訳ではなく、受け入れ側にも人や業務を動かすために大変な労力が必要になることがわかった。また、やるべきことが山積している中で効率的にスピード感を持って災害復旧業務を行うためには、有事の体制や運用を平時に準備しておき、適宜判断をしていくことが必要だと感じた。

今回の派遣で、宮城県職員や他道県の派遣職員とともに災害復旧業務にかかわれたことは、貴重な経験になった。

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

土木部 営繕課

中村 朋繁 (平成23年9月1日～平成23年12月31日)

1 派遣当初の状況

派遣されたのは、震災から半年ほど経過した平成23年9月1日からの4ヶ月間で、東京から来た当初は少し涼しく感じたのを覚えている。職場は、仙台市の中心地にある宮城県庁10階の会議室を間借りし、派遣職員の職務スペースとして業務を行った。

仙台市の中心地は、一部建築物に被害は残るもののライフラインや商店は、概ね平静を取り戻していたので、日常生活は特に不自由はしなかった。

住宅の方も県職員寮の空き部屋を使用でき、生活は至って不自由しなかったのは良い意味で予想外だったが、後から石巻市の海際の最前線に派遣された方たちのお話を聞くとかなり恵まれていたことを実感した。しかしながら、12月以降の東北の寒さは、慣れない自分にとってはとても厳しく、部屋の中での息が白いのにショックだったし、夜は眠れない日があったのが辛かった。

また、多くの方々には様々な支給品を手配頂いたのには、大変助かった。全国の都道府県の中でも、対応が一番早く充実していたことは強調して感謝したい。



県職員寮 (仙台市青葉区)

2 派遣先部署の業務概要

営繕課での業務は、被災した県施設修復の①調査→②設計→③補助金の災害査定→④現場監督であるが、自分の役割は、6件ほど割り振られた施設の②設計→③補助金の災害査定が主な業務となった。施設は、用途で高等学校・支援学校・県税事務所・ラッセル車庫・排水ポンプ場など、場所は車で2時間ほどかかる石巻市や栗原市から東松島市・大崎市・仙台市内と多岐に渡るの、派遣職員に宮城県を広く知ってもらうための配慮だそ



陸に打揚げられた船 (石巻市の旧北上川)

うである。

今回の震災の特徴は、内陸の地震による被害は修繕で復旧できるものが意外に多く、逆に海際の津波被害は、建物は跡形もなく敷地の沈下や未だに浸水して敷地の位置すら不明なものもあり、その姿に言葉の出ないような情景も多く、街づくりそのものから考え直す必要のある箇所もあった。

3 成果・実績

今回、自分が関わった案件で工事着手まで携われたのは、6件のなかでたった1件で、緊急の災害復旧と聞いて派遣されたものの、震災から1年近く経つ中でこの結果に終わったことは非常に残念だった。

反省点は、土木部全体で全ての工事案件を同じスケジュールでこなそうとした結果、同じように時間が経過し同じ時期に入札に掛けたため時間がかかった割に不調に終わった案件が多かったと思う。その時期には民間工事が既に本格的に着手しており、さらに瓦礫の処理や道路修復工事にも先行して重機がフル活用されていたために、単価の低い建築の公共工事は、既に多くの工事を受注していた地元の建設業者が非常に落札しにくい状況が出来ていた。

当初からもう少し大胆に、緊急度に優先順位をつけて設計に取り組むことと、国の補助金の災害査定を行うにせよ簡素化して県に一任する体制がないと、被災住民の早期復旧の要望には答えることは出来ないと実感した。今回の災害派遣業務で痛感したことは、「判断に迷うときは、全て『被災地の住民の為になるようにするにはどうすればよいか?』に立ち戻る」という非常にシンプルな命題である。それを体感できたことは貴重な経験として、自分の財産としたいと思う。

3 印象的なエピソード

担当案件の中で唯一工事着手ができた県税事務所は、業務に不自由していた職員から感謝されることもあり、少しは役に立てたのかなと嬉しかったのを思い出します。また、宮城県全体に限なく関わられたため、東京都とは対照的に、宮城県及び日本国全体が、如何に農業・漁業・林業などに支えられ成り立っているか、また、東京都が全国的に見て如何に特殊な自然及び経済環境にあることが実感できたことが、自身の視野を広げる意味でも収穫となりました。特に稲穂の垂れる黄金色の景色は、東京にはない日本的な美しさを感じましたし、その新米のおいしさは想像以上でした。

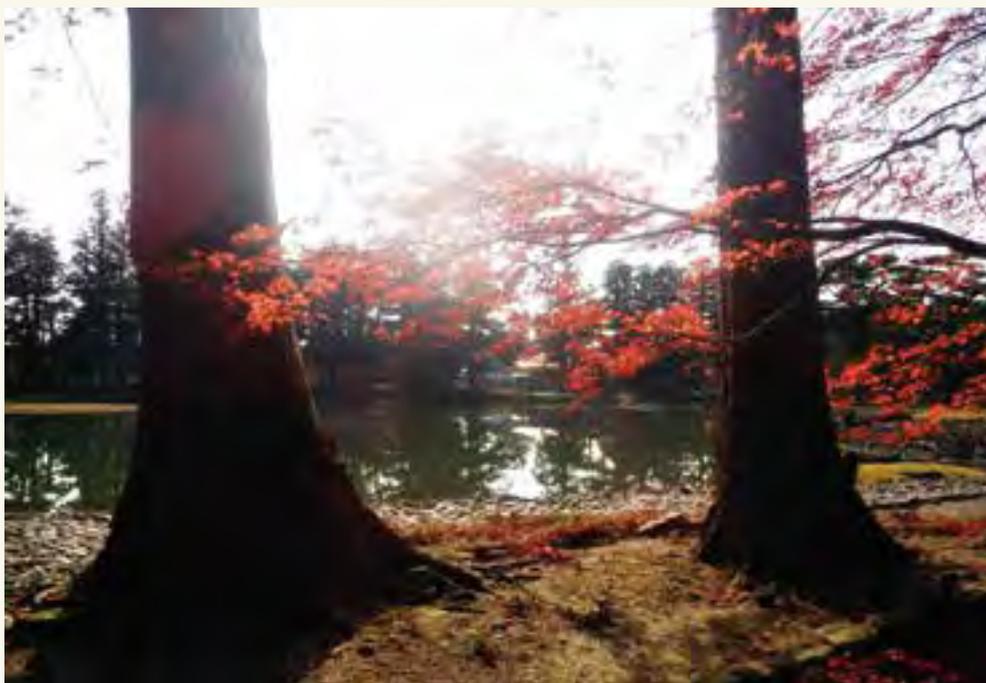
また、東京都の職場の方々も陣中見舞いに来て頂き、津波被害が著しい女川町をご案内しました。津波被害の壮絶さを映像ではなく自分たちの目で見る事ができたことにより、今後の東京都の瓦礫の受け入れ業務などに、少しでも

実感を持って取り組むことができるのではないかと思います。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今後東京都で同様の震災が起こったときに、東北の震災とは比較にならない大きな被害を受けることが、実感に基づき想像できるようになりました。その際、東北の震災時を超える人材が必要となるために有事の人的ネットワークを利用できるようにし、今回のモデルケースを十分に検証・活用することが合理的だと思います。

また、とりわけ建築職として考えるのは、仕様書・内訳書・CADソフトの統一化・CADデータの蓄積・緊急時の入札方法の柔軟性及び、全国会議等における自治体間での日常的な意見交換に基づき事前の被害想定への対応策を共有しておくことが肝要と考えました。



毛越寺（岩手県平泉町）

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

土木部 設備課

松岡 孝博 (平成23年6月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

震災発生後約3ヶ月経過した平成23年6月1日に赴任した。

派遣先の部署では、現地調査及び被害状況整理や緊急修繕対応に追われているようであった。また、復旧対応と同時に前年度からの継続工事や設計業務も処理している状況であった。

震災発生から約3ヶ月経過した宮城県内の様子についてであるが、新幹線は一部徐行等があったが、運行していたので東京から仙台への交通手段は問題なかった。また、仙台駅は天井が落下しているなどまだ復旧工事の最中であった。宮城県庁周辺は外壁が破損しているビルが所々見られる程度であった。

しかし、沿岸部の状況は凄まじいものであった。がれきや津波による漂流物があたり一面に散乱していた。ビルは倒壊し、車両や船舶は道路や田畑・街中のいたるところにみられた。

橋が落ち、道路も寸断され通行止めの箇所があちこちにあった。

マンホールが隆起していたり、路肩が沈下していたり、流された土砂によって道路のエリアがわからなくなっていた箇所が、多数あった。

復旧作業に従事していると思われる大型車両が狭い道を駆け抜けていた。通行可能な道路が限

られているせいか、渋滞も多く発生していた。自衛隊やボランティアの方々が街の復旧のために汗を流している姿をよく見かけた。今でも、被災地を見たときの衝撃は忘れられない。テレビ映像や写真で見て、理解したつもりになっていた自分を恥ずかしく思った。



仙台市青葉区折立地区の状況



気仙沼市の状況



気仙沼市の合同庁舎



南三陸の状況

2 派遣先部署の業務概要

宮城県土木部設備課の目的は、設備の高度化・多様化や省エネルギーに対する技術情報の集積・提供や技術支援など、新たな行政課題に対処するため、設備課を設置。建築設備の設計・施工の分野で県有

施設の整備を担っているとともに、営繕業務を通じて良好な社会資本の整備に努めている。

県有施設的设计・工事の分野において、県民のニーズを反映した施設整備を行い、良質な社会資本のストック形成に努めている。

また、既存県有建築物の長寿命化と安全の確保を図るため、劣化度調査と定期点検の支援を行うと共に、耐震性の低い建築物に対して耐震補強工事を実施している。

営繕とは、「建築物の営造と修繕」のことをいい、建築物の新築・増築・改築・修繕・模様替等の工事を指す。

営繕業務の執行に当たっては、機能の充実はもとより公共建築物の防災機能・耐震性能の強化、誰にもやさしい空間の実現、省資源・省エネルギーの対応等による地球環境に優しい施策を行っている。

「宮城県環境保全率先実行計画」に基づく環境負荷低減対策として、省エネルギー機器の導入、太陽光や風力など自然エネルギーの利用及び、ESCO事業の技術支援を行っている。

宮城県では上下水道設備、建築設備、通信設備、ダム管理設備等の設備が各関係機関で整備、管理運営され、行政の大きな役割を果たしてきたが、時代のニーズの変化や厳しい財政状況下、効率化、コスト削減、ストックの活用等、柔軟な対応が求められている。

「みやぎ型ストックマネジメント」では、これらの施設を将来へ健全な状態で引き継ぐことを理念としている。

設備部門としても共通する課題が多いことから、これまで蓄積されたノウハウを生かし、利用者の快適性・安全性に配慮した施設づくりを行うとともに、情報の一元化を図り県民サービス向上に努めることを目的とする。



宮城県庁 全景

所属人数は管理職2名、電気設備担当5名、機械設備担当5名で通常業務を行っていた。

業務内容としては

- ・ 県有建築物における営繕工事の設計及び施工
- ・ 電気設備工事及び機械設備工事の設計・施工及び設備に係る企画・調整

高等学校、運動施設、庁舎、警察署、博物館など多種・多様な施設を担当している。

3 成果・実績

営繕業務における災害復旧業務を専門的に担当するのは、全国の都道県から派遣された職員と宮城県職員4名で構成されたチームであった。

被災した県有建築物の調査・設計・国の機関による工事費の妥当性の審査を受ける査定対応・工事発注業務・工事監督・完成検査という一連の流れで業務を行なった。

我々に割り当てられた案件は、調査・設計のみのものや技術的な検証のみのものを含めると約200件であった。そのうち、工事完成まで携わることのできた案件はごくわずかであった。

私が勤務したのは平成24年3月末日までであったので、継続中の工事は引継ぎを行い派遣期間を終了することとなった。

体験談

宮城県 土木部 設備課

松岡 孝博 (財務局)

1 担当した業務の概要

派遣先部署での役職

技術主査

組織の体制

宮城県土木部設備課に所属していたが、震災復興の専門の部署として設備課分室が設置された。

担当業務の概要

被災した県有建築物における

- ・被害状況の調査
- ・復旧工事の設計・積算
- ・国からの補助金を受けるための資料作成及びその審査対応
- ・工事発注書類作成
- ・工事監督

2 苦労したこと・工夫したこと

派遣職員が担当する被災案件リストは作成されていたが、震災直後に現地調査やヒアリングで作成したものであり、被害内容の情報は乏しいものであった。

また、土地勘のない派遣職員が市町村名や施

設名をみても、宮城県内のどのあたりにあるか見当がつかないため調査計画が立てられなかった。

まずは宮城県内の被災エリアの整理と案件の地図上の位置を把握することが最初の仕事となった。

派遣当初は被災した道路の復旧が進んでおらず、通行止めの箇所を情報収集し現場までの調査ルートを調べることも欠かせない重要な作業であった。

派遣職員は北は北海道、南は九州熊本まで様々な地方から集まっていた。

それぞれの地域のローカルルールや各職員の経験や考え方があるため意識と作業方針の統一に苦労した。災害復旧に携わったことのない者が宮城県に来ているため、災害復旧における業務の流れや求められる成果物をイメージすることが難しかった。

特に国からの補助金を受けるにあたり修繕して良い範囲や設計図書の作成方法など戸惑うことも多かった。

しかしながら、派遣職員同士意見交換し宮城県職員の皆様の指導をいただきながら、作業を進めていく上でのルールや書式を作成したり、



被災地の調査写真

業務が円滑に進むよう各自が疑問に思い解決していった内容をQ & Aとして記録し情報共有するなどし、軌道に乗せていった。

3 印象的なエピソード

災害復旧で担当した宮城球場（クリネックススタジアム）は非常に印象に残っている。

野球に興味のある方はご存知だと思うが、宮城県仙台市に本拠地を置く『楽天ゴールデンイーグルス』のホームグラウンドである。

スタンドが一部沈下していたり、建物にひび割れが見られたり、水道水の水槽が破損するなどの被害を受けていた。

応急対応のまま、2011年のシーズンをすごした。シーズン終了後から翌シーズンの開幕までに工事を完了するため、関係各位の協力をいただきながら無事完了した。

東北の皆さんが安心して、地元球団の応援が出来るよう少しでも力になれたのであればうれしく思う。

また、全国各地から集まってきた派遣職員と様々な意見交換を行い、復興業務に携われたことは非常にやりがいがあった。派遣職員の誰もが宮城県の一日も早い復旧・復興を願い、熱い想いをもって宮城県にやって来ていた。

技術的な知識や経験はもちろんのことであるが、このような被災地の皆さんのお役に少しでも立ちたいという熱い気持ちが欠かせないと痛感させられた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

災害等の非常事態よりも正常な通常状態の方がずっと長い。

であるから、正常な状態のもとでリスク管理

をしっかり固め、さらに万が一の状態に備え心構えをしておくことが大切なのではないかと思う。

東京都におけるBCPの課題と対策、時系列の業務チェックリストをできるだけ具体的に策定する。

これに沿った、訓練等で判明する不足・不備な点の洗い出しを行ない継続的な改善を行なう。

また、実際に災害が起こってからでは遅いので、職員だけでなく災害時に協力いただける協会や企業の皆様にもご参加いただき教育・訓練を毎年実施する必要があるのではないかと思う。

このようなことはだれもが頭では理解し、必要なことであることは認識していると思う。

しかしながら通常業務に追われ、万への対策・準備に手が回らないのが現実としてあると思う。

だが、起きてからでは遅いのである。そのことを今回の震災を通じて肌で感じる事ができた。

「あのときこうしていれば・・・」ということ少しでも減らすために何が出来るのか。何をしなくてはならないのか。

被災地の皆さんの貴重なご意見も情報共有し、今後に備えることが必要である。

宮城県の皆様には短い間だったが、震災復旧・復興業務に携わらせていただいたことに感謝申し上げます。また、一日も早い復旧・復興を心から願っている。

被災地派遣職員 業務概要

仙台市

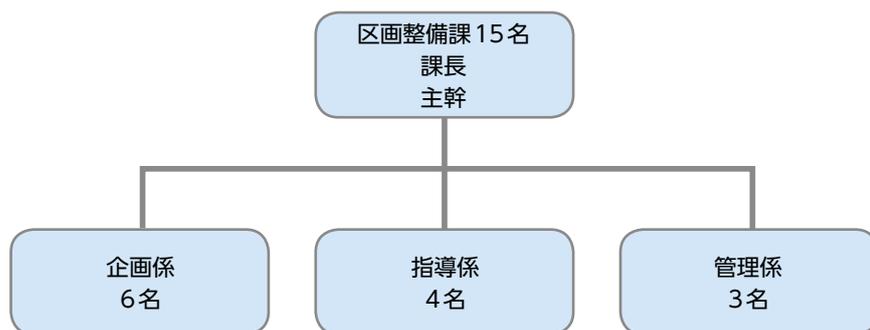
都市整備局 都市開発部 区画整理課 企画係

高木 宏郎 (平成24年1月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

仙台市は、東日本大震災により東部沿岸地域における津波被害、また丘陵部地域における宅地被害を受けた。津波被害に関しては、高さ約6メートルの仙台東部道路が堤防機能を果たし、東部道路以西への浸水の拡大が防止された。私が派遣された区画整理課企画係は、津波被害を受けた東部沿岸地域の復興まちづくりが主な業務となる。復興業務は長期間に渡り、また土日を含み説明会等が行われるため、主幹、係長をはじめ係全体でローテーションを組み業務にあたった。

2 派遣先部署の業務概要



仙台市沿岸部の災害危険区域内にある『住居の用に供する宅地』は防災集団移転促進事業により、内陸側へ集団移転する。区画整理課の主な業務は以下の5つだった。

1. 集団移転先となる候補地の検討、調整
2. 移転後の土地利用方法、整備方法の検討
3. 事業説明会、住民説明会の対応
4. 災害危険区域外の被災集落支援
5. 既存の公共及び組合土地区画整理事業の指導及び調整

3 成果・実績

- 土地区画整理事業調査設計費積算
- 現地再建地区の復興協議会へ民間コンサルタントを派遣
- 集団移転先候補地の選定及び調整

被災地派遣職員 業務概要

仙台市

復興事業局 復興まちづくり部 移転用地課 用地第一係

平野 達彦 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 派遣当初の状況

私は平成24年4月1日付で仙台市に派遣された。派遣された時点では仙台市は既に応急・復旧作業は概ね収束していて、これから復興に軸足を移していく、という時期だった。

平成23年度までに行なった被災住民への意向調査により復興計画の概要は決まっていたが、計画を実現していくための具体的な手法や実際の移転先、被災土地の取得手法や基準もこれから検討するという段階だった。

派遣先の所属部署となった復興まちづくり部は、仙台市の東部沿岸地域の防災集団移転事業を推進するための部署で、平成24年4月1日付で発足した部署である。

2 派遣先部署の業務概要

仙台市では主に、沿岸部の津波による被災区域と内陸部の地震による被災区域を分けて復興事業を進めており、このうち、私の所属する復興まちづくり部では沿岸部の津波による被災区域の復興事業として、防災集団移転促進事業を所管・推進している。

防災集団移転促進事業は、

- ① 津波による被災箇所を災害危険区域として指定して居住を制限する。
- ② 災害危険区域内のうち、住民の集団移転を進めるべき土地を「移転促進区域」に指定して住民の集団移転を進める。
- ③ 移転促進区域内のうち、所有者が売却を希望した土地の買取りを行う。
- ④ 買取った土地を含めて、被災区域の再整備を行う。

といった内容からなる事業である。

組織としては、

- ① 復興整備計画全体の策定と事業の統括を行なう「事業計画課」
- ② 被災者からの意見の聞き取りと集約・調整をし、移転先の計画を検討・立案する「移転推進課」
- ③ 移転計画に基づく移転先の用地取得と、移転促進区域内の土地の買取りを行う「移転用地課」
- ④ 移転先の設計・測量・工事を行う「移転工事課」
- ⑤ 移転跡地の再整備計画を企画・調整する「事業調整課」

の5つの課、およそ100人で構成されている。

この復興まちづくり部で、津波による被災区域の約1,700世帯の移転を行い、3,300筆に上る移転跡地の買取りを進めている。

私の所属していた移転用地課では移転先の用地取得と移転促進区域内の土地の買取りを所管してい

た。

移転先の用地取得は、被災者の生活再建の場を作っていくという重要な業務である。また、移転促進区域内の土地の買取りも、買取を通じて被災者に生活再建の資金を得てもらうという側面を持つため、これも重要な業務である。

3 成果・実績

○移転先の用地取得

私が担当した地区は14の移転先のうち2地区、仙台港背後地団地地区と南福室団地地区である。

このうち、仙台港背後地地区は7月初旬から、南福室地区は8月中旬から折衝を開始した。

特に南福室地区は、8月末までに権利者の意向確認をするようにと言われていたが、実際に地区計画が決定し、折衝が開始できたのは8月中旬で、およそ2週間で折衝を完了するというハードな日程で折衝に臨んだ。

・仙台港背後地地区

仙台港背後地地区は、県による区画整理事業が行われている地区であり既に宅地として造成が完了している箇所の用地取得を行った。この地区では6宅地分、約1,240㎡を取得した。

・南福室地区

南福室地区では、現在、田として使われている箇所を取得し、新たに宅地を造成していく。この地区では、約1.8ha（18,000㎡）を取得し、33戸分の宅地を整備する予定である。

現在までに土地を所有されている権利者から取得についての同意を頂いており、24年度末から25年度初頭に掛けて、契約を締結する予定である。

○移転促進区域内の土地の買取業務

・データの整理と分析

4月に着任した時点では、土地を取得する区域は決定していたが、そこに土地が何筆あるか、防災集団移転促進事業で取得できる土地なのか、土地の買取の際に支障となる抵当権などはどのくらいの土地に設定されているかなどはまだ整理されていない状態だった。

そこで、データの整理と分析を行い、土地の地目、共有者の有無、抵当権の設定状態などを分析し、土地買取の手順・手法や買取基準の検討に役立てた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

① 被災者の要求に応える——迅速かつ柔軟な復興の実現

被災者からは一刻もはやく移転先を決めてほしいといった要望が強く寄せられます。

その反面、移転先の計画を提示した際には「その場所は不適當。」「こちらを検討してほしい。」「やはりここからこちらへ移転先の希望を変更したい」といった要望が多く寄せられます。

計画を検討しなおせば、当然その分の時間、移転先の整備が遅れることとなりますが、被災者の移転先整備の希望は待たなしの状況です。

このため、時間が限られた中で被災者の要望を出来るだけ反映し、迅速にそれを実現するという、困難な課題を実現していかなければなりません。

このため、自分が行う作業のうち事前に準備できることは出来るだけやっておき、不測の変更に備えておくといったことが必要になっていきます。

スピード感を持って業務に取り組み、事業全体を頭の片隅におきながら仕事をすすめる、といった普段の取り組みが被災の際にも役立つと、改めて感じました。

② 被災自治体同士の連携

復興事業に従事して強く実感したことは、今回の復興が例のない事業だということです。

基準や方針といった大きなところから、細部は土地買取に使用する契約書まで、参考となる事例は少なく、一から準備・検討することがほとんどです。

たかが様式といっても一から発案し、今後の事業展開も見据えて齟齬の無いように検討して

完成形にまで持っていくのは相当の労力を必要とします。

当然、他の自治体でも同じ苦勞をしていると考えられますが、自治体同士での情報交換の場が少ないので他の自治体の様子が伝わってきません。

実際にいくつかの自治体から、仙台市ではどのような手法で事業を進めているのか、といった質問が寄せられたことがあります。

今後、もし東京都が被災した場合には、被災自治体同士での情報共有を行い、良いアイデアを共有しあい、懸案を一緒に解決していくことが復興の大きな鍵となるはずですが、手間が省ければそれだけほかの事に労力を割くことが出来、復興のスピードアップにつながると考えられます。

しかし、なかなか被災自治体（市レベル）でそういう場を設けよう、と自発的に取り組むのは難しいようです。

そこで、やはり情報交換、勉強会などの機会を設けるのは広域行政を担う「都道府県」の出番です。「東京都」がその場面で果たす役割は大きなものになるのではないかと思います。



被災地派遣職員 業務概要

仙台市

復興事業局 復興まちづくり部 事業調整課

河野 由紀 (平成24年4月1日～平成24年6月30日)

1 派遣当初の状況

復興事業局は、東日本大震災からの復興・復旧事業を一元的に進めるために、平成24年度より新しく発足した局で、仙台市職員と他の様々な都道府県から派遣されている応援職員で構成されていた。事業調整課には、東京都の他に大阪市、静岡市、名古屋市からの派遣職員の方がいた。

仙台市は今回の震災で、沿岸部では津波により約12,000棟の建物が流出又は浸水、丘陵地では地すべりや擁壁崩壊等の被害を受けた。復興事業局は「復興まちづくり部」「宅地復興部」「生活再建支援部」の3部から成っており、私が派遣された「復興まちづくり部」は、主に沿岸部の津波被災地に関連する事業を担っていた。その他「宅地復興部」は、丘陵被災地の早期復旧、「生活再建支援部」は被災者の暮らしや仕事を総合的にサポートする役割を担っていた。

派遣当初の沿岸部現地は、住民の住居に適当でない区域として災害危険区域の指定を受け、住居系建物の建設が規制されたため、新しい建物はほとんど建っておらず、建物基礎のみが残っているような状況だった。

2 派遣先部署の業務概要

津波浸水シミュレーション(図1)により、海岸・河川堤防の建設や道路嵩上げを行ってもなお、今回の震災と同等規模の津波が来た際に2m以上の浸水が予測される区域については、住民の住居に適当でない区域として災害危険区域の指定を受け、今後の住居系建物の建設が規制された。この区域にある住居系宅地については、防災集団移転促進事業により、仙台市が被災した宅地を買い取り、被災者に安全な土地へ移転してもらい、非住居系の宅地については、現地再建してもらう。事業調整課の主な目的は、防災集団移転後、仙台市有地と非住居系の民有地が混在しているところを、土地区画整理事業により、業務系土地利用を前提として避難路・避難施設を含めた都市基盤の再編・再整備を図るということであった。



図1：津波浸水シミュレーション

3 成果・実績

私が派遣されていた期間では、防災集団移転対象の被災者に移転先等の希望を調査し、その希望に合わせてこれから移転先の用地取得や造成を進めていくという段階で、その後土地区画整理を行うことについては正式には発表されておらず、仙台市の内部で検討している状況だった。市長レク・局長レクを繰り返し行い、土地区画整理事業の進め方、整備規模、予算等の概要について、仙台市として意思決定するために尽力していた。私が東京都に戻った次の週に方針が確定し、公式発表に至ったと聞いている。

体験談

仙台市 復興事業局 復興まちづくり部 事業調整課

河野 由紀 (都市整備局)

1 担当した業務の概要

私の主な業務は、防災集団移転した後の跡地での土地区画整理事業を立ち上げ、平成24年度末の都市計画決定を目指して事業計画策定のための準備を進めるというものでした。具体的には、市長に意思決定してもらおうための整備検討案等の資料作成や、現地調査や基本計画作成のための委託発注準備、権利者データの整理・傾向分析、住民説明会準備などを行っていました。

2 苦労したこと・工夫したこと

まだ事業の立ち上げの段階で、コンサルタント等との委託契約がされていなかったため、市長レク・局長レク資料のために必要な図面やデータを自分たちで作成していました。膨大な権利者データを様々な条件ごとに整理したり、その整理した情報を元に、各宅地を色分けした図面を作成する等細かくて地道な作業が必要でした。

効率的なデータ整理方法を自分で調べたり、班全員で協力し、手分けして作業を行うことで、図面を完成させることが出来ました。

3 印象的なエピソード

局長に、「東北人の気質として引っ込み思案で口下手な面があるから、他の地域の人に来てくれることによって刺激になり、事業が進んでいる部分があるので感謝している。これからも応援職員の方々には積極的に引っ張って欲しい。」と言っていたことです。私が派遣された復興事業局は他都市からの応援職員が多く、ムードメーカー的な存在になっていました。自分も仙台市の活性化に貢献できている

のかなと感じることが出来ました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災地という特別な状況下では、国から補助金がもらえたり、手続きを簡略化できたりする様々な特別措置法が適用され、事業はわりとスムーズに進行するものだと思っていました。しかし、現実には国からの補助金もすべてに適用できるという訳ではなく、その中で整備に向けてどの制度や事業手法を用いて進めていくかの初期段階の検討がとても重要だということが分かりました。今後、そこで生活する住民の方や営業する事業者などそれぞれの事情を考慮すると、検討すべき事項は増え、ますます時間にかかるだろうと思います。復興整備はこれから長期に亘って行わなければならない、今はまだほんの取掛かりにすぎないということを強く感じました。

また、復興のための特例については、その土地の状況に応じて規制緩和する等柔軟な変更がされる一方で、当初の説明と変わったとして市民との信頼関係が壊れてしまったり、早期に決断した方が不利になってしまうというような面もあるということも見えました。阪神淡路大震災をきっかけに震災関係の特別制度の多くは見直されているようですが、やはりそれぞれの土地で状況が異なるので、様々な適用条件を考慮し、後手にならないように多くの想定をしておく必要があると感じました。

そのためにも、土地区画整理の事例を学び、知識を得ることや、震災復興の経験を積むことの大切さを改めて実感しました。今回の派遣は、私のその一歩としての貴重な体験になったと思います。

被災地派遣職員 業務概要

気仙沼市

建設部 都市計画課 土地区画整理室 整備係

内田 光昭 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

はじめに

私は、平成24年4月から東日本大震災で被災した自治体支援の一つである職員派遣の一員として、気仙沼市役所で土地区画整理事業に関する業務に従事している。

ここでは、気仙沼市における土地区画整理事業の業務概要について報告したい。

1 派遣当初の状況

派遣先である気仙沼市は、海岸沿いまで山が迫り平地が少ないところが多いこと、水産に関する産業が盛んであることから、海沿いの平地に市街地が存在し、生活や産業が営まれてきた。しかし、一昨年発生した東日本大震災による大津波により、市域面積(333.37平方キロメートル)の5.6パーセントに当たる、18.65平方キロメートルが浸水した。そのうち、市街地として利用がされてきた都市計画区域の浸水面積は、区域面積(46.82平方キロメートル)の20.5パーセントに当たる9.6平方キロメートルと、市全域の浸水面積のうち半分強を占めた。

また、市街地に設置されている国土地理院の電子基準点気仙沼(気仙沼小学校校庭)においては、65センチの地盤沈下が確認されており、満潮時や大雨時における冠水被害や排水処理も問題となっていた。

私が派遣された時期の市街地では、損壊した家屋や建物の多くは撤去されていたが、建物基礎の多くは残っていた。また、地盤に関して、公道の一部は災害復旧で嵩上げされていたが、個々の地権者が所有している土地については、地盤が沈下したままの状態になっていた。

こうした状況のなか、派遣先の部署である都市計画課では、今般の震災を受けて、平成23年度制定した市の復興推進計画を踏まえ、地権者の皆様から土地利用の意向をお伺いするなどの調査を経て、平成24年4月に地権者の方を対象とした説明会開催に向けて、準備を進めている状況だった。

2 派遣先部署の業務概要

(1) 派遣先部署について

このような中で、市街地における再生のため、面的な整備を推進するために平成24年4月、建設部



鹿折地区(JR大船渡線(休止中)沿いから、南方向)の様子(平成24年4月5日撮影)



南気仙沼地区(JR南気仙沼駅(休止中)敷地内から、西方向)の様子(平成24年4月5日撮影)



南町地区(市営駐車場(右側)付近より、北方向)の様子(平成24年4月5日撮影)

都市計画課内に、「土地区画整理室」が新たに設置された。

この土地区画整理室は、室長を筆頭に現在16名の職員が在籍している。このうち14名は、新たな事業の立ち上げということもあり、他都県自治体（2都県6市区）から派遣された職員で構成されている。また、職種は業務の性質上、その多くが土木職の方々である。

室内の組織は、室内の事務処理を担当する「業務係」、事業に関する業務を担当する「整備係」から構成されている。さらに、整備係においては、地区担当として3グループが設置されており、地区ごとに定められた整備方針に基づき、業務が進められている。

（2）事業内容について

地盤が沈下しているとともに、満潮時や大雨時における冠水し、土地利用が困難な状況となっている市街地のうち、2地区（平成24年11月時点）において、市民生活の安全・安心の確保と産業・経済活動及び都市機能の再生を図るため、公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する手法である「被災市街地復興土地区画整理事業」の施行に向けた取組みを進めている。

この事業においては、①東日本大震災と同規模の津波による浸水被害のない住居系市街地の嵩上げ、避難路の確保、②分散所有している土地の集約化、③住・商・工混在解消による良好な市街地形成を目指して、土地の造成工事を行うことを目指している。

（3）被災市街地土地区画整理事業について

この事業は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災からの復興に対応して創設された支援制度で、大規模な災害を受けた市街地において、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図ることを目的としている。

今般の東日本大震災においては、津波及び液状化による被害が甚大であったことを踏まえ、国の平成23年度第3次補正予算の際、新たに、計画人口密度（40人／ヘクタール）以上の区域について、計画されている海岸保全施設等を前提として、想定される既往最大津波（東日本大震災と同レベルのもの）に対して、浸水しない程度まで土地の嵩上げ費用について、国による支援を受けることが可能となった。気仙沼市においても、この新たな制度を活用して事業を行うことになる。

（4）スケジュール

本報告を執筆している時点（平成24年11月）においては、施行区域を定めた都市計画決定の告示を受けて、今後「事業計画認可」が得られるよう、諸準備を進めているところである。この「事業計画認可」を受けた後、平成25年度から事業に着手し、平成30年3月末日を目標に事業を完了させる予定となっている。

3 成果・実績

平成24年度の実績及び予定は、以下のとおりとなっている。

- ・4月 「被災市街地復興推進地域内の復興事業計画」に係る説明会開催
- ・6月～12月 測量及び土質調査
- ・7月 「土地区画整理事業」に説明会、及び個別相談会の開催
- ・9月 都市計画決定告示
- ・平成24年度末（予定） 事業計画認可

から、地権者の方々からは連日、事業に対する不安や厳しいお叱りの声をいただいております、その対応に日々取り組んでところです。そうした中で、事業に関して不安や悩みがありどのように対応すればよいかわからないと相談された方が、住まいの再建に向けて取り組んでもらえるきっかけをつかんでもらえた時は、「少しは、役にたっているのかな」と感じています。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今般の大震災により、被災地においてはまちづくりに限らず、様々な課題がありますが、その中には被災前から抱えていた課題が、顕在化してきたものも感じています。今後、大震災など災害で発生した際、出来るだけ大きな混乱を起こさないようにするためには、重要度と時間を意識しながら、防災に関する諸課題に取り組む必要性があると感じております。

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

県民くらしの安全課 生活衛生担当

上野 達也 (平成23年8月1日～平成23年12月4日)

1 派遣当初の状況

被災した水道事業体は14市町村の19水道事業（上水道11箇所、簡易水道8箇所）に及び、水道施設の被害は概ね下表のとおりである。

水道施設区分	被災施設	被災内容
取水施設	井戸及び取水ポンプ等	井戸内部への海水・漂流物の進入による水質汚染、取水ポンプ破損、取水ポンプ室（建屋）破損
浄水施設	擁壁、建屋、電気設備	地震による擁壁崩壊、津波による建屋及び電気設備損傷
送配水施設	配水池、送配水管、送配水ポンプ	地震による配水池及び送配水管破損、津波による水管橋及び添架管の流出（破損）、津波浸水による送配水ポンプ破損
給水施設	給水管	津波による家屋流出に伴う給水管破損



配水塔被災状況写真



水管橋被災状況写真



取水施設被災状況写真

2 派遣先部署の業務概要

「県民くらしの安全課」の業務分担は以下のとおりである。各部門の長は課長級で、それに主任主査（課長補佐級）、主査（係長級）、主任、技師、臨時職員が配属され、組織に「係」は存在しない。

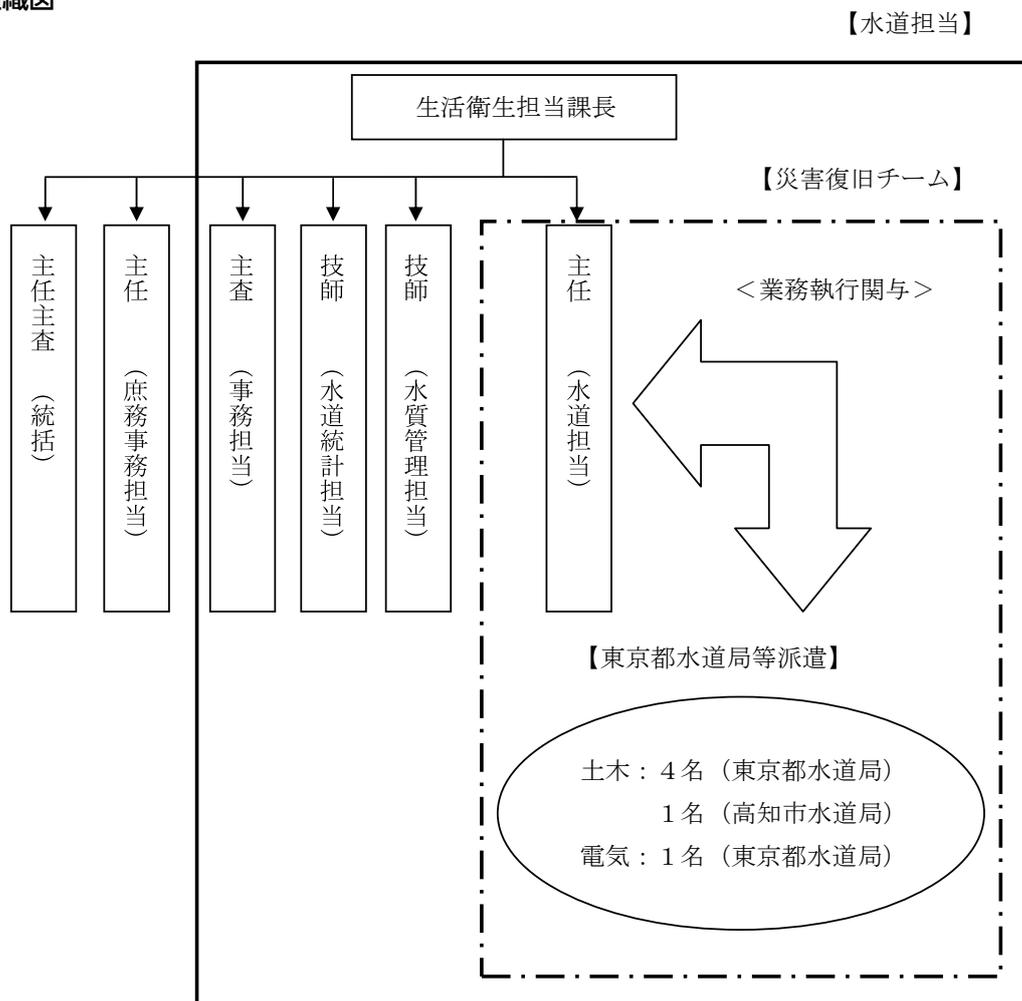
- 「食の安全」…食の安全安心の確保に関すること。
- 「消費生活」…消費者が悪徳商法被害や多重債務など消費者トラブルに遭わないための対応策に関すること
- 「生活安全」…安全で安心なまちづくり、交通安全の推進に関すること
- 「生活衛生」…良好な生活衛生水準の維持確保及び、被災した水道施設の早期復旧対応に関すること

3 成果・実績

東日本大震災に係る災害復旧費補助の査定結果は下表のとおりである。

	査定期間	査定市町村	査定率
第一次査定	9月26日～9月30日	一関市、遠野市	98.8%
第二次査定	10月3日～10月7日	岩泉町、野田村、洋野町、久慈市、田野畑村、宮古市	99.6%
第三次査定	10月24日～10月28日	山田町、大船渡市、大槌町	100.0%
第四次査定	11月7日～11月11日	釜石市、奥州市、一関市	97.8%
第五次査定	11月28日～12月2日	陸前高田市、釜石市、大船渡市	99.3%
第一次～第五次査定率			99.1%

■ 組織図



体験談

岩手県 県民くらしの安全課 生活衛生担当

上野 達也 (水道局)

1 担当した業務の概要

派遣先部署は県民くらしの安全課生活衛生担当に所属するが、業務上は「水道施設等復旧応援チーム」と位置づけられている。なお、チームリーダーは岩手県職員であり、東京都水道局及び高知市水道局の派遣者と水道施設災害業務の技術的支援を行った。

担当業務は、原則、災害復旧費補助に関する技術的支援である。具体的な業務は以下のとおり。

- ① 災害査定設計書の審査業務
- ② 災害査定立会い
- ③ 災害復旧補助金交付申請業務
- ④ 災害復旧補助事業実績報告業務

2 苦労したこと・工夫したこと

○災害補助の申請は「東日本大震災に係る災害復旧費補助金交付要綱及び要領」に沿っ

て行われるが、派遣当初は災害査定実績もないこともあり、被災事業者からの補助申請について判断に迷うことも多く、問題が発生する度、厚生労働省と協議を繰り返し意思の疎通に努めた。

- 被災の実情と補助要綱で乖離する内容も多く、その内容について補助対象と認めて頂けるよう資料作成に工夫を凝らし厚生労働省と粘り強く交渉した。

3 印象的なエピソード

- 派遣部署は水道業務に限らず、食品衛生、支援物資の整理等を担当しており、職員全員が早期復興の並々ならぬ意気込みで困難な課題を着実に解決していく姿をみながら、緊張感を持って派遣業務を遂行できた。
- 被災事業者職員と早期復興に向け真剣な議論を交わし、査定終了後には感謝の言葉を頂き、やりがいを感じた。



査定状況写真

○派遣された岩手県では様々な部署に東京都の外、多数の自治体職員が派遣されており、懇親会等で多数の仲間と顔見知りになり、他の業務も強い思いを持って業務に励んでいることを聞き、派遣業務の刺激になった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

○本震災で水道施設の耐震化を行っている配水池及び水道管等の被害は少なかった。

このため、東京都でも大地震に備え、迅速な耐震化計画を実施する必要性を改めて認識した。

○震災後の早期復旧には水道施設の最新情報（構造図、管網図等）を整理・管理することが重要である。震災に備え、水道施設の情報をいつでも・誰でも確認できる環境の構築が必要である。

○震災時は各自治体及びボランティア等、多数の応援を受け入れる体制を整備しておくことが必要である。

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

環境生活部 県民くらしの安全課 生活衛生担当

吉富 信浩 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 派遣当初の状況

岩手県庁に赴任するため平成24年3月31日盛岡に入った。東京は桜が咲き始めたころだったが、盛岡駅に降り立つとホームには寒風が吹き、街なかには雪が舞い、私自身あまり経験したことの無い寒さが、普段着にダウンを羽織っただけの私を迎えてくれたことを思い出す。岩手県の人曰く、3～4月は本当の寒さを感じる季節(12月～2月)は過ぎ、暖かくは無いまでも普通に過ごせる時期だそうである。

また、市内のあちこちに「三陸復興」「がんばっぺ岩手」など震災復興に向けてのメッセージが掲げられていた。震度5強を記録した盛岡市内だったが、道路や建物などの補修や復旧はこの一年でおおよそ終わっており、地震の爪あとを感じることは余り無く表面的には県都として元の状態に戻っている感じを受けた。

4月2日、水道施設災害復旧対応の職員として環境生活部「県民くらしの安全課」に正式に配属され、派遣者4名(東京都3名、埼玉県1名)と岩手県職員(1名)の計5名で今年度の業務に従事することになり、部長から辞令を交付され、さらに応援職員139名に向けて、達増知事から感謝と激励の言葉を頂き岩手県職員として業務がスタートした。



震災復興のために県に派遣された応援職員に対する激励式の模様を伝える新聞。東京都からは18名の職員が派遣された。[朝日新聞平成24年4月3日(朝刊)]

2 派遣先部署の業務概要

「県民くらしの安全課」は、次のように業務分担され29名の職員(派遣職員含む)が所属している。各部門の長は課長級で、部門ごとに主任主査(課長補佐級)、主査(係長級)、主任、技師、臨時職員が配属されており、都と違い組織に「係」はない。

- 「食の安全」…食の安全安心の確保に関すること
- 「消費生活」…消費者が悪徳商法被害や多重債務など消費者トラブルに遭わないための対応策に関すること
- 「生活安全」…安全で安心なまちづくり、交通安全の推進に関すること

- 「生活衛生」…良好な生活衛生水準の維持確保及び被災した水道施設の早期復旧対応に関すること

3 成果・実績

国（厚生労働省）より、「東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設に係る災害復旧事業の特例について」（平成24年3月29日付事務連絡、以下「特例」という。）が示され、災害復旧事業にて復興計画を勘案した水道施設の復旧費についても国庫補助採択される見通しとなった。

特例は、まちの復興計画が策定中のため復旧方法を確定させることができず早期の災害査定の実施が困難であっても、仮に原形復旧するものとして実地査定を受け国庫補助率（80/100～90/100）を確定させ、今後の復旧方法は、厚生労働省と協議して決定していく「協議設計」という災害査定制度を採用した制度となっている。

まちの復興計画の詳細が決まった地区より水道施設整備計画について、補助採択のための実施計画協議を行っていくものである。また、厚生労働省への実施計画協議では、水道事業ごとに水道システム全体の施設整備について協議を行うほか、早期に着手したい箇所について部分的に着手するために部分協議を行う運用などがなされている。

今年度実施した協議設計の査定結果を以下に示す。

表1 協議設計による査定概要

市町村名・水道事業名		被害査定金額（千円）	国庫補助率（%）
山田町	山田町上水道	2,423,000	89.4
	大浦簡易水道	247,000	
	小谷鳥簡易水道	29,000	
大槌町	大槌町上水道	2,258,000	89.3
釜石市	釜石市上水道	4,144,000	88.3
	下荒川飲料水供給施設	6,000	
大船渡市	大船渡市上水道	2,966,000	88.7
	越喜来簡易水道	258,000	
	甫嶺簡易水道	75,000	
	小石浜簡易水道	14,000	
	砂子浜簡易水道	9,000	
	綾里簡易水道	260,000	
野田村	野田簡易水道	326,000	88.8
宮古市	宮古市上水道	3,016,000	87.7
	田老簡易水道	718,000	
	白浜簡易水道	10,000	
	重茂北部簡易水道	106,000	
	重茂南部簡易水道	88,000	
陸前高田市	陸前高田市上水道	4,866,000	89.5



海岸から4km離れた水源地及び電気室。高田松原の松が津波により電気室の屋根に打ち上げられていた。
於：陸前高田市竹駒

きていますが、これまでの大地震と東日本大震災の復興には大きな違いがあると感じています。

これまでの復興は、新しいまちづくりの基本となる土地利用計画を策定する際に、道路建設、土地区画整理、集合住宅建設、震災時の集合拠点整備などを基本方針として町づくりを行ってきたと思います。水道施設整備についても、水道システムは震災前とほぼ同様の原形復旧（元に戻す）を基本方針として、さらに地震の揺れに強い水道施設を造ることや、震災時の行動マニュアルなどハードやソフトに関して整備することを主眼に復興が進められてきたと思います。

一方、東日本大震災の津波で浸水した地域は、土地利用計画により非居住地区または住宅建築制限がなされたり、数メートル嵩上げて土地区画整理を行うなど、震災前と同様のまちには戻せません。また、防潮堤も新たに整備されますが、東日本大震災級の津波が再来したら、2m程度は浸水する計画でまちづくりが進められています。

水道施設においても海岸から4km以上離れ

た取水施設が冠水しました。そこは、取水量の確保が十分できることから、当面運用していく施設になりますが、防潮堤整備後の浸水想定エリアの線はすぐ近くに引かれています。

一方、東京都における津波による被害の特徴は次のことが挙げられています。

- ①東京湾北部地震及び元禄型関東地震のいずれの地震においても、河川及び海岸の堤防を越えるような津波高は想定されない。
- ②しかし、元禄型関東地震において水門が閉鎖されなかった場合には、河川遡上等による浸水被害が生じる。
- ③浸水深は概ね1m未満であり、全壊約200棟、半壊約2,300棟と想定される一方、死者の発生は想定されない。

都と沿岸市町村の事業規模や水道システムは大きく違いますが、ゼロメートル地帯における津波防災という点では、水道施設の被災想定など参考にすべき点も数多くあると感じています。今後、防災対策や震災対応に関して、被災地の経験で得た知識を生かせるよう業務に邁進していきたいと考えています。

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

中南部下水道事務所 施設整備班

海野 望 (平成23年7月1日～平成23年10月31日)

1 派遣当初の状況

平成23年7月1日に私を含め東京都2名（設備）、富山県1名（土木）、石川県1名（土木）が宮城県中南部下水道事務所に着任した。震災からは4か月が経過しており、仙台駅の周辺はビルの外壁を工事しているところもあったが、東京と変わらず普通で、特に震災後という印象は受けなかった。宮城県中南部下水道事務所では、宮城県の定期異動職員とともに紹介をされた。宮城県は東日本大震災による災害復旧のため、通常4月に行っている大規模な人事異動をその年は延期して、我々派遣者の受け入れと同日に行ったようである。中南部下水道事務所へは増員とともに、下水道経験のある職員を宮城県内から集めていた。

事務所は仙台市の隣、多賀城市の仙台塩釜港近くの仙塩浄化センター内の管理棟の2階にある。仙塩浄化センターは、震災時に津波の被害を受けた。その際、管理棟の1階が浸水したため、1階を使用していた（財）宮城県下水道公社が中南部下水道事務所と同じ2階の会議室に避難していた。仙塩浄化センターでは、被災前から水処理施設にあった汚泥や津波による土砂を震災後、施設の復旧のため浚渫し、敷地内に仮置きしていた。そのため、派遣された当初は悪臭とともに大きなハエが大量に発生していた。昼食時はいつも、ハエと格闘しながら、食事をとっていた思い出がある。



仙塩浄化センター津波侵入
(平成23年3月11日撮影)



仙塩浄化センター水処理施設
(平成23年10月31日撮影)

2 派遣先部署の業務概要

中南部下水道事務所は宮城県の流域下水道を管理している下水道事務所のうちの一つで、宮城県土木部下水道課を上部組織とし、宮城県の中央部から南東部の仙塩、阿武隈川下流、鳴瀬川及び吉田川の4流域下水道を管轄する地方機関である。宮城県にはもう一つ、宮城県東北部を管轄する東部下水道事務所がある。

宮城県は都のような係制ではなく班制を敷いており、中南部下水道事務所には所長以下、総務、施設

管理及び施設整備の3班があり、各班に総括及び班長がいる。平成23年7月1日の時点では、私たち他都県派遣の4名を含む28名の宮城県職員と（財）宮城県下水道公社からの応援5名が在籍していた。（財）宮城県下水道公社は下水道施設の維持管理及び下水道施設の建設に係る調査・設計・施工管理等を行うために設立された財団法人で、中南部下水道事務所がある仙塩流域仙塩浄化センターの指定管理者に指定されている。その関係で、中南部下水道事務所は（財）宮城県下水道公社に応援を頼んでいたようである。

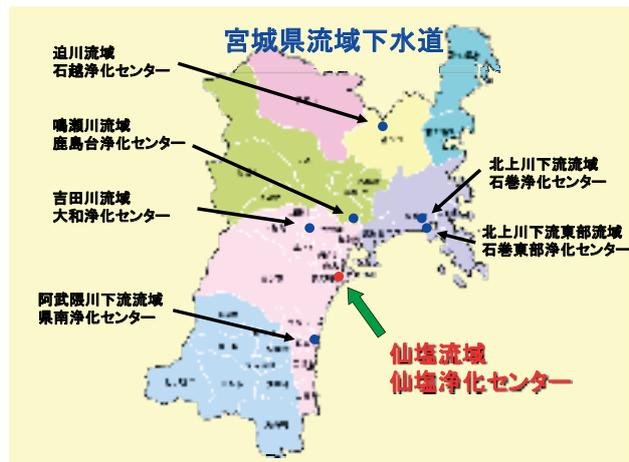
事務所は多賀城市の仙塩浄化センター内にあり、前記4流域にある4終末処理場並びにその終末処理場へ送水している中継ポンプ場及び管渠の維持管理と建設、放流水の水質管理を行っている。処理場等の直接の維持管理は各流域の指定管理者が行っている。

3 成果・実績

災害が起きると、被害のあった施設について、復旧計画をたて、復旧工事を行い、場合によっては、段階的に復旧していく。復旧工事に際しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、国庫に負担を求めため、国の災害査定を受けなければならない。しかしながら、被災した施設をその災害査定終了まで何もせず放っておくと、住民生活に支障が出るため、早急な復旧が求められる。復旧工事はその査定を待っているわけにはいかない。そのため、査定前に復旧工事に着手することが認められており、これを応急工事という。7月の時点では、概算契約（決定前起工）による応急工事が発注されていたところなので、①応急工事の設計書作成、②応急工事の本契約、③災害査定を受けるための査定設計書の作成、④災害査定を受けるところまでが、私が派遣されていた7～10月までの主な業務だった。その後も派遣者は続き、⑤残りの災害査定を受け、⑥査定設計書に基づく本復旧工事の契約、⑦契約に基づく請負者の提案仕様をチェック、⑧本復旧工事の施工管理を現在（平成25年3月）まで、行っている。

宮城県では、宮城県職員が設計コンサルタントへの委託により設計書を作成して、処理場を建設してきた。しかしながら、中南部下水道事務所では、仙塩浄化センター（222,000m³/日、東京都下水道局中川水再生センターと同規模）及び阿武隈川下流流域県南浄化センター（125,000m³/日、東京都下水道局浮間水再生センターと同規模）が一度に被災したので、その復旧に宮城県職員だけでは間に合わず、県南浄化センターは日本下水道事業団に復旧対応を委託し、仙塩浄化センターを宮城県職員が対応することとした。さらに、仙塩浄化センターは（財）宮城県下水道公社に応援要請をするとともに、東京都、富山県、石川県（後に新潟県）に職員の派遣を要請した。

仙塩及び阿武隈川下流両流域では、被害が極めて大きかった（ほぼ全施設が被災）ので、8月まで災害査定を受けられなかった。我々が派遣される前には被害の比較的小さかった吉田川流域と鳴瀬川流域で2次及び3次査定を受けていた。我々の派遣後は、災害査定も仙塩及び阿武隈川下流流域に移り、5次から12次（私の派遣終了時では10次）の災害査定を受けることができた。



があったようです。各社とも、調達と工事の担当が違っていたり、工事の担当が途中で変わったりして、そのあたりの経緯が不明となりました。そのときまでかかった全ての人は、とにかく早期復旧を第一に考え行動していたので、実際に早期復旧が実現するわけですが、その代わりに記録が残せなかったようです。

その後、私が7月に派遣されて、応急工事の本契約をすることになるのですが、発災から既に4か月が経過し、応急工事も進んでいることもあり、調達した資材の行方が分からなくなったのです。担当する施工業者は、被災直後から宮城県に協力し、資材の手配をして工事を行って来てくれたので、どこに使った資材かわからないものは設計に載せられないとは、簡単には言えません。私はまず、それを探し出さなくてはなりませんでした。私は、その施工業者に探してもらおうとともに、施設の指定管理者をはじめ、他の施工業者など、いろいろな人に話を聞いていきました。行方不明の資材は結局見つかって、ようやく本契約ができたのですが、発災直後は相当混乱していたのだと思います。

3 印象的なエピソード

私は6次査定で、ろ過設備（場内で使用する雑用水を製造する設備）を担当したのですが、



送風機棟 1階送風機設備被災状況
(平成23年撮影)



送風機棟地下1階浸水状況
(平成23年3月24日撮影)

その中にポンプの運転に必要な注水をするための膜ろ過設備が含まれていました。膜ろ過設備は送風機棟の地下に設置されていたのですが、査定前に被災写真が足りないと考え、一人で撮影に行きました。その時は、まだ、床排水ポンプと照明が復旧していなかったため、ふくらはぎぐらいまで浸水している中を、懐中電灯を持った作業でした。そこは何度も調査に入っていたのと、照明が復旧していないとは言っても、真っ暗ではなかったため、特に一人でも不安は

ありませんでした。

何枚か写真を撮ったあと、図面を見ながら、ほかに不足の資料がないか考えていたのですが、そのとき、地震が起きました。宮城県に入ってから地震はあったのですが、地下に一人にいるときに地震にあったのは初めてでした。その時は気持ちの悪い揺れ方をする地震だと思いました。建物が崩れるというような大きさの地震ではなかったのですが、とりあえず1階に上がりました。すると、その部屋で作業をしていた施工業者の方がちょうど部屋から出て行くところで、私に「津波警報が出たので、避難します。」とってくれました。実際は警報だったのか、注意報だったのかわからなかったのですが、TVで津波被害の映像は何度も見ていたので、あわてて、事務所のある管理棟まで逃げた帰りました。管理棟まで戻ると、事務所では津波警報が出たので、私のことを探していたといわれました。私以外にも、管理棟に避難してきた施工業者の方が何人かいました。結局、津波は来なかったのですが、その時は、やはり怖かったです。

やりがいというのとは少し違いますが、とにかく応援者として、その時は一生懸命だったと思います。富山県や石川県から派遣されてきた人に聞いたのですが、下水道の災害査定はどうすればよいのかわからないとのことでした。道路や河川の災害は頻繁に起きているので、災害査定も何をどうするということが、決まっているそうです。一方、下水道では、災害査定で何をどうすればよいのか決まっていないので、国も宮城県も人により解釈が違うため、整理をするのが大変だったとのことでした。あるとき、宮城県庁の職員が査定資料の作成方針を決めました。しかし、国土交通省と打ち合わせをし、内部で検討していく中で、その方針を設計書提出直前に変えることになりました。それが決ま

った晩は、事務所で夜遅くまでかかって資料を修正し、何とか締め切りに間に合わせたということがありました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

ほぼ処理場全体が津波により被災した仙塩浄化センターも県南浄化センターも、流入の順、つまり、揚水、水処理、泥処理という順に災害査定を受けて、復旧工事の発注もその順に行いました。国土交通省での提言にもある「段階的応急復旧のあり方」でも、①沈殿+消毒、②簡単な生物処理、③生物処理、④本復旧の順に復旧を行い、段階的な放流水質の向上を目指すとしています。①の場合は良いのですが、②、③と進むと、下水から汚泥が発生します。仙塩浄化センターでは汚泥を焼却後に焼却灰として処分、県南浄化センターでは汚泥を燃料化していました。しかし、焼却炉も燃料化施設も被災してしまったので、脱水しただけの汚泥の形で処分するしかありませんでした。脱水した汚泥のままでは、灰や燃料と違い処分量が大きくなってしまうことと、宮城県以外で下水汚泥の放射能が問題となった関係で、受け入れ先が少なく、そのままでは発生する汚泥全量を処分できないため、結果的に、生物処理を抑制する施設運転をしなければなりません。したがって、揚水設備の次は、当たり前ではありますが、汚泥処理を復旧しなければ、水処理は復旧できないということを、今回改めて意識しました。

また、仙塩浄化センターでは、周りにコンビナートがあり、津波の後、その一部から火災が発生したため、中南部事務所の職員も一時避難することになったそうです。処理場は、一般的に、民家というよりは工場が隣接している場合が多く、工場は民家に比べ、被災した場合に被害が大きくなる可能性があります。このことから、

処理場内に異状がなくても、ひとたび隣接の工場が災害にあえば、処理場も業務の遂行ができなくなるということも、考えておかなければならないと思いました。

今回の派遣の体験を通して、私には多くの仲間ができました。それも、今回私が得たものの一つです。2012年11月23日には仙塩浄化セ

ンターの復旧を祈念し、復興推進の植樹祭が現地で行われ、私も参加してきました。中南部下水道事務所に加え、東京都、新潟県、富山県、石川県からの職員が参加しました。我々が植樹した苗木が成長し、『復興の森』になるとともに、宮城県と仙塩浄化センターの復興が成功することを願っています。



仙塩浄化センター隣接地での火災（平成23年3月14日撮影）



『復興の森』再生への植樹祭（平成24年11月23日撮影）

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

気仙沼保健福祉事務所 気仙沼保健所長

桐生 宏司 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 派遣当初の状況

派遣当初は被災後1年後だった。1年8ヵ月後の今と比べると、ガレキは国道沿いのあちこちに無造作に集められていたし、子どもがむじゃきに遊ぶ姿はどこでもあまり見当たらなかったと思う。

管内の気仙沼市・南三陸町はともに沿岸部にあり、甚大な津波被害を受けているが、2つの自治体で被害状況が異なる。気仙沼市の港周辺の市街地や水産関連地帯は元々海だったところを埋め立ててできた区画で、リアス式海岸特有の海岸近くまで迫る崖や山からなる内陸部の方がはるかに面積は広くかつ地盤が堅いと言われている。今回の震災では、そこはほとんど地震の揺れによる小さな損傷にとどまり、海辺の市場、工場、商店街や住宅街は、ほとんどが津波で流出してしまった。犠牲者の多くは自動車避難中に渋滞に巻き込まれ立ち往生しているところを津波が直撃している。気仙沼市の8割の水産関係事業所が海岸沿いにあったため財政的に大きな打撃を受けた。一方南三陸町は、「三陸海岸」と言われるリアス式海岸は以北で終わり、海辺に広い市街地を有する港町だった。町役場や病院、商店街、住宅街のほとんどがそこに密集していたため、町の生活機能は一瞬のうちに失われてしまった。発災時議会議中だった町役場にいた幹部職員、役場に隣接する防災対策庁舎の職員たちは町民に避難をぎりぎりまで呼びかけてから避難所に指定されていた屋上に避難したのである。当初の予測津波浸水高は6mだったが、実際は15m以上の津波が発災後40分後に町全体を浸水し一体を真っ黒な海と化した(写真1)。屋上の職員や町民は、海方向からの第一波は何とかやり過ごせても、その引き波の威力はすさまじく、屋上四方のフェンスごと海方向に連れ去られてしまった。40人弱が避難した屋上で助かったのは、アンテナによじ登った人と引き波でもはがされなかった階下から屋上につながる屋外階段につながるフェンスに、運よく第1波で突き飛ばされた人9名のみだった。南三陸町で被災した住民の一人は震災後の手記の中で次のような文章を寄せている。

「御伊勢山の自分が立っている中腹をもう5mぐらい上った五十鈴神社の鳥居まで、一気に波が駆け上り、神社より上だけが一瞬にして陸の孤島となった。(中略)同じ場所において、後ろから来る波に気づかないで、中腹にその間いた人、車の中で暖をとって様子を見ていた人、親子の人もいた。中に人がいるアパートもすべて連れ去っていった。これが第一波でした」と。津波遡上高は、15mをはるかに越えた高さだったことがわかる。



写真1 町が海と化した南三陸町

2 派遣先部署の業務概要

私は宮城県に7ヶ所ある保健所のうち、津波被害のあった沿岸部の気仙沼保健所に派遣された。



写真2 気仙沼保健福祉事務所全景

1 平成24年度気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）の概要

生涯を通じ、健康で豊かな生活を送ることは、県民のすべての願いであり、これを実現することは県政の重要な柱である。保健福祉事務所（保健所）の事業の推進に当たっては、地域保健法第2条に規定されている基本理念に基づき、企画総務班、成人・高齢班、母子・障害班、疾病対策班、生活保護班、食品薬事班、環境廃棄物班の7班が分担、相互協力して実施している。「復興元年」の平成24年度は、被災者の健康を守り、安心して暮らすことのできる生活の確保と一日も早い生活再建の支援を最優先に、被災市町や関係機関・団体等と連携しながら「安心と活力に満ちた地域社会づくり」に取り組んでいる。

2 「気仙沼保健福祉事務所被災者生活支援チーム」と「保健活動支援チーム」

東日本大震災による被災者が応急仮設住宅などでの慣れない生活環境の中でも健康で安心して暮らせるために、また新しいコミュニティづくりにむけて必要な保健・医療・福祉関連のサービスが提供できるように、所内に関係職員による横断的な「保健活動支援チーム」を組織している。

同チームは、被災市町への支援を通して被災者の健康支援に取り組んでいる。具体的には、市町の各担当者、関係機関と連携あるいは支援をして、保健、心のケア、栄養、運動・リハビリテーション等での支援活動を行っている。

「保健活動支援チーム」の上位には、所内班長以上で構成される「被災者生活支援チーム」がある。

副所長がリーダーを務め、保健福祉事務所長、保健所長はスーパーバイザーの役割をする。

また活動の推進体制強化を特命とする生活保護班長をリーダーとする特命スタッフ4名からなる「被災者生活支援企画調整チーム」が置かれている。同チームは、被災者の生活支援に関わる全所的活動の戦略的検討、総合調整を行う。今年7月から月刊でニュースレター「フカヒレ通信」を編集・発行して、被災者生活支援に関わる各種の活動に対する庁内外の機関や団体の理解や協力を得るために、その活動状況や管内の保健、医療、福祉及び環境に関する実情を紹介する独自の広報活動を行っている。

(1) 市町村への支援活動

- ア 要援護者支援・被災者への健康支援対策（健康調査等）
- イ 仮設住宅・民間賃貸住宅入居者等に係る健康調査の実施・健康課題分析等への支援
- ウ 地域保健福祉部内各班業務との調整、助言
 - ・心のケア対策
 - ・サポートセンター運営の支援
 - ・健康支援事業の円滑な取り組みに向けての調整、助言
 - ・生活不活発病予防の取り組みに向けての調整、助言
 - ・仮設住宅等の住環境の改善・福祉用具の調整についての技術的助言

- エ 災害対応体制整備への調整、助言
- オ 生活環境衛生部門・企画調整部門との連携等

(2) 「保健支援活動ミーティング」の開催

情報を集約共有する場として「保健活動支援チーム」の定期的な所内ミーティングを開催している。

- ・市町支援及び活動内容の確認等
- ・応急仮設住宅等の入居者に関する情報の集約等

(3) 問題点と課題

県や市町の復興計画等を踏まえ、被災市町の保健行政機能の再構築に向けた保健活動支援に継続してこれからも取り組んでいく。

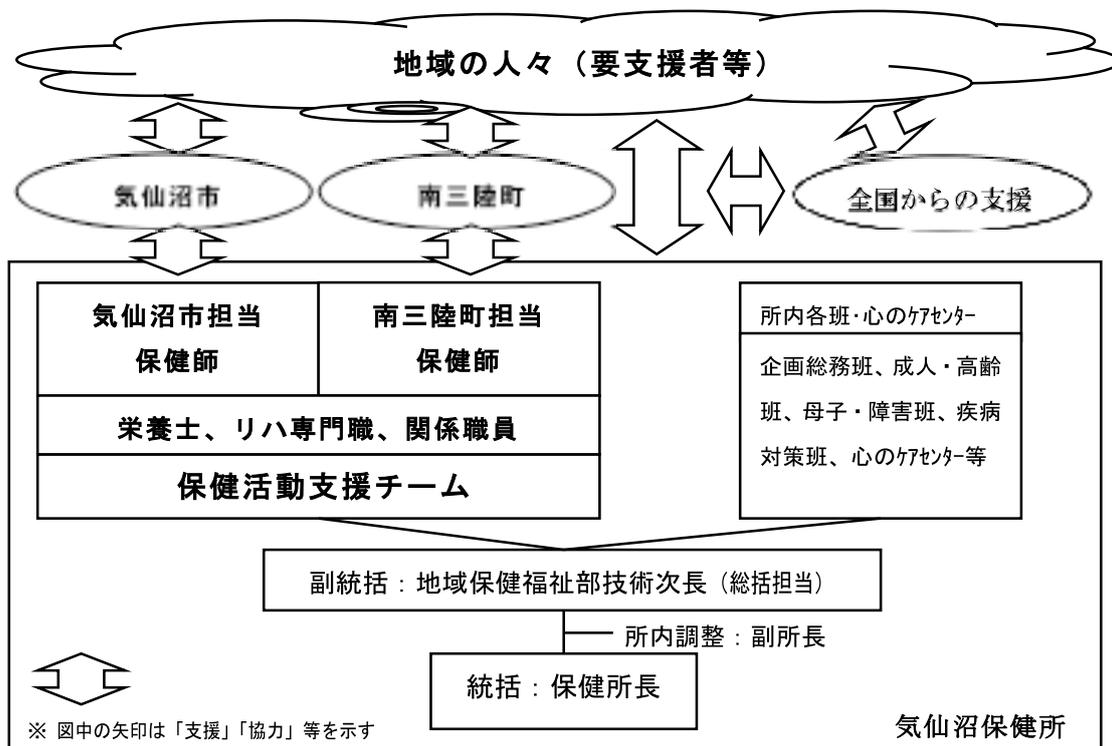


図1 保健活動支援チームの位置づけ



写真3 <参考>保健活動支援チームのメンバー

3 成果・実績

今年度は、上述したフレームワークの中で被災市町担当者と連携し、粛々と支援活動を展開、隔週の木曜日の午前9時から行われる保健活動支援ミーティングで2自治体担当保健師、心のケア担当保健師、栄養担当管理栄養士、リハビリ担当理学療法士、みやぎ心のケアセンター気仙沼地域センタースタッフから2週間の実施状況、今後の予定、課題をチームメンバー全員で共有している。

またマスタープランとも言える「平成24年度 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）震災対応活動情報共有シート」があり、機能別区分には「企画調整支援、連携、情報共有」「サポートセンター支援事業」「被災者の健康支援」「心のケア対策」「生活不活発病予防」「被災者健康調査」があり、各班の取り組み区分には「企画総務班」「成人・高齢班」「母子・障害班」「疾病対策班」「生活保護班」「食品薬事班」「環境廃棄物班」の項目がある。

それぞれの項目について、事業名、目的および当所の取組内容等、対象市町、課題事項（当面の目標（1～3年）、想定されるリスク）等、これまでの取組、評価、今後の予定の欄がある。このマスタープランを基として支援活動がなされ評価され、必要があれば随時改訂される。

どの班も日常業務を抱えながらのこれらの被災市町の支援、関係機関との連携を通しての被災者支援活動である。仕事量も増えるし、発災時に沿岸部保健福祉事務所に勤務していた職員は、それぞれに被災体験、喪失体験を背負いながらの活動でもある。当然心身のバランスを崩している者もいる。それは被災市町自治体においても同様である。

その中で目に見える具体的な成果・実績を見出す時期にはまだ至っていないのではないかと思います。ようやくそれらのトラウマから少しずつ癒されて、自ら立ち上がり歩き始めた職員がぼつぼつ出始めて、表情や語る内容が前向きになっているのを感じるときは本当にうれしい。これが偽らざる実情である。

体験談

宮城県 気仙沼保健福祉事務所 気仙沼保健所長

桐生 宏司 (福祉保健局)

① 担当した業務の概要

— 大震災後の管内公立病院の再建に向けた
基本計画策定委員会に出席して —

三陸海岸は津波によって甚大な被害を受けました。この地域は震災前から医療過疎や少子高齢化が喫緊の課題となっていました。そこを— 昨年3月11日の東日本大震災が襲ったのです。南三陸町は町役場や病院・商店街が沿岸に密集していたため、町職員や働き盛りのたくさんの町民が犠牲になり、町の唯一の医療機関だった「公立志津川病院」にはまたたく間に4階まで水が押し寄せ、70人の患者さんと4人の職員はなすすべもなく、津波の犠牲になりました。町内にあった医科・歯科診療所の被害はほとんど壊滅の状態、発災1年後の医療機関再開率はわずか15.3%です。多くの医師・歯科医師が廃業するか、診療所を失った者は町を出て縁

故を頼る等、他の土地で仕事を再開しています。その中で、公立志津川病院は一昨年4月から早くも仮設診療所を町内に開設し、6月には隣の登米市米山の「よねやま診療所（有床診療所）」の一角を借りた併設の形で入院施設38床を再開しました。職員は、診療所（南三陸診療所）と病院（公立志津川病院）を車で1時間以上かけて行き来し病院を守っています。（写真1）

町民の「町に新しい病院の再建を」という要望に応じて、町では平成24年7月13日（第1回）、8月22日（第2回）、9月26日（第3回）、10月17日（第4回）11月21日（第5回）（12月中旬に第6回開催が予定）に「南三陸町病院建設基本計画策定委員会」が開催されました。私はこの地域の保健所長として委員になっています。事務局は病院の事務が担当し、委員には副町長、病院長、2人の副院長、2人の地域の介護老人施設看護師長・主任、町社会福祉協議会長、気仙沼市医師会長、同歯科医師会代表、同薬剤師会長、2人の東北大学医学部教授、3人の町民代表からなります。委員長は東北大学医学部のお一人の教授、副委員長は副町長と気仙沼市医師会長です。年内に建設計画案を決定して町長に答申し、平成25年4月に設計に着手し、平成27年度からの開院を目標にしています。（写真2）



写真1 登米市米山の公立志津川病院



写真2 三陸新報（平成24年7月15日）

2 苦労したこと・工夫したこと

—被災地復興に立ちはだかる隠れたる原因～ 被災者と非被災者のあいだの認識の溝～—

南三陸町の人たちがこのような不便を被らなければならない、また今後新しい病院が再建されてももし町民のニーズに合わないものになってしまうとしたら、その不本意を町民が味わわなければならない本当の原因は何なのでしょう？ 不可抗力とも言えるあの「東日本大震災」であり、将来必ず再び日本のどこかでまた発生する大規模自然災害という天災でしょうか。あるいは、昨今新聞紙上を賑わしているように、政治・行政が被災地復興を早期に進めることができないことにも原因を求めることはできるかもしれません。

しかしここでは、あえてそれらのことには触れないで、4月に赴任して8か月目に入った私自身の中に潜んでいることがようやくわかった、またこの委員会に出席するたびに感じる被災者と非被災者のあいだの認識の溝ともいえるべき意識に焦点を当ててこの文章を書き進めたいと思います。

委員会の場では、大学の有識者、地域の医師、行政等の専門家が中心に、新しい病院の構想について発言し、最後にそれらを聞いていた町民代表からそれぞれ感想を聞くというスタイルになっています。専門家のほとんどは、直接の被災者ではありません。来年度から予定されている2次医療圏再編のことや、医師確保のこと等については熟知していて、経験と地域医療の現状の知識を根

拠に、今後の新しい病院のあり方を論じ合います。その中で出てくる主張は、「震災の影響で町外へ流出した町民は何%戻ってくるかわからない。人口の減少は避けられないだろう。」「たとえ町に病院を作っても、若い医師たちは大病院志向で、専門医志向だから、早晚医師不足になることは避けられないだろう。」と言った悲観的な予測や、希望のない見通しがどうしても多くなるのです。南三陸町での医師確保や急速に進行する少子高齢化の現状の厳しさを鑑みれば、それは仕方のないことかもしれません。

しかし実際被災され、地元での救護所や仮設診療所を担った病院の職員や地域の医療介護福祉従事者、町民の代表が求めている新しい病院の姿はもっとシンプルなもののように感じられます。

「先生方の議論を聞いていて医師確保がこれほど厳しいものとは知りませんでした。産婦人科も小児科もある病院を求めていましたが、それがかなわないことでわがままなことであることもよくわかりました。それでも、子どもたちが成長する頃には、せめてこの町に病院があってほしいのです。」

「今だと夜間に病気になっても、登米市や石

巻市に1時間もかかって搬送されるのです。それは大変なことです。だから町には一般病床があってせめてそこで一晩置いてほしいのです。」等々。

3 印象的なエピソード

—志津川の地に生まれ大人になっていく 次の世代に残せる“町の病院”—

私自身がこの被災地気仙沼市に8ヶ月間居住して、被災者と非被災者のあいだの認識の溝を感じたきっかけは、日常のささいな出来事でした。11月の3連休であったものの期限付きの仕事を残していたため帰省できなかったのです。二日目の夜になり無性にさびしくなって、ホームシックになってしまいました。まだ独身の頃、研修医時代に実家を離れて病院の寮で生活していた時以来だと思いました。そしてその時ふと思ったのです。「私の場合、家族は東京にいて携帯電話をすれば声をすぐに聴くことができる。でも震災で愛する人を失った人はこのことすらできないのだ。それどころか一生その人の声を聴くことができないのだ。そのさびしさたるや、私の今のさびしさの何倍ぐらいだろうか…」と。その時に「自分は、被災者ではなく、非被災者なのだ」とつくづく思いました。そして委員会でいつも感じた違和感の正体がわかったような気がしたのです。

私は、公立志津川病院の再建は、これから町にずっと住み続ける町民のニーズに合ったものであることが基本原則だと思います。それを踏まえた上で、専門家は、「無理だ」「できない」とこれまでの常識の延長線上で結論を出すのではなく、知恵を出し合って、南三陸町が現在抱えている困惑の現状の数々を条件として、これまでどこにもなかった新しい連携や協力体制の

あり方を求めていくことが求められていると思います。それでも、被災者と非被災者のあいだの認識の溝は、越えられないほど深いものだし、越えられないものかもしれません。だからこそ、被災者が抱えている声なき声に全感覚を開いて受け止めて、“癒されざる傷”を少しでも分かち合わせてほしいというぐらいの認識を持っていたいと思うのです。

先日土曜日に南三陸町を訪れました。震災時に町民の避難所となった志津川中学校の近くを通ると、石碑がありました。そこには「21世紀に向かって飛躍する志津川町の将来を託してこの地に志津川中学を建設する 昭和63年3月31日 志津川町長」という石碑がありました。(写真3)

また顔を上げると、高台から階段を下りてくる数名の中学生の姿が目にとまりました。(写真4)

写真3



「私たち委員は、私たち大人は、この子たちに新しい病院を残さなければならない。そしてこの子たちに新しい病院を託さなければならない」としみじみと思い、なぜか心の中に希望が湧いてきた自分がいること発見しました。

写真4



4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

— 今後、非・被災地に住む人が被災地の人のためにできること —

代々大切に受け継がれてきた町の建築物も、なりわい生業の仕事も、伝統も風習も、わずか数時間で壊滅させてしまった大規模自然災害。そして被災者と非被災者のあいだの認識の溝。千年に一度とも言われる自然現象を誰のせいにする 것도できず、支援者にただただ感謝される被災地の人々。8ヶ月間被災地で生活し仕事をしてわかったことは、現地に来て非被災者の認識のままに生きてしまっている以上、被災者が背負うことになった本当の痛みは感じられないということです。非被災地にいればもっと感じられないことは明らかでしょう。でも被災地の方はすでにわかっていると思うのです。この地を本当に復旧復興していくのは、この地で犠牲になった人の遺志を受け継ぎ、この地を心底愛している自分たちだけなのだということ。非被災地に住む人ができることは、その気持ちを大切に受け止めて応援することだけなのかもしれません。

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

東部保健福祉事務所（石巻保健所）

横井 純子（平成23年10月1日～平成24年3月31日）

1 派遣当初の状況

石巻管内（石巻市、東松島市、女川町）人口は、震災前は約22万人であったが、震災による死亡者は4,788人で県全体の死亡者9,430人の50.8%、行方不明者は1,221人で県全体の行方不明者2,092人の58.4%を占め、沿岸部に位置する石巻管内の被害は甚大なものであった（平成23年9月末）。

石巻管内の中には命を落とした市町職員もいたが、東部保健福祉事務所の人的被害はなかった。震災以前の東部保健福祉事務所は、企画総務班と環境衛生部が石巻合同庁舎、地域保健福祉部は保健所棟に別々に置かれていた。震災後、保健所棟1階は津波により冠水したため、合同庁舎で地域保健福祉部と環境衛生部が同じ執務室となり、震災前より手狭で受付スペースや書類保管スペース等が不足している環境であった。被災後4ヶ月足らずの7月に定期人事異動が行われ、兼務発令されていた3人の保健師が異動となり、東部保健福祉事務所の保健師は、技術総括保健師以下9人の体制であった。

私の派遣時期は、被災地域が応急仮設住宅移行期の頃であった。保健所の保健活動体制は、包括的に市町を担当する地区担当制ではなく、業務毎に担当者を決めて班を編成し、業務別の市町支援を行う業務担当制であった。但し、被害が甚大であった女川町には、地区担当を決め包括的に支援していた。



2 派遣先部署の業務概要

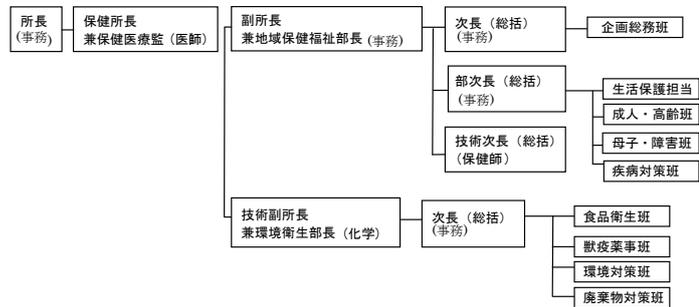
平成12年に県の保健所と福祉事務所が統合され、保健所業務と福祉事務所業務を担当している。東部保健福祉事務所は、県内6保健福祉事務所（2支所）の一つで、石巻市、東松島市、女川町、登米市（一部業務）を所管区域としている（登米市区域については、高齢者福祉に係る業務の一部、児童福祉に係る業務の一部、産業廃棄物や環境対策等の環境生活関係業務について所掌している）。

東部保健福祉事務所は、地域保健福祉部と環境衛生部で組織されている。地域保健福祉部は、企画総務班（所内庶務、企画調整、統計、社会福祉団体の指導監督、地域医療に関すること、医療機関指導、災害救助・援護救済物資に関することなど）、生活保護担当（生活保護など）、成人・高齢班（高齢者福祉、生きがい健康づくり、認知症高齢者、介護保険、地域リハビリテーション、地域食育、生活習慣病、がん対策、歯科保健、学校保健、産業保健、特定給食施設に関することなど）、母子・障害班（母子保健・福祉、精神保健・福祉、身体・知的障害者に関することなど）、疾病対策班（感染症、難病、原爆被爆者健診など）で構成されている。環境衛生部は、食品衛生班（食品衛生に関すること）、獣疫薬事班（化製場等、動物愛護、薬事、毒・劇物・麻薬等の指導取締り、温泉、旅館、理美容、墓地など）、環境対

策班（公害関係、大気汚染、水質汚濁、各種リサイクル法等に関すること）、廃棄物対策班（廃棄物処理・管理、浄化槽指導監督など）で構成されている。

<東部保健福祉事務所（石巻保健所）組織>

資料：東部保健福祉事務所提供



3 成果・実績

(1) 保健体制整備支援、市町村との連携強化

- ① 平成 24 年 4 月に保健福祉事務所の保健師が増員され、保健活動体制が強化された。私が派遣中に担当した業務は、平成 24 年 3 月末時点で現地職員に引き継ぎ、継続した震災関連業務が展開されている。
- ② 震災後のこころのケア対策では、中長期プランを作成し、兵庫県こころのケアセンター副センター長の助言を得る機会を確保してプランを推進していく体制を作ることができた。
- ③ 市町村支援では、女川町の保健師等と連携・協働し、「女川町こころのケアのシステムの構築」を推進した。システム構築にあたっての人材育成（こころとからだの専門員など）を行った。更に、専門員自身のメンタルヘルスの重要性に着目し、専門員のフォロー体制を整備した。
- ④ 保健福祉事務所の同僚や女川町職員のこころのケア支援を行った。女川町については、町職員のメンタルヘルス対策として個別フォロー体制の必要性を進言し、都庁共済組合の職員メンタルヘルス体制に関して収集した情報を提供し、女川町職員のメンタルヘルス対策を推進した。



仮設集会所でのボランティアによる健康教室を精神科医師と視察

(2) 保健所活動支援、保健所機能の強化

- ① 感染症対策では、東京都の研修や普及啓発等の取組を紹介しながら助言し、関係者の研修開催やキャラクターグッズの作成による普及啓発活動を充実した。
- ② 新任保健師と共に活動し、個別支援活動から市町村との連携、各事業へのつながり等保健師活動の実践を通して、保健師育成を支援した。



災対法では認められなかった女川町の3階建仮設住宅



感染症啓発キャラクター
石巻保健所オリジナルキャラクター

体験談

宮城県 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

横井 純子（福祉保健局）

1 担当した業務の概要

派遣部署では、母子・障害班（班長1、副班長1、班員（非常勤嘱託含む）11、計13名体制）の技術主査として配属された。班の通常業務（電話相談、未熟児訪問、発達相談、精神保健福祉法24条等対応、精神保健福祉相談など）に加え、震災関係業務（震災後心のケア中長期計画、市乳幼児健診支援、石巻市総合支所精神保健活動状況調査など）、女川町支援（聴き上手ボランティアやこころとからだの専門員等こころのケアスタッフのフォロー研修企画運営・活動支援、町職員のメンタルヘルス対策支援、次年度の事業計画や保健医療福祉計画の検討、会議支援など）を担当した。さらに、疾病対策班に協力し感染症実務研修の企画運営を行った。

東部保健福祉事務所と担当地区となった女川町それぞれの保健師業務を支援した。特に、新任保健師の育成時期に震災対応業務を行わなければならないことから、新任保健師と一緒に活動しながら、保健師の視点や保健師本来の活動を伝えるなどチューター的役割を果たした。また、保健師活動への支援にとどまらず、



こころのケア活動 コンサルテーション会議（中長期こころ）のケアプランを兵庫県こころのケアセンター副センター長 や関係者と意見交換

保健福祉事務所職員や女川町職員のメンタルヘルス支援活動を行った。

2 苦労したこと・工夫したこと

東京都と宮城県の保健衛生に関する組織やシステムの違いから、当初は保健師の役割や担当業務に戸惑うこともあった。特に、精神保健福祉法24条の対応は、東京都の保健師が実施していないことではあったが、経験を積むことと東京都からの全面的なバックアップにより業務を遂行することができた。

現地の活動で疑問点が生じた時は、都庁関係部署からの資料提供や助言などの協力を得ることができた。その結果、円滑な対処が可能となり、派遣先職員への資料や情報提供を行うことができた。保健政策課保健指導調整係をはじめ、都庁関係部署の職員の方々による後方支援は、派遣先で活動する私にとって実に心強い味方であった。

東部保健福祉事務所が管轄する石巻市・東松島市・女川町は、それぞれの地域特性に特色があった。平成17年に石巻市は1市6町が、東松島市は2町が合併した。女川町は、原子力発電所を抱えており、合併にメリットを見出せず独立を継続した。被災時、石巻市は合併して6年間が経過していたが、行政体制のまとまりはこれからという時期であった。これらの背景もあり、県と市の関係、すなわち保健福祉事務所と市町の連携強化が課題となっていた。この状況を踏まえ、支援活動を実施する際は、保健福祉事務所と市町の連携がより良いものとなることを意識して関わるよう心掛けた。担当する個別の支援経過や把握した情報は市町に出向き担



疾病対策班と協力して感染症実務研修を開催



女川町のこころとからだのケアスタッフフォロー研修

当者に伝え、市町が持つ情報を収集した。そして、市町からの情報や質問等は保健所担当者に伝え、市町が抱えている課題を保健福祉事務所の職員と共有して、より効果的な市町支援ができるように努めた。

3 印象的なエピソード

震災後半年が過ぎ、職員の精神的疲労感が強くなってきており、目の前のことに追われている状況の中で、町職員の心のケア対策、市町支援のあり方、中長期の心のケアプランについて、どのように進めていくか悩むことがあった。職員の負担を考えながら話し合いを進めていた時、現地の職員から「出過ぎずに、そっと寄り添うように一緒に考え動いてくれるので助かる」と言われたことで、支援活動のやり方が間違っていなかったと実感することができた。

また、市町職員から「思い（心の叫び）」を吐露される機会が多かった。派遣職員だから語ってくれたと思うと、その思いを受け止めることで仲間意識を持つことができた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ① 平常時に出来ていることが災害時の力となる。裏を返せば、平常時できていないことは災害時にはできない。平常時に、都と

市町村の連携体制が確立されていることの重要性を再確認した。東京都の多摩地域においては、二次保健医療圏ごとに保健所が設置されており、日頃から市町村との連携体制があるが、この連携をさらに進めて、圏域内の市町村だけでなく関係機関とも強固な連携体制を構築していく必要がある。

- ② 被災地域では、行政も住民も問題解決のための手立てとする支援や援助を求めている。被災地には多くの支援者や団体が入ってくることを考えると、受援計画を策定しておくことが必要である。また、災害時に各職員が役割を認識して動くことができる知識の獲得と実践的訓練を平常時から実施しておくことが大変重要である。
- ③ 災害時、市町村保健師は医療救護・支援チームや住民から持ち込まれる様々な問題対応に忙殺される。圏域内市町村の保健師とは活動状況や地域課題を共有するだけでなく、「思い」を共有する機会（心の叫びを吐露する機会）を持つことが大切である。保健師同士がお互いを理解しあいエンパワーしながら活動することで、長期間となる住民支援を続けていくための力の源となる。
- ④ 派遣終了後、保健所や圏域内市町村等に報告する機会を通じて、災害時における保健活動のイメージ化が可能になり、平常時からの備えが大切であることを共有することができた。

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

仙台地方振興事務所 農業農村整備部 農地整備第二班（第一チーム）

中島 光徳（平成24年4月1日～平成24年9月30日）

1 派遣当初の状況

①派遣当初の現地

平成24年4月から9月までの6ヶ月間、宮城県仙台地方振興事務所（以下、事務所）に派遣された。事務所は、JR仙山線の北仙台駅、入居先の宮城県職員寮は、同線の陸前落合駅が最寄り駅で、派遣から3日間は、現地案内もなく事務所と寮の往復のみであった。通勤で見た仙台市内は、建物や道路等に震災の爪痕が残されていたが、1年以上経過していたこともあり、未曾有の大災害を肌で感じることはなく、多少の安堵感を覚えた。

派遣4日目に、被災した現場を把握するため、所属したチームが担当した「名取市」及び「岩沼市」（両市ともに仙台市の南に位置）の農地及び農業用施設の視察を行った。

復旧工事が進行している地区は、沿岸部より2～3km離れており、津波の被害は受けていたが、既にガレキ等の大きなものは撤去され、水田や水路、農道等は、ほぼ原形が確認できる状況であった。

しかし、これから復旧工事を発注する地区は、沿岸部からの距離に比例するように被害の度合いが増し、ガレキ等は撤去されていたが、地盤沈下による水田の湛水や水田の境界となっている畦畔の流出、水田脇にある道路の流出や陥没（写真1）、排水機場建屋の崩壊やポンプの故障（写真2）など、農地・農業用施設の全てが甚大な被害を受けていた。派遣職員一同は、この悲惨な状況に愕然とした。



写真1：水田脇の道路（平成24年4月5日撮影）



写真2：排水機場（平成24年4月25日撮影）

現場の視察後、名取市で最も被害が甚大であった閑上地区へ行き、周囲が一望できる日和山に登った。周囲を見渡すと建物らしきものがほとんど無く、海岸沿いには分別作業をしているガレキの山がいくつもあった。また、日和山の付近は、区画整理され整然と建っていた家屋や擁壁の基礎のみが一面に広がり、過去に見たことのない荒涼たる光景を目の当たりにした。

この場所は、海岸から700mほど離れているが、震災時は約8.0mの津波が襲来し、ありとあらゆる物を押し流し、人命までも奪い去った。その現実直面し、東日本大震災での津波の凄まじさを実感させられた。

②派遣先部署

事務所では農業農村整備部に配属された。当部は、震災前は、5班で27人の職員数であったが、震災後（平成24年4月1日現在）には、宮城県職員のほか、都道県からの職員を含め、5班（うち2班は各2チーム体制）で57人にも膨れ上がり、大河原駐在所（大河原町）に11人、王城寺原補償工事事務所（大衡村）に1人が増員され、総勢69人の大所帯に変貌した。

震災直後から開始された都道県等の派遣は、平成24年4月1日現在には30人となり、ほぼ半数が派遣職員という通常では考えられない状況であった。

当然のことながら職員の大増員に伴い、新たな執務スペースが必要となり、当部のフロアにある更衣室などを改修して確保した。書類等の保管の不便さや窮屈感は若干あったが、仕事をするうえでは問題になるほどではなかった。

農業農村整備部は、部長をはじめ宮城県職員や派遣職員が「宮城県の早期復旧・復興」を目標に、一致団結して業務を行っており、活気に満ち溢れた職場であった。

2 派遣先部署の業務概要

当部は、仙台市を中心に5市8町1村（塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、山元町、亘理町、七ヶ浜町、利府町、松島町、大郷町、富谷町、大和町、大衡村）を管内とし、農業振興に関するさまざまな施策や農地・農業用施設・農地海岸に係る災害復旧事業、復興交付金事業などを行っている。

組織は、計画調整班、管理指導班、農地整備第一班（1・2チーム）、農地整備第二班（1・2チーム）、水利施設保全班、大河原駐在所、王城寺原補償工事事務所からなり、管理指導班と王城寺原補償工事事務所を除き、各都道県の派遣職員が配置され、災害復旧業務を担当している。

東日本大震災に係る事務所管内（仙台管内）の被害状況を以下に示す。

事務所管内被害額 約3,400億円

（県全体被害額 約4,700億円の約70%）

（平成24年4月10日現在）

農業農村整備関係被害	仙台管内		県全体	
	箇所	金額	箇所	金額
農地・農業用施設被害 （農地浸水、用排水路等）	約 1,600 箇所	約 3,100 億円	約 5,000 箇所	約 4,000 億円
生活環境施設被害 （集落排水施設等）	約 30 箇所	約 200 億円	約 100 箇所	約 270 億円
農地海岸保全施設被害 （海岸防潮堤）	約 8 km	約 100 億円	約 27km	約 430 億円
計		約 3,400 億円		約 4,300 億円

表1：事務所管内農業農村整備関係の被害状況



図1：管内位置図

3 成果・実績

当部では、東日本大震災により津波被災を受けた管内の4市4町（仙台市の一部、名取市、岩沼市、塩竈市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町）において、平成23年度から、農地・農業用施設・農地海岸に係る災害復旧工事等を実施しており、早期営農再開を最優先に取り組んでいる。

営農の再開には、農地だけでなく、農地のかんがい機能を復活させる必要があり、以下のフローのように復旧している。

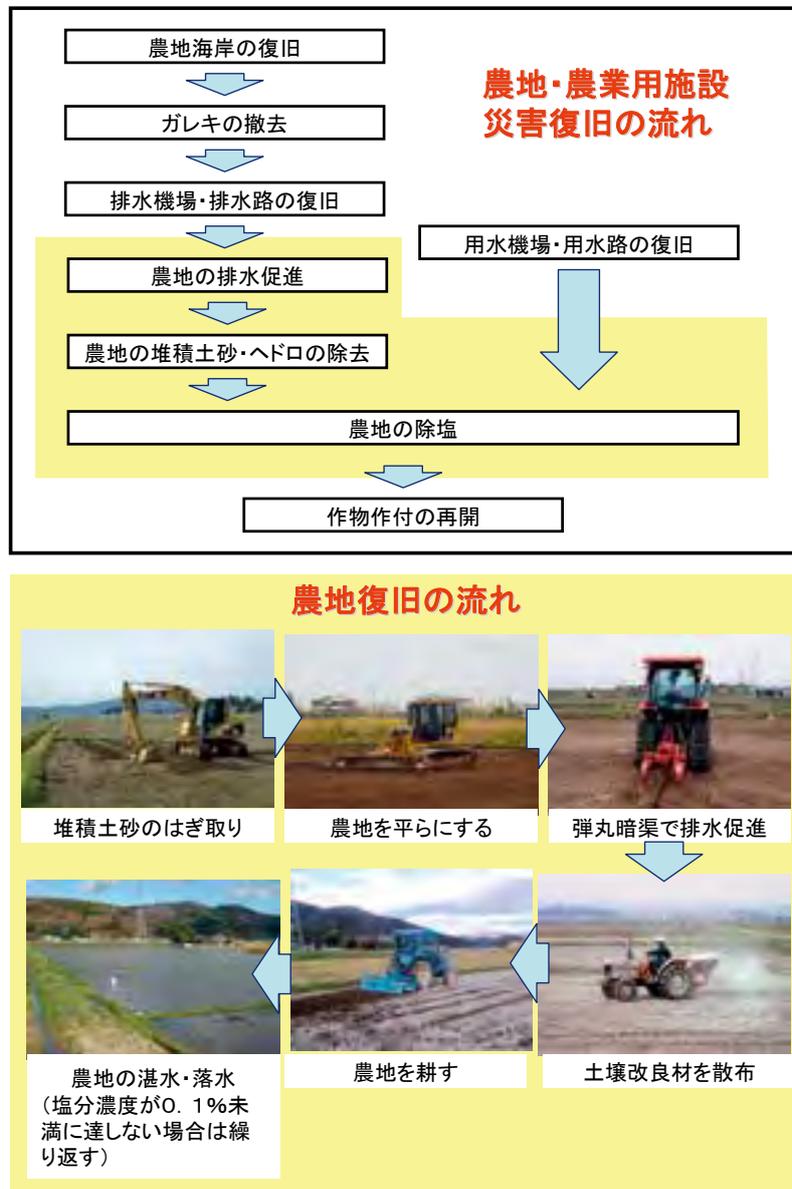


図2：災害復旧フロー(1)

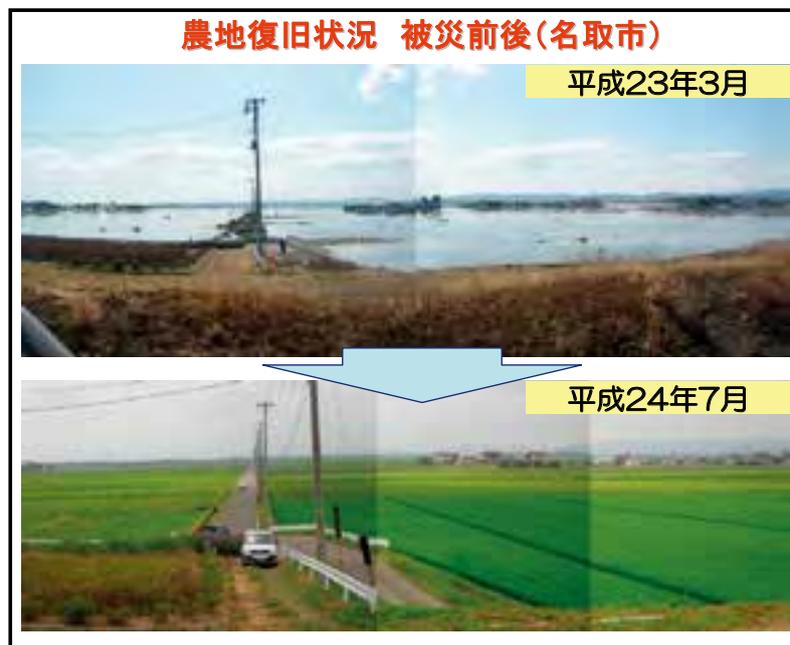


図 3：災害復旧フロー(2)

今回の震災では、大量のガレキや堆積土砂、津波による建造物の破壊、地震による地盤沈下と液状化、塩害など、広範囲で多岐にわたる甚大な被害を受けたため復旧は困窮した。

そのため、応急的な工事や除塩は、震災から2ヶ月後の平成23年5月ごろから開始され、施工方針・各機関の役割等が決定したのが7月末、災害査定は8月からとなった。1,000箇所、10,500haを超える規模（事務所管内）の災害査定は平成24年まで続いたが、1月末までにはほぼ終了した。

平成24年に入り、災害査定と並行して本格的な復旧工事が着手され、平成24年度末までの各市町の主要な復旧工事の見込み（平成24年9月現在）は、以下のとおりである。

(平成24年9月現在)

市町村名	農地			揚排水機場等		
	復旧予定	復旧見込	復旧	復旧予定	復旧見込	復旧
名取市	1,275ha	960ha	75%	20箇所	20箇所	100%
岩沼市	1,079ha	704ha	65%	10箇所	9箇所	90%
亶理町	2,065ha	1,490ha	72%	18箇所	13箇所	72%
山元町	1,131ha	732ha	64%	4箇所	11箇所	45%
松島町	21.6ha	20ha	92%	※16箇所	※10箇所	※62%
塩竈市	21.7ha	4.4ha	20%	※42箇所	※3箇所	※7%
七ヶ浜町	134ha	134ha	100%	15箇所	11箇所	73%

※海岸堤防を含む

表 2：仙台管内の復旧見込み

区分	問題点・課題等	処理方針
積算	積算基準や県単価にないものを採用した代価について、各工事での不整合が見受けられる。	採用した場合は、一つの様式に、思想、引用元、根拠、歩掛り、単価、代価等を記載し、供覧もしくは共有フォルダーに保存する。
設計	各地区（各工事）において、復旧対応や規格等に差異が見受けられる。	基準外の対応及び施工等については、その経緯や対応等を共通のフォーマットに簡潔に取りまとめ、事前にチーム内で協議する。
進行管理	各地区（各工事）の進捗状況が不明確で、計画変更や検査等の調整が場当たりのである。これらのことが、地域間の公平確保や円滑な工事実施等の弊害となり、適正な進行管理（進捗状況報告等）が困難と思われる。	チーム内の報告会を定期的で開催する。各担当者は、各工事の進捗状況を簡潔に取りまとめ報告する。（統一のフォーマットを使用するのがベター。） また、その結果は、県及び事務所で実施される進行管理ヒアリングに活用する。

表 1：打合せ会提出資料

3 印象的なエピソード

○ガレキ選別機器デモ運転での一言

平成24年6月28日に、農地復旧除塩工事の懸案となっていた耕土に混入しているガレキ処理について、選別機器のデモ運転が行われた。

沿岸部の農地では、表面のガレキを撤去しても耕起するたびにガレキが掘り出され、農地復旧の進捗に大きな影響を及ぼしていた。

この機器は、ある程度の深さまでバックホウで掘削したガレキ混じりの土砂を、①木材等の可燃物（焼却）、②ビニール等の風選物

（焼却）、③石礫・コンクリート等の不燃物（復興資材等利用）、④土砂（復興農業資材等利用）、⑤鉄等の磁性物（リサイクル）に選別でき、不可視部分のガレキの効率的な撤去を可能にするものであった。

デモ運転を開始する前、建設業者の方が機器の概要を説明する際の一言が、とても印象的で、今でも忘れられない言葉として記憶に残っている。

その言葉とは「これ（農地等に堆積している物）は、ガレキやゴミじゃない、海へ行ってしまった（亡くなってしまった）人達の思いが詰まっている（大切な）ものだ、ぜひ使



写真 1：ガレキ選別機器デモ運転の様子（平成24年6月28日撮影）

ってくれ」である。

これは、地元説明会の際に、住民の方から言われたことを紹介してくれたもので、被災された方や亡くなった方の無念な思いを受け、建設業者の方が熱意と気迫を込めて発した言葉であった。

○職員が参加したボランティア活動

七ヶ浜町では、農地の約98%が津波の被害を受け、住宅や車両などの大量のガレキが農地に流入し、被害は甚大であった。

被災から約1年半が経過し、大きなガレキは重機により撤去されたが、瓦・ガラス・ブロックなどの小さいガレキが土中に大量に埋まったままの状態となっていた。

七ヶ浜町では、4月から「農地復活大作戦」を展開し、平日で150名、休日は300名程度のボランティアを募集しており、業務に関連した活動であったことから、土曜日を利用して参加することを決めた。

作業内容は、表面のガレキを手で拾うもので、20～30aの農地に約40人が張り付き、

4時間程度（1日）で完了する単純なものだが、体がへとへとになるくらいの重労働であった。

9月1日（土）には、西多摩普及センターの中野さんと、農業振興事務所の柳田さんがプライベートで参加し、炎天下で暑い中、農業者の悲痛な叫びや苦悩を感じながら農地のガレキ拾いを行った。

派遣前に所属していた農業振興事務所で、何気なく声をかけたことだったが、快くボランティアに参加してくれたことを嬉しく思ったのと同時に、都の職員として誇らしく感じた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

○データベースの構築

今回の災害復旧では、宮城県土地改良事業団体連合会が整備して試験運用状況であった「水土里情報システム」（オルソ画像、地形図、農業用施設、農地の筆や耕区図等をGIS化したもの）を活用し、被害状況の把握及び災害



写真2：ボランティア参加者（平成24年9月1日撮影）

査定の簡素化や効率化が図られた。

東京都では、システム導入における費用対効果等を考慮して、導入を断念した経緯があり、現時点においても導入は困難な状況にある。

しかし、災害が発生した場合はその規模に関係なく、農地や農業用施設の所在、規模、構造、メンテナンスの実績、施設台帳等は、被害額の報告や災害査定の申請に必須となり、迅速かつ適正に対応するためにもデータベースの構築は必要である。

このため、例えば関係市町村や東京都土地改良事業団体連合会と整備方法や内容、費用面等を含めて協議し、農地や農業用施設に係る東京都独自のデータベース化を推進するこ

とも一案ではないかと思う。

○災害対応の研修

東京都における農地・農業用施設災害は、幸いなことに数年間隔で発生する程度である。

このため、いざ災害が発生すると「被害拡大の防止や応急対策の実施」、「被災原因、被災状況、被害額の把握」等の初期対応に戸惑い、迅速に適正な判断や対応が難しい。

また、災害復旧事業を実施するには、時間的・段階的に決められた作業があり、事業のフローや制度、被災写真の撮影方法、復旧対象や方法等、詳細に把握しておくことが肝要である。

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

環境生活部 廃棄物特別対策室

小泉 健仁 (平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

1 派遣当初の状況

平成 24 年 4 月の赴任時、県庁のある盛岡市では東日本大震災の痕跡はほとんど感じられず、また沿岸部も昨年 4 月に短期派遣（陸前高田市）で支援業務を行った際と比べてがれきがだいぶ片付けられ（正確には数箇所の仮置場に集積され）、一年も経つとだいぶ状況が改善するものなのだなと感じたところである。

しかし、街中はある程度片付いたとはいえ、津波で流された家々の後にはわずかに基礎が残るばかりで荒涼とした風景が広がり、町の賑わいはほとんど再生されていない。また、がれきの集積場所もかつては港湾や運動場だった場所であり、被災地復興のためにはこれらの撤去、処理が早急に必要であった。

そんな中、私が派遣された廃棄物特別対策室は主にこのようながれきの早急な処理を目的とし、組織改変で 4 月から新設された組織である。発災当時の混乱は落ち着いてきているものの、廃棄物処理業務はここからが本番という時期であり、組織改変で生まれた新組織とはいえまだまだ人手は十分とは言えない状況であった。（実際、年度当初と比べて現在は派遣・応援職員が 3 名増員されている。）

2 派遣先部署の業務概要

平成 26 年 3 月末までに災害廃棄物約 525 万トンの処理完了を目的とし、以下 a～c の基本方針に基づいて処理を進行するもの。（詳細は「岩手県災害廃棄物処理詳細計画平成 24 年度改訂版」を参照）

a) 地域の復興に寄与する処理

県内の既存施設や業者を活用し、地域の復興と地元雇用に配慮

b) リサイクルを重視した処理

循環型社会を目指す岩手県に適した、最終処分量を減らす技術を活用

c) 広域処理も活用した迅速な処理

県外への広域処理も行い、迅速に処理する方法を併用

主な業務内容、組織規模は以下のとおり。

処理企画担当（7 名）：①災害廃棄物の広域処理の調整（事務的調整等）

②部内、関係部局及び関係機関との連絡調整

③災害廃棄物処理に係る経理事務

④予算（災害廃棄物処理事業費補助金ほか）事務 等

処理技術担当（13 名）：①災害廃棄物の県内処理及び広域処理の調整（技術的調整）

②災害廃棄物処理に係る仮設焼却炉、破碎・選別処理プラント、
仮置場等（を運営する業者）の管理

③災害破棄物の再生利用に係る事務

- ④岩手県災害廃棄物処理詳細計画に係る事務
 ⑤災害廃棄物処理に係る施工監理に係る事務 等
 (人数は 11/1 現在。管理職、他自治体等からの派遣職員、臨時職員を含む。)

3 成果・実績

平成 24 年 3 月末から平成 24 年 10 月末までの処理の進捗状況は下表のとおり。

	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 10 月末	差引
処理量 (トン)	514,300	1,036,000	521,700 増
処理率	9.8%	19.7%	9.9% 増
仮置場設置箇所数	111	68	43 減

災害廃棄物全量 5,250,000 トン (平成 26 年 3 月完了目標)

大船渡市赤崎小仮置場の様子 (平成 23 年 5 月撮影)



(平成 24 年 6 月撮影)



広域処理の進捗状況は以下のとおり。詳細は環境省HP (広域処理情報サイト等) 参照。
 (着色部分は平成 24 年 4 月以降新たに進展したものを。)

都道府県等名	協定・覚書等	試験焼却	本格処理	備考
青森県	○	八戸市:八戸セメント(野田、久慈、洋野分)、東通村:三菱マテリアル(野田分)	八戸セメント(久慈、洋野、野田分)、三菱マテリアル(野田分)	
秋田県	○	大仙美郷組合(宮古分)、秋田市・横手市・湯沢雄勝組合・由利本荘市(野田分)	同左	仙北市が受入表明
山形県			エコス米沢、村山市(釜石分)	
群馬県	○	吾妻組合、桐生市、前橋市(いずれも宮古分)	吾妻組合、桐生市(宮古分)	
埼玉県	○	熊谷市・日高市・横瀬町のセメント工場(いずれも野田分)	同左	
東京都	○	—	東京都(大槌分)	H24.6月に宮古分は終了
静岡県	○	島田市、裾野市、富士市(以上は山田分)、静岡市、浜松市(以上は山田・大槌分)	島田市、裾野市(山田分)、静岡市(大槌分)、浜松市(山田・大槌分)	
新潟県	○	三条市、柏崎市(大槌分)		
富山県	○			
福井県	○	敦賀市、高浜町(大槌分)		
石川県		金沢市(宮古分)		
三重県	○			
大阪府	○			
その他		神奈川県が受入表明		

体験談

岩手県 環境生活部 廃棄物特別対策室

小泉 健仁 (下水道局)

1 担当した業務の概要

配属先は廃棄物特別室の災害廃棄物処理企画担当班。班のメンバーは5名に担当課長と臨時職員が各1名の計7名で、主に災害廃棄物処理に係る予算管理、契約、支払等の経理事務と広域処理における他自治体等との連絡調整を行っている。

事務分掌表に記載されている私の担当業務は以下のとおり。

1. 災害廃棄物の広域処理（経理事務）に関すること
2. 家電リサイクル法に基づく災害廃棄物の処理に関すること

1. には「広域処理（経理事務）に関すること」とあるが、実際には広域処理にあたって受入先自治体との事務折衝（受入時期や受入数量、種類等の調整）や覚書等の文章校正、契約の締結や支払等の経理事務（これは広域に限らず県内処理でも）から視察対応まで、広く対応している状況である。

また、2. の家電の処理では仕様書の作成や設計等、技術職に近いような業務も行っている。逆に技術職の方が契約事務を行ったりもしており、人員の限られた中、必要に応じて室全体で協力やカバーをしながら業務にあたっている状況である。

2 苦労したこと・工夫したこと

広域処理を進めるにあたり、苦労していることの一つとしてクレームの多さが挙げられる。覚書等の締結や試験処理、本格処理の開始等がマスコミにより公表されるたび、1日に10件

程度の広域処理受入反対の電話がかかってくる。福島第一原発事故等での国の対応に対する不信感から行政全体へ不信が生まれており、国からの情報を信じずにブログやツイッター等、ソースが不明確な情報を根拠にして苦情を言ってくる方が多いが、岩手県内でできる限り処理する方針であること、リサイクルできるものについてはなるべくリサイクル処理にまわしていること、それでも処理しきれないものについて放射能等の安全性を十分に確認したうえで広域処理をお願いしていること等、粘り強く説明して対応している。

災害廃棄物の処理という業務の性質上、沿岸部への出張が多いというのも東京での業務と異なり、最初は慣れない部分であった。沿岸部へは最低でも片道2時間、100キロ以上の道のりである（ちなみに東京駅から宇都宮駅までが約100キロ）。東京では車を持っておらず、普段は運転することもなかったが、こちらではそういうわけにもいかない。最近では他の職員の負担を少しでも軽減するべく、率先してハンドルを握るようにしているが、これから経験することになるであろう雪道を想像すると、少しドキドキしてしまう次第である。

また、自分以外の室員も皆出張が多く、庁舎内にいない時間が多いので、上司に報告や相談をする時間が取りにくいのも苦労する点の一つである。この点については、岩手県版の「TIMES」のようなシステム上のスケジュール表を活用し、上司や同僚の予定を確認して適宜報告、相談を行っている。



視察の対応にあたる筆者（右端）

3 印象的なエピソード

災害廃棄物の広域処理事業という施策には反対の意見も多いが、それだけ全国から注目を集めているということであり、マスコミに取り上げられることも多い。そういった施策に関わることができるのは幸せだし、各都道府県知事や大臣級の視察のアテンドをさせていただく機会も多く、大変貴重な経験をさせていただいていると感じる。とある元首相のアテンドをした際、「頑張ってください」と言われ握手をした経験は印象的だった。

また、他県からクレーム等の意見を聞くことが多い一方で、当室では現在、被災者の方の声を直接聞く機会はありません。そんな中、ある業務を終えた際に沿岸部出身の同僚（その方の実家も被災している）から「本当にありがとう」と声をかけてもらった時は、支援に来て良かったと改めて思えた瞬間であった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

日本という国の立地上、今後も大きな災害は起こりえることとして想定しておかなければならない。

東京で今回のような災害が発生した場合、ガレキの撤去、処理は人命救助に次ぐ重要事項である。その時に備え、ガレキの発生規模はどの程度なのか、どこに集積し、どこで処理を行うのか、場合によっては他県にある程度処理を依頼するのか、等をあらかじめ想定しておくことが必要である。

また、首都圏以外で発災した場合は、今回のように必要に応じて迅速に対応していかなければならない。その際、重要なのは被災地のニーズをできる限り尊重し、被災地の負担をできるだけ少なくすることだ。被災地、被災者が何を困っていて、何を必要としているのか、その時々に応じて的確に把握し、ニーズに対応していく必要がある。災害廃棄物処理の例で言えば、被災地において処理に困っている廃棄物の種類、性状を把握し、時期に応じて（処理の進展によって種類別の廃棄物推計量に変化し、処理に困る廃棄物の種類も変わっていくため）柔軟に対応していくことが重要だ。

最後になるが、地域主権の気運が高まり、自治体間連携の重要性が増す中で、今回の業務を通して得た経験や他自治体等との人脈は、災害時のみならず今後様々な場面で都政の運営に役立つであろうし、活かしていきたいと考えている。

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

保健福祉部 保健福祉企画室

深堀 ゆりか (平成23年8月1日～平成23年11月30日)

1 派遣当初の状況

(1) 現地の状況について

岩手県庁所在地である盛岡市での勤務であったが、派遣当初（平成23年8月）、すでに震災の影響はほとんど感じられない状況だった。

着任日の8月1日、盛岡市では盛岡さんさ踊りが開催されており、パレードが行われていた。私は平成23年5月に宮城県石巻市に派遣され、被害の大きさに衝撃を受けていたため、岩手県庁も緊迫した状況にあるような先入観を持っていたので、少し拍子抜けしてしまった。被災県に派遣されるといっても、その状況は様々であり、ひとくくりには出来ないのだと感じた。

その後も、全く通常の生活を送ることが可能だった。

なお、派遣期間中、基本的には盛岡市で生活、勤務していたため、地震・津波の被害を実感することは少なかった。しかし、業務やプライベートで4、5回沿岸地域に行くことがあり、そのたびに、傷跡の深さや、復興には時間がかかるであろうことを痛感した。

(2) 派遣先部署の業務概要及び状況について

保健福祉部保健福祉企画室（約30人の課員で構成）は、岩手県の保健福祉施策の総合的な企画調整を行う部署である。

企画担当と管理担当に分かれるが、私は企画担当に配属された。

<企画担当>

- ・民生部門・保健医療部門の企画立案
- ・予算等に関する連絡調整
- ・医療計画の作成
- ・保健所業務の管理
- ・福祉人材育成
- ・社会福祉・衛生統計業務 等

<管理担当>

- ・部内の人事
- ・経理
- ・財産管理 等

企画担当は、震災発生直後からは、保健福祉部内取りまとめ担当として、避難所等の状況調査や、庁内や外部関係機関の連絡調整等を行っていた。

平成23年6月に岩手県復興局が業務を本格的に開始してからは、被災者支援の取りまとめに関する

業務はそちらに移行したが、8月の派遣開始時点では、それまでの期間の通常業務が滞っている状態だった。また、岩手県東日本大震災津波復興計画や復興予算に関する業務等、大震災のために新たに増えた業務もあった。

「一年分の仕事を、半年で片付けないといけない」と言っている職員は、皆忙しそうではあったが、落ち着いた状態であるように見えた。都福祉保健局からは、私を含めて2名の職員が派遣されていたが、大変親切に受け入れていただいた。

2 成果・実績

従来の状態に速やかに戻ることができるよう、滞ってしまった通常業務の処理を支援した。

医療施設静態調査・患者調査の取りまとめ及び在宅医療推進に向けた有識者懇話会の企画・準備を担当した（詳細は体験談に記載）。

体験談

岩手県 保健福祉部 保健福祉企画室

▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ 深堀 ゆりか（福祉保健局）

1 担当した業務の概要

(1) 医療施設静態調査・患者調査の取りまとめについて

統計法に基づく調査で、厚生労働省が3年毎に実施しているものである。基準日が設けられ、医療施設静態調査では基準日における医療施設の分布及び整備の実態、患者調査では基準日に医療施設を利用した患者の傷病等の実態を明らかにする。県内の保健所への周知、調査票配布、疑義があった場合の対応等を行った。

(2) 在宅医療推進に向けた有識者懇話会の企画・準備について

在宅医療の推進については、各都道府県がそれぞれ取り組んでいるところである。

岩手県では平成22年9月に在宅医療提供体制の確保に向けた保健福祉部内意見交換会があり、関係各課が連携して対応して行くことが決まったばかりだった。その後、震災が起こり、膨大な対応業務を行う傍ら、在宅医療推進についても取り組まなければならない状況にあった。

派遣期間中、岩手県で在宅医療に関わっている有識者から意見を聴く懇話会の企画を担当した。保健福祉部内各課の職員と協力しながら、実施スケジュールの組み立て、委員の選定、会議資料の準備を行った。（懇話会の開催は平成23年12月からで、後任者が担当。）

2 苦労したこと・工夫したこと

在宅医療推進に向けた有識者懇話会の開催準備

をするにあたり、東京都福祉保健局から資料の提供を受けた。都福祉保健局は平成19年度頃から、医療政策部と高齢社会対策部において、在宅医療に関する各種補助事業やモデル事業、研修事業を実施・検証しており、在宅医療推進における取組に関しては、岩手県より先行している状況にあった。在宅医療のためのネットワークは、地域の実情に応じて構築するものであり、都の事例がそのまま岩手県にあてはまるとは限らないが、都が実施している事業のうち、岩手県で実施可能なものを選んで応用できれば、有益な結果につながると考えた。

3 印象的なエピソード

特に印象に残っているのは、物資配布キャラバンの手伝いをしたことである。

全国から岩手県に送られた支援物資は、物流拠点である岩手産業文化センターアピオに保管されていた。食料には消費期限があり、また、アピオを使用できる期間にも限りがあるため、余剰物資（10トントラック300台相当）を被災10市町村の応急仮設住宅入居者、住宅避難者に配布するために、物資配布キャラバンが実施された（平成23年9月3日から10月15日まで）。私も10月15日に、釜石市の箱崎町仮設団地及び鶴住居第2仮設団地に応援にでかけた。

1ヶ所の応急仮設住宅につき、トラック5～6台程度で行き、食料・日用品・衣類・水・毛布等を配布した。私は主に女性用衣類を配布する手伝いをしたが、冬用のダウンコート・セーター・紙おむつ等の需要が高いように思われた。『入場は一人1回まで』『受け取っていいのは自

分で持つことができる分だけ』というルールがあり、並んでいる大勢の人たちに最後まで物資が行き渡るように、かつ最終的に物資が余らないようにと気を配りながら、荷物の積み下ろしや陳列・受け渡しを行った。最後の方はフラフラになり、周りの県庁職員やトラック協会職員に励まされる始末だった。

被災者は皆、持つことができるギリギリのところまで物資を受け取っていたが、長い列に並び、自分で大量の荷物を運ぶことができない高齢者はどうしているのだろうと気になった（列に並んでいた数少ない高齢者には、トラック協会職員が配慮していた）。誰かが代わりに受け取って届けていたのだろうとは思いますが、確認はできていない。

事前に、キャラバンを実施するのは余剰物資を焼却するよりはましだからだと聞いていたので、物資はすでに十分にあるような先入観を持っていたが、うまく流通していないために、現地には届いていないことを痛感した。

なお、トラック協会職員との雑談中間いたことだが、沿岸地域でも温度差があり、被害が少ないところでは、支援物資を配布しても、あまり喜ばれないとのこと。営業を再開した商店と、競合してしまう心配もあるらしい。しかし10月15日の釜石市は、キャラバン実施期間中で、支援物資を受け取る人数が最大だった。特に鶴住居第2仮設団地は、避難者に並んでもらって20人ずつ会場に入る形にしていたのだが、20人×40グループ分並んだとのことである。

応急仮設住宅の様子は垣間見ただけであるが、近隣に商店が見当たらなかったのも、日常物資はどうやって調達しているのだろうと思ったり、集会所に貼られている茶話会のポスターを見て、新たな人間関係構築の大変さを考えたりした。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

大震災という想定外の状況で、中長期間の派遣職員として、被災している他の自治体の中で働くにあたり重要なことは、いかに相手の県の立場にたって物事を考えられるかということだと感じた。

派遣期間中及び期間終了後に、東京都から岩手県及びそれ以外の自治体に派遣された職員、また、東京都以外の県から被災県に派遣された職員と話す機会を多く得た。派遣職員達に共通する悩みは、自分の業務が明確化されていないこと、十分な情報を得ることができないこと、自県と被災県の物事の進め方が異なることだった。

しかし、被災県の状況を想像すれば、自分の県が大震災に遭い、他県からの応援職員を受け入れるという事態について、ほとんど想定をしていなかったというのが実情であろう。派遣職員を要請するにあたり、業務の精査が充分でなかった、派遣職員に対して十分な情報を伝える余裕がなかった等は、やむをえないことであるとする。派遣職員には、相手の立場にできるだけ寄り添って、それらの事態を受け入れ、その上で粘り強く、自分がどのように貢献できるかを考えることが求められていた。

上記を今後の都政に活かすとすれば、仮に将来、首都圏が被災し、他県からの応援職員を要請しなければならなくなった場合、緊迫した状況でもできる限り、派遣職員の立場を考慮しながら業務を割り振るよう努めることである。そして、そのためには常日頃から、都と異なる立場の人達に接する際、相手の状況・考えを想像しながらも物事をすすめることが必要である。平常時の積み重ねが、非常事においてどのように対処できるかを左右すると考える。

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

保健福祉部 長寿社会課 介護福祉担当

伊藤 幸枝 (平成23年8月1日～平成23年11月30日)

1 派遣当初の状況

今回の地震で、故郷の岩手県が被災し、メディアから流れてくる被害状況を見て、大変心を痛めていた。所属する産業労働局内で派遣職員の庁内公募があり、生まれ育った故郷に少しでも恩返しをしたいとの思いから岩手県の復興支援に参加した。

地震発生から、故郷に帰ることが出来ていなかったのも、実家に着いて両親に久しぶりにあった時は、無事だと分かっていたてもほっとした。

私は、平成23年8月1日から11月30日まで、岩手県保健福祉部長寿社会課に配属された。長寿社会課には、私の他に東京都主税局から1名、静岡県から1名の被災地支援職員の応援が入った。長寿社会課は、岩手県庁の9階にあり、窓からは盛岡市内と岩手山が一望でき、都会と自然を一緒に感じるこのできる職場だった。派遣当初、私が着任した日の8月1日はちょうど『盛岡さんさおどり』の開催初日で、盛岡市内は観光客で溢れかえっていた。東京都も、「すいてきくん」や「ゆりーと」などのゆるキャラが参加し、祭りを盛り上げていた。

《派遣当事の被害状況》

老人福祉施設など	岩手県内の405施設の4分の1に被害 内訳（全壊・流出9施設、半壊5施設、一部損壊86施設、使用不能14施設）
地域包括支援センター	庁舎の全壊・流出、人的被害 2センター 車両、PC機、備品、データ流出等の物的被害 4センター ※特に陸前高田市と大槌町は甚大な被害
居宅系サービス事業所	沿岸被災地域の408事業所のうち、110事業所が被災
居宅介護支援事業所 (ケアマネ事業所)等	震災前の利用者7,218人⇒震災後6,099人(△15%) 内訳（継続してサービスを利用5,485人、死亡・行方不明437人、 新たに施設に入所410人、他地域への避難・転居395人、その他491人）

2 派遣先部署の業務概要

- ・介護保険に関する市町村支援
- ・介護支援専門員（登録・更新）
- ・指定居宅介護事業所の指導監督
- ・介護保険施設の指導監督

3 成果・実績

- ・介護保険災害臨時特例補助金申請を国に申請
- ・介護雇用プログラム事業の申請受付、契約、支払い
- ・被災地における人材確保事業の申請受付、契約、支払い
- ・その他、被災状況の調査の取りまとめなど



岩手県庁から見た岩手山



陸前高田の奇跡の一本松



JR 大船渡線

※写真は平成23年8月から11月までに撮影したもの。

体験談

岩手県 保健福祉部 長寿社会課 介護福祉担当

伊藤 幸枝 (産業労働局)

1 担当した業務の概要

私は、介護保険災害臨時特例補助金（被災者の第一号被保険者の介護保険料、利用料、食費・居住費の減免、保険者機能回復のための財政支援など）、介護雇用プログラム事業、被災地における人材確保事業を担当しました。

2 苦労したこと・工夫したこと

苦労したことの一つ目は、補助金制度を理解するのに多く努力を費やしたことです。介護保険災害臨時特例補助金は、国が急遽策定した補助金制度であった為、制度の解釈や、運用方法などの詳細が決まっていませんでした。そのため、県から各保険者に通知する際に、事前に調査や調整が必要になり、時間を要しました。また、被災により保険者機能が麻痺してしまい、被害の全容を掴めず申請金額が決められない沿岸の保険者があり、これらの保険者との調整が難しかったことでした。

二つ目は、岩手県としての考えを国の担当者へ説明を行うために県の事情や介護保険制度に精通している必要があったことでした。国や市町村からの問い合わせに県の立場で答えなければならず、岩手県の担当者と打ち合わせしながら、自分なりに解釈していくのに大変苦労しました。今回被災地支援に行くにあたり、入都前に取得していた介護の資格を活かせると思っていましたが、その知識だけではとても太刀打ちできませんでした。そのため、その都度岩手県職員の方と相談や調整をしたり、制度を調べ直したりと勉強の日々でした。そして、やっといろいろなことを覚え始めた頃、任期満了となり、

後ろ髪引かれる思いで後任の森本さんに交代しました。そのことで、岩手県の職員の方にご苦労をおかけしたことが心残りでした。

3 印象的なエピソード

厚生労働省や被災市町村の担当者と直接お会いしたり、お話を聞く機会が多くあり、介護保険制度の最先端の話や、現場の切迫した状況を直接見聞きすることができ、現場経験の少ない私にとってとても有意義な経験でした。また、静岡県をはじめ他県の職員の方々がたくさん支援に入っており、それぞれの県の特色を出しながら、故郷岩手県の復興の現場を見ることができました。

また、個人的なことですが、今回の派遣で、実家の北上市から通勤し、高校卒業以来、十数年ぶりに両親と一緒に暮らすことができ、親孝行の機会を得ることができたことにとっても感謝しています。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の岩手県派遣で私が経験した以下の三つを、今後東京で大震災が発生した場合に活かせるのではないかと思います。

一つ目は、被災地の介護施設では、慢性的な人材不足のため、職員の精神的・身体的疲労がピークに達している現状がありました。その解消のためにも介護雇用プログラムと被災地における介護事業所人材確保事業は重要でしたが、介護業界への雇用が進まない現状でした。これには、様々な要因があると思いますが、一つに

被災者に対する雇用保険が延長されたことも要因だと思いました。金銭的な支援を決して否定をするつもりはありませんが、早い時点で、被災者の自立を促すための就労支援に切り替えていくことが必要だと感じました。

二つ目は、県（国）の支援が切れた後のことを介護施設の職員が心配していたことでした。介護雇用プログラムで人を雇っても、財政的な支援が切れたら、施設の状況によっては職員の解雇も視野に入れなければならない事態になるため、財政的支援以外の支援体制のスキームを早い段階で県が示していくことが必要だと思いました。

三つ目は、ある被災市町村の担当者に、「今回の災害でたくさんの制度が出来たが、一つずつの制度がよくても対応しきれず、使いきれない状況にある。どう組み立てていったらよいか

わからないので県が調整をして提案して欲しい。」と言われました。そこで、国と市町村との間に立つ県が総合的にコーディネートし被災市町村を支援していく必要性を感じました。

5 最後に

岩手県長寿社会課の職員の皆様には、4ヶ月間の派遣期間中、歓迎会や送別会を始め、ことあることに懇親会を開いていただきました。私たち派遣職員を温かく歓迎してくださり、感謝の気持ちでいっぱいです。

また、私の分の業務をすべて引き受け、岩手県派遣に送り出してくれた職場の皆様にもこの場をお借りして感謝申し上げます。

最後になりましたが、このような貴重な機会を与えてくださりありがとうございました。

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

保健福祉部 障がい保健福祉課

藤原 章雄 (平成23年8月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

着任は夏真っ盛りの8月1日。自ら志願しての岩手県派遣であった。「戦後最大の国難」と言われるこの大震災に“何かしなければ”とこころの奥底から沸き立つ思いがあった。振り返ってみると、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災が、私が公務員になろうと思ったきっかけであり、大震災から自分の生まれ育った街、東京を守りたいと都庁の採用試験を受けたのであった。

発災からおよそ5ヶ月が経過し、「盛岡さんさ踊り」が県庁前では行われていた。街は落ち着いた様子に感じられましたが、「県庁ではスーツを着て出勤できるようになったのも、ごく最近のことなんですよ。」と聞いた。

派遣された岩手県の面積は、47都道府県で2番目に大きく、県庁のある盛岡市から震災津波の被害を受けた沿岸地域へは車で2時間以上かかる。着任後、最初に訪れた陸前高田市では、市役所や県立病院を見て回ったが、ここでも多くの方が犠牲となり、厳しい寒さに震えながら救助を待ち、残念ながらそれまでに多くの尊い命が失われたと聞いた。街を歩いてみると“ここに街があったのか”そう感じられるほど津波の勢いは凄まじく、住宅は基礎部分のみを残し、コンクリート製の建物はその骨格だけを残していた。この現実を目の当たりにし、微力ながら岩手県のために力を尽くしたいと思い、これからの8ヶ月を全力で職務に取り組もうと心に決めたのだった。



陸前高田市内のスーパーマーケット



陸前高田市役所

2 派遣先部署の業務概要

岩手県保健福祉部は、出先機関を除き、本庁に2室6課。都庁では福祉保健局にあたり、健康づくりの推進、医療供給体制の確保、安全で衛生的な生活の確保、地域福祉の基盤づくり、障害者・子どもと家庭・高齢者などを対象とする福祉事業、生活保護などの事業を展開している。

私が配属された障がい保健福祉課は、障がい者（児）の方の保健・福祉を担当し、私は療育精神担当

として、岩手県こころのケアセンター事業に携わった。都庁の同僚から仕事で関係する「福祉保健局障害者施策推進部」の座席表を送ってもらったときのこと、上席の担当課長がそれを見るなり、「この職員数と岩手県保健福祉部（本庁）の職員数は同じだよ。」と言われたのには驚いた。これが当たり前と思っている都庁の組織と人口140万人の岩手県の組織では、違って当然なのだと言われ、環境の違いを改めて感じた。



大槌町城山公園からの眺め

3 成果・実績

今回の震災津波においては、多くの方が大切な家族や友人、知人を失い、悲しみや辛さ、それに、明日の生活が見えない不安など、大きなストレスにさらされた。岩手県では、発災1週間後の平成23年3月18日から東京都を始め、各自治体・団体による「こころのケアチーム」が活動し、被災者の大きな支えとなってきた。

そもそも、災害時のこころのケアの必要性は、「岩手県こころのケアセンター等活動ガイドライン」において、「阪神・淡路大震災以後、数度にわたって発生した地震災害に対する支援活動を通し、災害前までは精神的問題と関わりのなかった一般住民においても、災害ストレスによってこころに受ける衝撃は計り知れないものがあり、新たに精神的問題を生じさせる危険があることや、ストレスが長期に続く場合には精神的または身体的障害など、深刻な事態を引き起こすことが広く認識されてきた。また、被災者は自分自身の精神症状に気づきにくく、こころのケアの必要性を自覚しにくい状況にあるため、適切なこころのケアを行うことで、災害による悲嘆・喪失など様々な体験をせざるを得なかった被災者の一人ひとりが、より健康な状態で自身の生活再建や地域の復興に目がむけられるよう、適切な対応や支援を行う必要がある。」とされ、「こころのケアチーム」の活動を岩手県が引き継ぎ、中長期的に被災者のこころのケアを行うべく、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に「こころのケアセンター等設置運営事業」として定められている。

8月の着任から6ヶ月あまり。平成24年2月15日、盛岡市に中核となる「岩手県こころのケアセンター」が開設。そして、3月28日には沿岸4地域（久慈市・宮古市・釜石市・大船渡市）に「地域こころのケアセンター」が開設された。その一翼を東京から担えたことは私にとって大きな喜びであり、誇りとなった。もちろん、センターの開設は活動基盤が整ったに過ぎない。既に多くの報道がされているように、雇用問題や破壊されたコミュニティの再生、アルコール、DV、孤独死など、震災津波を契機に多くの問題が発生している。どれほどの時間がかかるかわからないが、家庭、社会の平穏が訪れ、そして、あの美しき海と山に囲まれた三陸が再生することを願わずにはいられない。



岩手県こころのケアセンター開設を祝って集合写真

務職が支援に来ていました。岩手県の職員とこうした他の自治体の職員とが手を携えながら、ひとつひとつ課題を解決していきました。また、事業の委託先である、岩手医科大学神経精神科学講座の酒井明夫先生や大塚耕太郎先生をはじめ、大学の皆さんの力なくしては、出来なかったと思います。そうした、目標を同じくする多くの人々がスクラムを組み、互いに議論し、時には衝突することもありましたが、知恵を出し合って、岩手県こころのケアセンター事業は立ち上がったのだと思います。

3 感じたこと・認識したこと

まず、不安だったのが、組織や風土も異なる岩手県で自分が受入れてもらえるのか、ということでした。障がい保健福祉課では、派遣職員が交代するたびに、歓迎会や送別会をその都度、開いて頂いたり、岩手が誇る名産や温泉、観光地やイベントを紹介頂くなどとても親切で、被災地支援で派遣されているのに申し訳ない、とこちらが恐縮してしまうほどでした。印象に残ったのは、大わんこそば大会。みんな気合を入れて食べました（岩手県で有名な「わんこそば」は、「人を幸せにする」＝「人をもてなす」象徴だそうです）。

外からやってきた私たちを懐深く受け入れ、温かく接してくれる組織はとても素晴らしいと感じました。私も係長として岩手県庁のような職場づくりを目指して行きたいと思いました。

ちなみに、花巻出身の宮澤賢治は、岩手の地を深く愛し、作品中に登場する架空の理想郷に、岩手県をモチーフとして「イーハトーブ」と名づけたそうですが、岩手県は本当に人も土地も素晴らしい「イーハトーブ」でした。

4 最後に

「こころのケアセンター」が立ち上がった時は、嬉しかったというよりもホッとしたという気持ちの方が強かったかも知れません。年度途中で東京の職場を空けて被災地に来たものだから、しっかりとした結果を残すまでは、と気が張っていたのだと思います。

被災地のために仕事がしたい。その思いで、岩手県にやってきたわけですが、一方でどれだけの仕事ができるのか、という不安もありました。もし、結果を残せなければ、都庁の皆さんに合わせる顔がないと思っていました。

平成23年11月、私は、岩手県の計らいで阪神淡路大震災の被災地、神戸市を訪れ、兵庫県精神保健福祉センターやこころのケアセンタ



岩手名物わんこそばで「大わんこ大会」。支援に訪れた職員を大歓迎

一でお話を伺う機会を頂きました。そこでわかったことは、東日本大震災津波の映像を見た方が当時の体験を思い出し、こころの不調を訴える方がかなりの数、いらっしゃったということです。震災で傷ついたこころの健康を取り戻すには継続的なケアが必要で、長い年月と周囲の理解が必要だと感じました。



岩手県庁から眺める岩手山



毎年8月16日に行われる送り盆の行事「盛岡舟っこ流し」

震災からの復興にはまだ長い時間が必要です。人は時間とともに、記憶が薄れていくものですが、決して忘れないことが重要だと思います。また、被災地に赴いて仕事をするだけでなく、被災地・被災者支援ではなくて、東京にいても、その他の地域にいても出来る支援はたくさんあると思います。一人ひとりが互いに支えあう「絆」の精神は、日本人として誇るべき良さだと今回の派遣を通じて感じました。このことを忘れることなく、共に震災復興の道を歩んでいくことが大切だと感じています。



赴任1年。再び訪れた盛岡

【東日本大震災津波復興基本計画を抜粋し一部加工】

こころのケアセンター等設置運営事業

1 事業目的

今回の未曾有の災害にあって、辛い経験をされたことにより精神的負担を抱えている被災住民に対し、精神的負担を解決するため、震災直後から長期にわたる専門的なケアを実施。

2 事業主体

県

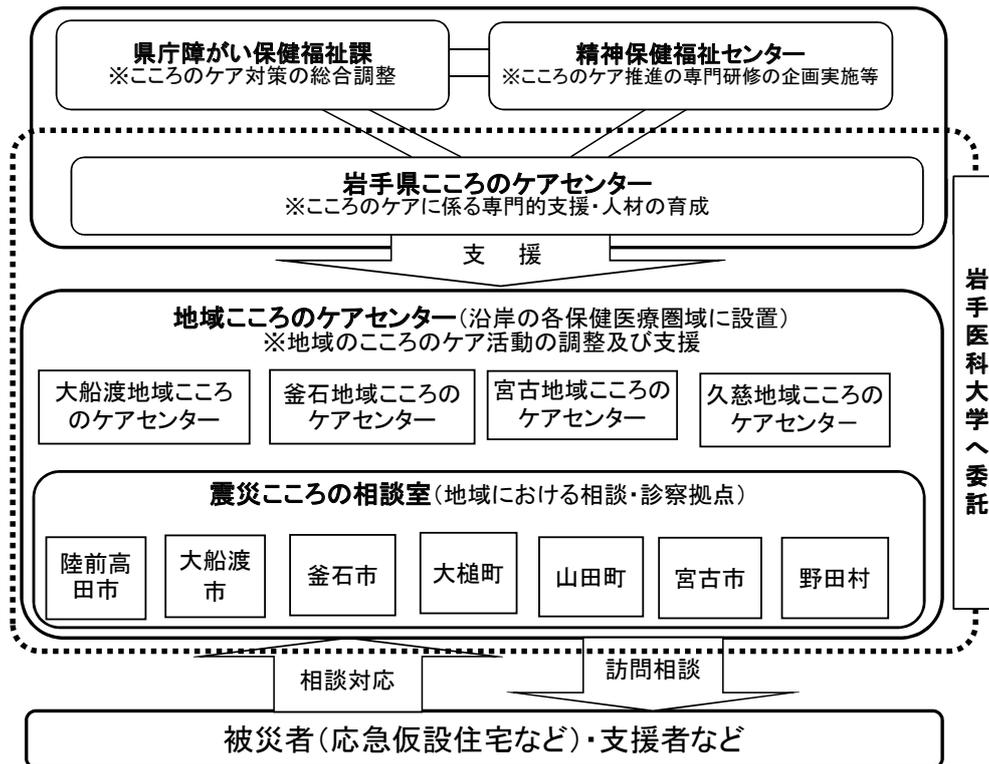
3 事業概要

継続して中長期的に「こころのケア」を推進するため、全県の中核となる「岩手県こころのケアセンター」を設置するとともに、沿岸4地域には地域における「こころのケア」を推進する「地域こころのケアセンター」を設置。

4 実施期間

平成23年度～平成30年度

5 岩手県こころのケア推進体制図



(岩手県保健福祉部障がい保健福祉課より提供)

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

復興局 企画課

午房 佳貴 (平成24年1月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

私は平成24年1月から3か月間岩手県復興局に派遣された。岩手県復興局がある県庁舎は内陸部である盛岡市内にあるため、震災の直接の被害は見られなかった。ただ、冬の盛岡の寒さは厳しく、最低気温が氷点下10℃まで下がる日もあった。路面も常に氷に覆われた状態であり、東京とは違う地に来たのだなという実感が湧いてきた。普段氷の上を歩くことに慣れていない私は、何度も足を滑らせながら登庁した。

岩手県復興局は東日本大震災からの復興を推進するため、平成23年4月に設置された組織であり、私が派遣された当時はまだ発足から1年も経っていなかった。使用している事務机の高さや形がそれぞればらばらであったことから緊急に立ち上げられたことが窺えた（当初は事務机さえなく、会議室用の長机で仕事をしていたという）。岩手県復興局は総務課、企画課、まちづくり再生課、産業再生課、生活再建課の5課からなっており、人員は50名程度であった。東京都からは総務課、企画課、生活再建課の3課に、私を含め4名の職員が派遣されていた。

私が派遣された時期は、みなし仮設住宅の契約業務や復興計画の策定等がちょうど一段落し、国でも平成23年11月に第三次補正予算が、12月には復興特別区域法（以下、特区法）が成立する等、震災後の緊急対応から長期的な復興に向けて取り組みがシフトしていた頃であった。

こうした状況の中、岩手県庁では年明けから本格化する復興特区関連事業に備え、復興特区プロジェクトチームを新たに設置、県庁内の各部局から人員を動員する等、新たな体勢を構築している最中であった。

2 派遣先部署の業務概要

私は平成23年7月からすでに派遣されていたもう1名の都職員とともに、企画課での業務にあたった。企画課は、東日本大震災からの復興の理念を定めた復興基本計画の作成、「安全の確保」、「くらしの再建」、「なりわいの再生」という復興3原則に基づいた取組やその達成目標、時期等を設定した復興実施計画の取り纏め等、岩手県が実施する復興施策について企画立案及び県庁内の総合調整を担っている部署である。特区法が成立してからは、復興特区プロジェクトチームの運営も業務に加わり、復興推進計画（いわゆる復興特区）、復興交付金事業計画の策定のため、県庁内各部局や市町村、復興庁との調整を行うこととなった。



派遣先の岩手県庁舎。岩手県復興局はこの12階にある（平成24年5月撮影）

以上のような業務を担当している企画課であるが、課員は県職員7名、民間からの派遣1名、東京都からの派遣2名の合計10名しかいない。しかし、先に述べたように復興基本計画や特区法関連計画の策定、県内の復興に関する意識調査の企画・実施・分析、復興フォーラム等のPR事業の開催・運営など、その所掌事務は極めて広い。そのため、企画課での業務は素早い意思決定と実行が求められた。

3 成果・実績

私の派遣期間中は、復興に向けた施策が次々と計画から実施へと移されていく時期であった。

その一つに、平成24年2月に内閣総理大臣に認定された復興特区第一弾「保健・医療・福祉復興推進計画」がある。東日本大震災では、沿岸部にある医療施設内の半分が被災、医療従事者の死者・行方不明者も34名に上るなど大きな被害が発生し、沿岸被災地における医療体制の再建が重要な課題となっていた。

また、内陸部の医療施設からは沿岸被災地に応援が出されているが、そのために内陸部の医療施設には人員が不足するといった状況が生じていた。元々県内では医師不足が問題となっていたこともあり、今ある人的資源を最大限活用して、沿岸被災地の住民の生活に不可欠である医療供給体制を再建させる必要があった。

そこで、本特区では沿岸被災地に人的支援を行っている内陸部の医療施設に対し運営を支援したり、沿岸被災地での薬局開設時の床面積基準を緩和することを認め、医療の再建と新たなまちづくりを促進させようとしたのである。

また、復興交付金の申請と交付、陸前高田市での植物工場設置支援等生活の再建、なりわいの回復、安全の確保に向けて、多くの事業が始まろうとしていた。

このような復興に向けた取り組みが効果的であるためには、その取り組みが被災地や県全域にどのような影響を与えるのかモニタリングして評価することが大切となってくる。そこで、取り組みの開始と合わせて、県民の復興の実感を把握するための復興意識調査や復興ウォッチャー調査が開始され、長期間にわたり復興を追跡調査することとなっている。

復興計画の具体化と着手、それらのモニタリングと並んで復興実施計画の見直しも着手された。復興実施計画は震災後間も無い時期に策定されたため、詳細な被害の判明やその後の復旧工事の進展等により、現状のニーズと合わない事業も出てくるようになった。そこで、震災から一年が経過したこともあり、不要となった事業の廃止、新たに必要となった事業の追加、人材・資金の重点投入が必要な事業の見極め等を進め、県内外の有識者の知見を取り入れながら柔軟に実施計画を見直していくこととなった。

以上のように、この時期はこれからの本格復興に向けて、様々な取り組みの雛型を構築していった時期であった。ここでの取り組みが今後何年にも渡って復興の道を決めてしまうため、私はその責任の重さをかみ締めながら日々これらの業務を着実に実施した。



派遣後に訪れた陸前高田市。市内にはまだ津波で壊れた建物が残っていた（平成24年5月撮影）

を考えていった。

未知の作業を一から設定していくという難しさに加え、体力面でも厳しいものがあった。復興交付金は県と被災市町村が共同で申請することになっており、どのような事業を市町村が申請するのか事前に把握しておく必要があった。そのため、盛岡市内から車で片道2時間かけて沿岸部に向かい、復興庁が被災市町村で実施していた交付金事業計画の策定ヒアリングに同席することもあった。交付金申請の提出書類の複雑さや様式変更等もあり、連日深夜まで交付金の申請金額、対象事業、書類様式の確認、修正作業に追われた。

(2) 多くの想いに直面した復興ウォッチャー調査

復興ウォッチャー調査は自由記述が主体であるため、調査結果を分析し県民の復興感を把握するためには、対象者一人ひとりの声と向き合わなければならない。そこには、復興が遅れていることへの不安と焦りが切実に訴えられている。そのような声に向き合うたび、自分は本当に復興の役に立っているのだろうかかと自問せざるを得なかった。

3 印象的なエピソード

(1) 東京都に対する信頼と感謝

今回の被災地派遣では、東京都が震災直後から行ってきた各種支援活動やがれき処分協力等に対して岩手県民から非常に多くの感謝の気持ちを受けた。これには現場で県民と共に汗を流して働いた都職員の姿やそれを決断した石原都知事（当時）等、東京都が全力を挙げて取り組んだ結果であると思う。多くの都職員が築き上げてきた信頼を壊さないよう、私は自分の職務に一生懸命取り組んだ。

(2) 困難を共に乗り越え絆に

短い期間で多くの新規施策を処理しなければならず、時間、体力共に厳しい日が続いた。しかし、こういった困難に岩手県の職員の方々と共に

立ち向かい、乗り越えていったことで固い絆を結ぶことができた。派遣が終了した後も当事一緒に働いた岩手県庁の方との交流は続いている。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

(1) 得られた教訓

岩手県の復興に携わってみて感じたことは、復興の進捗状況を管理することの難しさであった。岩手県が実施するだけでも復興関連事業は441あり、さらに今後月日が経過するに従って事業の内容や数も変化していくことだろう。それらを復興の基本理念に沿うよう修正したり、不要となった事業を廃止したり、重複を避けたりするためには共通の進捗状況評価指標が必要となる。一方で、事業ごとに異なる目標や性格を踏まえ、多様な視点から評価することも当然必要である。しかし、そうすると評価体系が複雑化して、かえって全体像を把握できない、優先順位が決められない等の問題が出てくる。岩手県では事業進捗率による客観的な指標による評価に加え、被災地を対象とした復興ウォッチャー調査と県全域で行う県民意識調査の2種類のアンケート調査を用いて、復興事業の効果と方向性を分析していた。

(2) 都政に活かせること

将来首都直下地震の発生が予想される東京においても、復興事業をいかに進捗管理するかという問題は今から研究しておく必要がある。特に東京は、人口、産業等が高度に密集し、その権利関係も複雑となっていること、復興事業数が膨大となる可能性があること、隣県との調整も不可欠であること等の要因から復興のための意見集約は難航し、そのため評価指標のあり方も複雑化することが予想される。復興事業の効率化と住民一人ひとりの尊重という目標をいかに折り合わせるか、評価の方法について選択肢とそのメリット、デメリットを分析しておく必要があると考える。

被災地派遣職員 業務概要

岩手県

復興局 企画課

丸山 洋三 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 派遣当初の状況

【主要事業の状況】

事業名	担当課	派遣当初の状況	課題
復興計画の進行管理	企画課	迅速な復興を達成するため、客観指標や復興意識調査等により重層的、多角的な復興状況の把握に努め、計画のマネジメントサイクルに基づいて各取組を実施している。	第1期復興実施計画は、計画策定時点(平成23年8月)で想定した事業等を掲載しているため、その後の国等の制度創設、予算措置、社会経済情勢の変化や復興の進捗を踏まえ、見直しの実施が必要となる。
安全で魅力あるまちづくりの推進	まちづくり再生課	平成23年末までに作成された沿岸12市町村の復興計画に基づき、住民合意による具体のまちづくり計画を策定中である。	大災害の経験を確実に次世代に継承し、『防災文化』として将来に活かす方策が必要となる。また、被災者が今後の生活再建を検討するために、まちづくりの見通しを示す必要がある。
三陸のなりわいの再生	産業再生課	本沿岸被災地の生産基盤等の早期復旧や新規立地による地域経済の再生に向けて『岩手県産業再生復興推進計画』を策定し、それに基づく税制特例等の活用を促している。	復興特区制度及び民間企業による提案等の民間活力のさらなる活用により、産業再生の加速化を促進していく具体策を提示していく必要がある。
被災者の暮らしの再建	生活再建課	被災者の生活環境が応急仮設住宅から恒久的住宅へ移行する中で応急仮設住宅の供与期間を厚生労働省に要望する等、生活のステージに応じたきめ細かい支援を実施している。	市町村、NPO等の様々な主体と情報共有、連携、協働し、応急仮設住宅以外に居住する被災者の状況も把握したうえで、心・健康のケア、住宅再建、雇用確保等のニーズに応じた支援を実施する必要がある。

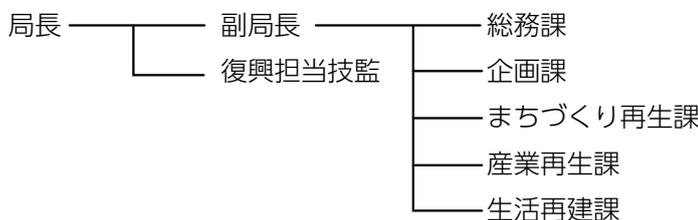
2 派遣先部署の業務概要

【岩手県復興局】

(1) 組織の目的

東日本大震災津波からの地域の「再生・復興」に向け、まちづくり・産業再生・被災者生活再建等、部局横断的課題に一元化して取り組み、国、他の被災県及び沿岸市町村との円滑な調整を図ることを目的とする。

(2) 組織の構成



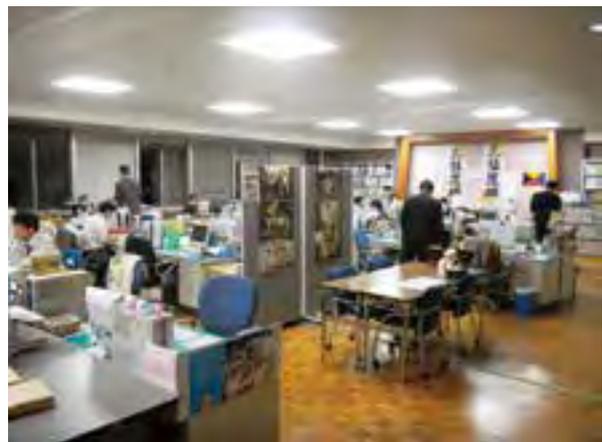
組織名	構成	業務内容
総務課	総括課長、主任主査2、主査3、主事1	復興本部員会議の運営、いわての学び希望基金への寄附、復興に係る広聴広報、庶務事務に関する業務
企画課	総括課長、計画担当課長、主任主査1、主査4、主任2、主事1、主任企画専門員1	復興計画の策定及び推進、復興交付金に係る国、市町村との調整、復興委員会等の開催及び運営に関する業務
まちづくり再生課	まちづくり再生課長、特命課長、主査2、主任1	復興整備計画の作成、社会資本の復旧・復興ロードマップ等のまちづくりに係る市町村の復興支援に関する業務
産業再生課	総括課長、主任主査1、主査2、主任2	『岩手県産業再生復興推進計画』の策定、産業再生特区の特例の適用に係る指定・認定等の業務
生活再建課	総括課長、被災者支援担当課長、相談支援担当課長、主任主査4、主査5、主事2	義援金の受付及び配分状況の公表、支援金及び弔慰金の支給、沿岸4地区の被災者相談支援センター設置、運営に関する業務

3 成果・実績

組織名	実施内容	実施時期
企画課	第1期復興実施計画の点検・見直しの実施	平成24年8月
	いわて復興レポートの作成・公表	平成24年8月
まちづくり再生課	社会資本の復旧・復興ロードマップ策定・公表	平成24年9月
	復興整備計画の作成・公表 9市町村	平成24年10月31日現在
産業再生課	産業再生特区の指定事業者数 56事業者	平成24年10月26日現在
生活再建課	沿岸及び内陸市町村の被災者の生活設計支援相談会の開催	平成24年5月～11月（18回）



今年8月に見直しを行った「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画」(写真中央)
撮影時期 平成24年10月



岩手県復興局(県庁舎12階の講堂を執務室としている)
撮影時期 平成24年10月

体験談

岩手県 復興局 企画課

丸山 洋三（総務局）

1 担当した業務の概要

・いわて復興ウォッチャー調査に関すること

沿岸部に居住又は就労する153名に対して年に4回（2・5・8・11月）同じ質問を行う定点調査（質問項目は、「生活」、「経済」、「安全」の3分野について、5段階の評価と自由記載で構成されている。）

- ①調査票の準備、郵送手続
- ②回収した調査結果を集計、分析
- ③報告書・資料作成、マスコミ公表対応

・復興委員会の運営に関すること

岩手県内の各団体代表者を委員とし、東日本大震災津波からの早期復興に向けた県の取組を調査、審議し、復興への意見、提言等を行う。

- ①開催計画作成
- ②知事、副知事、委員のスケジュール調整、委員会審議資料の調製
- ③委員会当日の運営統括
- ④委員会の報告文書、議事録作成等

・復興交付金事業計画策定支援に関すること

復興交付金の交付対象事業について、沿岸市町村から提出される復興交付金事業計画等を取りまとめる。また、復興庁による交付決定に係る連絡調整を、市町村、岩手復興局（復興庁の出先機関）の間に立って行う。

- ①復興交付金事業計画の取りまとめ
- ②国による市町村の復興交付金事業計画策定支援への同席
- ③復興交付金事業計画申請及び交付金額決定に係るデータの集計、公表資料の作成
- ④復興交付金に係る市町村ヒアリング

・関係団体等との意見交換に関すること

岩手県内の有識者を招いて、復興に向けた県の取り組みについて意見交換を行う。

- ①開催計画作成、参加予定者及び県庁関係部局との調整、資料作成
- ②意見交換会当日の運営統括
- ③意見交換会の報告文書、議事録作成等

2 苦労したこと・工夫したこと

いわて復興ウォッチャー調査については、「調査を実施することで被災者の生活の改善に貢献する」という目的を持って調査に臨み、調査結果の公表を通じて被災者の生活を後押しすることを目指して調査を実施した。具体的には、以下のようなことがあった。

【調査結果】

- ・第2回調査時に「生活」の項目で「回復した」の回答の割合が第1回調査時より減少した。
- ・調査対象者の「自由記載欄」を分析すると、住環境に対する不満、不安に関する記載が共通して見られた。

このとき、震災直後から1年以上、仮設住宅の生活を余儀なくされていた被災地の状況から次のような仮説を立て検証を行った。

【仮説】

当初仮設住宅に入居した頃は被災者の方はいったん落ち着きを見せたが、1年近く仮設住宅暮らしが続いていることに次第に不満を感じ、次のステップ（災害公営住宅）が見通せない現状に不安を感じている。

災害公営住宅に係る復興の工程を公表し、被災者の将来に対する不安を解消できるよう、前記の仮説に基づく指摘を盛り込んだ報告書を作成し、月に1度開催される復興本部員会議に提出した。

【結果】

災害公営住宅の建設予定も含めた「復旧・復興ロードマップ」の作成、公表予定が当初より前倒しされ、6月に公表された。

目的を持って調査結果を粘り強く分析し、当初の目的に基づいて関係部局との調整を図って調査結果を公表することで、直接災害公営住宅の建設事業に従事する立場でなくても被災者の生活の後押しに貢献できることを実感した。

3 印象的なエピソード

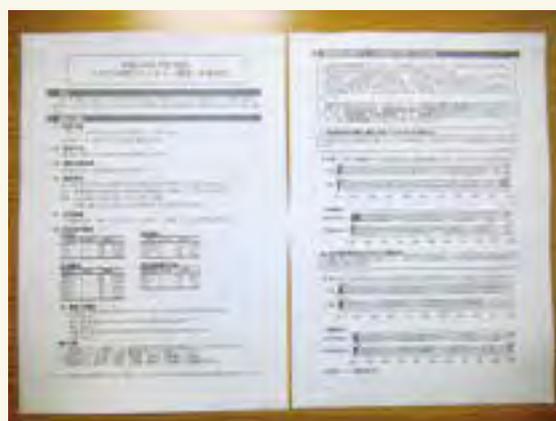
8月に実施したいわて復興ウォッチャー調査の中で、回収した調査票に手紙が同封されていた。手紙には「いつも調査お疲れ様。毎回、結果を拝見しています。」と書かれており、この調査が被災者との双方向の繋がりを持っていると感じ、そういった業務の中心となっていることに誇らしさとやりがいを感じた。

同時に、復興に向けていまだ苦しい状況下にあるにもかかわらず、毎回の調査に積極的に協力して下さる方々のために、被災地の復興と被災者の生活改善を後押しする目的に基づいた工夫を続けていく大きな責任があることもあらためて実感した。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

「前例のない仕事」を任された時の業務の進

め方を岩手県で学んだ。具体的には、案の段階で満点を目指さずに自分の考えを「たたき台」としてまとめ、速やかに上司を始めとする周囲との検討の場に挙げる。そして、組織の中で練り上げた「解決策」を実施に移し、状況に応じて修正を繰り返すということである。これには3つの効果がある。1点目は、組織の知恵を結集した取組を実施できること、2点目は組織の中を各業務が停滞することなくスピーディーに実施に移されること、3点目は個人に過度の精神的重圧を与えることなく業務が進むことである。東日本大震災からの復興に係る緊張感のある業務の連続の中では、特に3点目の効果が大きいと感じた。このようなことを、今後は都政の中で未知の業務と対峙した際に意識していきたい。



いわて復興ウォッチャー調査 報告書
撮影時期 平成 24 年 11 月



県内の女性有識者による意見交換会
撮影時期 平成 24 年 6 月

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

中央児童相談所 判定指導班

高岩 真也 (平成23年8月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

【仙台駅周辺の状況】

私は平成23年8月1日から平成24年3月31日まで、宮城県中央児童相談所に派遣された。中央児童相談所は仙台駅近くにあり、派遣された当時の仙台駅周辺は、大きな地震の被害は見受けられなかったが、中央児童相談所は建物自体が老朽していることもあり、壁にひびが入っていたり、穴が空いていたり、天井が崩れそうな状態だった。

【宮城県内各地の状況】

中央児童相談所では、県内6市15町1村を管轄している。内陸にある川崎町や柴田町などでは、地震の影響で電柱が傾いたままだった。沿岸部にある山元町や塩竈市などでは、津波の被害の甚大さを物語る、ひしゃげたガードレールや、信号が点かないため交差点で手旗信号をしている警察官、津波で家が流されてしまって基礎となる土台だけが残された状態となっている家屋、レールも建物も流されてしまって、じっくり観察しないとそれが何であったのかが分からない状態の駅などがあつた。私が派遣された当時は、震災直後と比較すると瓦礫の撤去が進んでいた状態だったようである。

2 派遣先部署の業務概要

【児童相談所について】

児童相談所とは、児童福祉法第12条に基づいて各都道府県・政令指定都市に設置されている、子供に関するあらゆる相談に対応する機関である。相談内容は、発達、性格や行動に関することとともに、虐待や非行に関するものが多くを占めている。

宮城県には、中央児童相談所・北部児童相談所・東部児童相談所・東部児童相談所気仙沼支所がある（他に仙台市設置の仙台市児童相談所）。中央児童相談所は、図1の通りの組織である。

【震災直後の業務】

まずは施設入所中の児童の安否確認に奔走した。震災直後は電話も不通だったため、自転車で施設に駆けつけたというエピソードがある。

次に、各避難所を回って、被災によって両親を亡くしてしまった震災孤児の把握を行った。それらと並行しながら、保育所や幼稚園を巡回し、被災した子供にどのような心理的影響が表れて、どのように対応すれば良いのかについて、講話をしてきた。

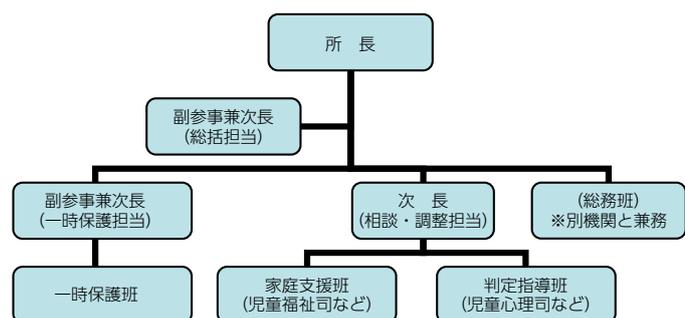


図1 宮城県中央児童相談所の組織図

【心の健康サポート事業】

宮城県は、震災による様々な心理的ダメージを受けた乳幼児、保護者への支援のため、平成23年9月から心の健康サポート事業を開始した。母子保健法による乳幼児健康診査（1歳6か月健診・3歳児健診）の会場に児童相談所の児童心理司や県嘱託の心理職が赴き、子供や保護者の相談を受けた。

【震災孤児支援】

特に被害の大きかった宮城県・岩手県・福島県の中でも、震災孤児の数が最も多かったのは宮城県で、129人が確認されている。大部分は親戚宅に引き取られている。児童相談所は家庭訪問などにより、その子供たちが安心して生活できているか、心配なことはないか、などについて把握してきた。



写真1 名取市関上地区の様子（平成23年7月）

3 成果・実績**【心の健康サポート事業】**

平成23年9月より開始し、事業の活用を申し出た宮城県沿岸部に位置する3市町（塩竈市・七ヶ浜町・山元町）で実施してきた。健診回数は、市町によって月に2回程度実施されるところもあれば、2か月に1、2回程度と、健診受検者数によって差はあった。中央児童相談所では、平成24年3月までに延べ35回実施し、480件程度の被災した親子に対応した。被災直後には、一人できたことが出来なくなって、保護者にやってほしいと甘えや退行をおこすようになった。さらに被災して時間が経つてくると、チックや吃音が見られるようになり、被災の時間経過とともに表出する特徴が変化していった。また、子供たちが表現する、震災の影響を日々受け止め続けなければならない保護者や、保育士や幼稚園教諭などの専門職へのサポートも新たな課題として明らかになった。

【震災孤児支援】

中央児童相談所管内では、震災直後には30人の震災孤児が確認されていたが、管轄外に転居する子供たちも多く、平成23年12月には14人となっていた。家庭訪問や電話連絡などによって、状況を把握し、多くは問題なく生活を送ることが出来ていた。しかし、中には暴言や暴力が現れ、引き取った親族だけでは対応が難しく、児童相談所が継続的に家庭訪問により助言をしてきたケースもあった。



写真2 庁舎が被災したため、仮庁舎で執務（山元町）

情報を伝えることで安心します。

2 苦労したこと（支障になったこと）

まずは、宮城県に土地勘がないので、地理を覚えるのに苦労しました。津波を受けた市や町の中でも、被害の大きさに差があります。また、その地域のことや幹線道路沿いにあるスーパーマーケットなどをきっかけに話題が広がることもあったので、地理を把握しておくのはポイントでした。

「うちは大丈夫です」「もっと大変な目に遭っている人がいます」と心理職への相談や助言を求めることに消極的な人が多くいました。津波に流された車の中から命からがら母子で助け出された体験をしている人でもそのように言っており、相談に結びつける技術が心理の専門職として今後の課題です。

また、児童相談所（宮城県）として提供できる支援内容と、市町が求める支援の内容に差があり、県としての立場を理解してもらうのに時間がかかりました。

3 印象的なエピソード

震災孤児宅への家庭訪問の際には、子供は拒否的でしたが、親族から喜ばれたときにはやりがいを感じました。親族間では、距離が近くて話しにくい事柄もあり、一方で知らない人に話すことができない事柄もあり、程よい距離の児童相談所職員が話を聞くことで、心のケアになっていると実感しました。

心の健康サポート事業では、市町の保健師や栄養士、歯科衛生士らとの連携が欠かせません。その中で、心配な子供や家庭の情報を共有し、児童相談所の心配という意見を重視してもらい、保健師が継続的に関与してくれるように



写真2 住宅地が津波によって更地になってしまった土地（仙台市荒浜）

なったケースも多々あります。更には医療機関の巡回相談につなげてもらうこともでき、被災した子供や家庭によりきめ細かい支援が出来たと考えています。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災した子供の心のケアに当たっている機関は幼稚園や保育所、学校、保健所、医療機関など様々です。しかしそれぞれが出来ることには限りがあるため、各機関が持てる力を連携させて対応する方が効果的かつ効率的だと考えられます。大災害に直面したからといってすぐに連携体制を取るのは困難なので、日頃から子供の施策に関する機関同士で情報共有、連携しておく必要があります。

また、宮城県で確認された震災孤児のうち、引き取り先がなく児童養護施設に入所した子供の数は2人でした。想定よりも少なかったと言えます。これは、東北地方における親族の関係性が強いという土地柄のようなものによると思えます。しかし、東京都で大震災が発生すると、震災孤児数及び親族等の引き取り先がない子供の数は、東日本大震災のそれと比べて遥かに多くなると考えられます。それに備えるためにも、現在から今後の社会的養護について検討することが望ましいのではないかと思います。

被災地派遣職員 業務概要

宮城県

土木部 復興住宅整備室

三浦 光弘 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 派遣当初の状況

- 平成24年4月1日付で宮城県土木部住宅課分室として、復興住宅整備室発足（県庁より徒歩5分の県施設の漁信基ビル5階）
 - ・体制：建築13名、電気1名、事務1名（うち自治法派遣職員は、建築6名、電気1名）
 - ・派遣の建築職員6名を3チーム（A,B,C）2名ずつに分け、それぞれ北部、中部、南部担当割を行った。
 - ・東京都派遣の私は、Aチームとして北部（石巻市、女川町、南三陸町、気仙沼市、登米市の担当となり、大分県の職員とペアで業務を行った。

2 派遣先部署の業務概要

- 室の目標：東日本大震災からの復興に向け、住宅分野の取り組みをまとめた「宮城県復興住宅計画」に基づき、住宅の復興を促進するとともに、災害公営住宅の早期整備を図る。

○災害公営住宅整備計画

- ・全体整備戸数：約15,000戸
- ・整備期間：平成23～平成27年度（5年間）
- ・年度別計画（完成戸数）

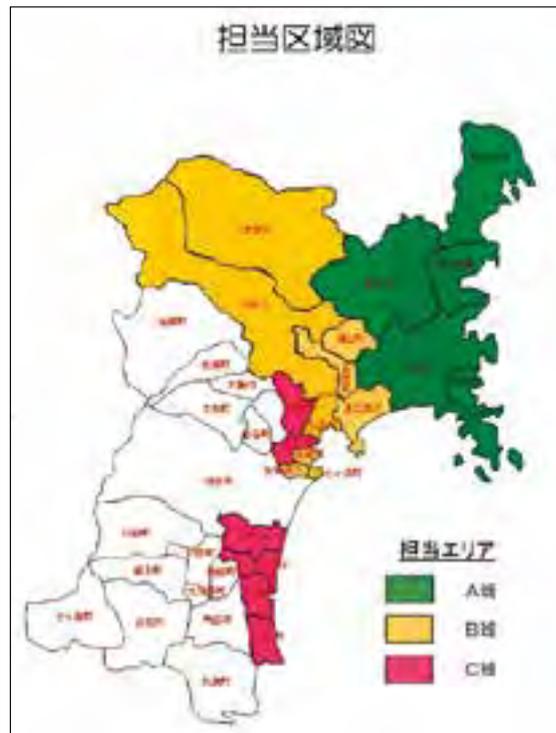
年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	計
戸数	—	300戸	3,500戸	5,000戸	6,200戸	15,000戸

○災害公営住宅の整備方針

- ・市町による災害公営住宅の整備及び管理を基本とし、県は市町の建設支援を行い一部は県営住宅として整備する。
- ・UR（都市再生機構）、民間事業者等と連携した早期整備を図る。
- ・市町に対する県の建設支援：約5,000戸（内1,000戸程度県営住宅）、残りの10,000戸は仙台市及びUR、市町にて建設整備する。

○復興住宅整備室の役割分担（後期：平成24年10月1日～25年3月31日）

- ・体制：建築19名、電気4名、機械1名、事務1名（うち自治法派遣建築12名、電気4名）
- ・派遣の建築職員12名を3チーム（A,B,C）に分け、それぞれ北部、中部、南部を担当する。
- ・東京都派遣の私は、Aチームリーダーとして北部地区（石巻市、女川町、南三陸町、気仙沼市、登米市）の担当となり、福岡県、富山県、秋田県の派遣職員と組み業務を行っている。



3 成果・実績

- ・「宮城県復興住宅計画」に位置付けられた災害公営住宅等の整備方針を踏まえ、宮城県災害公営住宅整備指針<ガイドライン>の策定に合わせ、災害公営住宅の設計にあたり必要な事項を定め、業務の円滑な執行を図ることを目的とした【宮城県災害公営住宅設計標準】の策定を行った。(平成 24 年 7 月 18 日公表)
- ・現在、宮城県へ建設支援要請を受けた石巻市から、3 案件約 320 戸の基本・実施設計を受託しており、工事発注(平成 25 年度)へ向け設計業務を行っている。さらに石巻市から 6 案件(計画戸数約 450 戸)について建設支援要請があるため、設計委託契約へ向け準備中。
- ・女川町はすべて UR に委託、登米町はすべて独自建設することが決まっているが、気仙沼市・南三陸町は現在検討中のため、委託が来るとしても来年度以降(土地の確保や区画整理事業等の面的整備に時間を要しているため)。
- ・その他、宮城県への建設支援を受けた担当市町等との連絡調整業務を行った。

出身であり、第2の故郷宮城県で東北の復興に携わりたいという思いで長期派遣に関わらせていただいております。

仙台周辺は急速に大都会に変貌しています、北部地区へ向かう道すがら、かつて若かりし頃手がけた建物を見るに付け、時の早さを感じます。

宮城県においてはここ10年以上公営住宅を建設しておらず、公営住宅の基準となる要領も整備されていない状況で、今回の宮城県災害公営住宅の指針となる設計基準作りを担当することになりました。

私は入都以来四半世紀にわたり都営住宅の整備にしか携わっておらず、ある意味偏った人間ですが、この経験が役に立ち、成果として「宮城県災害公営住宅設計標準」なるものを作成することが出来ました。(宮城県土木部復興住宅整備室HPで公表)

4

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の東日本大震災から早くも1年9ヶ月が

過ぎましたが、大津波による被害は想像を超えるものです。特に南三陸町、女川町のリアス式海岸の地域はコンクリート造の建物を杭ごと引きちぎり倒壊させてしまう程で、町は一瞬にして喪失してしまいました。

震災の風化が叫ばれる今日このごろですが、今も現地ではがれきの量は減りつつあるものの、一瞬にして市街地が喪失してしまった状況に変わりはありません。

日本トップの自治体の構成員として、ぜひ一度被災地へ足を運び皆様の「五感」で震災被害・復興の状況を受け止めていただきたいと願っております。

被災地には様々な角度からのマンパワーの導入が必要です。現地には既にエネルギーは残っていません。

被災地の再生は、日本全体を支えることにつながり、自治体職員としての使命を強く感じております。価値観を転換する場でもある被災地東北へぜひ足を運んでいただくようお願いいたします。

被災地派遣職員 業務概要

仙台市

健康福祉局 仮設住宅調整室

金谷 岳司 (平成23年8月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

私が赴任したのは、発災から4箇月経過したところで、人々の生活もようやく落ち着きを取り戻しつつあるところだった。

仙台駅から仙台市役所までバスに乗車した時に車窓を眺めていた印象は、ところどころ屋根にビニールシートが掛けられた住宅や工事用の防護ネットが張られたビルが見られ、この辺りは被害が少なく良かったと思ったが、暫く経ってから街中を歩いてみると、立ち入り禁止の貼り紙があるビルがあちらこちらにあり、地震の被害の大きさを思い知らされた。

派遣部署は半数以上が臨時職員で占められていて、仮設住宅の申請事務の関係は、正規職員は2人で、臨時職員の方が受付事務、契約書の審査等を行っていた状況だった。

窓口には、朝早くから被災者の方が相談に見えられ、終了時間まで途切れることはなかった。書類も、毎日、段ボール一箱分が配達されてきて、十数人で黙々と審査しても量が一向に減っていくようには思えない。この状況で、申請分すべて終わられるのか非常に不安だった。

しかし、そんな中職員の皆さんは、日々創意工夫をしながら仕事を進めてくれたおかげで、初めての方が来ても直ぐに対応できる体制が作られていっていることを実感でき、これならば大丈夫だと変な自信を持って仕事に取り組んだ。

2 派遣先部署の業務概要

○仮設住宅調整室設置の目的

災害救助法第30条第1項の規定により、平成23年3月25日付保福第289号により宮城県から仙台市に委任された応急仮設住宅の供与に関する事務を行うため、健康福祉局に平成23年5月1日付けで設置された。

○根拠法令

災害救助法第30条第1項

○宮城県と仙台市との協定

宮城県が設置する応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）、集会所、談話室等を管理（ア）や宮城県が借り上げて応急仮設住宅として供与する民間賃貸住宅への入居に係る入居、退去等の事務（イ）を行うにあたって、県市の役割を明確にし、事務処理の円滑化と入居者の利便性を確保するために協定を締結

○委任事務

ア 応急仮設住宅（プレハブ住宅）、集会所、談話室等の管理に係る事務

- (ア) プレハブ住宅の入居に関すること（募集から入居までの手続き）
 - (イ) プレハブ住宅の退去に関すること
 - (ウ) 入居者及び退去者が提出する書類の受付及び送付に関すること
 - (エ) プレハブ住宅の維持管理に関すること
 - (オ) 集会所、談話室等の維持管理に関すること
 - (カ) プレハブ住宅及び集会所、談話室等の補修工事に関すること
 - (キ) 前各号に掲げるもののほか、入居者との連絡調整に関すること
※上記のうち、仮設住宅調整室で行う業務は(ア)から(ウ)及び(キ)である。
- イ 県が借り上げる応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の管理事務
- (ア) 民間賃貸住宅の入居に関すること（募集から入居までの手続き）
 - (イ) 民間賃貸住宅の退去に関すること
 - (ウ) 入居者及び退去者が提出する書類の受付及び送付に関すること
 - (エ) 前各号に掲げるもののほか、入居者との連絡調整に関すること
※上記のすべての事務を仮設住宅調整室で行っている。

○仮設住宅調整室の事務分掌

ア プレハブ、公営住宅グループ

- (ア) 入居申請受付、入居決定
- (イ) 物品発注、調整等

イ 民間賃貸住宅借上げグループ

- (ア) 賃貸契約書の審査、データ入力、随時申請の受付、プレハブ住宅等の鍵の受け渡し（別棟）
- (イ) 賃貸住宅契約書の発送、データベースの作成
- (ウ) 宮城県との連絡調整 等

○職員の構成（平成23年8月1日現在）（44名）

正規職員（16名）		臨時及び応援職員（28名）	
室長	1名	庁内他部署応援	2名
主幹（課長級）	2名	他都市短期応援	4名
主査（係長）	2名（派遣2名）	（千代田区2名、京都市2名）	
主任	3名	市臨時職員	9名
主事	8名（派遣2名）	市財団等職員応援	10名
うち長期派遣	東京都3名、横浜市1名	OBアルバイト	3名

3 成果・実績

平成24年2月17日現在、民間借上げ賃貸住宅入居決定戸数8,350戸のうち、契約締結し、入居者に契約書が返戻された戸数は8,230戸となり、契約率は98.5パーセントであった。



津波被害地区の様子（宮城野区新浜（交通局岡田出張所付近）平成 23 年 8 月 28 日撮影）



応急仮設住宅（仙台市宮城野区扇町四丁目公園（80戸）平成23年8月28日撮影）

うに法律で援助を受けられない方々に対しては申請をお断りするしかなく、支援を受けられない被災者が多数発生することになったと思う。

この方々に対して救いの手を差し出すことができず、心が痛んだ。

3 印象的なエピソード

クリーニング屋さんにYシャツを取りに行った時、お店の方にどちらから来ているのかと尋ねられて、「東京からです。」と答えたところ、「震災の支援で来られたんですね。ありがとうございます。」と言われた。その時、自分が必要とされていると実感した。その言葉をかけていただいたことで、困難に立ち向かうことができたように思う。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

一つ目は、各世代、各階層に情報を行き渡らせる対策を計画段階から講じていく必要があると感じた。

受付などで話を聞いていると、仙台市からの情報がなく、知り合いから聞いて初めて知ったと言う意見を多く伺った。

そのことから、災害発生時にすべての住民に情報を伝えるためには、行政からの一方的な広報だけでなく、住民自ら情報を受け取り、地域の人に伝えていくシステムを構築すべきである

と考えた。

自治体は防災計画の中で、どこに行けば情報を受け取れるのかを記載した情報マップを作成し住民に配布する。住民も、普段から災害が発生したらまず何処に行けばいいか家族で話し合い、支援物資や情報が受け取れる場所を情報マップで確認する。各自治体の防災訓練を通して実際のルートを確認していく。

このような訓練を行って災害時の行動パターンを身につけ、防災意識を高めて行くことが必要だと感じた。

二つ目は、住民のニーズと法律でカバーしているものにギャップが大きいことである。

本当に支援の必要な人が後回しにされ、情報を得た人だけが支援を受けられているのではないかと疑問に感じるものが、日を追って多くなってきたことから、支援を必要とする人に確実に支援物資を届ける方法を考えなければと思った。

住民にとっては、災害発生直後の支援、生活が安定してからの支援、将来に向かっての支援と時期によって様々な支援が必要であり、法律ではそれぞれの時期で何が必要であるかまではカバー仕切れていない。また、各世代、各階層にどのように支援をするなどは皆無で、すべて平均的で平等主義である。それでは、本当の支援はできないと感じた。

都と区市の役割分担、行政と民間の役割分担を考え合わせ、支援体制の構築に派遣された経験を生かしていかなければと思った。

被災地派遣職員 業務概要

仙台市

健康福祉局仮設住宅調整室／震災復興本部震災復興室

井上 彩 (平成23年8月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

仙台市は沿岸部の津波と宅地被害の大きく二つの被害があった。沿岸部については既に瓦礫の撤去がほとんど済んでいた。宅地被害については、危険度判定はほぼ終了していたものの、地すべりした場所の修繕・修復はされていない状況だった。

最初に派遣された仮設住宅調整室は、入居申込のピークの時期は過ぎていたものの、受付窓口には列ができるほどの人、電話は切ったらすぐなるといった感じで、全く内部の仕事を進める時間すらないといった状況だった。窓口・電話対応で仕事を進められなかったため、8月は休日出勤もあった。

12月から配属された震災復興室では、復興計画も策定され、被災者の生活を再建するために何が必要であるか大まかな見通しが立ってきていた。その実現に向けての調査を実施したり、関係部署との調整を行ったり、データを整理したりと取り組み始めた時期であった。防災集団移転促進事業の説明会なども行われており、生活再建支援班の職員が2名ずつくらいでその説明会に出席していたので、休日の出勤等があった。

2 派遣先部署の業務概要

仮設住宅調整室では、仮設住宅の入居に係る全ての業務を行った。

仙台市で提供している仮設住宅は、プレハブ仮設住宅、公務員住宅、そして民間賃貸住宅を宮城県が借り上げる借上げ民間賃貸住宅である。

業務内容としては、まず、入居資格があるかを確認し、受付をする。プレハブ・公務員住宅については入居先を決定し、鍵の引渡しを行う。借上げ民間賃貸住宅については借上げ決定し、3者（宮城県、入居者、貸主）契約書を仲介業者に送付する。仲介業者から返送された後、内容を精査し、宮城県に提出する。そして、県知事公印を押印後、仲介業者に返送するという流れである。また、プレハブ・公務員住宅・借上げ民間賃貸住宅の入居者に発送する家電・日用品の手配も行う。仮設住宅調整室では、プレハブ・公務員住宅担当、民間賃貸住宅担当、家電・日用品担当に分かれて業務を行った。

震災復興室は、総務・調整班、計画班、生活再建支援班の3つの班に分かれていた。私は生活再建支援班に配属された。生活再建支援班は名前のとおり被災者の生活再建のためにさまざまな視点から支援をする組織である。生活再建支援班の業務は多岐にわたっており、主な業務内容は、被災者支援システムの構築、復興定期便の発送、就労意向調査である。被災者支援システムは、仮設住宅入居状況や義援金支給状況、世帯状況調査をした際の情報の全てを見ることのできるシステムを構築している。復興定期便の発送は、月に1回、被災者向けに被災者支援情報を載せた文書を希望する全ての人に発送している。発送する資料やパンフレットを他部署から集め、その中から今一番必要な情報を選び、発送する。就労意向調査は、今後の生活再建支援の一環として行う就労支援について、仮設住宅入居者に対して就労希望の有無、どのような就労支援を希望するかの調査を行った。

3 成果・実績

仮設住宅調整室派遣前は、人手が足りず、民間賃貸住宅の3者契約書を出してこない仲介業者に対しての電話催告をすることができず、書類の進捗状況を確認することができなかった。派遣後は、催告業務に都職員があたり、電話で状況を確認することができるようになった。また、催促の電話をすることにより、仲介業者の契約書の提出が進み、業務を円滑に進めることができるようになった。

震災復興室では、就労意向調査や世帯状況調査など様々な調査を行ってきたが、職員が若干増えたことでデータの整理が進み、調査結果をまとめることやデータを分析することが短期間で可能になった。

たときに、区役所の震災復興に関係がある部署に行き、区役所で感じていることについて話を聞いたことである。区役所は被災者と接する機会が多いこと、プレハブ仮設住宅の管理もしていることから、いわば現場で仕事をしている。本部と現場で感じていることも違い、本部では気づかないことを知ることができたいい機会であった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私が派遣から戻ってきて感じたことだが、首都直下地震が懸念されている東京都で今それに

対する準備をしている人がどれだけいるだろう。もし東京で直下地震が起きた際、火災による被害が多く発生すると想定されているが、東日本大震災の避難状況を分析すると、火災が発生した方向に人々は逃げる傾向にあったという。肝心なのは、地震が起きたときに、東京都職員がどう行動するかであると思った。混乱する中で避難誘導するにしても、東京都職員の中で都民をどのように避難させればよいか把握している人はどのくらいいるだろう。震災前と震災後で東京都職員一人ひとりの意識の持ち方が変わったかについては、正直心許ない。もし災害が起こったとき、職員一人ひとりが的確な行動をとるための指導等が必要だと思った。

被災地派遣職員 業務概要

仙台市

震災復興本部 震災復興室

大沼 智也 (平成23年12月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

私は、東日本大震災発生後、約9か月が経過した平成23年12月から翌年の3月までの4ヵ月間、仙台市へ派遣され被災地の支援業務にあたってきた。派遣初日となる12月1日に仙台駅を降りた時には、既に街の中心部は、震災により大きな被害を受けたとは思えないほど普通の賑わいを取り戻していた。電車やバスなどの交通機関も一部を除いて通常通り運行しており、市内は既に元の姿に戻っているのではないかと感じたほどである。

ところが、派遣されて数日後、仙台市職員の案内により津波の被害を受けた沿岸部、地震による宅地被害を受けた山間の地区を回ったのだが、そこで目にした瓦礫の山や地滑りによる擁壁の崩壊といった光景は、被害の大きさを思い知らされ、復興への道のりはまだまだ長いと痛感させられた(写真参照)。

仙台市は、7月で避難所が全て閉鎖されたが、私が派遣された12月現在、仮設住宅で暮らす被災者は約10,000世帯ほどに及んでいた。そのうち、プレハブ仮設住宅が約1,500世帯、民間の賃貸住宅を県が借り上げて仮設住宅とみなし、家賃負担を免除する借上げ民間賃貸住宅が約8,500世帯ほどになる。私が所属した仙台市震災復興本部での業務は、この仮設住宅に暮らす方々を始めとした被災者の生活支援を行い、震災前の生活に戻ってもらうために何をすべきか考えながら、それを実行に移していくことであった。



写真1 平成23年12月現在 仙台市若林区
(写真中央に見える小学校の校舎2階床上40cmまで津波が達したそうです)



写真2 平成23年12月現在 仙台市青葉区
(市内の山側では擁壁の崩壊など宅地被害も目立ちました)

2 派遣先部署の業務概要

震災復興本部は、東京都からの派遣職員6名を含む30名弱の組織だったが、仙台市の街の復興、並びに被災者一人ひとりの暮らしの再建へ向け、市役所の中核として大きな役割を担う業務を任せられた。細かくは、総務調整班、資料総括班、計画班、生活支援班と別れていたのだが、私を含め11名の職員で構成された生活支援班の主な業務は以下のとおりである。

●調整

- ・市役所内で定期的開催される関係会議への出席
- ・宮城県やNPO、民生委員など関係団体等との生活支援に関する連絡調整

●企画

- ・市役所内の次長級の職員で構成される生活再建部会幹事会のセッティングや議事録作成

- ・仮設住宅で暮らす被災者が仮設から出るために何が必要かといった観点から検討する被災者支援施策の企画や新たな調査の企画実施

●実態把握

- ・それまで震災復興本部が行ってきた訪問や郵送による被災者の世帯状況調査の結果を分析
- ・他局が行ったアンケート結果との紐付けをし、被災者に関するデータの整理

●情報提供

- ・月に一度、仙台市の各種生活支援情報を取りまとめた「復興定期便」を被災者へ発送

●被災者支援システムの開発

- ・被災者一人ひとりに関する基本的な情報（り災認定情報、各種支援金・義援金等の申請状況、健康状態等）を盛り込んだ被災者支援システムの開発へ向けた準備

●独居高齢者生活支援システムの構築・運用

- ・独居高齢者等に対する見守りの充実や孤独感の解消を図る目的で緊急通報機能や行政情報提供機能等を備えた情報機器を導入するため、プロポーザル方式による業者の選定

●被災者生活相談の開催

- ・宮城県土業協会や日本FP協会などの団体に協力を求め、生活設計相談業務を委託

●支援物資の提供

- ・民間団体や個人からの提供の申し出に対する対応（市が実施主体となって配布できるもの、NPOや社会福祉協議会へつなぐものの選別、調整を含む）

3 成果・実績

私達が担った生活支援業務で最も大切なのは、被災者の声だった。被災者の現在の生活状況に基づいた行政に対する要望や意見が施策に反映されなければ意味がない。その点で、訪問や郵送にて行った世帯状況調査の調査結果が、次に打つ施策を決める重要な判断材料となった。例えば、他市町村から仙台市へ避難されてきた方々が避難元の情報を知りたいとの声が強ければ、他自治体と連携して仙台市内の施設を使用しての説明会を開催したり、新たな住まいを築くにも二重ローン問題などで悩む被災者へは、弁護士などの専門家による相談会の企画を行った。

また、仮設住宅の入居申込から数ヶ月が経過したことにより、仮設住宅には現在入居していない、申込時と別の人が入んでいるといった状況も見られるようになった。こうした状況を踏まえ、2月には仮設住宅入居者全世帯を対象とした現況調査及び就労に関する意向調査を郵送にて実施した。将来的に仮設住宅を出た後の住家をどう考えているのか、震災前と震災後の収入状況の変化の有無、職を失った方でその後の就労にどのような希望を持っているのかなどをヒアリングし、生活支援から生活再建に向けて被災者の意識を徐々にシフトさせると共に、行政が新たに取り組むべき課題を抽出することが狙いだった。

支援物資の提供に関して、大きなものではNPOとの協働により民間賃貸住宅入居者へファンヒーターの配布があった。仙台市ではそれ以前に布団セットの配布を行ったのだが、限定数をFAXでの先着受付とした結果、コンビニのFAX機には行列ができ、FAXがつながりにくいという苦情の声も相次いだ。この結果を踏まえ、ファンヒーターの配布はNPO団体の協力もあり、ある程度の数量が見込めたため、ハガキによる申込み受付とした。問い合わせの電話を受けることも多く、電話対応のマニュアルを作成してシルバー人材センターの方々にも協力を得ながら、我々職員もその対応に追われた。しかし、受け取られた被災者からは感謝の言葉をいただくこともあり、我々の苦勞が実を結んでいると実感することもできた。

被災地派遣職員

体験談

仙台市 震災復興本部 震災復興室

大沼 智也（主税局）

1 担当した業務の概要

私が担当した主な業務は以下のとおりです。

(1)生活再建部会幹事会の開催、議事録作成

月に一回程度、健康や住まい等の分野で被災者生活支援に関わる庁内各局の次長級職員や各区役所の副区長が出席し、被災者支援の取り組み状況や今後の在り方を検討する会議で、事務局として日程調整や会場の確保、議事録の作成を担当しました。

(2)世帯状況調査の分析

私が派遣される前の8月に仮設住宅入居者を対象とした訪問調査、また9月以降に実施した郵送調査の調査結果を取りまとめ、分析を行いました。

(3)支援物資の申し出への対応

民間団体や個人からの支援物資の申し出に関する窓口として、市として実施できるか否かの判断をし、実施主体とならないものは、NPO団体や社会福祉協議会などへの取次ぎ、調整を行いました。

(4)各区新年度当初予算執行方針等整理

各区が平成24年度に実施を予定する被災者生活支援事業に係る予算の要求を聞き取り、担当局への報告を行いました。

(5)生活支援に関する他都市との意見交換会の開催

共通する課題が多い宮城県内5市の生活支援担当者との意見交換会の開催にあたって、各市との連絡調整を行いました。

(6)現況調査等未回収世帯への対応

2月に実施した仮設住宅入居者現況調査及び就労に関する意向調査にて、未回収世帯にはシルバー人材センターと委託契約を締結し、直接

仮設住宅を訪問し提出のしようようを行ってもらいました。そのため、契約締結に向けた調整、仮設住宅入居者との対応時マニュアルの作成、訪問結果のヒアリング及びその記録のまとめを行いました。

2 苦勞したこと・工夫したこと

私が担当した業務の一つは、民間団体や個人からの支援物資の提供に関する申し出への対応がありました（1(3)参照）。震災後約一年が経過しても日本全国から支援物資を提供したいとの電話やメールでの問い合わせが続いています。被災された子供たちに本を贈りたい、ネットワークワーマーを編んだので使ってほしい、地元で取れたみかんやりんごを届けたいなど物資の種類は様々です。その気持ちだけでもありがたい、我々がなんとか取り次いであげたい気持ちになるのは当然です。しかし、既に述べたとおり、仙台市の被災者は約10,000世帯にも及ぶため、中立公平であるべき我々の立場としては、ある程度の数がないと引き受けることができません。また、市内各地に点在する借上げ民間賃貸住宅に暮らす被災者が8割以上を占めるため、物資を配布するにも簡単にはいきません。このような物理的な問題もあるため、全て断ることもできるのですが、提供者の気持ちを考えると無下にできません。子供なのか、お年寄りなのか等どのような方に送りたいのか提供者の意向を伺い、その数量や配布方法を考えながら可能な限り被災者の手元に届くよう努めました。

また私は、宮城県内の他市町村との情報交換の窓口を任せられました。それまで、宮城県が主

催する生活支援担当者への説明会等では各自治体が顔を合わせる機会があったのですが、それぞれどのような状況で今後どのような施策を展開していくのか情報交換をする時間がありませんでした。お互い連携を図って取り組めば解決できる課題もあるのではないかと、3月には仙台市の声かけで借上げ民間賃貸住宅を多く抱える県内5市の生活支援実務担当者が集まり意見交換会を実施しました（1(5)参照）。やはり自治体それぞれで被災者支援の取り組みに対する進捗状況にも差があり、今後の在り方についても考えに相違がありましたが、その一方で、自治体が連携してできる被災者支援策についても話し合うことができました。例えば名取市から仙台市へ避難してきた方々に対し、名取市が仙台市の施設を無償で借り受け、説明会やサロンを開催するといったこともその一つです。各市とも仙台市がこのような場を設けたことに感謝され満足した様子だったため、同様の意見交換会を継続し、被災自治体が一体となって支援に取り組むことが有用であると感じました。

3 印象的なエピソード

支援物資の提供物の一つに、外国人の方々が震災からの復興を願って作られた手まりがありました。100個を超える数のメッセージ付きの手まりが市役所へ届き、どこに届けるべきか迷いました。送り主からは特に指定はなかったため、職員の中で検討した結果、震災発生から1年を経過した3月11日に市役所前で行われた追悼イベントの際に仙台市のブースへ飾り、

希望する方には自由に持ち帰ってもらおうと考えました。その結果、多くの方が手まりの数々に目を留め、その綺麗な色取りに感激されていたのです。外国で日本の伝統工芸である手まりを作り上げ、その被災地を想う気持ちが届いたと自分の気持ちも温くなる瞬間でもありました。また、その様子を写真に収め、送り主に送付したところ、大変喜んでいただき、自分の仕事は被災者のためだけでもなかったと実感することができたのです。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

この度の東日本大震災は東北地方を中心に広い範囲で大きな被害が発生しましたが、私はその中でも人口100万人を超える都市の被災地支援業務に携わることができました。被災地支援における都市ならではの課題も浮き彫りとなり、東京都という大都市の自治体として今後の災害時に向け、無視できません。

例えば、他市町村に比べ仮設住宅の中でも借上げ民間賃貸住宅で生活する被災者の割合が非常に高いことです。入居する被災者の生活実態や支援ニーズを行政側が把握しづらく、細やかな情報提供も困難を極めます。情報格差や支援格差が生じることで、住民の生活再建も困難を招くことになりかねません。

都として、このような都市ならではの課題、その解決策については教訓として被災自治体から学び、記録として残していくことが大切であると思います。

被災地派遣職員 業務概要

仙台市

復興事業局 生活再建支援部 生活再建支援室

大塚 洋志 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

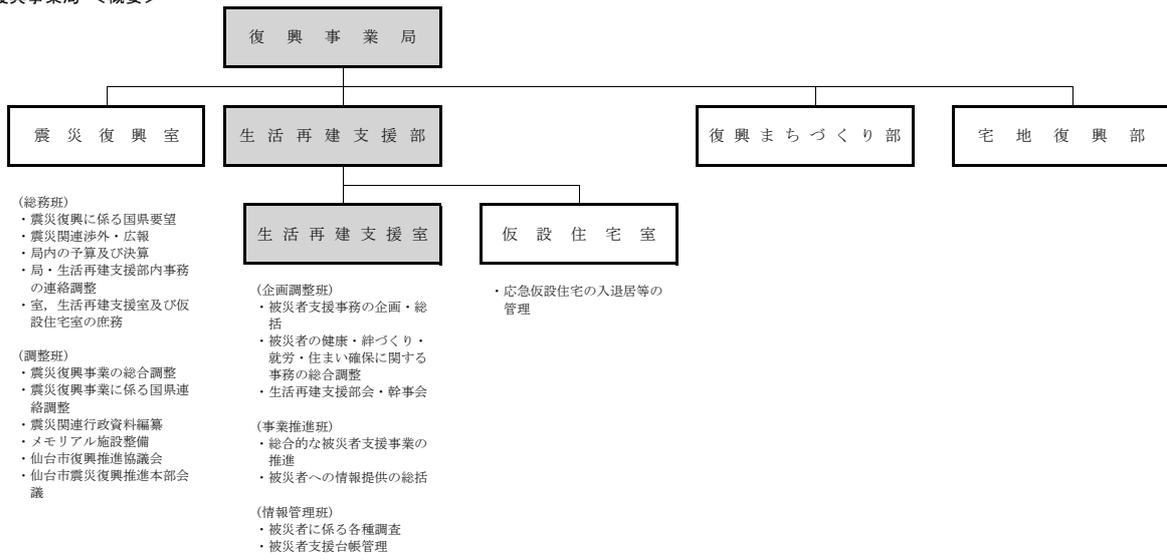
1 派遣当初の状況

私が配属となった復興事業局生活再建支援部生活再建支援室は、東日本大震災の復興に取り組むために平成24年4月にできた新設部署である。もともとは、平成23年8月に仙台市職員2名、東京都職員3名の5名体制でスタートした震災復興本部の生活支援班が平成23年12月に11名体制となり、平成24年4月、復興事業の本格的推進に向けて震災復興本部を発展的に解消し復興事業局を創設、その一部署となった。職員の内訳は仙台市職員9名、他都市応援職員7名（うち東京都応援職員6名）、臨時職員1名合計17名体制である。人員を充実させたことで、被災者の生活再建支援のために具体的に何を行っていくべきかの企画、立案、調査が中心業務となった。また、執務室の隣には生活環境や仮設住宅室関連の相談を受付けるスペースも設けられ、市民の方の相談をいつでも受けられる体制が整えられた。



生活再建支援室 執務室内 (平成24年12月4日)

復興事業局 <概要>



2 派遣先部署の業務概要

復興事業局は、仙台市の復興を迅速かつ効率的、効果的に進めていくため4つの部署で構成されている。そのうち私が所属している生活再建支援部は、生活再建支援室と仮設住宅室に分かれている。生活再建支援室の業務は、被災者の生活再建支援に係る総合的な企画、調整及び調査を主にしている。具体的には、被災者の健康状態等の把握のための借上げ民間賃貸住宅への訪問調査、就労に関する意向調査、就労支援団体との調整、ひとり暮らし高齢者についての安否確認や話し相手機能を持つ、「ひとり暮らし高齢者等生活支援システム」の導入などである。仮設住宅室は、被災者の仮設住宅の管理と仮設住宅のメンテナンスを行っている。具体的には、仮設住宅の入・退去に関し宮城県との情報の授受、仮設住宅へのお風呂の追い炊き機能、物置の設置希望の調査と設置対応など仮設住宅の契約や設備面等について担当している。

3 成果・実績

被災者の生活再建に向けたきめ細やかな支援を推進するため、これまで別々に管理していた被災者の各種情報を一元的に管理する被災者支援システムを平成24年8月から本格稼働し、システムで被災者の状況を把握し生活支援体制の企画、立案に役立てている。例えば就労支援の希望者を抽出し、NPO団体と連携し就労支援に取り組むことで、150人の就労希望者のうち約50人が就職することができた。また、仮設住宅にお住まいの65歳以上の1人暮らし高齢者や重度障害者を抽出し、自宅での異常の検知機能と話したいときに会話をすることができる「ひとり暮らし高齢者等生活支援システム」の設置案内等を行い、対象約900世帯中、半数以上の約500世帯の希望者に設置した。さらに、市からの情報提供を充実させるべく月に1回「復興定期便」を希望する約10,000世帯に送付し、交流イベントや各種制度の募集、申込の案内等を行っている。

その他、各地から寄せられる物資支援の申し出の取りまとめも行っている。代表的なものとしては、神戸市在住のご婦人から被災者へのメッセージとともに手作りの巾着袋を100セットいただいた。また、ある団体からは年始用に小学生以下の子供がいる約1,700の被災世帯に対し、餅とあんのセットの配布の申し出があり、対象世帯へ案内葉書を送付するサポートを行い、団体と被災者間の橋渡し役を行った。



仙台市 仮設住宅視察（平成24年5月23日）

を得る必要があり、土地所有者に連絡を取るためです。該当する土地所有者数は全部で500件あまりでしたが、現地に住んでいた土地所有者は全員被災しており、仮設住宅に居住している方は多くが住民票を移動していない為、住民票を追うだけでは本人と連絡がつかません。また、所有者が震災以前に亡くなっているケースもあります。このような中、所在不明を作らないよう被災者支援システムを利用し、95%以上の対象者の所在が判明しました。東部復興道路整備事業を進める上で現地測量の1日も早い開始が必要とされる中、道路部の担当者から感謝されると、私自身、直接事業に関与するものではありませんが、その先に見える復興を目指し、共に取り組んでいるという思いを感じることができました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災地の復興といっても被災者の方々の生活が震災前の状態に近くなるまでには相当の時間がかかるということを業務に携わって強く感じています。今後首都圏の地震が想定される中、震災からすみやかに立ち直るためには復興への道筋を踏まえた初動体制の確立と復興に向けて



荒浜小学校 右に見えるのが被災を受け引き取り手がなくなったバイク。小学校校庭に仮置きされている。(平成24年4月12日)

の長期ビジョンの的確かつ迅速な作成が重要だと思います。また、復興のためには、行政だけでなく、そこにいる住民の方々も高い意識をもって復興に取り組むことが必要となります。そのために、被災者、行政が一体となって復興を進めていくことができる施策を今後考えていくべきだと思います。

～最後に～

震災のニュースが徐々に減り、震災復興にあまりスポットが当たらなくなってきていますが、復興はまだまだ途上であり今後も長期的な支援を必要としています。

一方で長期的な支援をしていくことで、震災から復興に至るステージを経験として蓄積することは東京でかかる事態が起こった場合、様々な事象に対応できる力となると思います。

今回の派遣が決まった際、激励していただいた所属先の皆様、派遣中常に気にかけていただいていた総務局復興支援対策部被災地支援課の皆様には本当に深く感謝いたします。そして、共に働いた仙台市職員の皆様、他都市から派遣された同僚の方には大変お世話になりました。今回の派遣で得た様々なご縁を今後も大事にし、これからも何らかの形でつながっていきたいと思います。



仙台市若林区荒浜地区 ほとんどの家は流されてしまっている。(平成24年4月12日)

被災地派遣職員 業務概要

福島県

企画調整部 地域振興課

島岡 快和 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 派遣当初の状況

(1) 所感

派遣により、福島駅周辺を初めて見た私の感想は、「普通だ」であった。派遣前から、風評被害を含む放射線の影響について意識していたため、思ったより多くの店舗が営業し、多くの人が往来している駅周辺の賑わいは、正直なところ少し意外だった。

一方で、私が入居した福島県の借り上げ住宅の近くには、避難者の暮らす仮設住宅があった。また、放射線のモニタリングポストは、公園や学校等、至る所にみられた。

(2) 平成24年4月又はその直近における各種数値

- 平成24年3月22日における福島県外への避難者数 約62千人
- 平成24年4月1日における福島県内応急仮設住宅等入居者数 約98千人
- 平成24年4月1日における福島県現住人口調査結果 約1,969千人
(平成23年3月1日においては 約2,024千人)
- 平成24年4月16日における福島県庁への地方公務員の派遣状況 約200人

2 派遣先部署の業務概要

(1) 派遣先部署について

福島県は、震災後の早期から、「中・長期的に、原子力災害からの地域再生に必要な恒久的措置を体系的に規定する立法措置が不可欠」と考え、この特別立法のための業務は、企画調整部地域振興課の所管とした。ただし、この業務が本格的に推進されるのは、平成23年6月の人事異動（震災のため4月から延期）以降である。

体制については、平成23年6月から補充があった9月まで、職員数1減とされるような状態であり（定数 管理職2、職員8）、平成24年度に管理職1増及び職員1増となった。

なお、震災前の地域振興課は、地域づくりや過疎・中山間地域の活性化等を目的として、民間団体等への補助金交付及び地域振興のための事業の部局間調整、大学生の力を活用した集落活性化事業等を所管する課であった。

(2) 現在の業務について

特別立法により、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）が制定され、地域振興課は、現在、様々な業務に取り組んでいるが、主なものは次のとおりである。

まず、法に定められた避難解除等区域復興再生計画の策定のための業務である。避難解除等区域復興再生計画とは、福島復興再生基本方針（以下「基本方針」という。）に則して、福島県知事の申出に基

づき内閣総理大臣が定める、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画である。地域振興課は、復興庁に計画の構成や記載内容について提案したほか、復興庁への窓口となり、避難指示の対象となった12市町村及び避難者を受け入れている市町村、福島県庁各課等からの意見の取りまとめ及び調整を行っている。

次に、法に定められた産業復興再生計画の策定のための業務である。産業復興再生計画とは、基本方針に則して福島県知事が作成し、内閣総理大臣の認定を申請できる、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画である。地域振興課は、商工労働部（東京都における産業労働局に相当）が円滑に策定を主導できるよう、全体像について提案し、関係部局との調整を支援してきた。

最後に、課税の特例に係る業務である。この特例とは、法が直接定める施策のうちの一つで、一定の事業者に対し、避難解除区域における設備投資・雇用について所得税又は法人税の軽減を図るものである。地域振興課は、事業者によるこの制度の活用を促進するため、広報を行うとともに、制度そのものを拡充するため、避難解除等区域の実情把握及び税制の研究等を行い、法改正のための業務に取り組んでいる。

3 成果・実績

(1) 基本方針の閣議決定

地域振興課は、平成24年3月31日の法施行後、法に定められた基本方針の策定のための業務に取り組んだ。基本方針とは、法の基本理念に則り、政府が定める、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針である。

基本方針の策定には、より多くの項目について、現状の分析、課題の明確化、対応策の実施等を書き込み、国による事務事業の実施や予算措置についての担保としたい一方、記載内容は、関係省庁と合意したものでなければそうした担保にならないという難しさがあった。

しかし、こうした難しさに直面しながらも、策定に妥協はなかった。地域振興課は、案文作成にも取り組みながら、関係省庁との調整を担う復興庁と市町村及び福島県庁各課との間に立ち、案文の説明及び意見照会、意見の取りまとめ、回答への対応等を繰り返した。

この結果、基本方針の閣議決定は、当初予定から約1ヶ月後の平成24年7月13日となったが、その厚みは110ページにも及ぶものとなった。

(2) 法の制定

法の制定は、派遣の前年度の成果・実績だが、東京都にとっても有益な事例と考えられるため、概要のみ報告する。

地域振興課は、特別立法のための業務として、まず、国や国会議員等に特別立法の必要性を理解してもらうため、原子力災害による被害状況の把握や特別立法を必要とする理論構築等に取り組み、説明資料を作成した。また、制定される特別法の参考となり得る法令（沖縄振興特別措置法や東日本大震災復興特別区域法等）について研究し、国に構想を提案した。こうした取組の後、条文についての調整等を行い、平成24年3月31日、法が公布・施行された。

ない事例もあり、こうしたときは強引に結論をつけず、相手に次回の協力を依頼して見送るようになっている。

3 印象的なエピソード

派遣初日は平成24年4月2日であり、この日は、福島県職員の異動対象者にとっても、新しい職場への転入初日であった。このため、業務時間の開始後まもなく、職場において、転入者全員による挨拶の場があった。

この日以降、年度途中であっても、同様の場は度々あったが、この日の状況は他の日と全く違っていた。この日は、雑音が一切聞こえないような静けさの中で、年配の職員だけでなく、若手の職員もが、震災当日、自分がどのような状況にあったか、その日からどのような仕事に取り組んできたか、この職場においてどのような仕事をしていきたいかなどを話し、その話からは、それぞれの職員の郷土への思いや職務への使命感を強く感じた。

私は、こうした話を聞く中で、福島県が特別な状況にあるということを改めて認識し、職務への意欲をより強くしたが、同時に悲しさで胸が詰まるような感覚になった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

(1) 自衛隊との関係構築

自衛隊は、震災直後の福島県においても、本当に頼りになる存在であった。このため、福島県は、自衛隊に様々な依頼を行ったが、当初は迅速な対応を得ることが難しかった。

こうした事態から、福島県は、まず、担当者から相手方の担当者に依頼の趣旨を伝え、調整を行ってから、組織決定を経て依頼を行う、ボトムアップ型の手法が、このときの自衛隊に有効でないと考える。そこで、依頼先の部隊の意思決定に関わる人物を特定し、幹部が直接依頼する手法に変えたところ、問題を改善することができた。

大規模災害時に協力を求めることとなる自衛隊については、平時から、組織体制の仕組み等を研究し、人的交流も含めた関係構築に取り組む必要がある。

(2) 災害対策本部機能の担保

原発事故により、避難指示の対象となった市町村は、避難先において、高校の教室等、災害対策本部の設置場所を探すところから始め、その後の行政運営も厳しいものとなっている。福島県も、震災直後は、庁舎の耐震に係る安全性を確認できなかったため、自治会館に災害対策本部を設置した。

大規模災害の発生時、災害対策本部の迅速な立ち上がりが重要であることは言うまでもない。

しかし、十分な耐震性も、放射線やロシアにあったような隕石の落下等には対応しきれないことが考えられる。また、交通機関が麻痺し、職員の参集に時間がかかることも考えられる。

こうした課題への対応策として、一案ではあるが、本庁舎の遠隔地において、非常時に災害対策本部の役割を担える施設と人員を確保しておくこと、例えば、多摩方面に、各局の出先機関を集めた総合庁舎を設置し、職員住宅等を備えておくことも有効なのではないかと考える。

被災地派遣職員 業務概要

福島県

県中地方振興局 県民環境部 環境課

藤間 夏子 (平成24年2月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

派遣先において、福島県庁の除染担当に1名異動があり、1名減となった。

その応援要員として、平成23年8月1日から平成24年3月末まで延べ3名の都職員が派遣され、私は2月1日から3月末まで派遣された。

私の派遣された時は、災害対策について緊急を要するものは少なくなっており、その代わり中長期的な課題が山積しているように見受けられた。

2 派遣先部署の業務概要

福島県は7つの地方に分かれていて、派遣先の県中地方は郡山市を中心とした3市6町3村から構成(郡山市、須賀川市、田村市、小野町、古殿町、石川町、鏡石町、浅川町、三春町、天栄村、平田村、玉川村)。県中地方振興局は県庁の地方局で、地域連携室、出納室、企画商工部、県税部、県民環境部からなる。

県民環境部は県民生活課と環境課の2課で構成されている。

その中でも、県民生活課は災害対策の中核で、他に自衛官募集、消防、青少年健全育成、自然公園、鳥獣保護、高圧ガス保安、火薬取締などを担当している。

私の所属した環境課は水質大気監視・規制、騒音振動、土壌汚染、環境教育などの環境行政、廃棄物対策の他に、放射線モニタリング、除染についても担当している。

3 成果・実績

- ・除染の補助金事業について市町村から提出された補助金申請の審査
- ・環境放射線モニタリング調査データの整理
- ・通常の環境行政業務(事業所への立入、届出指導など)

被災地派遣職員 業務概要

福島県

生活環境部 除染対策課 (当初配属先:福島県災害対策本部原子力班環境回復チーム)

木村 高士 (平成23年8月1日～平成23年11月30日)

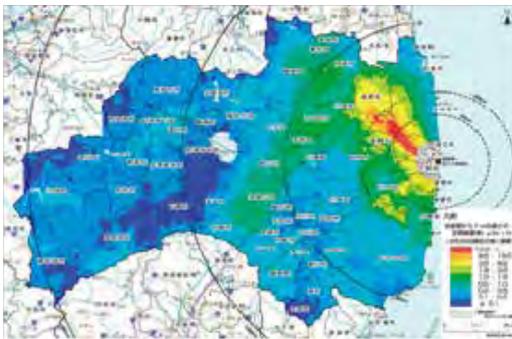
1 派遣当初の状況

福島県における東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生によって、地震と津波による被害に加え放射性物質の飛散によって深刻な影響が生じた。

平成23年8月、私が配属された福島県災害対策本部は、震災・津波・放射能の対応と被災者の支援などの住民対応を行っているまさに災害対策の最前線部署である。震災から5カ月弱経過していたが、福島県の災害対策班職員、他県の応援職員、自衛隊、警察、東京電力の職員などが、一つの会議室でそれぞれ業務に追われ昼夜慌ただしい様子であった。また、会議室の外にはマスクミ関係者が多数待機しており、日に数回東電の職員が原発に関する記者会見を行っていた。

季節は夏で、室内は大変暑く暑さに耐えながらの業務となった。

福島県庁のある福島市は、原発から50キロメートル程離れていたが、場所によっては放射線量が高く小さな子どもを避難させている家族もあって、小さな子どもを見かけたかった印象がある。



文部科学省による航空機モニタリング調査結果



自治会館の大ホールに災害対策本部が設置された

2 派遣先部署の業務概要

私が配属された福島県災害対策本部先原子力班環境回復チームは、6月から発足した対策本部の中では新しい組織で、当初は4名体制で8月から私を含めた7名体制となった。その後本チームは、毎月増員され10月中旬には除染対策課に組織名を変更し、私の任期終了時(平成23年11月)は約25名の大きな組織になった。

業務目的は、福島県における除染に係る業務全般であり、予算編成から始まり、除染モデル事業、住民向けの除染の手引書などの作成、除染に関する住民理解、福島県除染指針の作成、国と市町村との調整など除染に係る様々な業務を担当する部署である。

3 成果・実績

(1) 福島県面的除染モデル事業

本事業は狭い範囲を除染してもその周囲に放射性物質が残存し、線量の低減が不十分ということから、住宅・農地・道路・森林などを含む約10ヘクタールを試行的に除染する事業である。担当は係長級職員と私の2名で、実施場所の選定、市との調整や地元住民への説明、設計書類の作成から契約までを担当した。

(2) 安全・安心フォーラムの開催

福島県民に対し、放射能に関する不安や解らないことに応え、理解を深めてもらうために福島県と日本原子力学会が主催するフォーラムの企画・運営を担当した。

私が担当した第1回目のフォーラムは、住民の疑問に福島県が応える初めての場であることから、十分な準備を行う必要があったが、大きな問題もなく開催することができた。開催にあたり、多くの地域の人に来ていただけるように、学校、幼稚園、大型スーパー、温泉施設にまで幅広く広報し、約400名に参加していただくことができた。

(3) 放射線量低減対策パンフレットの作成

通学路や住宅などの身近な生活空間における除染に関する必要事項をまとめたパンフレットの作成を担当した。住宅の試験除染を行いその効果や試験で分かった注意事項などをパンフレットにまとめ、約10万部を、福島県全域に配布した。



面的除染モデル事業の実施区域



作成したフォーラムのチラシ



放射線量低減対策パンフレット



業務を一緒に行った除染対策課の皆さん

4

今後の都政に活かせること・
活かしたいこと

私が配属になった除染対策課は、除染全般を担当することから、職員の職種構成が事務職の外、土木職・農業職・林業職・科学職など多職種の職員で構成されたスペシャリスト集団であった。福島県庁には職種間の部外移動が殆どないため、最初は業務の進め方の違いにとまどうことがあり、それぞれの部署のやり方が異なっ

ていたため、意見がぶつかるなどしていた。しかし、「除染」という大きな使命に対しそれぞれが協力し合い、個人個人の知識や技術を集結させ、強いチームワークが出来た結果、課題にガンガンぶつかっていった。

今後の業務においても、改めて担当している業務の目的と誰のために行っているのか再確認し、その使命を果たすために、担当部署内外の職員と協力し課題に取り組んでいきたい。

被災地派遣職員 業務概要

福島県

生活環境部 除染対策課

寺嶋 克彦 (平成23年12月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

- 平成23年12月1日から平成24年3月31日まで、生活環境部除染対策課に派遣された。
- 福島県内の除染は、一部の学校施設や町内会等で先行して個別の除染は行われていたものの、地域の面的な除染は、国の「除染に関する緊急実施方針」（平成23年8月）に基づき、警戒区域・計画的避難区域以外の県内市町村が除染計画を策定し実施することとなっていたが、ほとんどの市町村で策定できておらず、県がサポートを行っていた。
- また、除染の技術が確立されておらず、除染を行う際の国のガイドラインや補助の基準額等もまだ決まっていなかった。
- したがって、県内各所から除染を要望する県民の声が多くあったものの、一部の町内会や施設等での局所的な除染以外はほとんど進んでいない状況であった。
- 福島県としては、除染事業者の育成（事業者向け講習会等）、市町村に対する財政的・技術的支援（技術実証事業、面的除染モデル事業等）、住民理解の促進（フォーラムの開催等）に取り組んでいる状況であった。

2 派遣先部署の業務概要

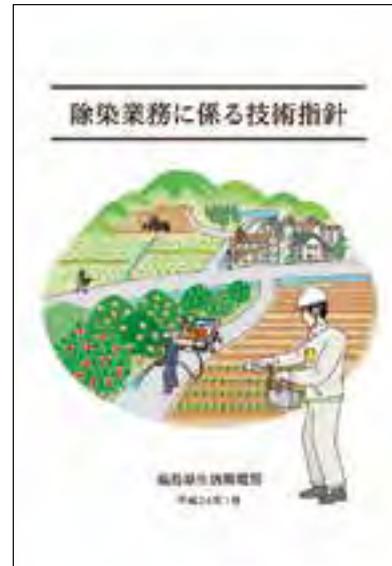
- 除染対策課は、除染基金の活用及び市町村支援、除染対策の推進、除染技術の評価・研究など、除染に係る施策を総合的に推進するために、平成23年10月13日に設置された組織である。職員数は24名（平成23年12月1日現在。臨時職員含む。）で、企画担当・除染推進担当・除染技術担当の3つのラインに分かれていた。私は除染推進ラインに配属された。
なお、埼玉県・福井県の職員も同課に派遣されており、企画ラインには福井県、除染技術ラインには埼玉県職員が1名ずつ配置されていた。
- 私の担当業務は、市町村除染計画策定等の支援（担当地区：相馬市、新地町、いわき市）、「除染業務に係る技術指針」の作成、面的除染モデル事業と「面的除染の手引き」の作成が主な業務だったが、他にも、一般県民向け「放射線・除染講習会」や除染技術実証事業の手伝い、除染ボランティアなどにも一部関わった。

3 成果・実績

- 市町村除染計画の策定支援
市町村除染計画は、「除染に関する緊急実施方針」に基づき各市町村が平成23年12月末までを目標に策定すべく、県の担当がフォローすることになっていた。各市町村を訪問し、ヒアリングをしたり、相談に乗ったりして、担当のいわき市・相馬市・新地町については、12月末までに計画を策定することができた。



住宅の除染作業／表土除去（いわき市）

『除染業務に係る技術指針』
(平成 24 年 1 月)

○ 「除染業務に係る技術指針」の作成

市町村担当者向けに、除染業務を行う際の福島県独自の技術指針として策定したものである。国の除染ガイドラインより、もっと実務で使いやすいように工夫されたもので、平成 24 年 1 月末に策定した。

特に、新たに国が策定した「除染電離則」に関する部分は、私が中心になって記述を担当した。

○ 面的除染モデル事業と「面的除染の手引き」の作成

本事業は、住宅、農地、道路、森林などを含む約 10 ヘクタールの地域（福島市大波地区）を、国のガイドライン等に示された除染手法により“面的”に除染することにより、低減効果を検証する事業である（平成 23 年 11 月～平成 24 年 3 月）。

事業の結果を踏まえて、市町村担当者向けの手引を作成することとなり、その担当となった。技術的な部分の手引きは、「除染業務に係る技術指針」として策定済みだったので、主に手続き面の記述を中心にした手引きとして、平成 24 年 3 月末に「面的除染の手引き」を作成・公表した。

○ 一般県民向け「放射線・除染講習会」

本講習会は、地域で放射線測定や除染活動に取り組む一般県民を対象に、放射線に関する正しい理解と、身近な生活圏の除染の推進を目的としたもので、平成 24 年 1 月～3 月にかけて、県内各地で 32 回開催された。担当課は原子力安全対策課であるが、除染対策課も司会進行と質疑応答（除染に関する部分）を担当し、私は、そのうち 9 回担当した。



面的除染モデル事業（福島市大波地区）

体験談

福島県 生活環境部 除染対策課

寺嶋 克彦 (環境局)

1 担当した業務の概要

- 現職は、環境局自動車公害対策部規制課で、規制係長として東京都環境確保条例に基づくディーゼル車規制に取り組んでいる。
- 福島県への派遣は、平成23年12月1日から平成24年3月31日の4ヶ月間、除染対策課の主任主査として勤務した。
- 主に関わった業務としては、市町村除染計画の策定支援、「除染業務に係る技術指針」の作成、面的除染モデル事業と「面的除染の手引き」の作成、一般県民向け「放射線・除染講習会」や除染技術実証事業の手伝いなど。

2 苦労したこと・工夫したこと

- 除染対策課は10月半ばに設置された組織だが、その当初から在籍する他の課員に比べ、12月にやってきた私は1ヶ月半の遅れがあり、さらに「放射性物質の除染」は、わが国ではほぼ全く前例がなく、予備知識がほとんどなかった。そのため、皆に追いつくため、除染関係のガイドライン等関係資料を勤務中だけでなく、帰宅後や土日にも家に持って帰って、暇さえあれば読み込んで勉強した。
- 一般県民向け「放射線・除染講習会」で、9回、司会進行と質疑応答を担当した。
除染に関する質問が出た場合、それに答えなければならないのだが、河川の除染はどうするのか、生活圏以外の山林の除染はどうするのかなど、国の方針が全く決まっていないので答えられない質問も多く、十分には納得してもらえないことも多かった。
- 一般の方から問合せや苦情の電話が職場

によくかかってきていたが、最初は地理不案内で、場所や市町村名を言われてもピンと来ず、ある程度覚えるのに時間がかかった。地図を買って、時間がある時によくながめていた。

3 印象的なエピソード

- 沿岸部の新地町・相馬市を訪問した時に、津波被害地も見ることがあった。災害から9ヶ月(当時)も経つのに、いまだに内陸深くまで流された漁船が放置されていたり、ガードレールや鉄柱がグニャリと捻じ曲がっている状況を見て、あらためて津波被害の恐ろしさを実感した。
- 一般県民向け「放射線・除染講習会」では、色々と厳しい質問・意見も出たが、一般県民の悩みを生々の声で聞いたことは、非常に良かったと思う。中には「除染しても放射性物質をよそに持っていっただけで、他人に迷惑をかけるだけだ。自分は他人に迷惑をかけたくない。だから除染などしなくてもいい。自分のところはそれでよい。」という方もいて、少し複雑な気分になった。
- 技術指針や手引の作成は大変であったが、完成した時の達成感はとても気持ちがよかった。形として残せるものができて大変良かったと感じている。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- 除染対策課は、県庁内各部所や他県からの派遣職員等で構成された「混成チーム」であ

ったが、課内で情報の共有化を図りながら、協力して物事を前向きに進めていこうとする姿勢は、見習うべきものがあった。

- 今回被災地に派遣されて、あらためて、日々平穏無事に暮らしていけることが、どれだけ幸せなことかということを考えさせられた。

被災地派遣職員 業務概要

福島県

災害対策本部 活動支援班県外避難者支援チーム

松浦 理華 (平成23年12月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島県内の被害は、浜通りの津波被害や東京電力福島第一原発の事故のほかにも、内陸部の中通りでも地震動による土砂崩れや貯水池の決壊など、大きな被害をもたらした。しかし、津波などの沿岸部の被害については、沿岸地域の大半が原発事故による避難区域に指定されているため、正確な被害状況の特定は難しくなっている。



写真1 警戒区域入口（南相馬市）

福島県は、東西に長い形状をしており、主に2つの山間部によって、沿岸部の浜通り、福島・郡山・白河などからなる内陸部の中通り、会津地方の3つの地方に分かれている。この3地方は、地形的に山間部に隔てられ標高差も大きい気候や風俗にも差がある。そのため、県内でも今回の災害に対する受け止め方や温度差などを地域間において感じられた。

福島県災害対策本部は、県庁舎に隣接する自治会館の中に設置され、私の配属となった「災害対策本部活動支援班県外避難者支援チーム」は、最上階の8階の一室に設けられていた。この自治会館の中には、県の災害対策本部のほかにも、国の機関、警察、自衛隊、東京都を含む支援に入っている他県の自治体、マスコミ等の様々な団体が入居していた。

なお、福島県庁舎は、本庁舎、東庁舎、西庁舎の3つの建物からなっているが、地震の影響で東庁舎と西庁舎の一部が倒壊危機のため、現在でも使用不能の状態になっている。

2 派遣先部署の業務概要

「県外避難者チーム」は、9名（内訳：管理職3、福島県職員：3、東京都派遣職員：3）の本部のメンバーのほかに、近隣の県（青森・秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川・静岡※）へ各県2～3名程度の駐在員を派遣しているため、災害対策本部のチーム内では、比較的大人数で組織している。

業務内容は、チーム名のとおりに福島県外への避難者に対する支援業務全般である。主に、避難者からの電話対応、国及び各都道府県など関係機関との協議・調整等が挙げられる。

特に避難者からの問い合わせについては、原発事故に伴う放射能被害による避難に対して各都道府県

の対応についてのものが多く、都道府県間の受け入れ体制の相違やそれらに対する福島県の対応についての苦情・要望など多岐に渡っていた。

また、各関係機関との調整業務の主な内容については、国との避難者のデータ等のやりとりや災害救助法の運用方法等に関する調整、各都道府県と福島県からの避難者の受け入れ体制の整備の依頼や運用についての協議等を行っている。

さらに、支援体制を強化するために、NPO団体などの民間団体等と連携し、行政の枠を超えた支援スキームの整備を行っている。

なお、「県外避難者支援チーム」は、平成24年度より今後も長期的なスパンで避難者に対する支援業務にあたっていくために災害対策本部より独立し正式な福島県の組織として、「生活環境部避難者支援課」となった。

※ 青森・秋田、神奈川・静岡は兼任



写真2 鶴ヶ城（会津若松市）
会津地方は、震災の影響がほとんど感じられない。

お話しし、避難者の立場に立って対応した結果、納得していただいた様子で電話を切っていただいた。こういった地元に対する思いを持っている住民の方はこの女性以外にも大勢いるはずで、避難したからといってこの災害が終わりということではなく、まだまだこれから先も続いていく福島県にとっての大きな課題であることを実感した。そして、このときの私の対応は正しかったのか、今でも疑問に思うことがある。

3 印象的なエピソード

「県外避難者支援チーム」へ派遣となり、各関係機関との調整や「暮らしサポート事業」の随行による全国各地への出張は、大変貴重な体験となった。

私は、「暮らしサポート事業」の巡回相談会で、札幌市、函館市、仙台市、宇都宮市、東京都、横浜市へ出張で訪問した。これらの出張では、巡回相談会の参加だけでなく、それぞれの自治体へ訪問し、その地域での避難者の状況や支援状況などの情報交換や今後も受け入れ支援を依頼していくなどの貴重な意見交換をし、各々の自治体の特色なども感じることができ、多くのことを学ぶことができた。

また、東京都との調整機会もあり、他県の立場から東京都と接する貴重な体験ができた。東京都という組織を外から客観的に見るということは、今回の派遣業務ででしか体験できないであろう大変有意義な経験となった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣先部署での業務は、今まで携わったことのない職務が大半であったが、一般の方との対応や各種調整業務は都庁全体に通ずる職

務であり、今後東京都で働くうえで活かしていけるとても多くのことを学ぶことができた。そして、「県外避難者支援チーム」での職務は、被災者からの「生の声」を直接聞くことができる、災害対策本部内でも数少ない部署であり、とても貴重な部署であった。

また、東日本大震災における福島県での被害は、他の被災三県である宮城県と岩手県とは大きく異なる原発事故という二次災害を併発した。東京でこのような未曾有の災害が起きた場合、多重の被害を受けることが考えられる。その場合、福島県での教訓を活かし、様々な被害を想定した新たな災害対策スキームの確立が重要であるとする。

さらに、国の機関に依存するのではなく、一自治体として自立し、災害発生時には独自に迅速に動くことが必要である。そして、意思決定を迅速化し他道府県に対する統一的な対応をしていくことの重要性を学んだ。

5 最後に

原発事故に見舞われた福島県は、ようやく復旧・復興のスタートラインに立ったとはいえ、避難が完了していないのも現実である。今後も避難者の支援業務はまだまだ長期化していくことが予想される。

東北地方には縁が薄い私が今回の被災地への派遣を希望した理由は、この災害を自分の中で他人事として終わらせたくはなかったためである。そして、私たちは今回の災害を絶対に忘れてはいけないと思った。そのためにも、私個人でできることは限られているかも知れないが、今後とも様々な形で被災地への支援に携わっていければと思う。

被災地派遣職員 業務概要

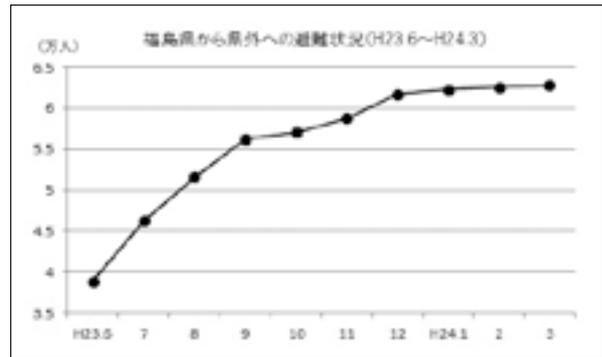
福島県

生活環境部 避難者支援課

大塚 哲也 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 派遣当初の状況

派遣当初、震災からすでに1年以上が経過していたが、住居の除染や内部被ばく検査など健康対策、雇用や住まいの確保など、福島県が抱える課題は山積していた。このような中、放射線不安等による福島県から県外への避難者がなお継続的に発生しており、その数は平成23年11月を境に6万人を超え、平成24年3月には6万2,831人とピークに達するなど、依然として高止まりしている傾向にあった。個々の避難者の状況についても、避難の長期化による経済的負担や、家族が分かれて暮らす多重生活による精神的負担が深刻化するなど、避難者の抱える問題はより一層複雑化しており、情勢に応じたきめ細かな支援策の構築が求められていた。



福島県から県外への避難状況 (H23.6～H24.3)

県外避難者支援を行う部署としては、震災直後の平成23年3月18日、災害対策本部活動支援班内に「県外避難者支援担当」が発足し、山形県、茨城県、栃木県、新潟県など近隣県に職員を派遣することで各県災害対策本部等との連絡調整、一次避難所の提供や二次避難誘導等を実施してきた。これが6月には「県外避難者支援チーム」となり、青森県、神奈川県、長野県等へ派遣を拡大し、応急仮設住宅の供与や避難所の閉鎖に伴う調整を担うとともに、県からの情報発信や避難先での交流の場の運営支援など、県外避難者に対する様々な支援策の拡充を図ってきた。そして私の配属と同日の平成24年4月1日、これまでの業務を引き継ぐとともに、将来的に長期化が見込まれる避難生活に対し組織的に対応するべく、生活環境部内に「避難者支援課」が発足した。

2 派遣先部署の業務概要

避難者支援課は、自治法派遣職員10名、県外駐在員10名を含む32名の構成。主な業務は以下のとおり。

(1) 駐在職員の派遣 (13都県)

避難者が多い近隣県等(秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)に県から駐在職員を派遣し、避難者受入自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応等を実施。

(2) 住宅の提供

各都道府県に対し、災害救助法に基づく応援要請を行い、県外の応急仮設住宅(民間賃貸住宅、公営住宅、雇用促進住宅、UR賃貸住宅等)を借り上げ、避難者に無償で提供。

(3) 情報の提供

避難者がふるさととのつながりを維持できるように、各種情報媒体（自治体等発行の広報誌、地元新聞、県外避難者支援ブログ、避難者支援課が発行する地域情報紙等）を活用し、地元自治体等の情報を提供。

(4) 交流の場の設置運営

避難先のNPO法人やボランティア団体等の協力・支援を受け、避難者間や地域住民との交流の場を設け、各種相談や心のケア等のきずなづくりを実施。

(5) 県外自治体との連絡調整

避難先都道府県や市町村に対し、災害救助法の運用をはじめとする各種相談事例への対応を行うとともに、中長期的な課題に対応するため避難者受入関係都県連絡会議を実施し、課題解決に向けた意見交換等を実施。

(6) 県庁内における事業調整、県内市町村との連絡調整

県内外の避難者生活支援などに関する事業調整、課題把握及び対応のための全庁会議を開催。また県内市町村への調査や意見交換等により、受入都道府県や庁内関係部署と県内市町村との連絡調整を実施。



平成 24 年 9 月 15 日 (土)
ふるさと“絆”交流会 in 新発田市 (新潟県)

3 成果・実績

震災から1年以上が経過し、避難区域の見直しや除染計画の策定、賠償方針の提示など復興に向けた取組が次第に進みつつある中、避難者支援課として実施すべき支援策も、避難者が避難先で安定した生活を継続することができることはもとより、将来的な帰還に向けた施策へと転換を図る時期に来ていた。そのため課では、従来から行ってきた事業とあわせて平成24年度内やその翌年度以降に展開する一連の事業を「ふるさとふくしま帰還支援事業」と位置づけ、相互に補完しあいながら最終的には県民の帰還に結び付けるための一体的な施策として再構築を図った。

- 「ふるさとふくしま帰還支援事業」では、帰還に向けたステップを3つに分類し、
- 第1段階（ホップ）：情報提供等を通じた、避難者の実態やニーズの把握
 - 第2段階（ステップ）：把握したニーズ等に対して、きめ細かに対応する仕組の構築
 - 第3段階（ジャンプ）：本県への帰還

と定義した上で、短期的には避難先における避難者の生活安定化やふるさととの絆の維持（精神的安定）を図ること、中・長期的には帰還のため避難者が何を求めているのかを確認し、そのニーズに合った事業を効果的に実施することを目標とし、各段階の事業を組み合わせることで段階的に展開していくこととした。

第1段階の取組としては、従来から実施していた地元紙の送付、避難者へのダイレクトメールの送付、県外避難者支援ブログの発信に加え、新たに避難者支援課ホームページの開設や課発行の地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行を行うなど、多様なツールを活用した情報発信・情報提供の拡充を図った。避難先での対応としては、駐在職員の派遣等により受入自治体との連携強化に努めたほか、避難

者を対象とした各種交流会や個別相談を県として主体的に実施することで、きめ細かな情報発信と的確なニーズ把握に努めた。また、避難者の生活実態や要望、避難者支援における課題等をより詳細に把握するため、県内市町村や受入自治体に対し、震災後初となる避難者実態調査を実施した。

さらにこれらの取組を基礎として、第2段階の発展的な取組にフィードバックさせていくことが必要であったが、避難の長期化や避難者ニーズの多様化によって、既存の制度や予算の制約下、行政の立場からは対応不可能な支援内容の限界という問題に直面していた。一方で実際の支援活動については、NPO等民間団体により地域の実情に応じて柔軟に行われていたのが実情であるが、時間の経過とともに支援する側の体力的な問題も生じつつあり、活動の継続が困難な状況にあった。そのため、県として支援団体に対する活動経費の助成を開始することで、相談や見守り、避難者同士の交流といった様々な活動を財政面からバックアップすることとした。

「ふるさとの今が分かる新聞」創刊号
(平成 24 年 8 月 31 日発行)



県外における避難者交流会において、避難者との情報交換等を実施（平成24年5月25日下野新聞（栃木県））

職員として非常に勇気の要ることで同時に慎重な判断も必要とされたが、あえて一歩進むことで先行きが見えない避難生活のストレス軽減に少しでもつなげていきたいという思いがあったし、それこそが真の避難者支援を行う上で必要なことではないかと考えていた。結果として、対応困難な事例に対しても単に「検討中」「調整中」と言葉を濁すだけで終わることのない、避難者に寄り添ったきめ細かな対応ができたのではないかと感じている。

3 印象的なエピソード

被災地としての福島県を知らないで県外避難者への支援などできないだろうという考えもあり、着任後間もない5月、休日を使って浜通り地方に出かけた。原発から20km圏内のためかつて警戒区域に指定されていた南相馬市小高区は、4月の区域見直しにより原則として自由に立ち入りが可能となったばかりであった。それまでバリケードで塞がれていた地域ということもあり、人影はほとんど見受けられず、路上には車が縦に積み上げられ、道路のアスファルトは剥がれ、信号やガードレールは折れ曲がり——1年以上経過してもなお津波の傷跡が生々しく残る、あまりの凄惨な様子にただ息を

呑むばかりであった。最も率直に感じた感想としては、「一体、ここからどうやって復興するのだろうか」という失望感と、「でも、やらなければならない」という決意だった。

凄惨な海岸沿いとは対照的に、内陸では福島県が誇る美しく壮大な光景が広がっていた。新緑の美しい五月晴れの中、狭い山道を抜けて飯舘村に入ったとき、一気に視界が開けると同時に山と森と田畑に囲まれた雄大な景色が目前に広がり、思わずカメラを構えずにはいられなか



平成24年4月の区域見直しにより警戒区域が解除された南相馬市小高区（平成24年5月撮影）



平成24年7月の区域見直しにより帰還困難区域に指定された飯舘村長泥地区（平成24年5月撮影）

った。だがこのとき訪れた長泥地区は、そのわずか2か月後、7月の区域見直しによって帰還困難区域に指定され、5年以上立入りが制限される地域となってしまった。ありのままの自然という感動を与えてくれたあの場所に、もはや簡単に足を踏み入れることすらできないと考え、今でも心が痛み、えも言われぬ気持ちになる。そして故郷を失った被災者に思いを馳せるとともに、福島はまだまだこれからなのだ、という事実にも否応なく気づかされるのであった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

担当業務は日々のデスクワークや電話での相談対応が中心であったが、そのような中でもやはり現場を見て、直接避難者と接することで、紙やインターネットでは伝わらない活きた情報

を伝えることが可能になるとともに、避難者の生の声に耳を傾けることで避難者ニーズを的確に把握することにもつながると感じた。「現場感覚」という言葉があるが、それを理解し身につけることこそが、真の課題解決や有効な施策構築につなげる上で欠かせない要素であると実感した。

未曾有の災害への対応という、時間的にも財政的にも人員面でも余裕のない中で、いかに効率的に効果的に対策を行おうとしてもどうしても限界がある。まずは初動対応として何より人の力が必要不可欠なことは言うまでもないが、時間が経ったからとか状況が変わったからといって現場で動く人間の重要性が変わることはない。自らも今後の都政に携わる者として、いかなる職場であってもその最前線で働く「現場」の視点を意識しながら、まさに今「現場」で求められていること、真に必要なとされていることを実現させることのできる行政マンでありたい。

被災地派遣職員 業務概要

福島県

保健福祉部 食品生活衛生課

たかはし ひろすけ
高橋 大輔

(平成24年1月1日～平成24年3月31日)

1 派遣当初の状況

私が派遣された食品生活衛生課では、県内で製造された加工食品の放射性物質のモニタリング、放射性物質の値が食品衛生法の暫定規制値を越えたケースへの対応、警戒区域内に取り残されたペットの保護などの対応に追われていた。

野菜や果実に含まれる放射性物質の量が微量であっても、それらを乾燥することによって放射性物質が濃縮されることから、果実や野菜を乾燥させた加工食品（例：あんぼ柿・干し柿、切り干しだいこん、いもがら）の中には、食品衛生法の暫定規制値を超えるものも検出されていた。特に、あんぼ柿・干し柿については、福島市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町で収穫された「かき」の加工自粛要請が行われ、福島県の特産である「あんぼ柿」の生産・販売は大きな影響を受けていた。

一方、警戒区域内のペットの保護については、福島県動物救護本部を立ち上げ、ペットの保護、都合によって飼育できなくなるなど所有権が放棄されたペットの新たな飼い主探し、保護したペットを収容する施設で活動するボランティアの募集、義援金受入等の業務を行っていた。

2 派遣先部署の業務概要

私が配属された食品生活衛生課には、①食品安全、②動物愛護、③環境衛生、④水道関係、以上4つの担当が配置され、下表に記載されている業務を行っていた。なお、原子力発電所事故により、食品安全と動物愛護の業務が増えたため、23年度は、東京都（私）のほか秋田県（1名）と長野県（1名）から職員の派遣を受けていた。

平成23年度食品生活衛生課の業務

担当	主な業務
食品安全	・加工食品の放射性物質のモニタリング（災害対応） ・食品衛生に関すること ・調理師免許、製菓衛生師免許に関すること
動物愛護	・動物の愛護、管理に関すること ・福島県動物救護本部事務局（警戒区域のペットの保護：災害対応）
環境衛生	・旅館業、浴場業、興行場営業、クリーニング業、理容師及び美容師に関すること ・建築物における衛生的環境の確保に関すること
水道関係	・受水槽、飲用井戸の衛生管理について ・県内各市町村の水道担当部署との連絡・調整

3 成果・実績

(1) 加工食品の放射性物質のモニタリング

県内各地で製造されている加工食品の放射性物質分析に係る調整及び結果報告を実施した。加工食品を製造・出荷する場合は、出荷前に自主検査を実施するよう事業者等に依頼した。

(2) 警戒区域のペットの保護

ペットを保護し、飼い主を探すとともに、所有権が放棄されたペットについては、新しい飼い主を探し、引き渡すための調整を行った。

被災地派遣職員 業務概要

福島県

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

小林 六助 (平成23年12月8日～平成24年3月31日)

1 福島県の復興のために

平成23年3月11日の東日本大震災をきっかけとする東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故により、福島県民の間に放射能への不安が広がった。

私が派遣された12月は、事故炉が冷温停止状態になり、事故の収束が宣言された時期ではあったが、福島第一原発から半径20キロ以内は警戒区域として立ち入りが制限されており、放射能に対する県民の不安は依然として高く、若年層を中心に県外への人口の流出が続いていた。

したがって、震災からの復興を進める福島県にとって、警戒区域等での除染に加え、放射能による県民の健康不安を払拭することが喫緊の課題となっており、「県民健康管理調査」はその中核となる事業と位置づけられていた。

2 福島県立医科大学と県民健康管理センターについて

私が派遣されていた福島県立医科大学（以下「医大」という。）は、県庁からバスで約30分、福島市郊外にある県内唯一の医師養成機関であり、上記の「県民健康管理調査」事業を県から受託し、医大内に新たに設置された放射線医学県民健康管理センターで実施していた。

平成23年6月、公衆衛生学の教授と事務職員3名の4名体制でスタートした事業は、順次陣容を増強し、12月の時点では、医大の固有職員、臨時職員、県の駐在職員及び私も含む他都県からの応援職員等が入り乱れ、総勢70名で業務にあたっていた。他都県の職員は、北は栃木県から南は沖縄県まで14都県に及び、途中職員の交代を挟みながら、常時20名以上が応援に入り、様々な地域のお国言葉が飛び交う中での業務であった（写真1）。



写真1 県民健康管理センター内写真

3 県民健康管理調査とは

県民健康管理調査とは、福島第一原発の事故による放射線の影響を踏まえ将来にわたる県民の健康管理を目的とした事業であり、事業概要図のとおり、基本調査と4つの詳細調査からなる。

(1) 基本調査

基本調査とは、福島県の全県民を対象として、平成23年3月11日から同年7月11日までの各人の行動記録を基に、同期間の外部被ばく線量を推計する調査である。

基本調査は、平成23年6月から、先行調査地区（浪江町、飯舘村、川俣町の一部）で始まり、11月までに全県民に対する発送が終わり、現在も問診票の回収を進めている。

(2) 詳細調査

ア 甲状腺検査

チェルノブイリ原発事故から4、5年後、放射性ヨウ素による内部被ばくを原因とする小児甲状腺がんが増加したことから、子どもを持つ保護者の不安を解消するため、18歳以下の県民を対象に超音波検査により実施している。

イ 健康診査

主として震災時の警戒区域の住民を対象に、放射線による健康の不安とともに、突然避難を余儀なくされ、生活スタイルが変わったことから、健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげていくため、通常健康診断に検査項目を上乗せして実施している。

ウ こころの健康度・生活習慣に関する調査

チェルノブイリ原発事故の影響として、心身における変調が主要な問題のひとつとして指摘し適されたことから、主として震災時の警戒区域の住民を対象に実施され、必要に応じてケアを行っている。

エ 妊産婦調査

福島第一原発の事故により、医療機関の変更や定期受診等ができなくなり、自身や子どもの健康管理が十分に行えない状況を踏まえ、震災時の県内の妊産婦を対象に実施しており、必要に応じてケアを行っている。

- (3) 事業概要図にもあるとおり、これら5つの調査は、全県民に配布される県民健康ファイル及び県のデータベースによって保管され、長期にわたって県民の健康を見守ることになっている。

4 東京都による支援

県民健康管理調査は、30年以上の長期にわたる事業であり、継続的な取り組みが重要であり、私が派遣されていた4か月間で劇的に進捗したわけではないが、東京都の福島県事務所を通じた効果的な支援により、いくつかの課題を解決することができたので、そのうちの2つほど報告したい。

第1に、東京都からの情報提供により、効果的に事業を実施できたことである。

医大は県庁から離れた場所にあり、県の福祉保健部を通じて間接的に情報は入ってきてはいたが、十分ではなかった。その中で、東京都の福島県事務所から提供された情報は、災害対策会議等の情報も含めて、大変貴重なものであった。例えば、それまで国の事業により県が避難者に対し定期的に情報提供をしていることを医大では把握していなかったが、都からの情報提供を受け、以降はその仕組みを利用するなど効率的に事業の広報をすることができた。

第2に、東京都の仲介により、他の部署や外部団体と効果的に連携できたことである。

医大では慢性的な人不足によりNPOとの連携が重要な課題となっていたが、都からNPOの代表者を紹介いただいたことで、NPOとの連携の基礎を築くことができた。

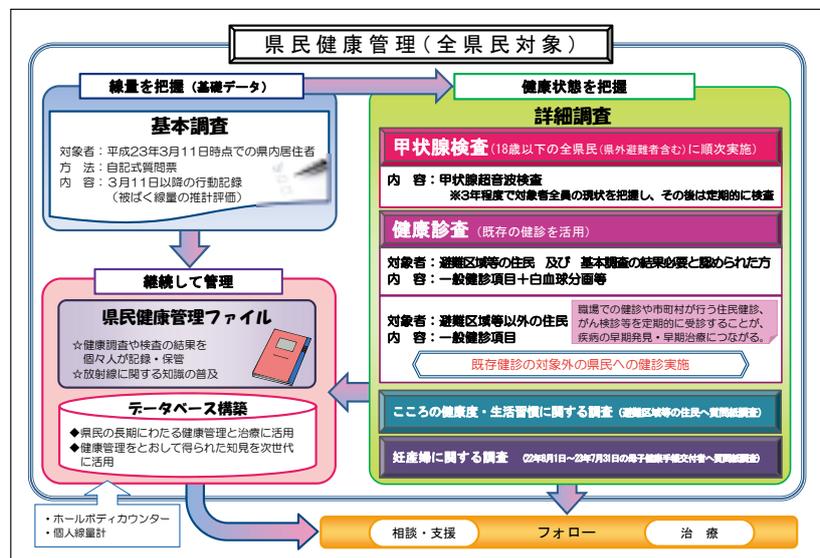
さらに、県の県外避難者支援チーム（当時）との連携の提案を受け、平成24年3月に東京国際フォーラムで開催された「ふくしま大交流フェア」に出展し、効果的な広報をすることができた（写真2）。

他にも、都からは迅速で効果的な支援が多々あり、県の職員からも「東京都は対応が早くありがたい」との声を多く聞くことができた。



写真2 大交流フェアで医大のブースを視察する佐藤福島県知事

事業概要図



で、回収率の向上を図っていたが（写真3）、この方法には限界があった。

そこで、まず取り組んだのは、啓発ポスター、チラシの配布である。県教委等の協力により県内の学校を通して生徒とその保護者に配布するとともに、東京都の福島県事務所からの情報により避難者向けの定期便に同封させてもらうなどした結果、コールセンターがパンクするほどの反響があった。

また、ラジオCM作りにも取り組んだ。放送局と交渉し、パブリシティを抱き合わせにした形で作成し放送したところ、事業の趣旨を理解してくれた県内出身俳優の協力もあり、大きな反響があった。

さらに、企業等への協力要請も実施した。県や市町村等の公的機関はもちろんのこと、県内の大きな企業を中心に医大の理事にもご同行いただき協力を要請したことで、企業のトップとも面会できるケースも多く、社を挙げての協力の申出をいただくなど、数百部単位での回収につながった。

なお、企業訪問の際に交換した名刺にヒントを得て、名刺の裏を事業PRに活用することを提案したが（写真4）、それを県の保健福祉部の担当者にも協力してもらうなど、現在も関係者が

一丸となって回収率の向上に取り組んでいる。

4 福島県への派遣を経験して

今回は、未経験の医療の分野での業務であったが、専門書を読み、医療従事者向けの講演会に積極的に参加するなど、業務知識の習得に努めるとともに、県の職員として厳しい声をいただきながらも、市町村やNPO等の各種団体と協力連携して事業を進めるなど（写真5）、業務経験の幅を広げることができた。

とりわけ、平成24年3月に東京国際フォーラムで開催された「ふくしま大交流フェア」に都と連携して参加したことは、県の職員の立場で、外部から東京都を見るという貴重な経験となった。

また、今回の派遣をつうじて、前例のない事業に対し、スピード感を持ち、連携して業務に取り組むことの重要性を改めて実感した。

今後も常に都政に対するアンテナを高く張り、組織を超えた連携を図ると共に、例え前例のない事業であっても、臆することなく積極的に取り組んでいきたい。

最後に、今回の福島県への派遣では、災害対応業務に加え、冬季の福島という生活面の厳しさもあったが、年明けに激励に来てくださった猪瀬副知事（当時）をはじめ、総務局復興支援対策部の手厚いサポートや私が不在の間バックアップをさせていただいた職場の方々等の多くの皆様の支えにより、復興支援業務に全力で取り組めたことに、改めて厚く御礼申し上げたい。



写真3 仮設住宅での説明会 記入指導

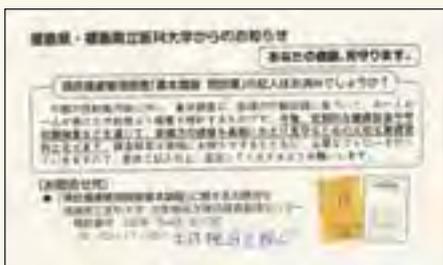


写真4 回収率向上 PR 名刺（裏）



写真5 NPO 主催の避難者交流イベントで山下副学長と

被災地派遣職員 業務概要

福島県

商工労働部 雇用労政課

諸橋 崇 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 派遣当初の状況

東日本大震災による地震やそれに伴う津波災害、東京電力福島第1原子力発電所の原子力災害により、厚生労働省（平成23年6月8日発表「震災による雇用の状況（速報値）」）によると福島県内では約9,000人の離職者が発生しており、雇用労政課では離職者対策が求められていた。「福島県復興計画（第1次）進捗状況」によると、平成23年度は緊急雇用創出基金の活用により約15,000人の被災者等の雇用を創出した。また、有効求人倍率でいうと、平成23年4月は0.50、平成24年4月は0.90。福島県内の雇用失業情勢は、震災復旧関連求人の増加等一部で持ち直しの動きが続いているものの依然として厳しい状況である。

2 派遣先部署の業務概要

雇用労政課では、震災以降平成24年度も引き続き被災者の方々の就業機会の拡大を図るなど関係機関と連携して安定した雇用の確保に取り組んでおり、国からの交付金をもとにした基金を活用して、被災求職者の就労支援や雇用創出を産業と一体的に取り組む緊急雇用創出事業などを実施し、県内産業の振興と雇用の創出を図っている。

また、被災者等が自立した生活を取り戻すための支援、きめ細やかな就職相談や職業紹介を実施している。多くの事業の中で特に被災者に寄り添った雇用支援のひとつが、「絆づくり応援事業」である。平成24年度絆づくり応援事業は、仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者への経済的支援を行うことを目的としている。

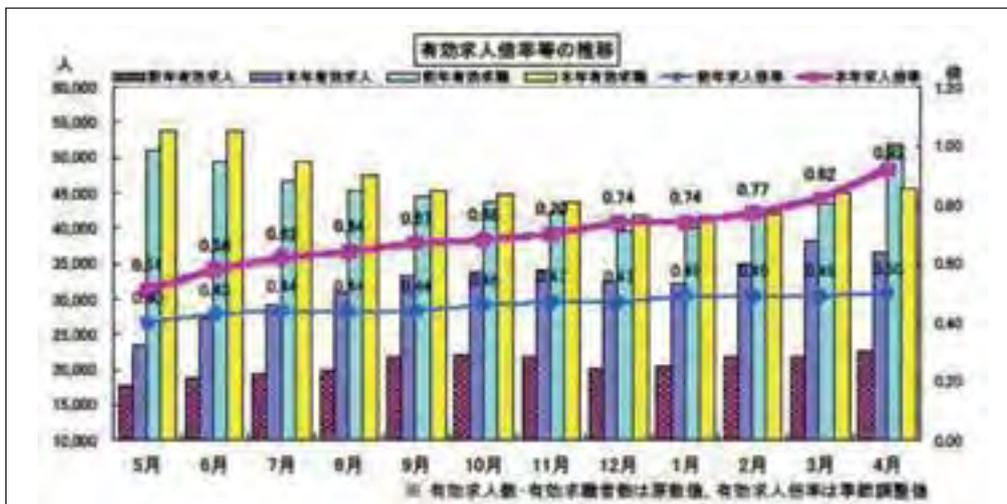


図 出展：「最近の雇用情勢について平成24年4月分（厚生労働省福島労働局発表）」

職員派遣

教員派遣

都庁各局支援事業

任期付職員派遣

現地事務所

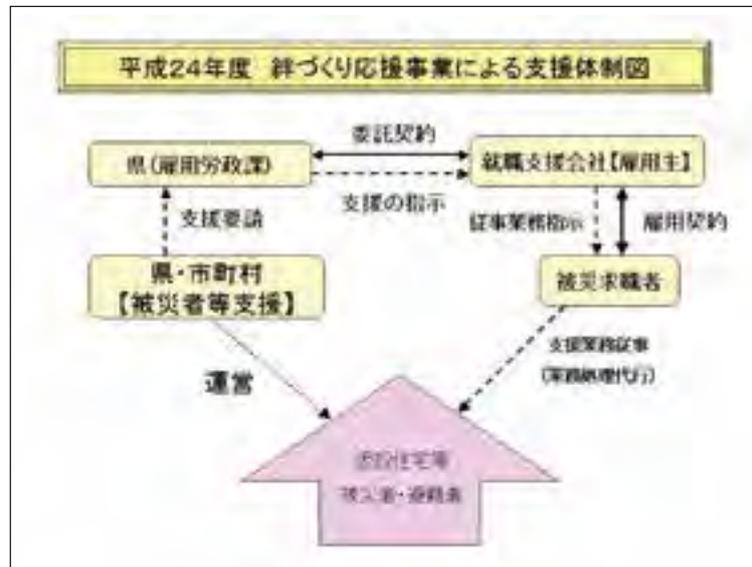


図 絆づくり応援事業による支援体制図

事業は、福島県内6方部ごとに担当する事業者へそれぞれ委託し、受託業者が市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただく。業務内容の例を挙げると、仮設住宅等の入退去受付・管理や入居者安否確認のための訪問等の仮設住宅・借上住宅関係、書類審査、データ入力等の被災者・避難者支援のための行政機関関係の業務がある。業務の実施に当たっては、避難者等を雇用して各種支援を実施する事業を労務管理にノウハウのある就職支援会社に委託することで、早期に生活再建を図ることができるよう支援に取り組んでいく。

3 成果・実績

平成24年度緊急雇用創出事業の実績として平成25年1月末現在、約20,000人の雇用を創出した。また、厚生労働省福島労働局によると平成24年6月の福島県内の有効求人倍率は1.01倍となり1993年5月以来19年ぶりに1倍を超えた。平成25年1月の県内の有効求人倍率は1.23倍となり、全国トップクラスとなった。震災以降、着実に福島県内の雇用環境は改善している。

業務委託する手法があると知りました。そこから委託事業を実施するために課内調整を進め、予算を所管する財政課とも協議を行い予算を確保しました。

委託事業所の選定はプロポーザル方式で行いましたが、企画提案競技会の実施要領作成から委託事業者選定、契約締結までほとんど一人で対応しました。プロポーザル方式での契約も企画提案競技会の運営も初めてでしたが、大きなトラブルもなく遂行できたのは雇用労政課長をはじめ課内全員の協力のおかげです。

企画提案競技会では業務ノウハウをまとめたマニュアルやQ&Aの作成を重要視していたため、各提案事業者は練りに練った提案をしてきました。自分自身で業務マニュアルを作成する必要はなくなりましたが、結果的により良いマニュアルを委託事業者が作成します。派遣当初からの目標であった引継書の作成は、委託事業を立ち上げることで解決しました。

担当事業は少なくとも平成27年度まで続きます。前任者が種をまき、私が水をやり続けたことで、次の担当で花が開く結果となれば幸いです。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

福島県では事業を専任的に担当するので、「ふくしま産業復興雇用支援事業」というひとつの事業を1年間ひとりで担当できたことは大きな財産となりました。その中でも特に、事務処理を委託事業化できたことが大きかったことだと考えています。膨大な事務処理作業をいかに軽減していくかについて他県の担当者と情報交換を行い、事務処理を委託事業化したことで目の前の課題を解決しました。業務上の困難を提案やアイデアで解決していくことは、今後の都政に活かしていければと考えています。

被災地派遣職員 業務概要

福島県

商工労働部 産業創出課

菅原 智之 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 派遣当初の状況

私は、平成24年4月1日から1年間、福島県商工労働部産業創出課へ派遣されている。

福島県は、平成23年3月に発生した東日本大震災により、地震、津波、放射能とそれに伴う風評被害という4重もの甚大な被害に見舞われた。避難生活を余儀なくされている県民は平成24年12月の時点でもなお15万人余を数えるなど、依然として厳しい状況が続いている。

そのような状況下で、派遣当初の平成24年4月には、既に復旧・復興に向けた関連事業が本格化しており、私が配属された産業創出課でも職員の多くが連日遅くまで残業し、とても多忙な部署である印象を受けた。しかし、福島県庁の皆さんには温かく迎えていただき、派遣職員としてよりも、福島県職員の一員となって業務に取り組んでいこうと改めて決意した。

2 派遣先部署の業務概要

商工労働部は、中小企業支援や企業誘致、観光交流の促進など、産業振興に関する事業を所管しており、東京都庁でいう産業労働局に該当する部署である。

その中でも産業創出課では、主に中小企業等の創業・復興支援、医療関連産業及び再生可能エネルギー関連産業の集積推進についての事務を分掌している。職員数は、常勤職員のほか、臨時事務補助員や嘱託員も含めると31名おり(平成24年11月15日現在)、私は再生可能エネルギー産業の担当となった。なお、産業創出課で県外自治体から派遣されている職員は私一人だった。

再生可能エネルギーというと、震災以降、原子力に代わる新たなエネルギー源として、社会から大変大きな関心を集めている。福島県においても、復興に向けた道標として、平成23年8月に「福島県復興ビジョン」、同年12月に「福島県復興計画(第一次)」を策定し、そこで、基本理念の一つである「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を実現するための重点プロジェクトとして「再生可能エネルギーの飛躍的推進」を掲げた。

また、震災を機に見直された「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」では、2040年頃を目途に県内のエネルギー需要量相当を再生可能エネルギーで生み出す県を目指す



図1 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成に向けた事業スキーム

職員派遣

教員派遣

都庁各局支援事業

任期付職員派遣

現地事務所

こととしている。これは、全国的にも例がない意欲的かつ高い目標であり、脱原発に向けた福島県の強い意志が表れていると言える。

このように、福島県では、再生可能エネルギーの導入推進を復興に向けた主要施策の一つに位置づけ、様々な事業を展開している。

平成24年度における、産業創出課再生可能エネルギー産業担当の業務をまとめたものが図1である。中央部にある「普及・啓発 人材育成」から「情報発信」に至るまでの6つの各ステージにおいて、産学官連携のもとで各種事業を一体的に推進していくことで県内外の企業・研究機関の参入を促し、福島を再生可能エネルギー関連産業の一大集積地とすることを目指している。年度の途中からは海外展開も加わり、ドイツやデンマーク等、再生可能エネルギーの先進地である海外の国々との連携事業もスタートしている。

3 成果・実績

平成24年度から新たにスタートした再生可能エネルギー産業に関する主な事業について、その概要と実績を以下で紹介する。

(1) 福島県再生可能エネルギー関連産業推進協議会の開催

本協議会は、再生可能エネルギー関連分野において事業主体間の連携を一体的に推進していくため、福島県における体系的・戦略的体制を整備し、関連産業の集積・育成を図ることを目的として設置された。知事を会長として、商工団体や業界団体、電気事業者、大学等で構成され、平成24年6月に第一回会議を開催したところである。(年2回の開催を予定)

(2) 福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会の設立

本研究会は、県内外の企業や大学等を会員とし、事業者間のネットワーク構築や共同での研究開発など、関連産業の集積に向けた情報の共有・発信を行うことを目的としている。研究会内に太陽光、風力、バイオマス、スマートコミュニティの4つの分科会を設置し、分科会ごとに定期的に技術セミナーや事業検討会を開催している。

平成24年7月に県内事業者を中心に団体数約350団体で設立され、平成24年12月時点では約400団体を数えるまでになった。また、デンマークやドイツといった海外の先進国と共同でセミナーを開催するなど、グローバルな連携体制の構築にも取り組んでいる。

(3) ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア2012（リーフふくしま）の開催

本イベントは、福島県内において再生可能エネルギー関連の展示会を開催することにより、関連産業で事業を展開する企業等に対して、情報の発信・収集、商談・交流の場を提供し、取引拡大を支援するものである。

第一回となる今回は、11月7日（水）と8日（木）にビッグパレットふくしま（福島県郡山市）で開催された。開催内容としては、各出展者が製品・技術や取組を紹介する展示会のほか、各分野の第一線で活躍される方を講師としたセミナーや発注側・受注側に分かれて面談形式で商談を行う取引商談会も実施された。

体験談

福島県 商工労働部 産業創出課

菅原 智之 (生活文化局)

1 担当した業務の概要

私が配属された福島県商工労働部産業創出課(再生可能エネルギー産業担当)は、主幹、主任主査、主査、副主査及び主事(私)の5名で組織されています。そこで私が担当した業務は以下のとおりです。

(1) ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア(リーフふくしま)の企画・運営業務

本フェアは、福島県と(公財)福島県産業振興センターとの主催であり、私は福島県の担当として、事前準備(中央省庁との連絡調整や大手企業への出展要請、併催セミナーの企画・調整、広報活動等)や当日の主催者対応を行いました。(展示会の概要については、「被災地派遣職員 業務概要」の「3 成果・実績」を参照)

今回が第一回の開催ということで、ノウハウも無い中で全て一から企画を練り上げていかなければならない上に、担当になった時点で開催まで残り7ヶ月という状況からのスタートでした。限られた時間の中で、いくつもの作業を同時並行的に進めていく必要があり、精神的重圧も大きかったですが、上司や同僚、共催団体の担当者と協力しながら一つ一つ着実にこなしていき、最終的には無事開催までこぎつけることができました。

開催当日、展示会場には、217小間(134団体)のブースが立ち並び、随所で熱のこもった商談が展開されていました。また、来場者数も当初目標の3,000名を大きく上回る4,200名という盛況ぶりでした。出展者・来場者アンケートでも、福島県のこうした取組に対して好意的な意見がほとんどで成功裏に終わることが

できたと感じています。

本フェアが今後も継続して開催されることで、事業者間の交流がより一層促進され、「再生可能エネルギー先駆けの地福島」が実現することを期待して止みません。



産業フェア展示会場の様子



産業フェアで出展者の説明に耳を傾ける佐藤知事

(2) 再生可能エネルギー等研究開発補助事業の補助金交付業務

本補助金は、県内の事業者が再生可能エネルギー・省エネルギーに関する製品等の研究開発を行う場合に、その経費の一部を補助するもので、私は、補助金交付にかかる一連の業務を担当しています。

この業務で最も苦労したことは、再生可能エネルギー技術分野における知識・情報が乏しい中で、事業者の方からの技術的な相談に対応しなければならないことでした。採択にあたり、最終的には有識者による審査会に判断を仰ぎますが、この分野においては玉石混交とも言われる中で、公費を補助するに値する事業か否かを見極めるのに非常に神経を使いました。しかし、事業者の方から、「リスクが大きかったのでこれまで二の足を踏んでいたが、この補助金があったおかげでチャレンジに踏み切ることができた。試作機の評価も非常に高いので、ぜひ事業化を検討したい。」というお話をいただいた時は、この補助金の存在意義を実感することができ、まさに担当冥利に尽きる瞬間でした。

(3) 首都圏で開催される展示会への出展対応業務

この事業は、首都圏で開催される再生可能エネルギー関連の展示会に、福島県が県内企業と共同で出展することにより、福島県における取組を全国に効果的にPRするとともに、県内企業の販路拡大を支援するものです。平成24年度については、平成25年1月末から東京ビッグサイトで開催される「ENEX2013」という展示会に出展します。産業創出課では、県から実行委員会へ交付される補助金の交付事務や、出展者で組織される実行委員会の事務局として出展者間の連絡調整を担当しています。

先に述べた2つの業務はいずれも実施側（主催者・募集側）の立場で取り組んできましたが、今回、出展者側として民間企業の方々と同じ目線で業務にあたることで、事業をよりよいものに構築していくためにはどういった点を意識すべきなのか、実施側としても参考になる部分が多く、「現場」の重要性を改めて認識するきっかけとなりました。

2 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣を通じて、福島県という異なる組織に身を置くことや、再生可能エネルギー産業という新しい分野の業務を担当することで、これまでの常識が通用しなかったり、前例が無かったりという場面を経験でき、そこから自分の頭で考え、局面を打開していく力を培うことができました。

また、情熱を持って業務にあたることの重要性も学びました。派遣されてまだ間もない頃に上司から、「事業が成功するかどうかは担当の想いにかかっている」と言われたことがあり、それ以来、到達点や方向性を常に意識しながら業務に取り組むようになりました。このことが、前述の再生可能エネルギー産業フェアの企画・運営業務に取り組む上でも大いに活きました。今回の自治法派遣を希望した動機を一言で言い表せば「被災地の復興に貢献したい」というものでしたが、結果的には貢献できたというよりも、成長させてもらった実感の方が大きいように感じます。こうした貴重な機会を与えてくださった福島県庁及び東京都庁の関係者の皆さんに心から感謝したいと思います。

最後に、福島県が復旧・復興を成し遂げるには、県土の環境回復や県民の生活再建、農林水産業の再生、産業の復興等、解決しなければならない課題は山積しています。私たちは、今後も被災地で復興に向けて日々懸命に取り組んでいるの方々がいることを忘れることなく、現地の声に耳を傾けることで効果的な支援を継続していく必要があります。福島県をはじめとする被災地が活気を取り戻し、そこに暮らす方々が安心して暮らせる日が一日も早く訪れることを願いつつ、本報告の結びとさせていただきます。

被災地派遣職員 業務概要

福島県

農林水産部 農産物流通課

井戸 愛 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 派遣当初の状況

平成23年度は、震災及び原発事故の影響により、中止されたり延期されたりした事業がまだ多くあった。加えて、警戒区域を中心としたエリアは自由に立ち入ることができないため、市場や港など状況が十分確認しきれず、今後の見通しも立たない状況であった。

平成24年度は、震災後に新たに発生した業務について、再整理されるタイミングであるとともに、中断していた日常業務が再開する年でもあった。

全体として、震災前の通常業務を行う程度まで落ち着いてきてはいたが、業務の中心はそれまでの消費拡大等から風評対策に変化していた。



風評対策事業に係る打合せ

2 派遣先部署の業務概要

<目的>

農林水産物の安全・安心、農林水産物の消費・販路拡大、地域産業6次化

<規模>

職員数(平成24年度実員) 20名

予算(平成24年度当初) 762,816千円

<内容>

- 農林水産物の風評払拭を目的として、「がんばろう ふくしま！」応援店の拡大、専用ウェブ「ふくしま 新発売。」によるモニタリング検査結果の情報発信、県内外における各種キャンペーンの実施等
- 農林水産物の消費拡大及び流通促進として、ふくしまイレブン生産販売強化事業、輸出促進事業等
- 地域産業6次化の推進として、食の祭典イベントの実施、地方ネットワーク交流会の開催、6次化に取り組む事業者等の人材育成等

3 成果・実績

- 「がんばろう ふくしま！」応援店は、1,552店舗（平成24年3月30日時点、うち都内65店舗）から2,054店舗（平成25年1月31日時点、うち都内151店舗）に加盟数を増やした。
- 「ふくしま 新発売。」ウェブにおいては、県内農林水産物の放射性物質検査結果を7万8千件以上公開（平成25年1月31日現在）。品目や地図などの項目から検索できる。また、携帯版や英語版の制作を行った。
- 首都圏における消費拡大を目的として、秋葉原駅構内、上野駅のもの、新宿駅前イベントコーナーなどにおける物販を行うとともに、知事によるトップセールスを行った。
- 輸入規制の解除に向けた取組みとして、香港及びシンガポールにおいて県産農林水産物の安全性をPRした。
- 首都圏を中心にメディアを活用したCM放映、広告活動を実施した。



県内一斉（春）キャンペーン



主婦フェス



香港見本市での風評払拭プレゼンテーション

体験談

福島県 農林水産部 農産物流通課

井戸 愛 (総務局)

1 担当した業務の概要

役職：農林水産部農産物流通課副主査（消費ライン）

組織：生産流通総室内の農産物流通課に所属。室内には、ほかに水田畑作課、園芸課、畜産課、水産課があり、それぞれの生産物の消費や流通を支援する立場として農産物流通課が配置されている。課内には、消費・流通・6次化の3ラインがある。

主な事務分掌：

- 1) 卸売市場に関すること（卸売市場審議会の実施、検査の実施 等）
- 2) 献穀に関すること（献穀献納式への参加調整、知事への表敬訪問 等）
- 3) 農林水産物の輸出促進に関すること（海外見本市への参加 等）
- 4) 復興サポート事業（首都圏安心PR事業・電車内映像広告）
- 5) 文書管理（文書引継ぎ、新システム移行 等）

2 苦労したこと・工夫したこと

○卸売市場検査などにおいては、福島県職員として対外的な接触をもつことから、行政知識だけでなく福島県内事情にも精通していることが求められる。赴任直後は知識もないため、状況を知らないままに発言して訂正されることなどがあった。

○原発事故の影響で、日本全体の輸出が低迷する中、農林水産省における輸出促進の取組み

のなかで福島県は御座なりにされがちであった。被災地復興支援をうたいながらも、各国への輸入規制解除に向けたはたらきかけなどには消極的で、実態として協力的ではないため、福島県の取組みが拡大していきづらい状況である。

3 印象的なエピソード

- 首都圏向け電車内映像広告を制作する際、受託会社に対し、実際にタレントが福島県の農林水産物を食べるシーンを入れるよう交渉し、実現した。
- シンガポール見本市において、試食用の米を現地の放射性物質検査を経て持ち込もうとしたところ先方に試食等を断られたため、政府間でのルールに則った対応である旨主張し、米の試食が実現した。
- 福島県の代表的な農林水産物を集めた「ふくしまイレブン」というキャラクターを用い、エッセイとともに紹介する企画を提案し、福島県ホームページ上で実施することができた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- 信念をもって仕事をすれば、味方になってくれて、自分の仕事を応援してくれる人が必ず現れる。そういう時は、結果として仕事が思うような結果にならなくても、すがすがしい。そして、次の仕事に活かせる経験となる。

ふくしまイレブンエッセイ（桃編）

ほかにも米や梨など、福島県の主要な農林水産物を紹介している。

ふくしまイレブン



ふくしまイレブンとは、福島県の多彩な農林水産物を代表する生産量が全国上位の11品目です。毎月おいしいアスリートを紹介します。

初恋物語

ふくしまイレブン 背番号6番もも

にぎやかな太鼓の音と、アナウンサーの実況中継が響き渡る。今年も、わらしまつりは大勢の人が楽しそうに行き交っている。

「おい、早くこいよー！」

たこ焼きを頬張りながら、佐々木が手招きしている。他の連中も、「置いてちょうよー！」などと笑いながら楽しそうに前を歩いている。

僕も、それに応えて少し手を挙げる。だけど、視線はそのワイワイと騒ぐクラスメイトの集団の向こう側にある、小さな背中を追っていた。

その背中は絶対に振り返らない、とかたくなに僕を拒絶していた。

わらしまつりに、彼女を誘ったのは僕だった。すごく緊張して、誘う日は昼飯も食べなかったくらいだ。すごくさりげなく「まつり行くか」と言ってみたら、彼女は僕が驚くくらい勢よく「行く！」と返事をしてくれたのだ。

「浴衣を新調したから、すこし楽しみ」とも言っていた。彼女が口をきいてくれたのは、一昨日、佐々木たちが一緒に来ると知ったからだ。

「あな、って、誰にでもさっしいのね。」

その言葉を最後に、僕は今日この瞬間まで僕は彼女の声を聞いていない。

「こもちゃん、あそこでヨーヨー売ってるよ。」

クラスメイトの女子が彼女に話しかけるのを、僕は遠くから眺めていた。僕と彼女の間は、わずか2メートルくらい距離が無いのに、何千キロも、何万キロも、何億光年も離れている気がした。あるいは、彼女が、とある家の玄関に飾られた、一輪挿しの花だとして、僕が宇宙のプラックホールに吸い込まれた小さな塵みたいな感覚だった。

「返すから不意に肩をたたかれ、ビクッとして振り返った。佐々木がニヤニヤ立っている。

「こもちゃん、甘いもんが食べたくなっていららしてんだ。女心をちゃんと読め。」

自信満々だ。こういう時の佐々木は、胡散臭い。

「俺には全部お見通しだ。こもちゃんに笑顔を取り戻せるのはお前しかいない。」

佐々木は、慣れないウインクをしようとして両目をつぶった。

彼女が甘いものを食べたくなっていららしてるとは考えがたかったが、瞬間、僕の目にわた菓子屋か飛び込んできた。

僕は、店のおじさんにわた菓子屋を3個くれと言った。その隣の店では、チョコバナナを、買った。道路を挟んだ側にある露店でかき氷を見つけた。そいつも買った。なんでもいいから彼女の笑顔が見たかった。浴衣がともかわいいと伝えたかった。こんなままで終わらしたくない、そう思ってた。おこづかいをはいって甘いものを買って集めた。

その時だった。

「長さ十二メートルの大わらじが、いま立ち上がりまうとしてます！」

国道十三号線に、興奮気味のアナウンサーが響き渡り、僕は振り返った。

「みなさん、ご覧ください！ ものすごい迫力です！」

僕は呆然とした。大わらじが、クレインで持ち上げられ、今にも立ち上げられようとしていた。だめだ、待ってくれ。僕はこの瞬間を彼女と見たかったんだ。僕は、大わらじに向かって走り出した。だめだ、人混みをかきわけて、僕は大声で彼女の名前を叫んだ。

「ついに、立ち上がります！」

だめだ、だめだ、やめてくれ！僕の心の叫びもむなく、大わらじはまぶしいスポットライトを遮って高く立ち上げられた。ワイッと人々の歓声があり、どろどろにとけたかき氷の液体が、僕のスニーカーを真っ青に染めていた。

僕は、膝をついて、歓声と拍手の渦に取り残されていた。

「...どうしたの！」

声を聞いて、はっと顔を上げると、そこには目をまんまるくしたこもちゃんが立っていた。

僕は、感激のあまりしぼくももを凝視していた。何を伝えようかと思つたのか、走馬灯の様になる。目の前に彼女がいることが、本当に、本当に嬉しかった。

涙が出そうになるのをこらえて、僕は、やっと彼女に言った。

「甘いもの、買って来たよ。」

べつたんこにつぶれたわた菓子を見て、彼女は大笑いした。それから、そっと白い手を僕にさした。僕は、わた菓子やらでべとべとになった手で、彼女の手を握った。

そのとき、遠くから、「おい」と声がした。気がつくとき、佐々木が「いたいた！」と手を振っているのが見える。

「あーあ、二人で来たかったな。」

彼女はいたずらっぽく言って、くるっと僕に背中を向け、歩き始めた。その小さな背中からは、甘く濃厚な香りかたよっていた。

「あかつき」「ゆうぞら」など福島県のももは様々な品種で色々な味を7月から9月の長い期間楽しめるのが特徴。光センサー選果機を使っているので糖度も保証付き。

全国に先駆けて確立した害虫防除方法は、なんと農薬不使用です！

皇室献上用としても有名な、安全・安心のももを、是非ご賞味ください。

もも

ふくしまイレブン販売促進協議会



被災地派遣職員 業務概要

福島県

土木部 建築総室 建築指導課（被災者支援住宅対策チーム）

穂積 由香理（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

1 派遣当初の状況

(1) 派遣当初の現地

福島県庁がある福島市は、県内でも比較的放射線量が高く、現在も約0.6 μ Sv/h（新宿が約0.02 μ Sv/h）となっている。県内各所の公共施設等に線量計が設置され、テレビや新聞では「放射線量情報」が天気予報と同じ状況で報道されており、県民は放射能と隣り合わせの生活が続いている。

(2) 派遣先部署の状況

福島県は、震度6強を最大として震度5強を超える地震が発生し、死者・行方不明者が約2,000人、20万棟を超える建築物が被災した。地震だけでなく、津波や原発災害も加わり、被害は甚大なものとなっている。

私の派遣先である建築総室では、震災直後の対応として、

- ①被災建築物の応急危険度判定
- ②応急仮設住宅の建設、民間借上げ住宅等
- ③住まい情報の提供、相談
- ④被災住宅相談支援事業の実施

以上の4点を中心に職員が対応にあたった。

原発事故に関しては、警戒区域内では震度6強を観測し、公共施設や道路、鉄道などの損壊が顕著であるとの情報があるが、いまだ詳細な調査が行われていない状況である。

現在は、建築総室内に「被災者支援住宅対策チーム」という部署が平成24年4月から新たに設置され、仮設住宅や復興公営住宅、民間借上げ住宅等の支援を実施している。

2 派遣先部署の業務概要

(1) 建築総室の業務

土木部では用地買収、道路、河川、港湾、まちづくり、下水道、建築など多岐に渡る業務を所管している。

【建築総室の主な業務内容】

建築指導課	主に建築基準法、建築士法、宅地建物取引業法、民間建築の整備促進、組合等の市街地再開発等
建築住宅課	建築総室内の総合調整、建築住宅施策の企画立案、県営住宅の管理、公営住宅等の計画・整備等
営繕課	営繕工事全般に係る総合企画及び調整、市町村営繕工事への技術的支援、営繕工事の予算協議、調査、計画、設計、工事監理、県有施設の保全指導、建築物補助事業の技術審査等、合同庁舎、職員公舎及び出先庁舎維持保全事業、県有施設の改修工事に関する予算協議、調査、設計、工事監理、県有施設の耐震化の状況等

(2) 被災者支援対策チーム

建築総室内に設置された被災者支援住宅対策チームでは、仮設住宅担当と民間借上げ住宅担当にわかれて業務を遂行している。

仮設住宅担当は、仮設住宅の維持管理、復興公営住宅の整備等を行っている。県職員のほかに長崎県、沖縄県からの派遣職員が業務にあっている。

民間借上げ住宅担当は、民間借上げ住宅の契約や、二重ローンなどの業務を行っている。県職員のほかに、東京都はじめ、千葉県、青森県の派遣職員が業務にあっている。



福島県自治会館 7 階の様子



応急仮設住宅

3 成果・実績（平成 24 年 9 月 13 日現在）

(1) 応急仮設住宅の建設

目標戸数	完成戸数	入居戸数
16,000	16,775	14,290

(2) 公営住宅の空室提供（県、市町村） *目的外使用により家賃を免除している戸数

目標戸数	提供済戸数	入居戸数
1,000	658	385

(3) 民間賃貸住宅の借上げ

目標戸数	入居戸数
18,000	24,947

(4) 住まい情報の提供、相談

相談件数（総数） 21,176人

主な相談・・・個人で借りた民間アパートへの家賃支払い、仮設住宅建設予定等

(5) 応急危険度判定士の要請対応

判定実施期間 平成 23 年 3 月 12 日～5 月 31 日（81 日間）

調査棟数 15,807 棟

危険判定 3,314 棟、要注意判定 6,718 棟

体験談

福島県 土木部建築総室 建築指導課 (被災者支援住宅対策チーム)

穂積 由香理 (交通局)

1 担当した業務の概要

派遣先は、被災者支援住宅対策チームの民間借上げ住宅担当という4月からの新設部署で、私以外に他県派遣職員が数名いる状況となっている。主な業務は県庁隣の福島県自治会館で行っており、県職員のほか、約40名の絆支援員(絆づくり応援事業)と呼ばれる委託職員と業務を行っている。

民間借上げ住宅とは、民間の賃貸アパートを県名義で借上げ、災害救助費で家賃を県が支払う制度である。家賃の支払いのほか、入居者、貸主、市町村、不動産業者等との連絡調整を行っている。現在の入居戸数は約25,000戸となっており、平成24年11月15日から自主避難者向け借上げ住宅の提供も開始となり更に契約戸数の増加が見込まれる。

派遣当初は特に事務分担はなく、再契約書のチェックや支払いチェック、市町村や不動産業者、入居者等の問い合わせ、苦情対応が主な業務だった。現在は従来の業務に加えて、遡及措置制度に関する支払いチェック、調整、債権管理等を行っている。

チーム全体では、仮設住宅と借上げ住宅担当にわかれている。部参事1名、主幹2名、主任主査3名、以下係員がいる状況となっている。

2 苦労したこと・工夫したこと

(1) 苦労したこと

- ・不動産業者からの問い合わせも多く、宅建業法の知識が必要となる場面も多かったが、知識がほとんどなかったため回答に窮するばかりだった。

- ・4月から5月にかけては再契約に係る家賃支払いに追われ、連休や休日がなく体力勝負だった。
- ・東京都との会計処理方法の違いに戸惑うことが多かった。

(2) 工夫したこと

- ・業務に必要な民法や宅建業法の知識を得ようと考え、宅建のテキストを購入して知識習得に努めた。
- ・知識や経験が少ないことから、判断できない事例もあったため、担当共有のQ&Aまとめシートを作成した。これは、珍しい事例の問い合わせ等をまとめておくことによって、次の問い合わせ等に活かせるように考えた。
- ・年度当初の人事異動や再契約事務による混乱により、重要な書類がほとんど整理されていなかったため、それらを整理した。苦情電話等は、電話対応記録簿を作成、回覧することで情報を共有していった。
- ・必要な事務用品類の整理整頓、備品管理もされていなかった。6月から臨時職員が加わり、それまで手付かずだった執務環境の整備を行った。
- ・同僚には新規採用職員もいたため、福島県の文書の作成や予算の立て方、物品の管理方法、人事やサービスに関する規程等を調べつつ、東京都の資料(職員ハンドブックや文書事務の手引き等)を活用し、人材育成を実施した。

3 印象的なエピソード

- ・原発事故直後、東京都が消防庁のハイパーレスキュー隊を福島第一原発に派遣したことに

ついて、感謝されることが何度かあった。当時、原発付近の消防署に勤務していた方に「東京都のおかげです。ありがとうございました。」と言われたこともあり、都職員の一員として嬉しかった。

- ・電話対応では、「なんとかなんねのかい・・・(なんとかならないのか)」と涙ながらに訴えられることもあり、行政の立場では何もできない悔しさに胸が痛むこともあった。
- ・入居者の生活における苦情やトラブル等、多岐に渡る問い合わせ内容に困惑した。
- ・他部署で聞いた話では「都の派遣職員は働き者だ」と言われているようだ。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

(1) 借上げ住宅制度の運用

東京で大地震が発生した場合、仮設住宅を建設できる場所は限られており、建設にはそれ相応の時間がかかり、建設にあたっては法による制約もある。その際に借り上げ住宅制度の運用が現実的となるが、運用にあたっては不動産業者の協力が不可欠となる。制度の周知徹底、不適正利用の排除、家賃相場への影響等、課題が山積する。借上げ住宅制度を終了するタイミングも、見極めが困難であると思われる。

(2) 職員の食料調達

地震発生後から職員は業務に忙殺されてい

た。町には食料がなく、食料の調達もままならなかったと聞いた。東京で大地震が発生した際、食料調達は困難を極めるに違いない。もちろん都民への対応が最優先ではあるが、職員の健康が損なわれては、都民への速やかな対応が困難になると思われる。水や備蓄食料を使用するタイミング、食料調達のための担当者を決めておく等、職員の食糧確保についても考えておく必要があると感じた。

(3) 職員の通勤手段の確保

福島県は通勤に車を利用する職員が多く、震災当時はガソリン不足により給油ができず出勤できないケースが発生していた。首都圏では通勤に鉄道を利用する職員が多いが、発災後すぐに復旧しない場合も想定し、職員の輸送手段の確保をする必要がある。

(4) 泊まり込み業務に備えて

震災時、しばらくの間は庁舎内に泊まり込みでの業務となり、寝袋、毛布等が不足していた。あらかじめ準備しておくことが必要と思われる。

(5) 情報の共有

震災時、情報が錯綜したことや、その後も通常業務において相当の混乱があったと聞いた。多くの他県派遣職員が業務にあっており、基本的な情報の共有がなければ住民への影響が出てしまう。常日頃から、情報を共有しておく重要性を認識した。

第2部 教員派遣

教員派遣の概要

1 事業実施の経緯・背景

都教育委員会では、東日本大震災の発生直後に職員を岩手、宮城、福島の3県に派遣し、教育分野における支援要望について、各県教育委員会に問い合わせを行った。

その際、宮城県教育委員会からは、被災地域から内陸部への転入による児童・生徒増への対応、校舎の被災による仮校舎使用や数箇所に分散しての学校再開のほか、児童・生徒の心のケア、学習・生活両面のきめ細かな指導等が必要となったことから、都に対して現職教員の長期派遣要請があった。

都教育委員会では、宮城県教育委員会の要請を踏まえ、都内区市町村教育委員会及び都立高等学校、都立特別支援学校等に協力を要請し、平成23年5月9日より教員派遣を実施した。

平成24年度においても、小学校教員及び養護教諭の派遣について、宮城県教育委員会から引き続き要請があり、年度当初より教員の派遣を行っている。

2 事業の目的・規模・内容等

(1) 派遣期間

- ① 平成23年度 平成23年5月9日～年度末
- ② 平成24年度 平成24年4月1日～年度末

(2) 派遣規模

① 平成23年度

延べ90人（男：49人、女41人）

<原籍校（都における所属校）の校種別内訳>

- 小学校・・・・・・・・・・40人（うち養護教諭4人）
- 中学校・・・・・・・・・・28人（うち養護教諭9人）
- 高等学校・・・・・・・・・・14人（うち養護教諭5人）
- 特別支援学校・・・・・・・・8人（うち養護教諭4人）

※平成23年度は、年度途中の交代者も含まれることから、「延べ人数」となる。

※養護教諭は原籍校とは異なる校種に派遣されている者もいる。

② 平成24年度

25人（男：14人、女11人）

<原籍校の校種別内訳>

- 小学校・・・・・・・・・・22人
- 高等学校（養護教諭）・・・・1人
- 特別支援学校（養護教諭）・・・2人

※平成24年度は全員が一年間の派遣である。

※養護教諭は小学校または中学校に派遣されている。

3 当該事業の特徴

- 全国初の大規模・長期の教員派遣で、他県に先駆けた迅速な派遣
- 他県が教員派遣のモデル事例として活用（協定書の内容、派遣中の教員の支援等）
- 派遣中の教員への支援（住居・設備、レンタカーの貸与、宮城県庁内に設置した支援室に都職員が常駐し、問い合わせ対応や学校訪問を実施等）

4 これまでの成果・実績

（派遣先学校種別：派遣教員を配置し、支援を行った宮城県内の学校数）

- 平成 23 年度
 - ・小学校 35 校
 - ・中学校 13 校
 - ・高等学校 6 校
 - ・特別支援学校 1 校
- 平成 24 年度
 - ・小学校 24 校
 - ・中学校 1 校

5 今後の予定・展望

被災地支援としての宮城県への教員派遣は平成 24 年度末で終了し、平成 25 年度からは都教育委員会と宮城県教育委員会の間で教員の人事交流を実施していく。

体験談

七ヶ浜町立 松ヶ浜小学校

▶▶▶▶▶ 菊池 佑介 (武蔵村山市立第九小学校)

1 七ヶ浜の現状

私が派遣された七ヶ浜町は東北地方の市町村の中で面積が最少の町です。昨年3月11日の東日本大震災では、町の約3割が津波の被害に遭いました。町は高台と低地が混在しています。写真のように高台に住宅があり、被害が少なかった家庭と、低地にあったため、津波で家を失ってしまった家庭があります。松ヶ浜小学区は半分以上が浸水し、全児童数約370人のうち約一割の児童が仮設住宅から通っています。通学路も津波の被害に遭い、津波からの避難を考え、通学路を陸側の道路に1本変更しています。通学路には仮設の橋が架けられた場所や、がれきを取り除かれ、家の基礎だけが残った場所があり、そこを歩いて子供たちは登下校をしています。また、登下校に対応した防災訓練も行わ

れています。これはもし登下校の途中で大きな地震に遭い、津波の心配があった時に学校と家のどちらに向かったらよいかを判断するためや、朝早く親が出勤してしまい子供しかいない状況の時に地震に遭い、地区ごとに子供たちで集まって学校に向かえるようにするためなど、地域の実事情に合わせた防災教育が行われています。

町内では、復興に向けた動きが活発になっています。町の中の仮置き場にあるがれきも今年の夏季休業中に大型のダンプカーで二次集積所に運び出され、がれきの山が小さくなりました。菖蒲田の浜も、まだ泳げる状況ではありませんが、堤防の復旧工事が今年から本格的に始まりました。しかし復興にはまだまだ長い年月がかかりそうです。沿岸部の住宅地には建築規制がかかり、高台移転が求められており、家の基礎だけが残っています。我々はこうした現状をしっかりと受け止め、理解するとともに、長い目で見ていくことが大切なのではないかと思います。

2 学校の様子

私は松ヶ浜小学校の4年1組の担任をしました。私は最初、武蔵村山市の学校と同じ調子で子供たちに話をしていました。すると子供たちが、「先生って言葉をきれいに話しますよね」



写真① 学区内の様子 (菖蒲田)
平成 24 年 10 月撮影



写真② 通学路の仮設の橋 (菖蒲田)
平成 24 年 4 月撮影



写真③ 現在の菖蒲田浜の様子
平成 24 年 10 月撮影

と言ってきました。私は子供たちとの距離を近づけるチャンスだと思い、それからは訛りや方言を授業や休み時間、給食の時間にも自然と使って話すようにしました。すると一気に子供たちに溶け込むことができ、気付けばいつも子供たちに囲まれ、「先生っていきなり（すごく）なまってるよね」と言われるようになりました。

派遣で来て間もない頃に宮城の職員の方から、「宮城のために何かできることをしたいとお聞きしましたが、ぜひこの1年間、思う存分宮城を楽しんでいてください」と言われました。私は週末に家族で宮城や岩手の観光地を訪れました。また、自分自身が楽しむだけでなく、他の派遣の先生方にも宮城のすてきな場所や美味しい物を紹介しました。

私は派遣教員の果たす役割として、この1年で知った宮城のすばらしさを東京で伝え、これからも東京と宮城のかけはしになっていきたいと思えます。

3 子供たちの様子

私は宮城に来る時、「震災で辛い思いをした子供たちに寄り添い、子供たちを少しでも多く笑顔にしたい」という思いでした。私が松ヶ浜小学校の子供たちと出会った最初の印象は、「東京の子供たちと変わらず、とても元気いっぱい明るい子供たち」でした。学校が終われば、友達と日が落ちるまで遊び、サッカーや野球などの習い事に熱中し、子供たちの様子を見る限り、震災の影響は見えませんでした。しかし、日が経つにつれて私自身が落ち着き、周りを見る余裕ができるようになった頃から、子供たちの心の奥に眠る震災の影響が少しずつ見えてきました。

ある授業の時です。板書をしていた時にちょっと地震の揺れを感じたと思った瞬間、ガタガタという音がしました。振り向くと子供たちは全員、机の下に潜っていました。揺れが落ち着いても子供たちは勝手に出てきません。私の「も

う大丈夫だよ」という私の声を聞いて机の下から出てきました。子供たちの揺れに対する恐怖心はかなり大きなものだと感じた瞬間でした。

校外学習の引率で、津波の被害のあった低地にある道路を歩いている時でした。一人の子供が「先生、ここ、おじいちゃんの家です」と話してきました。子供の指す場所には家の基礎だけがありました。おじいちゃんは津波の犠牲になり、家も全て流されてしまったそうです。この話をきっかけに、他の子供たちが次々に地震当時の話を私にしてくれました。地震があった時に子供たちだけで下校していてとても不安だったこと。近くの製油所で火災が発生し、爆発の危険性があり家族みんなで学校に避難したこと。家が地震で壊れたこと。家のすぐ近くまで津波が来たこと。子供たちのする話はどれも深刻な話で言葉を失いました。

普段見せることはないですが、子供たち一人一人が心に震災の影響を大きく受けていました。そして、ずっと胸の奥深くにしまっています。ただ、そればかりを気にしては子供たちと明るく元氣にかかわることはできません。私は普段通り、教師として元気いっぱい子供たちと遊び、楽しく学校行事に取り組みました。本当の意味で子供たちの心を明るくできたかといえば、できなかったかもしれません。しかし、子供たちが話す、胸の中に秘めた過去を受け止めながら、これからもずっと子供たちを応援し続けていきたいと思えます。



写真④ 学校の屋上からの様子（菖蒲田と汐見台）
平成24年11月撮影

体験談

大崎市立 古川第五小学校

▶▶▶▶ 久保 知己 (西東京市立保谷第二小学校)

広い空の下で

昨年(2016年)の3月11日、私は西東京市立保谷第二小学校で6年生の担任をしていました。あの日からいつもとは違う卒業式までの日々を過ごし、新しい年度を迎えました。「さあ、新たな気持ちでがんばろう。」という気持ちと、「被害に遭った方々に対して、自分に何かできることはないのか。」という思いで始めました。しばらくすると、東京都教育委員会でも支援のために教員を宮城県に派遣するということがわかりました。学校に大きな迷惑をかけることになり申し訳ないと思いつつも、すぐに派遣教員として宮城県に行きたいと派遣教員希望を出しました。妻も、私がテレビや新聞の報道を見ながら涙している姿を見ていたので、快く賛成してくれました。

しかし、新しい年度が始まっていたこともあり、その希望は通りませんでした。その後数回の募集があったのですが、なかなかチャンスがないまま日々が過ぎていきました。

その年の12月。今度は次年度1年間の派遣教員の募集がありました。月日が経っても気持ちは変わらず、派遣を希望しました。その後、面接や説明会を経て、正式に派遣されることとなりました。妻は仕事を辞め、4月から私と一緒に宮城県大崎市民としての生活が始まることとなりました。

派遣先が決まってすぐの今年3月。派遣先の古川の町を知るために下見にきました。震災の影響は、一見分かりませんが、よく見ると、道路や歩道はまだ波打つようになっている所があったり、電柱が斜めに傾いていたりす

ることに気付きました。レンタカーで初めて走った古川の中心街には、数は少ないですが崩れてしまいそうな建物や再開ができずにシャッターが下りたまの店舗なども残っていました。約1年経っても、まだまだ震災の影響が残っていると感じたのを覚えています。古川で最も歴史のある小学校に一部残っていた木造校舎は、地震の被害で使えなくなり、取り壊すことになったそうです。

ただ、電車もバスもタクシーも、今まで通り走っていましたし、商店街で営業するお店もたくさんありました。車の通りや人通りを見て、古川の町は日常生活を取り戻しているとも感じました。さらに最近は、各所の修復が進み、地震の影響を探す方が難しいほど以前の状態に戻ってきています。

私が派遣された学校は、「宮城県大崎市立古川第五小学校」です。仙台市から北に約40km、宮城県の内陸部に位置しています。近くには国道4号線が通り、東北新幹線の古川駅、東北自動車道の古川インターチェンジがあります。学校の周りには住宅が増えてきていますが、車で少し走ると、広大な田園風景が広がっています。学校の敷地はとて広く、校庭や体育館の広さは、東京の小学校の2～3倍はあるのでしょうか。校舎の前には広い花壇、校庭の脇には畑があります。児童数は842名。普通学級と特別支援学級を合わせると28学級あります。私は、5年1組39人の担任で、学年主任を任されています。

4月から、新しい環境で教員としての仕事が始まりました。震災から1年経っているとはいえ、様々な心配をして来たのですが、古川五小の先生方は、明るく、元気。そして、優しい方

ばかりです。朝の挨拶は当然ですが、日中も先生方とすれ違えば必ず、「お疲れ様です。」と声を掛け合います。東京から来て素性も分からない私にも声を掛けてくださるので、受け入れてもらっていると実感できます。古川五小に来て、新しいことに挑戦したり、今までやってきたことに悩んだりします。その時には、校長先生をはじめ、たくさんの先生方に支えられていると感じることが多いです。同じ学年を組んでいる、H先生とK先生には特に助けられています。時には喜び、時には苦しみ、力を合わせて学年を進めることができていると思っています。

時々、他の学年の先生方とも飲食を共にすることがあるのですが、そこで震災に関する話を聞くことがあります。「地震の直後から地域の方が避難してきたので、子供たちを安全に帰すのと一緒になって大変だった。」「1か月間、体育館が避難所となっていた。」「卒業式は体育館でできず、校内の広いスペースを使ってなんとか行うことができた。」「地震の直後から停電が続いていたので、あの津波の映像は3日後くらいに見て驚いた。」「3月11日より、4月7日の地震で被害が大きくなった。」「友達がたま

たま沿岸部に行っていて、亡くなってしまった。」など。あの日の東京も混乱しましたが、こちらでは私たちの知らなかったことがあったり、想像以上の苦労が続いたりしていたんだと感じました。

子供たちのことも、震災の影響はないのかと心配していたのですが、古川五小の子供たちはとても元気に毎日を過ごしています。

4月当初、5年生の中にも津波の被害に遭った沿岸部から転校してきたという子がいました。やはりそのような事情の子もいるんだと改めて思ったのですが、数か月後、一人、二人と、もとの家があった地域に帰っていきました。ご家族で戻って、再出発すると聞きました。学年の子供たち全員を集めて、「別れはさびしいけど、がんばって!」と送り出しました。

周りの大人が支えているからでしょうが、子供たちはたくましく、震災前の生活にもどっています。会うまでは素朴な子供たちの姿をイメージしていたのですが、東京の子供たちとあまり変わりません。クラスの子どもたちを見ると、テレビやアイドルの話で盛り上がること



刈り入れ前の広大な水田地帯

もありますし、ふざけすぎてしかられることもあります。地震直後の苦しい経験があっただろうから、給食を残す子などいないだろうとも思っていたのですが、東京の子供たちと同じようにそんなことはありませんでした。朝7時半には登校して、校庭で遊んでいる子が少なくありません。休み時間には、広い校庭でたくさんの子供たちが遊んでいます。ブランコ、ジャングルジム、滑り台、鉄棒、ドッチボール、サッカー、ドッチビーなど。先日までは業間マラソンという取り組みをしていたので、全校児童がマラソンに取り組んでいました。

5年1組の教室からは、東京ではなかなか見ることのできない広い空と遠くの山々の景色を見ることができます。その広い空の下で子供たちと一緒に遊んだり、教室からクラスの子供たちが遊ぶ姿を探したりすることが、私にとっての楽しい時間になっています。ただ、私が大好きになったこの広い空ですが、子供たちはにとっては当たり前の景色なのでしょうね。

震災とは関係がないのですが、子供たちの姿

で少々違うのは、車に頭を下げる姿があることでしょうか。登下校時や遊びに行くときでも、横断歩道で止まってくれたドライバーさんに向かって、お礼をします。それも、やらされているのではなく、ごく自然に。初めて見たときは感動すら覚えました。東京に帰ったときに話したいことの一つです。

宮城県版の新聞やテレビのニュースではまだ、仮設住宅にお住まいの方々の様子やボランティア活動が続いていることなどが報じられています。でも、「新しく」とか「再開した」、「2年ぶりに」という報道も多くなっています。被災した方々が、今までの日常生活を取り戻そうと活動しています。その頑張っている姿に、私も力をもらっています。

私が力になることはなかなかできませんが、土・日などの休みを利用して、妻と一緒に沿岸部を訪ねることにしています。気仙沼、南三陸、女川、石巻、松島、塩竈、仙台港、亶理、山元など。(津波の被害に遭った地域は、他に



広い空の下 業間マラソンに取り組む子供たち

ももっとたくさんあります。)そこで買い物や食事をしたり、イベントに参加したりすることが、その地域の方々に少しでも協力できているような気がしているのですが。

石巻の門脇に行ったときのことです。建物が無くなって基礎だけが残る広い場所に、一台のワゴン車が止まっていた。よく見ると、焼きそばを焼いて売っているお店でした。周りには何も無いところなのに。さっそく注文して、いただきました。お店のご主人に話を聞くと、「ここは、私の店があった所なんです。でも、呼ばれたら関東だって関西だって、どこでも行きますよ。」と話してくださいました。目の前に、前を向いて生活していこうとする姿がありました。心から応援したいと思った出会いでした。

どの地域の方々も、しっかりと前を向いて歩き出しているんだと感じます。みなさんにもぜひ、宮城県の各地を訪れて、おいしいものを食べたり、優しい人たちと話をしたりして、宮城のことを知ってもらえたらと思います。私も東

京に戻るまで、可能な限り各地を巡りたいと思っています。ただ、初めて体験する宮城の冬が少々心配です。

4月に、担任しているクラスのあるお母さんから言われました。「東京の風を吹き込んでください。」と。こちらにやってきてからの自分を振り返ると、どうだっただろうかと日々考え、悩みます。古川五小に来た意味は何なのだろう。何かの役に立てればという思いだけで希望した派遣ですが、逆に助けられてばかりではないかと。

ただ、今やることは、目の前にいる子どもたちに対して、できる限りの力を注ぐことだと思っています。学力や体力の向上、心の育成など、やるべきことはたくさんあります。この広い空の下で、毎日を大切にしながら自分のできることを探し、実行できるように、派遣期間終了の日まで頑張っていきたいと思っています。

食の準備、スクールバス乗り場への児童引率、宿泊合宿への児童引率、教室での保健指導、名取市学校保健会への参加、など養護教諭の職務全般のことであるが、それを二人で分担しながら行っている。夏休み中には校舎の引っ越し移動作業をし、その後の保健室整備も行った。私自身が、特別なこととしてやっていることはない。

一緒に勤務する養護教諭は震災時からしばらくの間、避難所に詰め、児童や保護者のみならず地域の人たちへの対応をされてきた。学校再開後も児童の健康管理や心のケア、支援のために訪れる外部団体との対応等、多忙な毎日を送ってこられた。ご自身の自宅も被災をしている中での勤務は、心身共に休まることなく本当に大変なことだったと思う。また養護教諭としての経験は豊富で、本校在籍が6年目ということもあり、児童や保護者の状況も詳しく知っている。そのため、教職員からも多くの信頼を受けている。

だから、私ができるここでの支援は、養護教諭の一人職としての負担を協力して分け合い、相手の方がゆったりとした気持ちで仕事ができるように努めること。そうすることによって養護教諭自身が、児童に対して余裕をもって接することができ、子どもたちの心のケアにつながる。それは同じ職種である自分にしかできないことだと思っている。そのためには私自身が健康や事故に気を付け、休まず出勤すること。それは、保健室を養護教諭不在にすることなく、児童の安心感にもつながる。

今回の経験から学んだことは、一言で「学



不二が丘小学校内の現関上小保健室(2012年11月)

校ってすごい！」ということ。災害が起きて日常が非日常となっても、学校が子どもたちの日常を取り戻

す大きな役割を果たすことを実感させられた。そして、多くの命を預かる立場にある学校で日頃から危機管理を意識したり、全校の子どもたちの健康管理をする養護教諭の重要性をあらためて認識することができた。

4 宮城県に住んでみて

東北出身とはいえ、初めての土地に住むということは新鮮ではあるけれど、前向きな気持ちでばかりもいられなかった。東京での生活を現在進行形にしたままの派遣で、住居も職場も生活様式が何もかも変化してしまった。災害というのは突然、人の生活を変えてしまうものということ、わずかではあるが理解できる。来たばかりの頃は被災の状況もそのまま、通勤するだけでも気持ちが沈むことがあった。それでも、被災された方々のことを考えると弱音は吐けないと思うこともあり、自分自身の気持ちのコントロールが大変だった。そんな中、職場の方々に温かく接していただいたり、子どもたちの無邪気な笑顔を見たりすることでこちら側の気持ちが和んだ。そして何よりも、宮城の表情豊かな自然が心癒してくれた。

プライベートでは少しではあるがボランティアにも参加した。支援物資の仕分けをしたり、浜の清掃活動、学校や仮設住宅の集会所でNPO主催のカラーセラピーを手伝ったりした。その度に驚くのは、他県からのボランティアの方々がたくさんいるということ。被災地に思いを寄せ足を運んでくれる人がいるということは、地元人ではない私でさえも嬉しくなる。ただ、そういう人たちも昨年よりは減っているように感じる。学校への支援は顕著だ。年月が過ぎると、被災地への思いが薄れていきがちとは思いますが、まだまだ復興できていないことの方が多いのが現実である。残り少ない派遣期間を通して、今度は東京に戻ってから何ができるかを考えていきたいと思う。



七ヶ浜町では給食センターが先の東日本大震災により被災し、隣町の松島町の給食センターから給食が3か月に1回提供されます。残りの2か月は仙台市内の業者の作った弁当をお弁当給食として出しています。牛乳はセーブザチルドレンというNPO団体の支援を受けています。私自身、七ヶ浜町に来るまで、未だにこのような実態だとは考えてもいませんでした。

職員の方々からは、震災が起きた当時の話を様々な形で聞くことができました。自宅が津波の被害を受けて浸水したり、親族の安否も分からなかったりする状況でも避難所を運営していた話を聞きました。電気、水、ガスなどのライフラインが絶たれた状態での生活の大変さはメディアでの報道以上に迫るものがあります。

赴任してから感じたことは一見すると町は通常の落ち着きを取り戻しているように見えたが、海側に近づいていくにしたがって、道路のうねりや陥没しているところがあったり、ガードレールが曲がっていたり、車が山積みになっていたりと様々な点で地震や津波の傷跡を知りました。この半年で修理されたり、撤去されたりと初見では分からなくなることが多くなりました。子供たちの心の中も同様かもしれないと最近考えるようになってきました。

表面的には何もないようでも、心の奥底では地震や津波の影響を抱えていて、ひよんな時に思い返してしまい、不安定になっている子供もいるのではと思います。(先日、昼過ぎに暴風が吹きあれ、大きな雷が何度も鳴ったことがありました。その時にある子供が在宅中の家族のことを心配して泣いたことがありました。)心のケアを必要としている子供への対策が今まで以上に重要になっていくのではないかと思います。

子供たちが遊ぶ公園や、サッカー場の近くに積み上げられたがれきの山がいくつも見えます。その中には自分の家や友達の家も含まれています。その中でも子供たちは力強く日々を過ごしています。私自身、気持ちを強くもちしっかりと前を向いていかなければと思うことや、継続的な支援の必要性を強く感じています。

私が宮城県に赴任しているのは残り3か月ですが、精一杯、七ヶ浜の子供たちのためにできる限りのことをやっいていこうと考えています。

第3部 都庁各局による支援事業

支援事業の概要

1 事業実施の経緯・背景

東京緊急対策 2011（平成 23 年 6 月 3 日）では、首都東京の総合力を活用した被災地・被災者支援として各局がそれぞれの事業を開始した。震災の発災直後は、警察・消防、医療支援チーム、インフラの応急復旧のための技術職員、避難所の運営支援などへの職員派遣が中心であったが、その後、被災地が日常の生活を取り戻すため、産業経済や地域コミュニティの復興を進めるプロジェクト型支援事業を併せて実施している。

2 主な事業の内容

(1) 被災地等の物産の消費喚起、農水産業復興の支援

都や区市町村のイベント、都内の主要駅、都庁の全国観光 PR コーナー等での被災地産品の物産展の開催、被災した出荷者に対する被災地農水産物流通支援制度などにより、被災地における農水産業の復興を支援。

(2) 観光振興の支援

被災地の観光振興と地域経済の復興を支援するため、被災地応援ツアーの実施のほか、被災県の観光 PR を都内で実施する。

(3) スポーツを通じた被災者支援

スポーツの力を用いて、観戦や参加などを通じ被災者を元気付ける。

(4) 芸術文化を活用した被災者支援

芸術文化の力を活用して交流の場を作り、被災地域のコミュニティを再興する。

(5) 災害廃棄物処理

被災地からの要請に応え、都内自治体や民間と共同で災害廃棄物を処理施設で受け入れ、被災地の早期復興に繋げる。

3 都の支援事業の特徴

事業規模の大きさ、各局が持つノウハウや特色等を生かした新規支援事業の立ち上げのほか、既定事業に被災地支援を付加したものなど、被災地の細かいニーズに合った多彩な事業展開が可能な点が都の支援事業の強みである。また、震災後直ちに現地に設置した被災地支援事務所により、自ら収集したニーズなどの現地情報を都庁にフィードバックし、必要な支援をタイムリーに提供できる実行力と組織力も都の特徴である。

4 主な支援事業のこれまでの成果・実績

(1) 農水産業復興の支援

甚大な影響を受けた生鮮食料品等流通の安定化を図るとともに、震災により被害を受けた農水産業の復興を支援するため被災地農水産物流通支援制度を実施。23・24年度に被災産地の出荷者に対して、出荷金額に応じて「流通支援金」を交付した。

また、特に原発事故で大きな被害を受けた福島県に対しては、「ふくしま⇄東京キャンペーン」を展開、鉄道事業者と協力した集客力の高い主要駅での福島産直市や、都のイベント等において風評被害を受けている被災地産品の消費拡大や観光地のPRなどを支援している。

(2) 観光振興の支援

被災地の観光振興と地域経済の復興を支援するため、被災地応援ツアーを実施。指定のツアーで23年度は岩手・宮城・福島対象で1人1泊3,000円の助成（事業規模5万泊）、24年度は福島対象で1人1泊3,000円の助成（事業規模4万泊）に加え、日帰り1人1回1,500円（事業規模1万5千人分）の助成を実施した。

(3) スポーツを通じた被災者支援

被災地に派遣したトップアスリートによるスポーツ教室、東京で実施する国際スポーツ大会等に被災地の子供達を招聘するスポーツ招待交流事業やスポーツ観戦招待事業、東京マラソン10kmコースへの招待事業等の実施を通じ、スポーツの力で被災者を元気付けている。

(4) 芸術文化を活用した被災者支援

被災地へのヘブンアーティスト派遣、さまざまな分野の人々との交流プロセスを重視したアートプログラムの実施、楽団員を被災地に派遣しアンサンブルやオーケストラ公演を展開など、芸術文化の力を活用し、復興に取り組む被災地を支援。

(5) 災害廃棄物処理の支援

岩手県及び宮城県と処理基本協定を締結し、平成24年度末までに災害廃棄物約10万トン进行处理予定。

5 今後の予定・展望

震災から2年が経った現在、被災県には大震災の爪跡が依然として残っている。復興に向けて歩む被災地が真に必要なニーズを現地の被災地支援事務所を通じて的確に把握し、様々な分野で都ができる被災地支援に取り組んでいく。

芸術文化を活用した被災地支援事業（アートプログラム）

生活文化局 文化振興部 文化事業課

1 事業実施の経緯・背景

被災直後の食料や医療等の緊急支援対策が落ち着いた後は、被災者に対する精神的ケアの充実が必要となってくるため、東京緊急対策 2011 において、「被災者に対する精神的ケアの充実」として「スポーツ、芸術文化の持つ力を活用し、アスリートの派遣や芸術文化活動の提供など被災者に夢と希望を与える事業を展開します。」と緊急対策の内容が示された。

これを受け、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域に、東京都や被災地の芸術文化を活用し、被災地のアート NPO 等と連携して、芸術に触れる機会や地域コミュニティの交流の場を作り、被災された方の心を癒す取り組みを行うことで、被災地の復興を支援する「芸術文化を活用した被災地支援事業」を実施することになった。

2 事業の目的・規模・内容等

(1) 宮城県

主催：東京都、東京文化発信プロジェクト室（公益財団法人東京都歴史文化財団）、えずこ芸術のまち創造実行委員会、宮城県（平成 24 年度～）、みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会（平成 24 年度～）、現地の実行委員会・民間団体など（各プログラムごと。）

期間：平成 23 年 9 月～

場所：榴岡公園（仙台市）、伊保石仮設住宅（塩竈市）ほか県内各所

内容：平成 23 年度 藤浩志とカンがえるワークショップ、雄勝法印神楽など全 10 プログラム
平成 24 年度 女川常夜灯ワークショップ、ユイノハマプロジェクトなど全 8 プログラム



藤浩志とカンがえるワークショップ



アーティストラン！イボイシステーション！

(2) 岩手県

主催：東京都、東京文化発信プロジェクト室（公益財団法人東京都歴史文化財団）、特定非営利活動法人いわて連携復興センター、現地の実行委員会・民間団体など（各プログラムごと。）

期間：平成 23 年 10 月～

場所：グリーンピア三陸みやこ（宮古市）、青葉公園商店街（釜石市）ほか県内各所

内容：平成 23 年度 モザイクタイルで看板を！、鶺鴒神楽「宿めぐり」など全 5 プログラム
平成 24 年度 ひよっこりひょうたん塾、釜石アート支援プログラムなど全 3 プログラム



ひよっこりひょうたん塾



モザイクタイルで看板を！

(3) 福島県

主催：東京都、東京文化発信プロジェクト室（公益財団法人東京都歴史文化財団）、特定非営利活動法人 NPO 西会津ローカルフレンズ、福島県（平成 24 年度～）、現地の実行委員会・民間団体など（各プログラムごと。）

期間：平成 23 年 8 月～

場所：四季の里（福島市）、森の校舎カタクリ（三島町）ほか県内各所

内容：平成 23 年度 までの会プロジェクト、週末アートスクールなど全 4 プログラム
平成 24 年度 マイタウンマーケットキャラバン、南相馬アートのあそびばプロジェクトなど全 7 プログラム



までの会プロジェクト



週末アートスクール

3 当該事業の特徴

- (1) 一方的に現地に出向いて一過性のイベントを実施するのではなく、現地の実状に配慮したうえで、ニーズに合い、地域コミュニティの再生など被災地の復興支援につながる事業を行うことを方針とした。
- (2) 東京都では、東京文化発信プロジェクトにおいて、アーティストが地域住民と協働しながら、地域資源を活用してプログラムを展開していく東京アートポイント計画を実施しており、被災地支援においては、このノウハウを活用することにした。
- (3) プログラムを計画する際には、現地のニーズを適切に把握するため、担当者が被災地に出向き、現地調査を実施した。
- (4) 都の被災地支援事務所とも連携して、地域の情報収集に取り組んだ。
- (5) 現地のアート NPO 等の団体を事務局として加え、地域ごとの実態を踏まえたプログラムを計画するとともに、現地の住民とのつなぎ役を担ってもらった。
- (6) 仮設住宅に住む人々が集まる機会や、子供の遊び場を提供するものづくり等のワークショップ、被災地の文化資源を復興することで、地域の活性化につなげる神楽の再生支援などを、内容に応じたアーティストやコーディネーター等を派遣して実施している。
- (7) 文化事業を展開できる人材を育成する講座も行うなど、いずれは現地のみで事業実施が可能となるよう、将来も見据えて取り組んでいる。

4 これまでの成果・実績

- (1) 宮城県、岩手県、福島県の3県において、平成 23 年度は 19 プログラムを実施し、平成 24 年度も 18 プログラムを実施している。
- (2) 仮設住宅では、震災前の地域コミュニティが分断され、住民同士の交流が難しい所も多いが、そのような場所において、ワークショップの開催をきっかけに、人が集うようになって交流が生まれるなど、新たなコミュニティ形成の手助けをすることができた。
- (3) 単に人が集まるだけではなく、アーティストを介し、共同での作業を通じて、被災者同士が震災後の悩み等を語り合う場面も見られ、心の癒しにもつながっている。
- (4) 平成 24 年度からは、被災地の自治体が主催に加わるなど、本事業の成果により、文化による復興支援の重要性が、広く認識されているところである。

5 今後の予定・展望

平成 25 年度も継続して実施する予定である。

なお、被災地の自治体等との連携を強化することで、事業実施のノウハウを共有し、将来的には現地へ引き継げるようにしていく。

担当者の声

生活文化局 文化振興部 文化事業課

公益財団法人東京都歴史文化財団 東京文化発信プロジェクト室 佐藤 李青

1 自己紹介及び担当業務の紹介

- (1) 公益財団法人東京都歴史文化財団東京文化発信プロジェクト室東京アートポイント計画の佐藤です。東京都による芸術文化を活用した被災地支援事業 (Art Support Tohoku-Tokyo) の担当をしています。
- (2) 東京アートポイント計画での業務は、アートNPO等の団体と協働することから、地域を基盤とした、さまざまなアートプロジェクトを実施しています。事業実施に必要なスキルの開発や人材育成を行うプログラム「Tokyo Art Research Lab」も行っています。

2 支障になったこと・工夫したこと

- (1) 本事業は、既存のプログラムを被災地へ持ちこむのではなく、現地のニーズを踏まえたものになるよう、現地の団体やコーディネーターと協働し、事業の立案や実施、支援を行いました。
- (2) そのために、現地へ何度も赴き、実施に向けた議論を重ねることやその過程を重視するプログラムづくりに努めました。コーディネーターやアーティストは何度も現地へ足を運び、ときには長期滞在し、地域のメンバーと伴走しながら事業を展開しました。
- (3) 現地では、通常業務に加えて、復旧・復

興に向けた業務もこなさざるを得ず、人手や時間が不足する中で、事業を展開するための体制づくりが常に課題となりました。

3 印象的なエピソード

事業を通し、地域内外の人が関わり、人びとが集まり、交流する場づくりを行うことで、震災以降に出会わなかった地域の人びとが会い、また、なかなか話しにくい震災の経験や想いを語り合うことができた場面を見ることができました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- (1) プログラムの企画立案から実施にあたって、現地のメンバーと議論を重ねながら事業を進めていくことから現地ニーズを反映させていくこと。その過程が事業を定着させる上で重要になっています。
- (2) 今回事業で実施したようなアートプログラムが地域の人びとに新たな関係性を築くことができる役割をもっていることが確認できました。
- (3) 事業を実施するためのノウハウや予算だけでなく、人材やスキルもともに提供していくことが事業推進にあたっては有効でした。

東京都による芸術文化を活用した被災地支援事業（ヘブンアーティスト公演）

生活文化局 文化振興部 文化事業課

1 事業実施の経緯・背景

東京緊急対策 2011 で、「被災者に対する精神的ケアの充実」として緊急対策の内容が示されたことから、都では東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域コミュニティでの交流の場を作り、被災された方々に対して心を癒す取り組みを行うことにより、被災地の復興を支援する「芸術文化を活用した被災地支援事業」を実施することとなった。

その一つとして、東京都が認定するヘブンアーティスト（大道芸アーティスト）を被災3県に派遣して公演を行った。

2 事業の目的・規模・内容等

【平成 23 年度】

(1) 宮城県

- ①平成 23 年 7 月 30 日（土）名取市 名取ヶ丘公民館
閉上（ゆりあげ）地区から避難してきた子供達など約 100 人が参加
- ②平成 23 年 7 月 31 日（日）山元町 山下中学校
地元イベント「子供も大人もみんなで遊び隊」と連携し被災した子供達など約 200 人が参加
- ③平成 23 年 8 月 1 日（月）女川町 女川町総合体育館前避難所（女川町総合体育館）
避難所の子供、大人など約 200 人が参加
- ④平成 23 年 8 月 7 日（日）山元町 山元町役場敷地内
周辺仮設住宅のご家族など約 100 人が参加
- ⑤平成 23 年 8 月 8 日（月）岩沼市 岩沼市民会館前
周辺仮設住宅のご家族など約 100 人が参加
- ⑥平成 23 年 8 月 8 日（月）亶理町 亶理町中央児童センター
地元の子供達など約 350 人が参加
- ⑦平成 23 年 8 月 9 日（火）名取市 下増田小学校
地元の子供達など約 250 人が参加
- ⑧平成 23 年 9 月 16 日（金）七ヶ浜町 七ヶ浜町第一スポーツ広場
周辺仮設住宅のご家族など約 200 人が参加
- ⑨平成 23 年 9 月 17 日（土）石巻市 河北総合センター「ビッグバン」駐車場
周辺仮設住宅のご家族など約 100 人が参加
- ⑩平成 23 年 9 月 17 日（土）女川町 女川町総合体育館前
周辺仮設住宅のご家族、地元の子供達など約 250 人が参加
- ⑪平成 23 年 9 月 18 日（日）気仙沼市 気仙沼市本吉町はまなす文化タウン

周辺仮設住宅のご家族、地元の子供達など約 200 人が参加

- ⑫平成 23 年 9 月 19 日（月）東松島市 JR 小野駅前 仮設住宅敷地内
仮設住宅住民、周辺のご家族・子供達など約 200 人が参加

(2) 岩手県

- ①平成 23 年 10 月 3 日（月）上閉伊郡大槌町 大槌中学校
小学校 4 校と中学校の生徒、仮設住宅のご家族など約 800 人が参加
（生徒 740 人、住民 60 人）
- ②平成 23 年 10 月 4 日（火）上閉伊郡大槌町 吉里吉里小学校
小学校の生徒、仮設住宅のご家族など約 130 人が参加
- ③平成 23 年 10 月 4 日（火）上閉伊郡大槌町 吉里吉里中学校
中学校の生徒、仮設住宅のご家族など約 140 人が参加
- ④平成 23 年 10 月 5 日（水）下閉伊郡山田町 豊間根小学校
小学校の生徒、仮設住宅等のご家族、住民など約 170 人が参加
- ⑤平成 23 年 10 月 6 日（木）下閉伊郡山田町 船越小学校
県立陸中海岸青少年の家の仮校舎で授業を行っている小学生と、仮設住宅のご家族など約 170 人が参加

(3) 福島県

- ①平成 24 年 3 月 24 日（土）会津若松市 松長コミュニティセンター
松長近隣公園応急仮設住宅のご家族など約 150 人が参加
- ②平成 24 年 3 月 25 日（日）郡山市 ショッピングモールフェスタ
周辺地域のご家族など約 250 人が参加
- ③平成 24 年 3 月 25 日（日）田村市 田村市船引運動場仮設住宅
仮設住宅のご家族など約 150 人が参加
- ④平成 24 年 3 月 26 日（月）いわき市 小名浜美食ホテル小名浜潮目交流館
被災から復興した当施設を利用し、周辺地域のご家族など約 100 人が参加

【平成 24 年度】

(1) 宮城県

- ①平成 24 年 7 月 20 日（金）女川町 女川第二小学校
仮設住宅等のご家族・小学校の児童生徒など約 370 人が参加
- ②平成 24 年 7 月 21 日（土）東松島市 小野地区自治会内
仮設住宅等のご家族など約 150 人が参加



公演日 平成 24 年 7 月 21 日（土）
会場 宮城県東松山市 小野地区自治会内
◎仮設住宅等のご家族の前で中国雑技を披露している中国雑技芸術団



公演日 平成 24 年 8 月 4 日 (土)
 会場 岩手県大槌町 おさなご幼稚園
 ◎児童の前でコミカルアクトロバットを見せるGちょこ
 Marble



公演日 平成 24 年 8 月 23 日 (木)
 会場 福島県南相馬市 千倉仮設住宅
 ◎大道芸教室でジャグリングを体験する子供達

- ③平成 24 年 7 月 21 日 (土) 山元町 坂元中学校
 地域住宅等のご家族・児童生徒など約 200 人が参加
- ④平成 24 年 7 月 22 日 (日) 蔵王町 蔵王町ございんホール
 仮設住宅等のご家族など約 220 人が参加
- ⑤平成 24 年 7 月 22 日 (日) 栗原市 このはなさくや姫プラザ
 仮設住宅等のご家族など約 250 人が参加
- ⑥平成 24 年 7 月 23 日 (月) 石巻市 前山仮設住宅
 仮設住宅等のご家族など約 100 人が参加
- ⑦平成 24 年 7 月 23 日 (月) 名取市 増田小学校
 仮設住宅等のご家族・児童生徒など約 250 人が参加
- ⑧平成 24 年 7 月 24 日 (火) 巨理町 公共ゾーン第 1 集会所
 仮設住宅等のご家族など約 200 人が参加

(2) 岩手県

- ①平成 24 年 8 月 4 日 (土) 上閉伊郡大槌町 おさなご幼稚園
 周辺仮設住宅等のご家族・児童など約 90 人が参加
- ②平成 24 年 8 月 5 日 (日) 釜石市 栗林小学校
 周辺仮設住宅等のご家族、児童生徒など約 140 人が参加
- ③平成 24 年 8 月 6 日 (月) 上閉伊郡大槌町 みどり幼稚園
 周辺仮設住宅のご家族、児童など約 80 人が参加

(3) 福島県

- ①平成 24 年 8 月 22 日 (水) 福島市 飯坂小学校
 飯館村のご家族、小学校の生徒など約 80 人が参加
- ②平成 24 年 8 月 23 日 (木) 南相馬市 千倉仮設住宅

仮設住宅等のご家族など約 100 人が参加

- ③ 平成 24 年 8 月 23 日（木）相馬市 柚木仮設住宅南集会所
仮設住宅等のご家族など約 70 人が参加
- ④ 平成 24 年 8 月 24 日（金）二本松市 安達運動場仮設住宅
仮設住宅等のご家族など約 70 人が参加

3 当該事業の特徴

- (1) 地元自治体関係者等の協力を得て現地のニーズを調査し、ヘブンアーティストの公演を要望している仮設住宅等で公演することができた。
- (2) アーティスト、スタッフ、必要機材を 1 台のバスに乗せキャラバン隊方式で派遣したことにより、地元負担をかけずに実施することができた。
- (3) 都では 352 組の多種多様なアーティストが登録しており、参加募集をかけたところ、多くのアーティストから参加希望があり、音楽とパフォーマンスによるヘブンアーティストのコラボレーションが実現できた。

4 これまでの成果・実績

- (1) 平成 23 年度は計 21 公演（約 4300 人）、平成 24 年度は 15 公演（約 2400 人）実施し、2 ヶ年で約 6700 人の方々に楽しんでいただくことができた。
- (2) 仮設住宅等で孤独になりがちな方々も、この公演のために集まっていただき、地域の交流の場を創出することができた。
- (3) 公演では大道芸教室を実施し、見て楽しむだけでなく、体感していただくこともできた。
- (4) 子供からお年寄りまで、幅広い年代に楽しんでいただくことができ、各会場では沢山の笑顔が見られた。
- (5) 小学校、中学校での公演では、生徒たちが一同にパフォーマンスを楽しみ連帯感がうまれた。

5 今後の予定・展望

被災 3 県へのヘブンアーティストの派遣を通して、被災された方々の心を癒す取組を平成 25 年度も行っていく予定である。



岩手県大槌町みどり幼稚園の児童からヘブンアーティストへ送られたお礼の手紙

担当者の声

生活文化局

生活文化局 文化振興部 文化事業課 ヘブンアーティスト担当 有吉 克己

1 担当業務の紹介

- ・ヘブンアーティスト審査会の開催
- ・ヘブンアーティスト活動支援
- ・ヘブンアーティスト出演イベントの開催

2 支障になったこと・工夫したこと

- (1) 被災地の公演会場では、一人でも多くの住民の方に来場していただくために、現地の自治体等と連携して、作成した案内チラシ等を事前に配布してもらい、周知を図った。
- (2) アーティストとの交流を促進するため、子供達や参加者にヘブンアーティストがジャグリングなどの演技を教える「体験教室」を実施した。

3 印象的なエピソード

- (1) 「大震災以降、笑わなかった子供達がヘブンアーティストの演技を見て、楽しそうに笑う笑顔を見ることができた。」という感想をいただいたこと。
- (2) 「仮設住宅で、住民が集まって楽しむことが少ない中、ヘブンアーティストの公演を見ることで、元気が出た。また、来てくださいね。」と感激した声で高齢者の方が握手してくださったこと。

- (3) ボールを手にとった子供から高齢の方まで、「身体を動かすのは楽しい。」と言って、ヘブンアーティストと楽しそうに会話しながら交流する姿を見て、体験教室を実施してよかったと思った。
- (4) バルーンなどふうせんの演技では、最初遠慮がちだった子供達が次から次に作られる作品に目を輝かせ、アーティストに近づき喜んでいた。
- (5) 子供達から「楽しい時間をありがとうございました。」と、ヘブンアーティストへお礼の手紙が手渡された。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- (1) 被災地支援は参加アーティストがキャラバン隊で被災3県を移動しており、交通の便が困難な地域にも出かけられるため、この手法が大いに役立った。
- (2) 被災地での出演を希望するヘブンアーティストが多数いるため、引き続き広く募集していき、ジャンルの異なるアーティストが被災地で公演できるようにする。
- (3) 学校を会場にした公演は、小・中学校合同で公演を見ることができ、また近隣の仮設住宅の住民も観覧できるため、今後も学校を会場にした公演を考えていきたい。

職員派遣

教員派遣

都庁各局支援事業

任期付職員派遣

現地事務所

東京都交響楽団 オーケストラ公演／アンサンブル公演

生活文化局 文化振興部 企画調整課

1 事業実施の経緯・背景

未曾有の災害に遭い、困難な状況下で日々の生活を送る被災地の方々に、音楽の生演奏による癒しと楽しみを届けることを通して復興を応援するため、東京都交響楽団と東京都が連携してオーケストラや小編成アンサンブルによる出張演奏を実施することとした。

福島県いわき市では、市内小・中学生がオーケストラの生演奏を体験し、充実した時間を仲間と共有してもらいたいと、地元ホールやFMラジオ局との共同によりオーケストラ公演を実現した。

また、宮城県石巻市・仙台市・気仙沼市、福島県郡山市、岩手県盛岡市では、各市の文化財団、東京都スポーツ振興局、公益社団法人日本オーケストラ連盟との連携により、市内小・中学生、高校生や一般市民を対象に小規模アンサンブルの公演を実施した。

2 事業の目的・規模・内容等

オーケストラ公演

- (A) 名称：『ボクとわたしとオーケストラ』～音の輪でつながろう♪～（福島県いわき市）
主催：株式会社いわき市民コミュニティ放送／共催：いわき芸術文化交流館アリオス
協力：東京都、ローム株式会社
助成：公益財団法人ローム ミュージック ファンデーション
期間・公演回数：平成24年2月23日（木）午前・午後2公演
会場：いわき芸術文化交流館アリオス
対象：いわき市内小・中学生
聴衆者数：計3,600名
内容：オーケストラ公演（1回約60分）

アンサンブル公演

- (B) 名称：かんばろう石巻！応援コンサート（宮城県石巻市）
主催：財団法人石巻市文化スポーツ振興公社
期間・回数：平成23年7月～平成24年9月計18公演
会場：石巻市内小・中・高校、幼稚園、集会施設など
対象：小・中学生、高校生、幼稚園児、一般市民
聴衆者数：計1,607名
内容：小編成アンサンブル公演（弦楽四重奏、クラリネット、ソプラノなど）（1回約60分）



- 平成 24 年 2 月 23 日 (木) 実施公演 (オーケストラ公演)
 公演名：『ボクとわたしとオーケストラ』～音の輪でつながろう♪～
 会 場：いわき芸術文化交流館アリオス (福島県いわき市)
 上段…小学生の部 (午前) 下段…中学生の部 (午後)

- (C) 名称：2011 “音楽都市こおりやま” 市民音楽祭 東京都交響楽団出張演奏会 (福島県郡山市)
 主催：郡山市、郡山市教育委員会、財団法人郡山市文化・学び振興公社
 期間・回数：平成 23 年 8 月～ 12 月 計 14 公演
 会場：郡山市内小中学校、公民館、その他施設
 対象：小・中学生、一般市民
 聴衆者数：計 4,714 名
 内容：小編成アンサンブル公演 (弦楽四重奏、木管五重奏) (1 回約 60 分)
- (D) 名称：復興コンサート (宮城県仙台市・気仙沼市)
 主催：公益社団法人日本オーケストラ連盟
 期間・回数：平成 24 年 7～8 月 計 2 公演
 会場：宮城県仙台市、気仙沼市市内施設
 対象：一般市民
 聴衆者数：計 140 名
 内容：小編成アンサンブル公演 (金管五重奏、ヴィオラ※)
 ※仙台フィルハーモニー管弦楽団メンバーとの合同演奏



○平成 24 年 7 月 7 日（土）実施公演（金管五重奏）
公演名：おりたて復興コンサート 会場：折立市民センター（宮城県仙台市青葉区）



○平成 24 年 8 月 24 日（金）実施公演（金管五重奏）
公演名：「Power of Sports in いわて」
会場：岩手県民会館（岩手県盛岡市）



○平成 24 年 9 月 24 日（月）実施公演（弦楽四重奏）
公演名：がんばろう石巻！応援コンサート
会場：宮城県石巻市内小学校

- (E) 名称：「Power of Sports in いわて」第一部「復興支援演奏会」（岩手県盛岡市）
主催：東京都（スポーツ振興局）、一般社団法人日本アスリート会議
期間・回数：平成 24 年 8 月 24 日 1 公演
会場：岩手県民会館
対象：一般市民
聴衆者数：1,001 名
内容：小編成アンサンブル公演（金管五重奏）
（スポーツ振興局が実施する事業内で、都響メンバーによる演奏を実施）

3 当該事業の特徴

オーケストラ公演(A)は、地元ホールや FM ラジオ局との共同により、広大な福島県いわき市内全域から小中学生を招待した初めての演奏会として、子供達の心に残る公演を贈ることができた。市内全域から来場する生徒を安全かつ確実に送迎するため、貸切大型バスを使用した。また、青少年教育の一環として年間 60 公演以上の小中学校音楽鑑賞教室に取り組む都響ならではの豊富な経験を活かし、楽しみながらオーケストラの醍醐味を味わえる多彩な曲目を集めたほか、『Believe』の全員合唱やアンコ

ール曲『ドラゴンクエスト』マーチは特に好評だった。

アンサンブル公演(B)～(E)でも、各市の文化財団等と連携して現地のニーズにマッチした場所出張公演を行うとともに、クラシックの名曲のみならず、児童・生徒向けには映画やアニメなどの曲、こどもから大人まで幅広く集まる公演ではお馴染みの童謡を取り入れるなど、来場者・対象者にあわせた選曲を行い喜ばれた。また、学校公演では、各学校のリクエストにあわせ、校歌の全員合唱の伴奏や、管弦楽部との合奏など、共演する曲目を取り入れた。

4 これまでの成果・実績

岩手県・宮城県・福島県の3県において、オーケストラ公演で3,600名、アンサンブル公演で7,462名、合計で延べ1万名を超える方々に都響の生演奏を届けることができた。津波で甚大な被害に遭い、また多くの行事が中止を余儀なくされている中での開催であり、大型バスでの送迎によるオーケストラ公演や、公民館、学校、仮設住宅近隣の集会施設でのアンサンブル公演等、被災地の方々に喜んでもらえるよう工夫しながら実施した。

5 今後の予定・展望

24年度内は、宮城県石巻市で11月に3公演、岩手県内で10～11月に9公演の小編成アンサンブル公演を行ったほか、福島県いわき市では前年と同様に小中学生を対象としたオーケストラ公演を平成25年2月に実施した。

引き続き、このように被災地を訪問しての演奏活動を通じて、被災地で暮らす方々の心のケアに貢献していきたい。

担当者の声

東京都交響楽団 首席トランペット奏者 岡崎 耕二

1 自己紹介及び担当業務の紹介

岡崎 耕二 首席トランペット奏者（平成17年10月1日入団）島根県益田市生まれ 武蔵野音楽大学卒

（参加した被災地支援事業）

(A)ボクとわたしとオーケストラ（オーケストラ公演）

- ・平成24年2月23日いわき芸術文化交流館アリオス（福島県いわき市）

(D)復興コンサート（アンサンブル公演、金管五重奏）

- ・平成24年7月7日折立市民センター（宮城県仙台市）

(E)Power of Sports in いわて（アンサンブル公演、金管五重奏）

- ・平成24年8月24日岩手県民会館（岩手県盛岡市）



筆者 岡崎 耕二
（東京都交響楽団首席トランペット奏者）

が楽しんでもらえるように心がけました。

2 支障になったこと・工夫したこと

自分たちにできることは、演奏を通じて喜んで貰うこと。少しでも被災された方々の気分が晴れるようにお手伝いしたい、勇気や希望を届けたい、悲しみを束の間忘れて音楽を楽しんで貰いたいと考えています。コンサートを聴いた後は笑顔で帰って貰えるようにと思いながらいつも演奏しています。

小編成公演では、クラシックの有名曲から、『津軽海峡冬景色』などの演歌や、ジブリなどアニメ音楽まで、皆さんに喜んで貰えるように選曲しています。また、演奏を一方向的に聴いていただくだけでなく、客席とトークのやりとりをして盛り上げたり、一人でも多くのお客さん

3 印象的なエピソード

福島県いわき市でのオーケストラ公演会場「いわき芸術文化交流館アリオス」は、震災当時は避難所にもなり、また客席には家族や友達を亡くした子供もいました。けれども客席の子供達の表情は明るく、コンサートを本当に楽しみにしていたことが判りました。全員合唱の『Believe』では子供達の元気な声が聞こえ、舞台と客席の心が一つになれたと思います。

アンサンブル公演では、子供からお年寄りまで笑顔で楽しんでくれて、特に3歳くらいの幼児が音楽に合わせてずっと楽しそうに踊っていたのが印象的でした。客席のどの表情にも演奏を心から喜んでいただけたことが窺えてとても

嬉しかったですし、今後も自分達の演奏が少しでも役立てればとやりがいを感じました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災地の復興は日本全体の問題だと思います。自分たちにできること「音楽を届ける」と

いう活動を今後も続けていきたいと思います。子供達がオーケストラと共に『Believe』を歌うのを楽しみにしていたようで、生き生きした笑顔が忘れられません。

演奏会では客席と一緒にできることを取り入れるなど、被災地の方々に心から喜んでもらえる演奏を届けたいと思います。



アンサンブル公演では子どもたちが楽しんで参加してくれました。チューバと大きさ比べ！（宮城県仙台市）



高校の吹奏楽部にて楽器の演奏指導と合奏指導を行いました。非常に熱心に取り組んでもらえたのでこちらも指導に熱が入りました。（福島県いわき市）

スポーツを通じた被災地支援事業（アスリート派遣事業）

スポーツ振興局 スポーツ事業部 事業推進課

1 事業実施の経緯・背景

昨年（平成 23 年）3 月 11 日に起こった東日本大震災で被災された岩手県、宮城県、福島県の被災 3 県の皆さまに、夢や希望をもって、復興に向かっていただくことを目的に、スポーツの持つ力を活用した被災地支援事業を実施することになった。

本事業は、昨年（平成 23 年）8 月から実施しており、本年度は 2 年目となる。

2 業務目的・規模・内容

【目的】

東日本大震災における被災地復興支援のため、被災県内における地域スポーツクラブ等にトップアスリートや経験・実績のある指導者等を派遣し、スポーツを通じて被災者に夢や希望を与えることで、子供たちの心のケアや地域復興の一助とすることを目的としている。

【規模・内容】

平成 23 年度 6 回（各県 2 回）3,876 名 平成 24 年度 7 回（各県 2～3 回）うち 5 回終了 5,884 名

- ①被災地の地域スポーツクラブ等の状況やニーズに基づいたプログラムを提供している。
- ②児童・生徒等を対象としたトップアスリート（指導者）による「大運動会」又は「講話」「スポーツクリニック」等、中高年者を対象とした「エコノミー症候群対策事業」を目的としたプログラム等を企画している。
- ③被災クラブの状況、イベントの様子、参加者や派遣アスリートのコメントなどを各関係団体のホームページ等に掲載するなどメディアに露出させることで、イベントを通じた支援の機運の盛り上げを図っている。
- ④アスリートを被災者等につなげることによって、長期的なスパンで支援（見守り）機能を持たせるようプログラムを工夫している。
- ⑤被災地外の地域スポーツクラブクラブ員等の関係者にも広く呼びかける等、交流を図ることにより、持続的な支援のきっかけをつくる工夫をする。
- ⑥派遣アスリートには、事前レクチャー等を実施し、現地情報や指導時の留意点を理解しておく。
- ⑦被災県大学との連携（学生ボランティアの活用）等により、被災地クラブのニーズ調査やイベントの周知などきめ細かな対応方法を工夫している。

3 これまでの成果・実績

表 1 のとおり

表1

平成23年度被災地支援事業（アスリート派遣）実績

回	会場（開催日）	事業名（開催日）	対象参加（予定）者数	実施種目 / 参加アスリート競技（指導） 歴
1	福島大 （福島県）	2011 青春スポフェス！ サテライト高校生スポーツ フェスティバル 平成23年8月17日(水)	高校生 359 名 ※ボランティアスタッフ等 含む	宇津木妙子（シドニー・アテネソフトボール日本代表監督）、萩原美 樹子（アトランタ女子バスケットボール日本代表）、ヨコゼッターラ ンド（バルセロナ・アトランタ全米代表）、野田朱美（アトランタサッ カー日本女子代表）、特別講演会 / 川上直子（元サッカー日本女子 代表 “なでしこ JAPAN” アテネ出場）
2	岩手大 （岩手県）	いわて大運動会—いわて スポーツクリニック— 平成23年8月27日(土) ～28日(日)	中学生 317 名 ※ボランティアスタッフ等 含む	柳本晶一（アテネ・北京全日本女子バレーチーム監督）、外山英明（バ スケットボール全日本代表）、寺本将司（世界剣道選手権大会団体・ 個人優勝）、鹿島鉄平（ソフトテニス全日本学生選手権大会個人優勝）、 井口雄一（ソフトテニス全日本インドア選手権大会優勝）
3	いわき市 総合体育館等 （福島県）	ふくしま大運動会 inいわき 平成23年11月13日(日)	小中高生、ファミリー等 1,982 名 ※ボランティアスタッフ等 含む	朝原宣治（北京4×100mリレー銅メダリスト）、岩城ハルミ（バル セロナバドミントン日本女子代表）、水井妃佐子（アトランタバドミン トン日本女子代表）、山口学（トランポリン世界選手権日本代表、ワ ールドカップ個人3位）等
4	石巻専修大 （宮城県）	2011 武道フェスティバル 石巻 平成23年11月27日(日)	幼小中高生等 524 名※ボランティアス タッフ等含む	講演会 / 玉木正之（スポーツジャーナリスト）、木和田大起（世界剣 道選手権 団体優勝 等）、薪谷翠（世界柔道選手権 優勝）、山田 ゆかり（世界空手道選手権大会 優勝）、岡本依子（シドニーテコン ド—銅メダル）
5	八幡平市安比 （岩手県）	いわて大運動会—ウィン タースポーツ編— 平成24年1月14日(土) ～15日(日)	親子 233 名 ※ボランティアスタッフ等 含む	今井博幸（ソルトレイククロスカントリー入賞）、ノルディック複合 / 三ヶ田礼一（アルペールビルノルディック複合優勝）、畑中みゆき（畑 中みゆきスキースクール / ソルトレイクシティ・トリノフリースタイル モーグル日本代表）
6	仙台大 （宮城県）	亘理・山元町中学校部活 交流大会 平成24年2月18日(土)	小中高生 391 名 ※ボランティアスタッフ等 含む	永富有紀（アトランタ女子バレー代表）、佐古賢一（バスケットボール 世界選手権日本代表）、天日謙作（bjリーグ 大阪エヴェッサヘッド コーチ）、米山篤志（元Jリーガー、サッカー元日本代表）、日下部基 栄（シドニー柔道女子 57キログラム級銅メダリスト、アテネ日本代表）、松 下浩二（バルセロナ・アトランタ卓球日本代表）

平成24年度被災地支援事業（アスリート派遣）実績

回	会場（開催日）	事業名（開催日）	対象参加（予定）者数	実施種目 / 参加アスリート競技（指導） 歴
1	岩手大 （岩手県）	パワーオブスポーツ in いわ て” スポーツの力で日本を 元気に” 平成24年8月24日(金)	一般 1,001 名 ※ボランティアスタッフ等 含む	朝原宣治（北京4×100mリレー銅メダリスト）、ノ岡本依子（シド ニーテコンド—銅メダル）、ノ根本慎志（シドニー車椅子バスケ日本代表 主将）、岩城ハルミ（バルセロナバドミントン日本女子代表）、水井妃 佐子（アトランタバドミントン日本女子代表）
		夏のいわて大運動会—い わてスポーツクリニック— 平成24年8月25日(土) ～26日(日)	中学生等 763 名 ※ボランティアスタッフ等 含む	朝原宣治（北京4×100mリレー銅メダリスト）、根本慎志（シド ニー車椅子バスケ日本代表主将）、岩城ハルミ（バルセロナバドミントン日 本女子代表）、水井妃佐子（アトランタ日本女子代表）、木和田大起（世 界剣道選手権 団体優勝 等）、西ヶ谷隆之（アトランタ予選サッカ ー日本代表）、長谷川誠（バスケットボール日本人初海外プロリーグ選 手、秋田ノーザンハピネッツブレインングマネージャー）
2	福島大 （福島県）	パワーオブスポーツ in ふく しま” スポーツの力で日本 を元気に” 平成24年9月2日(日)	一般等 142 名 ※ボランティアスタッフ等 含む	久保倉里美（北京・ロンドン400mハードル代表・ロンドン4× 400mリレー代表）、江里口匡史（ロンドン100m代表、4×100m リレー入賞）、伊藤正樹（ロンドントランポリン入賞）、増子恵美（日本 代表シドニー車椅子バスケ銅メダリスト）
		ふくしま大運動会（4時間 リレー） 平成24年9月2日(日)	中学生等 706 名 ※ボランティアスタッフ等 含む	久保倉里美（北京・ロンドン400mハードル代表・ロンドン4× 400mリレー代表）、佐藤敦之（北京男子マラソン代表）、佐藤真有（北 京女子4×400mリレー代表）、千葉麻美（北京女子400m・4× 400mリレー代表）、青木沙弥佳（北京女子4×400mリレー代表）、 佐藤美保（アテネ800m代表）
3	石巻専修大 （宮城県）	2012 武道フェスティバル 石巻 平成24年10月6日(金)	幼小中高生等 524 名 ※ボランティアスタッフ等 含む	講演会 / 玉木正之（スポーツジャーナリスト）、山本真理子（全日本女 子選手権 優勝）、ノ前田桂子（シドニー柔道代表）、土屋秀人（世界 大学空手道選手権大会 男子形 優勝）、原田めぐみ（アテネフェン シング女子エヘ代表）
4	夢クラブ （宮城県）	スポーツフェスタ in 七ヶ浜 平成24年10月8日(月・ 祝)	小中高生 193 名 一般 166 名 計 359 名 ※ボランティアスタッフ等 を含む	元木由記雄、平尾剛（ラグビー元日本代表）、ハンドボール / 中川善雄 （トヨタ自動車東日本監督・元日本代表主将）、青戸あかね（元日本代 表主将）、冨本栄次（元日本代表コーチ）、平瀬智行（シドニーサッカー 日本代表）等
5	いわき市 総合体育館等 （福島県）	パワーオブスポーツ in ふく しま” スポーツの力で日本 を元気に” 平成24年10月20日(土)	小中高生、ファミリー等 534 名 ※ボランティアスタッフ等 を含む	朝原宣治（北京4×100mリレー銅メダリスト）、太田雄貴（フェンシ ング北京個人・ロンドン団体銀メダリスト）、岡本依子（シドニーテコ ンド—銅メダリスト）、平野早矢香（ロンドン卓球日本女子団体銀メダ リスト）
		ふくしま大運動会 inいわき 平成24年10月20日(土)	小中高生、ファミリー等 2,196 名 ※ボランティアスタッフ等 を含む	朝原宣治（北京4×100mリレー銅メダリスト）、江里口匡史（ロン ドン100m代表、4×100mリレー入賞）、三浦淳寛（シドニーサッカ ー出場）、永富有紀（アトランタ女子バレー代表）、平野早矢香（ロン ドン卓球日本女子団体銀メダリスト）、伊藤正樹（ロンドントランポリン 入賞）、岸彩乃（ロンドントランポリン日本代表）

職員派遣

教員派遣

都庁各局支援事業

任期付職員派遣

現地事務所

都庁各局支援事業

スポーツを通じた被災地支援事業（アスリート派遣事業）

担当者の声

スポーツ振興局 スポーツ事業部 事業推進課
競技スポーツ係 石崎 万理

1 やりがいや成果

トップアスリートと被災地の子ども達とのトークや触れ合いイベントによって、スポーツの楽しさや素晴らしさ、交流の広がり、様々な障害や苦難を乗り越え勝利を得るまでの逸話や、目指すべき人間像として、トップアスリートを身近に感じることによって、復興に向けた勇気や元気を感じてもらえることができたのではないかと、子供達の笑顔や目の輝きを見て感じる。

2 得られた教訓

押し付けにならないように、地元の大学や広域スポーツセンター（県体協）、地域スポーツクラブ等から構成される実行委員会を核に、其々のニーズに沿った事業を展開してきた。今後も、刻々と変化する復興の状況に合わせて、少しでもこの事業が復興の後押しにつながる支援を展開していきたい。

3 その他気がついたこと

当初は、スポーツ施設が避難所や遺体安置所、支援物資倉庫等に使用され、時間の経過と共にグラウンドは仮設住宅などに転換されたが、本来の“スポーツを行う場所”としての機能を果たせる状態ではなかった。よって、比較的被災が少なく、大人数が活動できる場所として、各大学の施設を使わせていただくことになった。さらに、所属する学生にも参画いただきイベントを盛り上げていただいた。今年度は、復興も少しずつ進み、各地域で実施できるようになってきている。しかし、本来の日常に戻るまでには未だ時間が必要であると感じる。沿岸部には、未だ瓦礫がうずたかく積まれた状態である。

4 写真



平成 23 年度「ふくしま大運動会 in いわき」にて、朝原氏（北京オリンピック 4 × 100m リレー銅メダリスト）のタイムを縮めるメソッドを指導



高校生に千本ノック体験の宇津木氏（前 全日本女子ソフトボール元監督）平成 23 年度「2011 青春スポーツフェス！ サテライト高校生スポーツフェスティバル」にて



子ども達からの質問に答える太田雄貴氏（北京オリンピック個人・ロンドンオリンピックフェンシング団体銀メダリスト）平成 24 年度「パワーオブスポーツ in ふくしま」にて



ロンドン金メダリスト（小原氏、米満氏、伊調氏）と歴代オリンピック・パラリンピアン 平成 24 年度「パワーオブスポーツ in いわて」にて



クリニック後に中高生から囲まれる江里口匡史氏（ロンドンオリンピック 100m 代表、4×100m リレー入賞）平成 24 年度「ふくしま大運動会 in いわき」にて



基礎が大切だ、と真剣指導の柳本氏（前 全日本女子バレーボール監督）平成 23 年度「いわて大運動会—いわてスポーツクリニック—」にて



ボールを使った遊びで、子ども達を引き付ける元木氏（ラグビー元日本代表）平成 24 年度「スポーツフェスタ in 七ヶ浜」にて



一人ひとり丁寧に指導の松下氏（バルセロナ・アトランタ卓球日本代表）平成 24 年度「巨理・山元町 中学校部活動交流大会」にて



「武士道とは何か」を幅広い切り口で語る玉木氏（スポーツジャーナリスト）平成 24 年度「2012 武道フェスティバル石巻」にて



会場が人であふれた平野氏の指導（ロンドンオリンピック卓球日本女子団体銀メダリスト）平成 24 年度「ふくしま大運動会 in いわき」にて



吹雪の中、岩手県沿岸部から参加したファミリーと歩くゆりと 平成 24 年度「いわて大運動会—いわてスポーツクリニック in 安比—」にて

スポーツを通じた被災地支援事業（被災地交流事業）

スポーツ振興局 スポーツ事業部 事業推進課

1 事業実施の経緯・背景

「アスリート派遣事業（P.244）」を参照。

2 業務目的・規模・内容

【目的】

スポーツの持つ力を活用し、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の方に夢や希望をもって、復興に向かっていただくことを目的とする。

【規模・内容】

①スポーツ招待交流事業

被災3県の少年少女スポーツ団体・チーム等を東京に招待し、合同練習、交流試合などスポーツを通じて東京の少年少女と交流する。

②スポーツ観戦招待事業

被災地では見ることが難しい国際スポーツ大会に被災3県の子供たちを招待し、観戦やバックヤードツアーを実施。

③東京マラソン 10km コース招待事業

東京マラソンの10kmコースに被災3県の高校生100人を招待。

3 これまでの成果・実績

①スポーツ招待交流事業

23年度＝3回実施（いずれも8月中）、参加者合計262名

24年度＝6回実施（いずれも8月中）、参加者合計474名

②スポーツ観戦招待事業

23年度＝2回実施（・世界体操東京2011（10月）、282名参加 ・FINA競泳ワールドカップ東京2011（11月）、88名参加）

24年度＝2回実施（・2012女子レスリングワールドカップ（5月）、84名参加 ・東レパンパシフィック・テニス2012（9月）、88名参加）

③東京マラソン 10km コース招待事業

23年度＝東京マラソン2012の10kmコース（2月）、105名参加。

24年度（予定）＝東京マラソン2013の10kmコース（2月）、100名申込

担当者の声

スポーツ振興局 スポーツ事業部 事業推進課
競技スポーツ係 今野 聡子

1 やりがいや成果

どの事業でも、初日の子供たちは緊張した様子だが、時間が経つにつれ、新しい出会いとスポーツの魅力に触れた子供たちの表情が、キラキラと輝きだし、笑顔が見られるようになる。その笑顔を見てみると、『応援している』という東京都の気持ちが伝わったと感じられ、こちらもエネルギーをもらっている。



2 得られた教訓

スポーツの持つ力の大きさには、各事業を行う度に再認識させられている。スポーツという共通点があることで、交流の際にも子供たちは早く親しくなれる。観戦の際では、アスリートが持つ“本物”の凄さ、迫力を間近でみることで、大きな感動を与えることができている。



3 その他気がついたこと

被災地支援事業を実施していくなかで重要なことは、押し付けではなく、被災地の皆さんが“主役”となれる支援を続けていくことだと感じている。

数々の支援策を東京都は行っているが、スポーツが持つ力、スポーツによる交流は、真っ直ぐに子供たちの心に届いているように思う。



4 写真

上から、スポーツ招待交流事業（サッカー、野球、バレーボール）と、観戦招待事業（東レパンパシフィックテニス）



災害廃棄物処理支援

環境局 廃棄物対策部 一般廃棄物対策課

1 事業実施の経過

- 平成 23 年 5 月 ・「東京緊急対策 2011」において、災害廃棄物受入を発表。
- 6 月 ・東京都議会第 2 回定例会において、知事の所信表明。
「被災地の復旧に立ちはだかる瓦礫については、区市町村や民間と共同し、都内に受け入れ処理に協力していく。」
- 7 月 ・東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱の策定（処理スキームを構築）
- 9 月 ・岩手県と災害廃棄物の処理基本協定を締結
- 11 月 ・岩手県宮古市災害廃棄物（混合廃棄物）の受入処理を民間処理業者で開始
- ・宮城県女川町災害廃棄物の受入に係る基本合意を締結（特別区長会、東京都市長会、宮城県、女川町、東京都）
- ・宮城県と災害廃棄物の処理基本協定を締結
- 12 月 ・東京二十三区清掃一部事務組合が女川町災害廃棄物の焼却試験（大田、品川）
- 平成 24 年 2 月 ・女川町災害廃棄物の受入に関する住民説明会を開始（平成 24 年 2 月～ 10 月）
（23 区：22 回実施、多摩地域：9 回実施）
- 3 月 ・東京二十三区清掃一部事務組合（19 清掃工場）が女川町災害廃棄物の受入処理を開始
- 6 月以降 ・多摩地区の 7 清掃工場で女川町災害廃棄物の受入処理を開始
（西多摩衛生組合、日野市、多摩ニュータウン環境組合）
（柳泉園組合、多摩川衛生組合、町田市、八王子市）
- 6 月 ・宮城県石巻市の災害廃棄物（廃置）の受入処理を民間処理業者で開始
- 7 月 ・岩手県大槌町災害廃棄物（混合廃棄物）の受入処理を民間処理業者で開始
- 8 月 ・宮城県石巻市災害廃棄物（混合廃棄物）の受入処理を民間処理業者で開始

2 事業概要

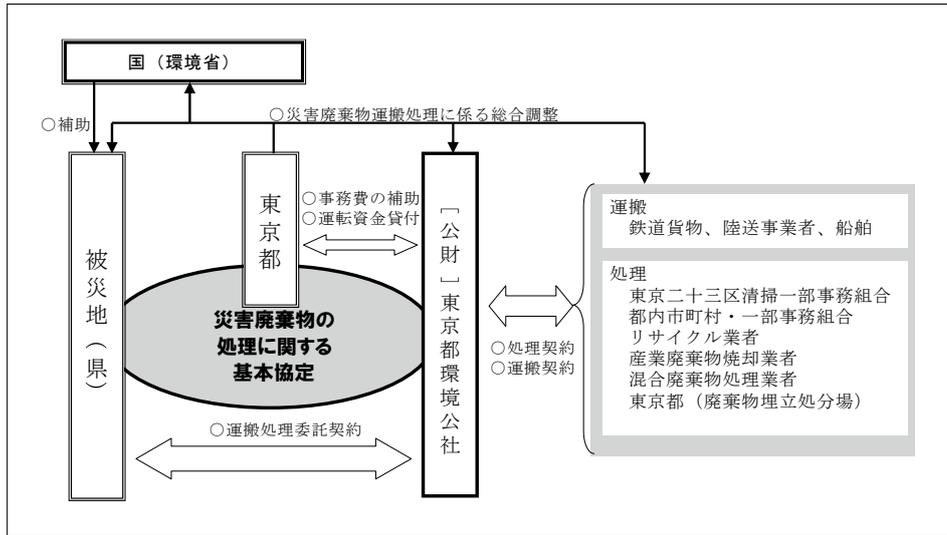
1. 概要

災害復興に向け、岩手県と宮城県、東京都及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内（首都圏）に運搬し、都内自治体や民間事業者が協力して破碎・焼却等の処理を円滑に行えるシステムを構築した。

○ 災害廃棄物受入予定

平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 箇年度

- ・ 災害廃棄物の種類
可燃性廃棄物（木くず等）、廃畳、混合廃棄物、焼却灰
- ・ 処理方法
リサイクル、破碎、焼却、埋立



2. 事業スキームのメリット

○ 処理自治体側（都内自治体等）

- ➔ 災害廃棄物の性状や安全性の現地確認、受入基準に適した処理先を公社が調整
- ➔ 国の補助金を待たず、処理費用の迅速な支払いが可能
- ➔ 被災自治体への処理費用請求手続きを公社が対応

○ 被災自治体側（岩手県及び宮城県）

- ➔ 被災地から中間処理施設、最終処分場までの全ての工程を一貫して委託可能
- ➔ 船舶や鉄道貨物などによる大量輸送により、迅速かつ効率的な運搬ができる。

3 これまでの成果・実績

■ 受入処理状況（平成 24 年度までの実績・予定）

搬出元	種類	搬出期間	受入予定量 (t)	
			実績量 (t) (H25.2 末現在)	(H25.3 予定)
岩手県宮古市	混合廃棄物	H23.11 ~ H24.6 (終了)	18,011	18,011
岩手県大槌町	混合廃棄物	H24.7 ~ H25.4 (延長)	17,702	21,000
宮城県女川町	可燃性廃棄物	H24.3 ~ H25.3	28,930	31,500
宮城県石巻市	廃畳	H24.6 ~ H24.11 (終了)	7,051	7,051
	混合廃棄物	H24.8 ~ H25.3	18,684	23,000
合計			90,378	100,562

■受入処理の成果（被災地仮置場の状況変化）

岩手県宮古市宮古運動公園仮置場

搬出前の状況（平成 23 年 11 月 30 日撮影）



宮古市内で最大の一次仮置き場で、後方の山も見えないくらい災害廃棄物がうず高く積まれていた。

搬出後の状況（平成 24 年 6 月 28 日撮影）



災害廃棄物（混合廃棄物）が全て運びだされ、津軽石川の水門が見えるようになった。

搬出開始時の状況（平成 24 年 6 月 16 日撮影）



女川港の埠頭に、震災直後に災害廃棄物を集められていた。

搬出中の状況（平成 24 年 10 月 26 日撮影）



災害廃棄物の仮置き場の場所に、冷凍冷蔵庫が完成。

4 今後の予定

平成 25 年度は新たに岩手県陸前高田市、釜石市から受け入れを行い、被災地の復興・復旧の妨げとなっている災害廃棄物の処理を支援していく。

搬出元	種類	搬出期間	受入量 (ト)
岩手県陸前高田市	混合廃棄物	H25.4 ~ H25.12	29,000
岩手県釜石市	混合廃棄物	H25.4 ~ H25.12	21,000
合計			50,000



陸前高田市仮置場の状況（平成 24 年 12 月 19 日撮影）



釜石市仮置場の状況（平成 24 年 12 月 20 日撮影）

都庁各局支援事業

災害廃棄物処理支援

担当者の声

環境局 廃棄物対策部 一般廃棄物対策課

荒井 和誠

1 震災以降の担当業務

平成23年3月11日の東日本大震災発生時は、東京たま広域資源循環組合で電気主任技術者（6万ボルト受電設備）として、廃棄物処理施設である東京たまエコセメント化施設の運営管理を担当していた。震災後は、東京電力株式会社の計画停電による、電気設備の損壊、故障及び誤作動等を防止するため、電気保安監督責任者として、3月末まで土日祝日もない出勤状況であった。

4月に、環境局廃棄物対策部資源循環推進課に異動すると同時に災害廃棄物処理支援の特命を受け、8月に同部一般廃棄物対策課災害廃棄物処理支援担当係長の兼務となった。



東京たまエコセメント化施設（全景）

24年4月に同課災害廃棄物処理支援担当係長に異動となり、災害廃棄物処理支援事業の運営管理及び、災害廃棄物の処理基本協定に基づく、岩手県・宮城県との受入に関する総合調整を担当している。

2 当該事業を進める上で工夫したこと

(1) 苦情・抗議の対応

23年3月以降、都内で水道水、下水道汚泥の焼却灰及び清掃工場の焼却灰等から放射性物質が検出されたことを受け、災害廃棄物にも高い放射性物質が含まれているというブログやツイッター等の書き込みが広がり、9月30日に岩手県と協定を締結してから、11月3日に宮古市の災害廃棄物を受入れるまでに、3,000件を超える苦情・抗議が殺到した。これに部内職員全員で対応し、被災地の搬出工程の中で、3回の放射線量率を測定し、月に一回、災害廃棄物の放射性物質濃度を測定することにより、搬出基準をクリアしたものだけを受入処理する仕組みであることを、粘り強く丁寧に何度も説明を繰り返した。

石原知事（当時）が、「（放射線量率などを）測って、なんでもないものを持ってくるんだから『黙れ』と言えばいい」「放射線が出ていれ

	測定対象	測定内容	測定頻度	搬出基準
①	選別後の災害廃棄物の全量	放射線量率	1時間毎又は一日毎で全数	バックグラウンド（災害廃棄物の影響を受けない地点）の3倍以内
②	選別後の災害廃棄物のサンプル	遮蔽線量率（遮蔽体内の放射線量率）	コンテナごと	遮蔽体内が空の状態から0.01 μ Sv/h以内
③	災害廃棄物積み込みコンテナ	放射線量率	コンテナごと	有意に高くないことを確認

被災地における放射線量率測定概要

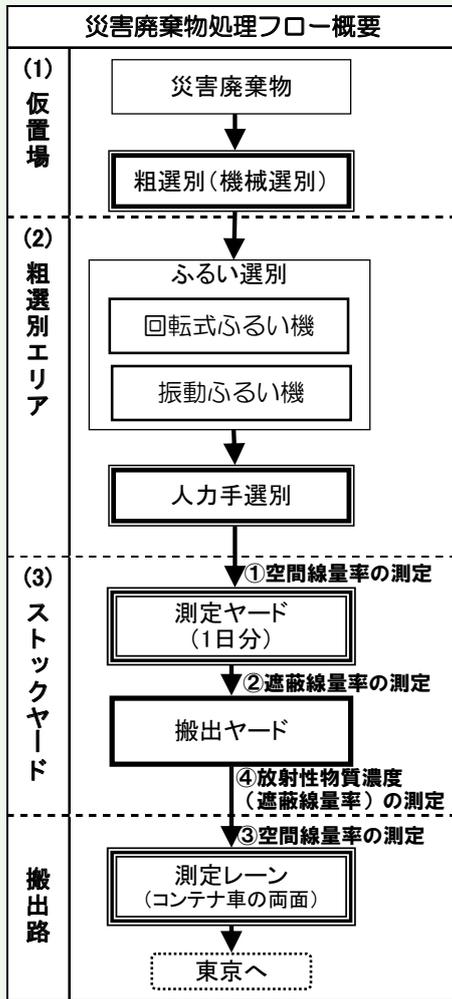
職員派遣

教員派遣

都庁各局支援事業

任期付職員派遣

現地事務所



処理フロー概要(岩手県宮古市)

ば別だが、皆で協力して力があるところが手伝わなければしょうがない。」と定例記者会見で話した。その報道を見た被災地の方々からは、被災地で言えないことを言ってくれたと感激されたことが印象に残った。また、「苦情に負けず被災地のために頑張る。」というような応援電話が寄せられた。このとき、全国的に広域処理が行き詰っている中で、風向きが変わったなど実感した瞬間だった。

(2) 迅速かつ正確な測定結果の情報公開

被災地における災害廃棄物の放射線量率は、(公財)東京都環境公社の職員が被災地に常駐し、公社から委託を受けた専門の測定会社が測

定している。その測定結果は、原則、搬出日に環境局ホームページに公開している。こうして、災害廃棄物が東京へ到着する前に、搬出側での正確な測定結果を公開し、都民に安全、安心できるような災害廃棄物の受入処理を進めている。

(3) 搬出、運搬及び受入計画の総合調整

災害廃棄物を円滑に受入処理していくためには、被災地における搬出計画(積込能力、選別量及びストック量)、公社の輸送計画及び都内処理施設の受入処理計画をマッチングさせるとともに、貨物列車の運休等の状況の変化に柔軟な対応で進行管理を行っている。具体的には、現在月に2回程度、岩手県大槌町、宮城県石巻市及び女川町において、搬出計画と輸送計画及び受入処理計画の調整を図る定例会議を行っている。

3 印象的なエピソード

23年6月に、宮城県女川町に災害廃棄物処理支援に関する事前調査を行ったときは、瓦礫が町中に溢れ、仮置場へ集めている状況だった。また、仮置場を中心に、酷い悪臭とハエ等の害虫が大量に発生して、陸上競技場の控え室(女川町仮役場)で、女川町役場職員がハエ叩きでハエを払いながら打合せをしていた。瓦礫の発生状況を確認した際には、女川町の埠頭で、女川町の担当職員から、「ここで毎年秋刀魚祭りをしていたのに・・・」と落胆している姿を目にした。女川町の仮置場は、もともと商店や住宅等が密集していた場所を地権者の了解をとる時間もなく、町中に溢れた瓦礫が集積されていた。この頃に、全国的に広域処理が行き詰る報道があり、女川町から本当に受入できるのかと心配された時期もあった。

しかし、東京23区や多摩市町村の全面的な

協力により、24年3月から受入が順次始まった。女川町で初めての搬出した後に女川町関係者の「澄み切った心からの笑顔」を見られたことが、この事業で苦勞したことを忘れられるくらい、本当に嬉しかった。

24年10月に、女川町は東京都民の皆さんへのお礼のために、日比谷公園で「秋刀魚祭り」を開催し、都民に秋刀魚を振舞った。そこで23年6月に瓦礫置場を案内した女川町の担当職員から「お礼のために秋刀魚を都民の皆様へ振舞ったのに、それ以上に義援金などの支援をまた受けてしまった。」と言われた。私も秋刀魚を美味しく頂きながら、一日でも早く被災地が復興できるよう、災害廃棄物処理支援事業に全力で取り組もうと新たに決意したところである。

災害廃棄物の輸送で印象に残ったことは、災害廃棄物専用の鉄道貨物列車が運行したことである。宮城県石巻市や女川町の災害廃棄物の輸送拠点として、24年10月に復旧した石巻港貨

物駅を利用し、効率的な輸送が実現した。貨物列車一編成全てに災害廃棄物用のコンテナが積載され、被災地である石巻市から東京へ運ばれる風景は、被災地にとっても災害廃棄物の処理が進んでいると実感できるものである。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

東京都内でも何時発生するかわからない震災に対して、震災後、必ず必要になる災害廃棄物の処理を経験したことは貴重なものだと感じている。特に、大規模な震災であればあるほど近隣県も被災してしまうため、近隣県での災害廃棄物の処理支援が困難になることを痛感した。そういった意味で、広域処理が必要となった場合には、この東日本大震災における災害廃棄物の受入側の経験を活かし、他自治体への働きかけや処理事業の実務面で活躍できると自負している。

今後、これらの貴重な経験を災害廃棄物処理支援事業の成果としてまとめ、何時起きるかわからない大震災に備え、関係する職員にも引き継いでいくよう働きかけていく。



東京二十三区清掃一部事務組合中央清掃工場初搬入
(24年3月2日撮影)



日比谷公園の秋刀魚祭り
(24年10月20日撮影)



石巻港貨物駅の列車発車風景
(24年11月28日撮影)

被災地応援ツアー

産業労働局 観光部 振興課

1 事業実施の経緯・背景

東日本大震災等の発生により、被災地では観光客が大きく落ち込み、地域経済の中核を担っている観光産業の回復に向けた復興支援が必要とされていた。そこで、都は、被災地への旅行を促進し、現地での宿泊や飲食、地域特産品の購入等の消費を喚起することを通じて地域経済の活性化による復興支援を行うこととし、平成 23 年 9 月から緊急対策の一環として本事業を開始した。

平成 24 年度については、原発事故等の影響により被害が大きい福島県を対象として実施している。

2 事業の目的・規模・内容等

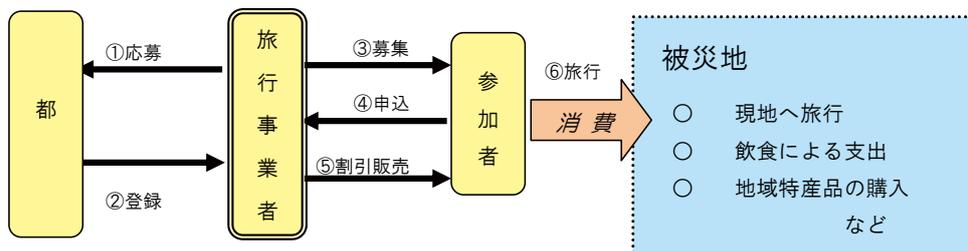
<事業内容>

都内旅行事業者が企画し、「被災地応援ツアー」に指定した旅行商品に申込みをして旅行する場合、旅行代金の一部を割引くことで、被災地への旅行を促進する。

平成 23 年度は、岩手、宮城、福島の被災三県などを目的地とする宿泊旅行を対象として、参加者一人につき、1泊 3,000 円、延べ 50,000 泊分の宿泊助成を実施した。

また、平成 24 年度は、原発事故等の影響により被害が大きい福島県を対象とし、新たに日帰り旅行も加え、参加者一人につき、宿泊は 1泊 3,000 円、延べ 40,000 泊、日帰りは 1回 1,500 円、延べ 15,000 回の助成を行っている。

<事業スキーム>



都内旅行事業者向け事業説明会において、福島県や現地の観光協会と連携して実施した県内観光 PR の様子



公共交通機関の電子広告を活用した PR

3 当該事業の特徴

(1) 旅行者ニーズを踏まえた商品開発

個人旅行、募集型の団体旅行、町内会旅行や社員旅行のような手配型団体旅行のいずれであっても本事業の対象旅行商品であり、現地への交通手段についても、鉄道、バスのほか、自家用車による旅行も可能とするなど、旅行者のニーズを踏まえた商品開発を行っている。

(2) 簡便な手続

本事業は、旅行会社の窓口で都内在住、在勤、在学であることを証明すれば、旅行代金から助成金額が割り引かれるもので、利用者の利便性を考慮した簡便な手続方法となっている。

4 これまでの成果・実績

平成 23 年度については、約 130 社の旅行事業者が本事業に登録し、50,000 泊の宿泊助成が完売するなど、広く都民の方々が本事業を利用して被災地を訪れた。本事業を通じて被災地へ旅行された都民の方からは、本事業が被災地への旅行のきっかけとなったとの意見を多数いただいている。また、受入側の観光事業者からも多数の感謝の声をいただいております。また、本事業が被災地の観光振興による復興支援の一助となったことがうかがえる。

さらに、平成 24 年度については、約 270 社の旅行事業者が登録し、福島県は都内からの日帰り旅行圏内でもあることから、宿泊に加えて新たに日帰り旅行も対象として事業を展開しており、引き続き多くの都民の方々が被災地を訪れている。

5 今後の予定・展望

本事業については、平成 23 年度は被災三県（岩手、宮城、福島）を主な対象地域とし、平成 24 年度からは、原発事故の影響等で被害が大きい福島県を対象地域として実施している。また、福島県の観光振興による復興支援に関しては、都は、緊急対策としての本事業をはじめ、東京観光情報センターなどにおいて、パンフレットコーナーを設置し、四季折々の魅力やイベント情報を紹介するなど、広く福島県の観光資源を PR しているところである。

なお、福島県を対象とした被災地応援ツアーについては、平成 25 年度も継続して実施する予定である。

担当者の声

産業労働局 観光部 振興課 観光まちづくり係
調整担当係長 遠藤 洋明

1 自己紹介及び担当業務の紹介

平成24年4月から産業労働局観光部配属となり、被災地応援ツアー業務を担当している。

観光まちづくり係では、同事業に加え、観光振興を通じて生まれる地域での交流や賑わいの創出が地域活性化に繋がるとの考えのもと、各地域が主体的に取り組む、観光資源の掘り起こしや再発見による魅力的な価値を創出する取組等への支援を実施している。

2 支障になったこと・工夫したこと

当該事業の実施に当たっては、庁内をはじめ、被災地や多数の関係部署との調整が必要であったこと、福島県内の復興状況が地域間でバラツキがあり、県内全域に本事業を利用して都民が訪れ、県全体の復興を後押ししていくことが必要であったこと、限られた予算の中で、復興支援に協力したいという都民及び都内旅行者が広く利用できるような仕組み作りが必要であったことなど、様々な課題があった。

そこで、こうした課題に対応するため、以下のような取組を実施した。

(1) 都庁内外を問わず広く様々な機関との連絡調整の実施

当該事業の受託者である公益財団法人東京観光財団との連携を密に行い、協力旅行者の催行状況など現場ニーズを把握するとともに、都庁内関係部署との迅速な情報共有を実施し、さらには、被災地の復興状況、観光客回復状況等の情報収集を広く行った。

(2) 事業効果を高めるための工夫・取組

本事業に関する都内旅行者への説明会の場を利用し、福島県や現地の観光協会と連携し、都内旅行者との情報交換の機会を設け、福島県内各地の観光施設や宿泊施設等をきめ細かく紹介してもらうことにより、県内全域の観光PRの充実の促進を図った。

(3) 公平公正な事業実施の確保

平成24年度上期の募集では、旅行者の受付を先着順としたが、被災地支援の取組に協力したいという多くの旅行者からの申込みが殺到し、受付開始日の早朝から行列ができるなどの混乱があった。そのため、下期の募集では、事前の書類受付を行い、募集設定泊数・人数を超えた場合には抽選を実施する方式へと変更を行った。募集方法の変更に当たっては、旅行者への事前説明会を開催するなど、周知徹底を図ることで混乱を防止することができた。

3 印象的なエピソード

本事業を通じて被災地へ旅行された都民の方からの、被災地復興支援の一助となれたことの喜びの声を多数いただいたこと、被災地からも本事業を通じた復興支援への感謝の声を多数いただいたことなどが大いに励みとなった。

また、被災地の宿泊施設の女将の会や被災県の観光担当者から現地の観光を取り巻く厳しい状況を聞く機会も多く、その際にも本事業が被災地を元気づけ、復興支援の一助となっている旨の言葉をいただき、大きなやりがいを感じているところである。

4 今後の都政に活かせること・ 活かしたいこと

本事業を通じて、刻々と変化する被災地の状況に応じて、迅速かつ的確な情報収集・分析を行い、状況に応じた柔軟な改善策の検討・実施をしていくことの重要性を改めて認識させられた。また、実施に当たっては、多数の関係部署

との連絡調整を通じて、今まで以上に論理的かつ説得力がある、分かりやすい説明を行い、建設的な議論を重ねていくことの重要性についても痛感させられたところである。

本事業に携わり得られたこれらの教訓を踏まえ、今後の都政に幅広く活かしていきたいと思う。

被災地農水産物流通支援制度

中央卸売市場 事業部 業務課

1 事業実施の経緯・背景

東日本大震災により、農水産物の産地が甚大な被害を受けた。また、福島原発事故に伴う放射能汚染により、農水産物が出荷制限や出荷自粛、風評被害を受け出荷が困難な状況となった。東京都にとって、このような状況を放置すると、供給不足や価格騰貴など都民の食生活に影響を及ぼす事態が想定された。

2 事業の目的・規模・内容等

1 目的

東日本大震災により被災した出荷者が、東京都中央卸売市場及び都内地方卸売市場に農水産物を出荷した場合、その出荷金額に応じて都が「流通支援金」を交付する。もって、震災による直接被害や風評被害を受けた被災地農水産業の復興を支援し、農水産物の東京への安定的な出荷を確保する。

2 制度の概要

- (1) 交付対象者 東日本大震災により被害を受けた出荷者で、東京都中央卸売市場及び都内地方卸売市場に対して、水産物又は青果物（野菜・果実）の出荷を行った者。
- (2) 対象県 【水産物】：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県
【青果物】：岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
- (3) 交付率、交付方法
 - ① 出荷者の出荷金額に応じて流通支援金を交付。交付率及び出荷金額は下表のとおり。

区分	支援金交付率	最低出荷金額
水産物	1,000 分の 12	500 万円以上
野菜	1,000 分の 14	500 万円以上
果実	1,000 分の 7	1,000 万円以上

- ② 交付申請に当たっては出荷者の「り災証明書」等の提出を条件とする。
- (4) 交付対象期間 平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日まで。
- (5) 申請期間 平成 24 年 2 月 1 日（水）から平成 24 年 2 月 21 日（火）まで。
- (6) 事業費 平成 23 年度：約 16 億円

3 当該事業の特徴

本制度は、東日本大震災を受け、都が独自に制度を構築して実施した事業である。

4 これまでの成果・実績

出荷者に対して広く周知を行い、手続方法も利用し易い制度とした。その結果、申請件数で約 630 件、予算執行額も約 13 億円に達した。出荷者からは、感謝の気持ちを表した礼状も送られてきた。

こうした成果を踏まえ、平成 24 年度は特に被害が甚大であった被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）について、同事業を実施しているところである。

都庁各局支援事業

被災地農水産物流通支援制度

担当者の声

中央卸売市場 事業部 業務課

業務指導係 河除 智哉

1 通常の担当業務の紹介

普段担当している業務は、場内事業者に対する業務指導・監督業務、水産物における各種統計に関する事務及び各市場との連絡調整をしております。

2 支障になったこと・工夫したこと

支障になったことではありませんが、前例のない事業であったこともあり、試行錯誤の中でとにかく進めていくしかないという状況でした。なにより「支援金」という性質上、できる限り早く交付まで行わなければならないことを念頭に、効率化を図りながら進めていきました。

3 印象的なエピソード

支援金を受け取られた方から、様々に活用し大変役に立ったとのお礼の手紙が届いたときには、この事業に関わることができて良かったと改めて思いました。普段、業務においてお礼をいただくことは少なく、被災地の厳しい状況のなかで再び事業を継続しようと決意されている方々に少しでもその応援ができたことは、私だ

けでなく、事務局と致しましても大変嬉しいものでした。

また、本事業を進めるに当たっては、市場内の業界をはじめ、多くの他部署の協力を得られなければ不可能であり、部署を越えて1つずつ課題をクリアして事業をやり遂げることができたときには、大きなやりがいを感じられました。

合わせて、通常の業務では関わることのない生産者サイドの方々と実際にやり取りすることができ、市場行政が食品流通の重要な担い手であることも実感できました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

食品・流通の分野における震災の影響は大きく、申請者の中には様々な事情で必要書類が揃わないとのお問い合わせがございましたが、書類が揃うようご相談させていただきながら事業を進めていきました。申請の受付業務においても、お一人ずつ丁寧に対応し、ご相談には前向きに検討することは、通常業務においても大切なことと思います。こうした姿勢はいつも心掛けていきたいです。



職員派遣

教員派遣

都庁各局支援事業

任期付職員派遣

現地事務所

東京都による都内避難者

1 都内避難者数の推移

- 都内避難者数は、震災以降増加を続け、平成24年4月に9,505名と最大となったが、その後は逡減傾向にあり、
- 復興庁の全国都道府県別調査は、平成23年6月から毎月実施されており、下表の数値は当月上旬現在のものである。

	23年度												
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
都内避難者数 (復興庁の全国都道府県別調査より)	-	-	-	6,929	6,611	7,245	8,487	7,946	8,354	8,973	9,106	9,148	9,292

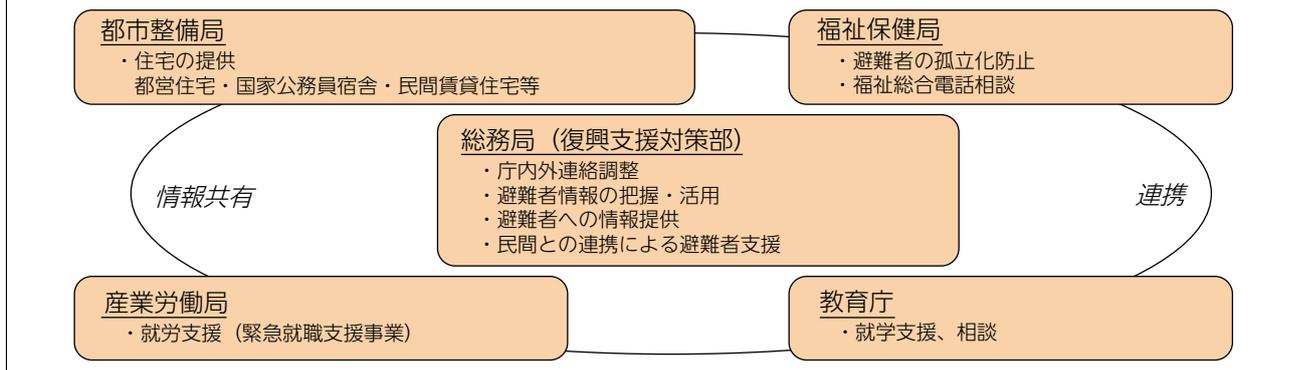
2 都による受入れの経緯

- 震災まもなく、平成23年3月17日から東京武道館、味の素スタジアム、同月3月22日から東京ビッグサイトの
- その後4月以降は、避難の長期化に伴う避難者の方々の精神・肉体的負担を軽減し、かつ増え続ける新たな避難者の
- 都営住宅や国家公務員宿舎等においても、4月以降一時提供住宅としての受入れを行っていたが、更なる避難の長宅に位置づけた。これら都の応急仮設住宅の入居期間は、これまで数度の延長を行い、平成25年2月現在は入居

種別	施設名 (所管局)	23年度													
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
避難所	東京武道館 (スポーツ振興局)	←→		期間：平成23年3月17日～4月24日 最大受入数：362名											
	味の素スタジアム (スポーツ振興局)	←→→			期間：平成23年3月17日～5月22日 最大受入数：187名										
	東京ビッグサイト (産業労働局)	←→		期間：平成23年3月22日～4月24日 最大受入数：162名											
	グランドプリンスホテル赤坂 (都市整備局)	←→→→				期間：平成23年4月9日～6月30日 最大受入数：788名									
	東京セントラルユースホテル (産業労働局)	←→→			期間：平成23年4月3日～7月15日 最大受入数：58名										
	都職員共済組合施設 (職員共済組合)	←→→→→					期間：平成23年3月18日～7月31日 最大受入数：158名								
	都内ホテル・旅館等 (産業労働局)	←			←→						→				期間：平成23年4月24日～12月15日 最大受入数：549名
住宅 応急仮設	都営住宅・国家公務員宿舎等 (都市整備局)	←→→→→→→→→→→→											新規相談(12月28日)受入終了		
	民間賃貸住宅 (都市整備局)	←→→→→→→→→→→→													

3 都各局の主な役割

- 都庁各局が情報共有、連携しながら避難者支援策を実施 (以下は主なものを記載)



職員派遣

教員派遣

都庁各局支援事業

任期付職員派遣

現地事務所

への支援について (概要)

平成25年2月現在は9,078名となっている。

(単位：名)

24年度										
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
9,505	9,493	9,453	9,447	9,448	9,397	9,222	9,227	9,177	9,095	9,078

都立施設において、災害救助法上の避難所としての緊急受入れを実施した。方々に対応するため、グランドプリンスホテルや都内ホテル・旅館等の事業者施設を避難所として活用し、受入れを継続した。期化や避難者の増大に対応して、6月20日から民間借上住宅における受入れを開始するとともに遡及して応急仮設住宅から3年間となっている。

24年度													25年度	26年度
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
期間：平成23年4月1日～入居から3年間を予定 受入数：3,669名、1,496世帯（平成25年1月31日現在）													→	
期間：平成23年6月20日～入居から3年間を予定 受入数：953名、424世帯（平成25年1月31日現在）													→	

4 避難生活の長期化を踏まえた支援

- 被災地の復旧・復興に向けた取組が徐々に進む一方で、特に福島県からの避難者を中心に避難生活の長期化が見込まれる。
 - 都内避難者からも、住宅の提供など長期化する避難生活を支える支援へのニーズが大きい。
 - 被災県の要請や避難者の要望に応え、都内で安心して避難生活を送れるよう、生活全般にわたる支援を以下のとおり実施していく。
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・都営住宅、国家公務員宿舎、民間賃貸住宅等 ○窓口・相談 <ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口相談 ・福祉総合電話相談 ・就職相談 等 ○各種支援策の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・月2回の各戸配付による情報提供 ・ホームページ、情報コーナー ・区市町村、社会福祉協議会による情報提供協力 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○孤立化防止 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で行う交流会、戸別訪問の支援 ○上下水道料金の減免 ○被災県との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・所在情報の共有、避難者への適切な情報提供等 ○被災市町村との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会の都内開催支援等 |
|---|---|

福祉保健局による都内避難者支援事業

福祉保健局 総務部 企画計理課

1 はじめに

福祉保健局では、平成 23 年 6 月までの間、緊急受入用避難所（味の素スタジアム調布庁舎など 3 箇所）と 2 次避難所である旧グランドプリンスホテル赤坂へ局職員を毎日常駐させ、福祉・保健・医療に関する避難者からの相談に対応してきた。

避難所閉鎖後は、約 9000 人の避難者が都内応急仮設住宅や親戚宅等に現在も居住している。

各区市町村に避難している皆様に支援するため、福祉保健局では継続して様々な施策を実施してきたが、今回は平成 23 年度から 24 年度の現時点に至るまで実施している事業のうち、2 つを紹介する。

2 都内受入被災者福祉総合相談窓口

避難者が安心して都内での生活が送れるよう、そのニーズに応じて的確に関係機関や専門機関につなげていくための電話総合相談窓口を平成 23 年 7 月に設置した。

介護保険を利用したい、障害者が利用できるサービスを知りたい、といった福祉関係の相談をはじめ、子供の就学や就労相談など、幅広く対応している。

(事業の概要)

名 称：都内避難者 福祉総合相談コールセンター

開設時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで

上記開設時間以外は、FAX 及びメールで相談を受け付ける。

コールセンターの開設場所：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

3 避難者の孤立化防止事業

避難生活が長期化する中で、特に高齢者や障害者の避難者が、見知らぬ土地で生活することへの不安が増したり、ひきこもりがちになることが懸念される。

避難者の不安を取り除き、孤立化しないような対策が必要であることから、避難者の生活する地域の実情に応じて実施する戸別訪問活動やサロン活動等に対して支援を行っている。

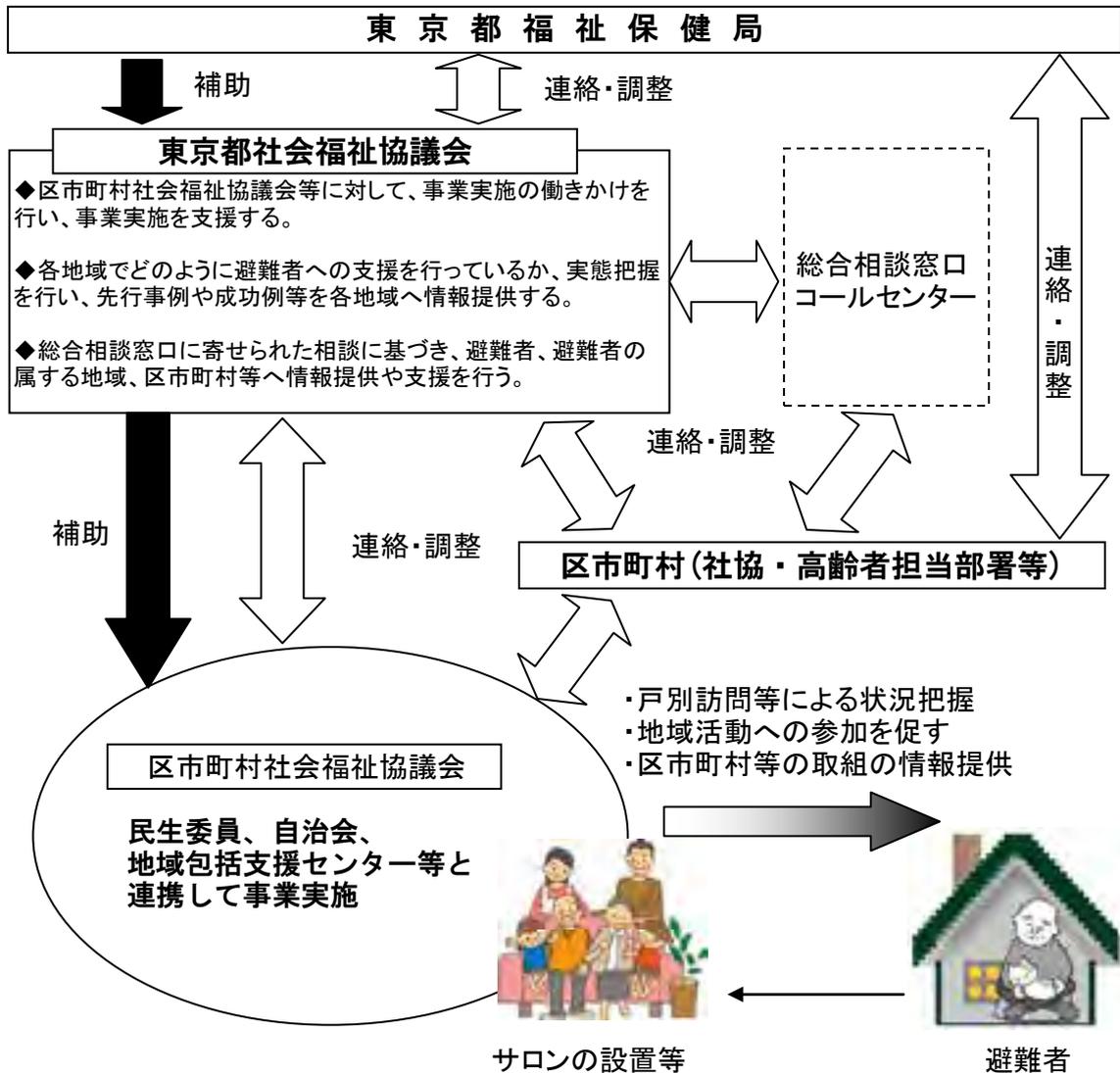
(事業の概要)

名 称：避難者の孤立化防止事業

実施主体：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

実施状況：平成 24 年度現在 19 地域（区市町村社会福祉協議会ベース）

事業の概念図：下記のとおり



4 おわりに

避難先での生活が長くなるに従い、各区市町村が行う避難者支援の取組みがより重要になっている。福祉保健局では、平成24年度から「都内避難者支援に関する福祉保健等担当者連絡会」を開催し、都と各区市町村関連部署の連携や情報交換等を通じて今後の都内避難者支援対策の充実を図っているところである。

今後も、都と区市町村の適切な役割分担と連携により、都内避難者支援に取り組んでいく。

職員派遣

教員派遣

都庁各局支援事業

任期付職員派遣

現地事務所

担当者の声

福祉保健局 生活福祉部 地域福祉推進課
(福祉保健局 総務部 企画計理課) 西田 哲也

<はじめに>

福祉保健局では「都内受入被災者福祉総合相談」を、東京都社会福祉協議会に補助して実施しています。

今回、平成23年7月の事業開始から現在に至るまで、実際に避難者の方からの相談を受けていらっしゃる相談員の方からお話を伺うことができましたので、以下にご紹介いたします。

1 相談の内容などについて

相談を始めた頃は、こちらもどこにつないでよいか分からないことが多く、情報収集をかなり行いました。その上で、いったん相談を受けた後、相談機関等にも対応の可否や窓口担当のお名前を伺って再度相談者に連絡するという手順を踏んでいました。

現在では、お住まいの区市町村にまず相談し、そこで解決が得られない場合にお電話をいただくことが多くなっています。区市町村で解決できない場合、それ以上の進展がないのが課題となっています。

最近の相談内容として多いのは、やはり住居に関する相談で、今いるところから転居したいという希望は当然ありますが、被災地から避難してきたいという相談もいまだにいただくことがあります。

避難生活が長期化したためとは一概に言えないとは思いますが、PTSDやうつ症状を訴える方も増えている印象があります。

避難者の方以外に、避難者がお住まいの地域の自治体や社協の職員のほか、弁護士の先生から制度上のことなどで問合せを受けることもあ

ります。

2 相談に当たって、工夫したこと・印象的だったことなど

総合相談ということなので、一つずつ違う分野・内容のことが多く、始めた頃は個々の対応に苦労しました。

どこに相談したらいいかという基本的な情報が無い中で、情報提供先を選別するのが大変でした。

そこで、東京都からもらった窓口情報の他にも、他県の窓口や、原子力関係等も調べて、相談先一覧を追加で作成し、把握しています。ホームページを調べたりしてそろえましたが、ホームページ上のものは古かったりするため、実際に連絡して確認も行っています。各施策・事業等には実施期限もあるので、定期的に更新しており、現在使っているのは第4版になります。

千葉県や埼玉県など、他県の窓口も調べているのは、東京都は避難者支援が手厚いという情報があり、まだ被災地に住んでいる人がこれから東京都に避難したいと電話してくる場合があるからです。

都ではもう受入はしていないので、近隣で受け入れているところを調べて情報提供をしています。

つなぐ先がない場合にはひたすら傾聴するしかなく、1時間くらいかかることもあります。お話しをしていると、いろいろ思い出されるのか、感情的に不安定になり泣き出してしまう方もいらっしゃいました。

相談の中には、人間関係のことなど、なかなか対応が難しい内容をメールやFAXでいただ

く場合がありますが、できるだけ早く回答するよう心がけています。

また、ホームページ等では「都内に避難されている東日本大震災被災者の方のための」福祉総合電話相談と案内しているのですが、「福祉総合電話相談」の部分をご覧になって、一般都民の方から電話をいただくこともよくあります。

相談後のことまではフォローできないので、問題が解決したのかどうかはよくわからず、折り返しの連絡がないので多分うまくつなげたのだらうと思うしかないわけですが、そんな中

で、お礼の手紙や電話をいただくとすごく嬉しくなります。

電話相談の限界として、すぐ現場にとんでいって対応するということはできませんが、例えば高齢の避難者の方が引越をしたいという時に、区市町村の社会福祉協議会の調整によりボランティアの方の力をかりて引っ越したというケースもあります。区市町村の社会福祉協議会では、避難者支援に力を入れている社協もあるので、避難者支援の情報提供をしたり、丁寧につないで対応してもらうなど、区市町村社協と連携しながら進めています。

都内に避難されている東日本大震災被災者の方のための

福祉総合 電話相談のご案内

お気軽にお電話を
ください

子どもの
学校のこと
相談するところを
知りたい

仕事を
探しているが
どこに
相談すれば
よいか

障がい者が
利用できる
サービスを
知りたい

介護保険を
利用したい

被災者の
支援に関する
情報が
ほしい

どこに相談したらよいかわからない、手続きの窓口はどこが知りたい など、
都内で生活をされるうえで困りのことについて、
ご相談により、必要な情報や相談窓口をご紹介いたします。

▶福祉総合相談コールセンター

03-3268-7177

相談受付時間 月曜～金曜の午前9時～午後5時（休日・祝日・年末年始お休み）

*上記電話番号は、FAXサービスのご利用にも対応いたします。FAX：03-3268-7222 メールアドレス：fukushikoushou@tokai.or.jp

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都緊急就職支援事業

産業労働局 雇用就業部 就業推進課

1 事業実施の経緯・背景

東日本大震災の発生等に伴い、被災地の雇用情勢の回復・安定には相当程度の時間を要することが懸念されており、都内への避難を余儀なくされている被災者のうち、都内での就職を希望する方も多かったことから、都内での就業支援が必要となった。

また、震災に伴う経済活動の縮小等により都内雇用情勢の一層の悪化が懸念され、これまで以上に都内求職者の就職が困難となる恐れがある中、震災に伴う経済活動の縮小等により離職した方等に対しても、就業支援が必要となった。

こうした状況を踏まえ、震災の直接的・間接的影響により就業支援が必要となった方に対し重点的に就職支援を実施することとし、平成 23 年 8 月から事業を開始した。

2 事業の目的・規模・内容等

(1) 事業対象者

東日本大震災の被災者及び避難者、震災の影響及び経済活動の縮小等により就職支援が特に必要と認められる者

(2) 事業実施場所

東京都しごとセンター・東京都しごとセンター多摩

(3) 事業内容

- ① 専門相談窓口の設置、被災者向け電話相談
- ② ジョブコーディネーターとして企業の人事担当 OB 等を配置し、就職に向けてのカウンセリングから就職後の相談・助言までの支援を実施



しごとセンター5階
専門相談窓口ご案内



職場見学会

③ 各種就職支援メニュー等の実施

しごとセンター事業と連携し、各種セミナーや職場見学、ミニ就職面接会等を実施する。

④ 採用助成金

事業対象者を、正社員など期間の定めのない雇用契約又は6か月以上の有期雇用契約により6か月以上雇用した企業に対し助成金を支給する。

3 当該事業の特徴

東京都においては、積極的に応急仮設住宅を提供するなどの取組みを行った結果、9000人を超える多くの避難者の方を受け入れることになった。そこで、避難者の方が多く集まる応急仮設住宅の集会所に定期的に出張し、巡回就職相談会を実施するなど、都内における就職活動に不慣れな被災者、避難者の方の実情に合った施策を展開してきた。



巡回就職相談会

4 これまでの成果・実績

(平成25年1月末時点。カッコ内は事業対象者全体のうち、被災者・避難者)

- 登録者 5,260人 (567人)
- 相談件数 6,622件 (1,550件)
- 就職件数 2,954件 (341件)
- 職場訪問件数 1,220件 (303件)

5 今後の予定・展望

平成25年度についても継続して事業を実施し、被災者等の就業を支援していく。

担当者の声

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課

(公財)東京しごと財団 しごとセンター課長 岡野 弘

1 担当業務の紹介

(公財)東京しごと財団は、都民の方の雇用や就業を支援する東京しごとセンターの管理運営を東京都から受託し、平成16年7月に飯田橋、平成19年8月には国分寺でそれぞれ事業を開始した。当センターでは、「しごとに関するワンストップセンター」として、全年齢層の方を対象に、一人ひとりの適性や状況を踏まえ、きめ細かな就業相談やキャリアカウンセリング等様々な支援を行っている。

この度の東日本大震災の発生に伴い、東京都内にも多くの方が避難されており、被災者等への就職支援を目的に、東京都の平成23年度補正予算に基づき財団内に基金が創設され、同年8月から東京都緊急就職支援事業を実施している。民間就職支援会社のノウハウを活用し、事業全般の管理運営を執り行っている。また、被災者を取り巻く状況変化や就業支援に対するニーズの把握に努め事業全体の方向性を定めるとともに、復興支援対策部や福祉保健局、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、より効果的な事業運営を図っている。

2 支障になったこと・工夫したこと

事業開始当初、当センターへの来所者が少なかつたため、「来所者を待つ」だけでなくアウトリーチ型の支援を目指した。被災者が多く住む団地や地域における巡回相談の定期開催や被災者の方向けイベントに参加する等、就業相談の機会を設けることによって、実際に対面して話を伺うことができた。さらにその時の利用者からの口コミで来所する相談者も見受けられる

ようになった。また、復興支援対策部からのDMに事業PRのチラシを同封したことも事業を周知する上で効果的であった。

一方、利用者の相談には生活関連の悩みも多く寄せられたため、地域（自治会長、社会福祉協議会、区の担当者）や他機関（弁護士協会、さわやか福祉財団）、避難元自治体等と積極的にコンタクトし、リファールを行う関係を築いた。その際、復興支援対策部との連携により、情報の授受を円滑に行うことができた。

現在、被災者を取り巻く状況も変化しており、今後、就業支援に対するニーズを把握した上で支援を進めていく必要性を感じる。

3 印象的なエピソード

就職決定者からお礼の手紙を受け取った時や、就職後も元気に働き続けている旨の報告を受けた際など、とても嬉しくやりがいを感じる。地元では趣味と実益を兼ねた仕事をしていた方が、震災を経て全く違う社会福祉の仕事に就き、迷い苦しみながらも頑張っている姿や実務経験がない中で就職活動し、憧れていた業界で働き始めるとともにパートから正社員へと目標に向かって頑張っている姿は、他の被災者へ勇気を与えると同時に、支援者にとっても大きな励みである。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災者の状況はさまざまであり、きっかけや気づきがあれば自分自身で奮起し前に進むことが可能である。支援者が「手を引く」のではな

く、本人の状況や希望、気持ちを大事にした上で、適切にアドバイスを行い「被災者の行動を促がす」という心がけが大事だと感じる。また、イベントの実施方法や地域における支援の在り方等、支援方法の見直しを常に行い、どうすれ

ばよりニーズにそった形になるか、考え実行し続けるということが必要である。

また、地域や他機関との連携により支援の幅が広がる等、地域や関係機関との連携の重要性を実感した。



合同就職面接会
日時：平成 24 年 10 月 26 日
会場：東雲住宅
被災者が多く避難している集合住宅にて、地域の求人企業とのミニ面接会を開催



被害者交流会（ほほえみ交流会）
日時：平成 25 年 2 月 23 日
会場：東京しごとセンター
緊急就職支援事業専用相談窓口利用の方を対象に、東京での就業に関する体験等を気軽に話せる交流会を開催

民間との連携事業（百貨店等運営会社、スポーツクラブ運営会社）

総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

1 事業実施の経緯・背景

震災後、都内での避難生活が長期化していく中で、避難者は経済的や精神的な面において大きな負担を受けるに至っており、避難生活はますます厳しいものとなっている。

このような中、適切かつ充実した支援を行うためには、単なる物資の支援に留まらないきめ細かな対応が必要となる。民間との連携による支援は、様々な問題を抱える避難者の多様なニーズに対応する支援を実現するものである。

○百貨店等運営会社（以下「百貨店」という。）による衣料品の無償提供の経緯

- ・都では、慣れない都会生活に苦しむ都内避難者向けの生活支援を可能な限り実施したいと考えていた。また都は、避難者の孤立化防止のため、避難者が各地域の交流サロンに集まるためのきっかけ作りの場を提供したいと考えていた。
- ・百貨店は、各季節に応じた衣料品が不足しているなどの被災者の声を受けて、お買い物形式の参加費無料のイベント（衣料品の無償提供）を被災地で実施した。都は、百貨店に対して都内避難者のために被災地で行われたと同様のイベント実施を働きかけ、百貨店は都内でも実施することになった。

○スポーツクラブ運営会社（以下「スポーツクラブ」という。）による施設無料利用券の配布の経緯

- ・都は、避難生活が長期化する中、避難者支援について物資面からソフト面での支援への転換を図っており、心身をリフレッシュするための支援が求められていることを認識していた。
- ・都は、スポーツクラブのHPにおける被災地支援の取組みを見てスポーツクラブに働きかけた。スポーツクラブとしても、被災地の支援だけでなく、被災地以外の地域での避難者の支援を検討したいとの意向があり、試行的に施設の無料利用等を実施することになった。その後本格実施に至った。

2 事業の目的・規模・内容等

①目的

○百貨店等運営会社による衣料品の無償提供イベントにおける目的

(1) 生活支援

百貨店がお客様からお預かりした新品若しくはそれに近い状態の品質の衣料品を無償で提供することによる避難者の生活支援

(2) 避難者間の交流

百貨店の衣料品無償提供イベントには多くの避難者が集まるので、イベントを契機として避難者間の交流を図るとともに、孤立化防止

(3) 心身のリフレッシュ

単に物資の支援ということではなく、買い物気分を味わう中で避難者の心身をリフレッシュ。

(4) 都民等との心の交流

百貨店のお客様からの応援メッセージも届け、心の交流も実施

○スポーツクラブ運営会社による施設無料利用券の配布等における目的

(1) 心身のリフレッシュ

避難生活の長期化や居住空間が狭いなど慣れない都内の住宅事情を背景に、都内避難者に対するソフト面での支援が必要とされるが、民間の質の高い施設を利用して避難者の心身をリフレッシュ

(2) 生活支援

健康面まで配慮する余裕のない避難者に対する生活支援

(3) 子どもの健康増進

運動する場や機会の少ない都会生活の中で、水泳など身体運動により避難世帯の子どもの健康増進

○区市町村や民間の支援団体との連携強化

区市町村や民間の支援団体を巻き込むことにより、避難者支援の輪を広げることは、両者に共通の目的である。

②規模・内容

○百貨店による衣料品無償提供イベントについて

(1) 内容

楽しく選べるお買い物形式で婦人・紳士・子ども服など 20 万点以上を避難者に提供。イベントの後、避難者交流会を実施し、避難者間の交流をはかる。詳細は以下のとおり。

- ・百貨店等運営会社の各店でお客様から新品、もしくは新品に近い衣料品を下取り
- ・イベント会場はハンガーやラックなどを使い店舗風のレイアウト
- ・入場者には事前に入場時間を設定した整理券の配布（1 時間で入替）

(2) これまでの実績（いずれも平成 24 年に実施）

日 程	開催場所	参加人数	備 考
1月 8日（日）	東雲住宅	約650名	交流会の同時開催
2月12日（日）	新宿百人町住宅	約250名	
2月26日（日）	篠崎文化プラザ（江戸川区）	約300名	
7月 7日（土）	大田区役所	120名	
7月28日（土）	篠崎文化プラザ（江戸川区）	330名	
8月 4日（土）	中野区 勤労福祉会館	150名	



イベント会場



避難者交流会の会場

○スポーツクラブ運営会社による施設無料利用券等の配布

(1) 内容

- a フィットネスクラブ無料利用券の配付
- b 子供向けスイミングスクール等の入会費無料を実施



※無料利用券の配布枚数は、試行時は、各世帯の構成員の人数分程度、本格実施時は、各世帯の構成員の2倍程度。

(2) 試行的実施時の実績 ※本格実施を行う前に試行的実施を行った。

対象地域	対象店舗	利用人数	利用期間	利用内容	対象人数
中野区	新宿店・赤塚店	34名	3月～4月末 (既に終了)	フィットネスクラブ (中学生以上)	500名
練馬区		19名			460名
新宿区		31名			380名
葛飾区	金町店	6名	24年3月末迄継続	キッズスイミング (小学生以下)	約15名(5歳～12歳)
大田区	多摩川店	6名			約20名(5歳～12歳)

(3) 現在の実施内容 (本格実施 平成25年12月末時点)

対象地域	最寄店舗	利用人数	利用期間	利用内容	対象人数
中野区	新宿店・赤塚店	6名	利用券の配付 以降(6月中旬頃開始)～ 12月末まで	フィットネスクラブ (中学生以上)	460名
練馬区		6名			450名
新宿区		40名			420名
葛飾区	金町店	7名	25年3月末迄 継続実施中	キッズスイミング (小学生以下)	5～6名
大田区	多摩川店	8名			5～6名
江東区	聖路加 ガーデン店	36名	利用券の配付 以降(6月中旬頃開始)～ 12月末まで	フィットネスクラブ (中学生以上)	1,600名
世田谷区	多摩川店	4名			400名
八王子市	南大沢店	6名 ※キッズ: 水泳11名 空手9名	※キッズスイミング・空手は別(約1年間)	フィットネスクラブ とキッズスイミング・空手の両方が対象となる。	300名(35名:5歳～12歳)
町田市					410名(50名:5歳～12歳)

3 当該事業の特徴

- 民間のアイデア (お買い物形式の衣料品の無償提供) や施設 (フィットネスクラブ) を有効に活用
- 避難者の支援に積極的な民間団体と多様な支援を必要とする避難者のニーズをマッチングさせ、より多角的で充実した支援を実現

都庁各局支援事業

民間との連携事業
(百貨店等運営会社、スポーツスクラブ運営会社)

担当者の声

総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課
鬼澤 岳志

1 通常の担当業務の紹介

平成24年4月から都内避難者の支援に関する業務に携わることになりました。

担当業務は、都内避難者に関する各種名簿類の整理、避難者への情報提供業務、民間団体との連携、区市町村や社会福祉協議会への情報提供などです。常に、9,000名を超える都内避難者の皆様の所在等を正確に把握した上で、より適切な支援を行えることを目指しております。

2 支障になったこと・工夫したこと

・関係団体のパイプ役として調整

民間団体と区市町村や社会福祉協議会とが円滑に連携できるようにパイプ役としての役割を十分に果たすことが求められます。連携相手の民間団体の意向を十分に汲み取ること、その際に社会状況の変化等に応じた民間団体の意向の変化にも留意すること、そして協力をお願いする区市町村等に対しては、事業内容を懇切丁寧に説明した上で理解を求めることが重要でした。

・避難者への周知と避難者間の交流

多くの都内の避難者に十分に利用して頂けるように周知や利用方法の点を工夫しました。単にイベントに参加するだけでなく、イベントを契機に避難者間の交流や、コミュニケーションが図れるよう留意しました。

3 印象的なエピソード

- ・避難者とのかかわりの中で感じたこと
高齢の方、若いお母さん、子どもたちなど多くの避難者が集ってきて、イベントを楽しんで頂いている様子を見ることができました。イベントをきっかけとしてコミュニケーションが図られ、避難者同士のまとまりが出てきたと感じました。
- ・支援関係者とのかかわりの中で感じたこと
民間団体の方も嬉々としてイベントの実施に当たられていたこと、民間団体の方と区市町村の職員の方、社会福祉協議会の方などが一体となって避難者支援のイベントを実施されていたことが印象的でした。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ・いろいろな立場にある方々を調整して連携することにより事業を実施することの大変さと十分なコミュニケーションを図って連携することによる充実感を体験できました。
- ・事業の遂行に当たり、いろいろな立場にある人のことを常に念頭に置きながら判断・行動していくことの大切さを学びました。
- ・民間団体のアイデア等の活用により、また区市町村と円滑に連携することにより、多様な避難者のニーズに合わせたより充実した支援を展開することができると感じました。

職員派遣

教員派遣

都庁各局支援事業

任期付職員派遣

現地事務所

警視庁音楽隊被災地応援コンサート

警視庁 総務部 広報課

東日本大震災において、被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々と御遺族の皆様に対し、深くお悔やみを申し上げます。

警視庁音楽隊は、平成 23 年 5 月 13・14 日に避難所となっている岩手県陸前高田市の米崎小学校と、岩手県大槌町の赤浜小学校、平成 23 年 8 月 4・5 日には、被災地の宮城県亶理郡山元町の中央公民館と避難所となっている石巻市門脇中学校、また、震災から 2 年近く経った平成 25 年 1 月 28・29 日には、福島県相馬市の相馬市高齢者サポートセンターと福島県福島市の福島北警察署において被災地応援コンサートを開催し、それぞれの場所で各県警察音楽隊と気持ちを一つにした演奏で被災者を励ます音色を響かせました。

福島県の浪江町から避難し福島北署近くの仮設住宅で生活している女性は、唱歌「ふるさと」、行進曲「エル・カピタン」を演奏すると、「演奏を聴いて元気が出ました。一日でも早く地元に戻ることを信じて頑張っていきます」と話していました。

今後も演奏を通じて、皆様の心を少しでも癒し、元気になっていただけるように活動して行きたいと思えます。

応援コンサート開催風景



応援コンサートに出発する宮城県警察音楽隊と警視庁音楽隊員

宮城県亶理郡山元町 中央公民館



演奏の合間に、振り込め詐欺の話なども入れ、被害防止を呼びかけました。



宮城県石巻市 門脇中学校



警視庁音楽隊高島副長の指揮で「栄冠は君に輝く」「涙そうそう」「夢をかなえてドラえもん」を演奏

岩手県陸前高田市 米崎小学校



警視庁音楽隊サクソフォン4重奏は、「東北民謡メドレー」など4曲を演奏しました。



警視庁音楽隊金管5重奏の、「アンパンマン」「365歩のマーチ」の演奏に、手拍子で参加する子供達

岩手県大槌町 赤浜小学校



最後はみんなで「ふるさと」大合唱し、コンサートは無事終了しました。



福島県 相馬市



1月28日 相馬市高齢者サポートセンターにおいての警視庁金管五重奏の演奏状況

福島県 福島市



1月29日 福島北警察署において警視庁金管五重奏で、この素晴らしき世界（トランペット ソロ）を演奏する瀧内隊員



1月28日 相馬市高齢者サポートセンターにおいて福島県警察音楽隊との合同演奏状況



1月29日 福島、警視庁の合同演奏者、福島北警察署において

職員派遣

教員派遣

都庁各局支援事業

任期付職員派遣

現地事務所

東日本大震災被災地慰問演奏

東京消防庁 音楽隊

東日本大震災から一年5ヶ月が経過し、東京消防庁音楽隊は、宮城県気仙沼市内で昨年6月に続き2回目の演奏を行いました。

東京消防庁音楽隊は、五十嵐清隊長以下25名編成で平成24年8月23日(木)、24日(金)の2日間、慰問演奏活動を行いました。

【8月23日】

気仙沼市立燦さん館デイサービスセンターホール（宮城県気仙沼市唐桑町石浜 282-3）
19時00分～20時00分

唐桑地区約350名の方々が燦さん館ホールに集まってくださり、なじみの曲や思い出の曲に皆様から大きな手拍子をいただきました。

また、アニメ主題歌の曲に飛び入り参加で歌ってくれたお子さんもいて、会場はとても朗らかで笑顔があふれていました。さらには、地元気仙沼消防署より2名の職員も飛び入りで東京消防庁音楽隊と一緒に演奏に参加していただき、心強い防災の絆ができました。



【8月24日】

気仙沼市立鹿折小学校（宮城県気仙沼市西八幡町 54-1）
10時00分～11時00分

演奏が平日の午前中とあって、来場者数が心配されましたが、予想に反して200名以上の大勢の方々のご来場されました。この会場でもアニメ主題歌の曲では数人の子供が歌ったり踊ったり、また、「愛燦々」「青い山脈」の曲が始まると口ずさむなど楽しいひと時のコンサートとなりました。

両会場でのお別れには「ありがとう」「また来てください」「元気になりました」等の感謝の言葉がたくさん聞かれました。



今回の演奏会では、気仙沼市立唐桑公民館、気仙沼市立鹿折小学校、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼消防署の皆様にご温かい歓迎をいただきました。

また、東京都被災地支援事務所の皆様をはじめ、関係者の方々のご協力を賜り感謝申し上げます。

23日プログラム

	曲名
1	行進曲「希望の空」
2	ありがとう
3	青い山脈
4	ふるさと
5	負けないで
6	夢をかなえてドラえもん
7	マジックスライド
8	愛燦燦
9	ディズニーの素晴らしい世界
10	世界に一つだけの花
	※アンコール
	上を向いて歩こう
	行進曲「木陰の散歩道」

24日プログラム

	曲名
1	行進曲「希望の空」
2	ありがとう
3	夢をかなえてドラえもん
4	青い山脈
5	ふるさと
6	負けないで
7	マジックスライド
8	愛燦燦
9	ディズニーの素晴らしい世界
10	世界に一つだけの花
	※アンコール
	上を向いて歩こう
	行進曲「木陰の散歩道」

第4部 任期付職員派遣

任期付職員の採用・派遣の概要

1 任期付職員の採用・派遣に当たっての経緯・背景

都はこれまで、警察・消防をあわせて延べ3万人を超える職員を派遣し、平成25年3月1日現在においてもなお、監理団体を含め、100人を超える職員を中長期で派遣するなど、被災地からの職員派遣要請に対し、都はできうる限りの支援に努めてきた。

平成24年は、「復興元年」とも報じられ、甚大な津波被害を受けた沿岸市町村を中心に、技術系職員のこれまで以上の不足が予想された。しかし、都においても、今後想定される首都直下地震へ備えるべく、「高度防災都市の実現」に向けての対応が急がれることなどから、現役の職員をこれまでと同規模で派遣するというのはきわめて難しい状況にあった。

2 新たな職員派遣スキームの検討

都は、現役職員を増派することなく、被災自治体の派遣ニーズに適合した人材を更に派遣できないかどうかの検討を急ピッチで進め、平成24年4月6日に、任期付職員を採用し、被災市町村に長期派遣するという新たなスキーム『任期付職員制度』を活用した被災地への職員派遣を導入することを決定・発表した。



募集要綱等の配布



東京都職員採用ホームページ

3 任期付職員の採用・派遣に当たって工夫した点

(1) 募集要綱の効果的な周知

募集要綱の発表から申込締切までの限られた期間で、本選考の存在を都庁内外に広く周知し、ひとりでも多くの方々に応募していただくため、大概以下のような取組みを行った。

例えば、募集要綱の配布に当たっては、都庁舎内、建設事務所等の事業所及びハローワークへの配架依頼を行うとともに、東京都職員採用ホームページ、就職情報サイト等への掲載や、区市町村長や首都圏周辺自治体への情報提供を行った。

また、庁内関係部署に対し、退職者への会員報の送付と併せて、募集チラシ又は募集要綱を封入してもらうなど、本選考の主たる受験者層に絞った効果的な募集周知にも努めた。

このほか、平成24年5月12日（土）、本選考の受験者層を対象に、本選考に関する説明や派遣先市町村による業務紹介等を内容とする採用説明会を都内にて開催した。



採用説明会の様子 (全体説明)



採用説明会の様子 (個別相談ブース)

(2) 本選考受験者へのきめ細かな情報提供

派遣予定先市町村における必要な業務経験、勤務条件、住居等の生活環境に関する情報については、募集要綱に掲載したもののほか、岩手、宮城、福島県の3県に所在する都の各現地事務所と連携し、派遣予定先市町村でのヒアリング、現地調査等を行い、本選考の受験者へのタイムリーかつ丁寧な情報提供に努めた。

(3) 派遣前研修の実施

本選考の最終合格者に対し、採用後、派遣先市町村に派遣するまでの間、公務員倫理や技術者倫理、行政土木・建築についての基礎知識、その他被災地において有用と思われる知識の付与を目的に、都内で新任研修を2週間程度実施した。

4 これまでの成果・実績

都は被災市町村からの支援要請を受け、平成24年9月1日付けで一般任期付職員47人を採用し、原則として1年間、職員を派遣することとした。



2012/9/19 福島民友



2013/1/29 日経新聞



2012/9/12 毎日新聞



2012/9/4 産経新聞



2012/9/7 都政新報

がんばっぺし大船渡！

都の任期付職員となり、積算等2週間の研修の後、9月18日に大船渡市に着任。市長室での辞令交付式は、NHKにより全国に流され、派遣職員は家族知人からニュースを見たとの連絡をもらった。

我々の任務は、地域の産業基盤である漁業の復興である。三陸沖は世界三大漁場の一つといわれ、昔から「豊穡の海」と呼ばれていた。しかし、漁獲量の減少から、早くから鮭の採卵孵化、アワビ稚貝の放流など栽培漁業に力を入れてきている。

今回の地震津波は、漁港、漁船、養殖施設、増殖施設、加工場、だけでなく、漁港背後の漁業集落まで根こそぎ奪ってしまった。大船渡市の経済を支える漁業、水産加工業を復興させるため、まずガレキの撤去処理、漁港の応急復旧などとともに、震災3ヶ月後には魚市場の水揚げを再開。今や、秋刀魚の棒受漁漁船が魚市場の岸壁が空くのを待って沖待ちするほどである。

着任後、最初にやったのは、16ある市管理漁港を、自分達だけで見て回ることである。なかなか港へ下りる道が分らず、何度も行ったり来たりした港もあった。

我々が配属された水産課には技術屋が11人、そのうち都4名、浜松市1名、宇部市1名の派遣職員がいる。都の4名のうち、都OB1名、建設会社OB2名、設計コンサルタントOB1名という構成。皆家族を東京周辺に残しての単身赴任である。



市職員でも海上工事にはあまりなじみのない職員がいたり、設計の細部には詳しくない職員もいるので、我々の経験で助言できる場面も段々出てきた。

担当漁港も割り当てられたが、契約が不調になったり、工事契約しても人手不足でなかなか現場が動かなかったり、時化で工事ができなかったり、なかなか思ったように進捗していないのが実態である。

宿舎は、市役所から自動車で25分くらいの応急仮設住宅に住んでいる。プレファブの陸屋根なので、雨風の音がものすごく、冬には途中の道路が凍結し、何度か怖い経験をした。

ただ、復興を支援しようと自ら志願して来た面々であるから、少々の苦難にはへこたれない。余暇には、釣りをしたり温泉へ浸かりに行ったり、ボランティア活動に参加したり、充実した生活を送っている。

活動報告は公式ブログ「水産おたすけ隊（ココログ）」

<http://suisanofunato.cocolog.nifty.com/blog/> にアップしているので、ご興味のある方はご一覽、応援よろしくお願いいたします。



1 担当業務の目的・規模・内容

被災地復興を円滑に進める事業のひとつとして、防災集団移転促進事業がある。この事業は、津波等から生命を守るため災害危険区域から高台などへ集団移転することを目的として住民合意を図りながら進める事業である。

気仙沼市では、地元意向を踏まえながら百数十戸の大規模な地区から数戸の小規模な地区まで、45地区、約1200戸の移転を実施していく予定である。

現在、用地取得に向けた地元説明会、関係管理者との調整、工事設計に向けた各種調査を実施している。

2 これまでの成果・実績

平成24年9月中旬から都の派遣職員5名が加わり、技術職員が倍増し、地元説明会や関係者調整等も積極的に進めることができるようになった。

具体的には、「相談窓口」を設け、事業の内容や住民意向を把握するとともに、夜の住民説明会や多くの住民に直接電話し、意向把握に努めている。

現地調査やボーリング調査等の立会のため、地図を見ながら急な細い坂道を登って、海岸線に点在する移転先の高台等の地区に連日のように出かけている。

工事発注に向けて、職員全員とコンサルタントが参加し、調整会議を定期的を開催することで、調整・指導を積極的に進めている。



3 今後の展望

住民からは、『一日でも早い復興』を求める声が多くあり、それに応えるため、25年春には、現場で大規模な建設機械が動きだし、造成工事に着手する予定である。

そのことで、住民が再建の道筋を実感できるよう、関係者調整、工事発注に向けた設計業務に邁進する予定である。

この1年間が最も重要な時期であり、都からの派遣職員の力をフルに発揮できるときである。

4 職員の声

平成24年9月入都し、都庁での研修を経て、9月18日、15名が気仙沼市に着きました。その時は、半袖でも暑い状況でしたが、今は、職場にストーブが入っています。

通称は「防集」という、防災集団移転促進事業を担当する建設部用地課防災集団移転係に5名配属になりました。

執務室は、築100年以上の木造の学校を改造して活用しており、雰囲気もよく、子供時代の記憶が蘇る懐かしいところです。

当初は、慣れない仕事と単身での仮設住宅の住まいに右往左往する毎日でしたが、市職員が慌しく住民対応や庁内調整に飛び回っている状況下で焦りがありましたが、今は、環境にも慣れ、市職員と自治体職員や都派遣職員も一体となり、一日でも早い復興を目指して全力で取り組んでいます。

一方、気仙沼は、季節に応じて新鮮な魚介類が楽しめるだけでなく、「気仙沼ホルモン」など、『ご当地グルメ』もあり、地元の「居酒屋や寿司屋など仮設の復興商店街」で食事を楽しんでいます。

是非、一度、気仙沼へ御出でください。派遣職員一同、心からお待ちしております。



～気仙沼市建設部用地課防災集団移転係 5名より～

担当業務について

広野町は東日本大震災による福島第一原発の事故により、緊急時避難準備区域に設定されたことに伴い、多くの町民が町外の避難所等での生活を余儀なくされた。同区域が解除された今なお、放出された放射性物質の影響で、全町民の帰還への大きな障害となっており、全町民の1割程度の帰還にとどまっている。

そこで、事故発生前の生活環境を取り戻すため、放射性物質を低減させていく活動「除染」を進めており、その業務を私ども三名の東京都一般任期付職員が広野町役場の一員として担当している。

除染対象は公共施設、一般家屋、農地、森林、道路等であり、家屋や施設の屋根や壁の高圧水洗浄、雨樋の清掃、敷地の表土除去、除草、側溝や路面の高圧水洗浄、表土の客土等であり、専門業者に依頼して、町の施策として実施している。私達はこの業務の設計積算（変更）、監督等の仕事を担っている。

これまでの成果・実績

平成24年の春から始まった除染も、一般住宅、家屋においては、ほぼ95%完了しつつあり、その他、公共施設等の除染や、道路の除染、住宅の隣接20mの範囲の森林除染、農地除染、除染廃棄物仮置場の整備等を実施中である。

作業現場の実態把握、施工業者との調整・協議、設計積算等ができるようになりつつあり、いくらかお役に立ちつつあるのではないかと考えている。

今後の展望

これからは、除染作業の重点が、一般住宅から農地、生活圏の森林除染等に移りつつあるが、基本的には進捗状況を的確に把握しながら、より効果的な除染方法へ向けて、変更、見直し等柔軟に対応しつつ、設計変更に向けて業務を進めていく。

また、枝葉など廃棄物の減容化や廃棄物仮置場の管理運営等今後の課題にも配慮しながら、内容変更に伴う変更事項についての環境省との協議や町民への情報提供に力を入れて除染を担当し、全町民が一日も早く戻ってくることができる環境づくりに寄与していくつもりである。



やりがい

広野町は、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にまで減少させることを目指して除染を実施している。生活圏を除染することにより、当然のことながら、避難している町民が一日も早く帰還するための仕事である。

除染の範囲は、現在国から認められているものに限定しているが、家屋、倉庫、周りの森林・農地等生活圏の除染を総合的に進めていくと、除染部に接続する所や細かな部分で住民からのお願い、相談、要望、提案等が生まれてきている。そうした問題を住民の目線で解決していくこともなかなか骨の折れるやりがいのある仕事でもある。一つ一つ目の前の小さなことを継続して積み重ねていくことの大切さを痛感している。誰もが今までに経験したことがない仕事であり、とりわけ技術的に未知の分野が多く、どこまで除染する必要があるのか、試行錯誤を繰り返している。コストや効果等も比較し、考慮しながら、今までの知識、経験、人脈、手法等を通じて、除染の技術的基準、手法、根拠等に、悩みながらも、より良いものを求めて業務を担当している。

得られたもの

住民に身近な存在である町役場には、住宅周りの環境、除染等についての苦情、要望、要請等の声が届けられる。これらに一件ごと、納得のいく説明が求められ、どのように対応するのか、住民とのコミュニケーションが大切であると再認識させられている。

その中で役場職員をはじめ、広野町民との交流ができつつあり、新たな出会いが生まれてきており、これが目標達成に向けて、充実感をもって仕事にあたる原動力になっている。



1 いわき市の現状

いわき市は、約 60km の海岸線を有し福島県浜通り南端に位置する 34 万の都市である。東日本大震災における津波被害及びその後の大規模余震により甚大な被害を受けた上、市街地北東部が福島第一原子力発電所から 30km 圏内にあることから、空間線量は比較的低いにもかかわらず風評被害で第一次産業・市民生活に甚大な影響を受けた。

この中で、いわき市で被災した市民の 1500 世帯が早期の入居を希望している、災害公営住宅の早期の建設が至上命題になっている他、今回の東日本大震災による地震被害規模が相当大きい市有施設の復旧事業の早期の完成が強く求められている。



都庁研修中のいわき市派遣職員交流会にて

2 いわき市における担当業務の目的・規模・内容について

上記の状況下において、被災したいわき市民のために約 1200 戸のいわき市営災害公営住宅建設事業に、6 名の派遣職員のうち 4 名、市有施設災害復旧工事に 2 名従事し、配属された係の中でプロパー職員と一体となって業務推進を図っている。

災害公営住宅については、10 数団地約 1200 戸の造成を含めた団地計画・住宅等建築物計画・早期供給の為の工法・発注方式の検討・設計・積算・発注・工事監理等の業務に携わっている。

また、災害復旧については、庁舎等を所管する総務部、保育所等を所管する保健福祉部、市営住宅等を所管する住宅課等からの依頼を受けて、設計、積算、工事監理等を行っている。

3 これまでの成果・実績について

公営住宅を相当数抱えている 34 万都市のいわき市においてさえ、近年は数年に一度、少数の公営住宅建設工事が発注されるにとどまるため、公営災害住宅建設の経験が少ない現実がある。今回、長年公営住宅建設事業・民間住宅産業・設計に従事してきた経験者がチームとしていわき市に派遣され、平面計画、団地計画等の業務に精力的に取り組んできている。

しかし、事業推進上の課題は大きい。施工に係る職人一型枠大工・鉄筋工が少ないというだけではな

く、津波被害からの復興のための港湾再建・防波堤の建設等コンクリート等の建設資材が地元で不足している状況がある。このような状況で在来工法でのRC建築物である災害公営住宅の建設は、工期の延長や工事費の高騰によるインフレ条項の適用等のリスクが伴うと予測されている。また、復旧・基盤整備・港湾等土木事業もあるなかで、地元の建設業界が300億円超の災害公営住宅事業を担うことは困難であるといわざるをえない。

そこで、我々派遣職員の提案もあり、プレハブ建築業界等の協力を得て、5階以下の集合住宅を鉄筋・型枠・コンクリート打設工程が省け、確実に工期短縮となる壁式プレキャストコンクリート（WPC）工法を採用する等、いわき市は、新たな取組にチャレンジしている。これは、被災3県の各自治体の取組の参考になるものと思う。また、市有施設復旧事業は、現在、被災市営住宅解体工事、市営団地外壁等改修工事等の設計・積算を終え、保育所改修工事や庁舎改修工事等に取り掛かる準備を進めている。



いわき市災害公営住宅建設事業 イメージ図

4 今後の展望について

いわき市の災害公営住宅建設事業等復旧・復興事業の今後の展望は、まだまだ様々な隘路があり、必ずしも明るいものではない。そこで大事なものは、我々といわき市の職員が情報を共有し、考え方を同じにして事業推進を図っていくことである。これにより、的確な事業推進が図られ、早期の復旧・復興が成し遂げられると確信している。そして結果として、日本を担うことになる子供たちの未来のため、いわき市、福島県、そして日本の未来のためになると考え、気概をもって職務を遂行している。

第5部 現地事務所

被災地支援事務所 業務概要

1 赴任当初の状況

● 岩手県事務所

沿岸部と県庁所在地である盛岡市は約 100km 離れており、盛岡市で生活している限りでは被災県という感じは全くしなかった。しかし、沿岸部に出向くと、市街地のがれきは片付けられているものの、被災した大規模な建物や壊れた防潮堤などが被災当時の状態のまま残っていた。また、各被災市町村が策定した復興計画等に基づく新しいまちづくりを控えて、空き地のままの土地が数多く見られ、復興事業はやっとこれから始まるとの印象を受けた。



甚大な被害を受けた市街地 (H24.4.11) 【大槌町】



壊れた防潮堤 (H24.4.11) 【釜石市】

● 宮城県事務所

事務所がある仙台市街は急傾斜地など一部で、手付かずの地すべり箇所が残っていたが、日常生活を取り戻していた。一方、津波被害があった沿岸市町の多くでは、大まかな津波がれきは撤去されているが、処理が追いつかず、仮置き場に山のように積まれていた。多くの被災施設が解体・撤去も進まず残されており、寒々しく、静かで、生活感のない風景が広がっていた。事務所は宮城県庁隣の自治会館にあり、執務の机や椅子、PCなどは都から持ち込まれていた。



打ち上げられた大型漁船 (H24.4.4)
【気仙沼市鹿折地区】



被災した防災庁舎 (H24.4.4)
【南三陸町志津川地区】

● 福島県事務所

福島県の状況については、震災から1年以上経つものの、いまだに約16万人の方々が県内外で避難生活を送っており、東京電力福島第一原発事故による警戒区域等の見直しがようやく始まったばかりの状況。見直しがなされた旧警戒区域のひとつである南相馬市小高区は、平成24年4月16日以降日中の立入りは可能となったものの宿泊は禁止されており、倒壊した家屋などが殆ど手付かずのまま残っている状況で、福島県の本格的な復旧・復興はまだこれからという印象であった。



倒壊したままの住宅 (H24.4.24)
【南相馬市小高駅周辺】



国道に打ち寄せられたままの車両 (H24.4.24)
【南相馬市国道6号線】

2 被災地支援事務所の業務概要

(1) 組織の目的

- ・ 東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県から物的・人的支援をはじめとする支援ニーズ等を把握し、的確な被災地支援に結びつける

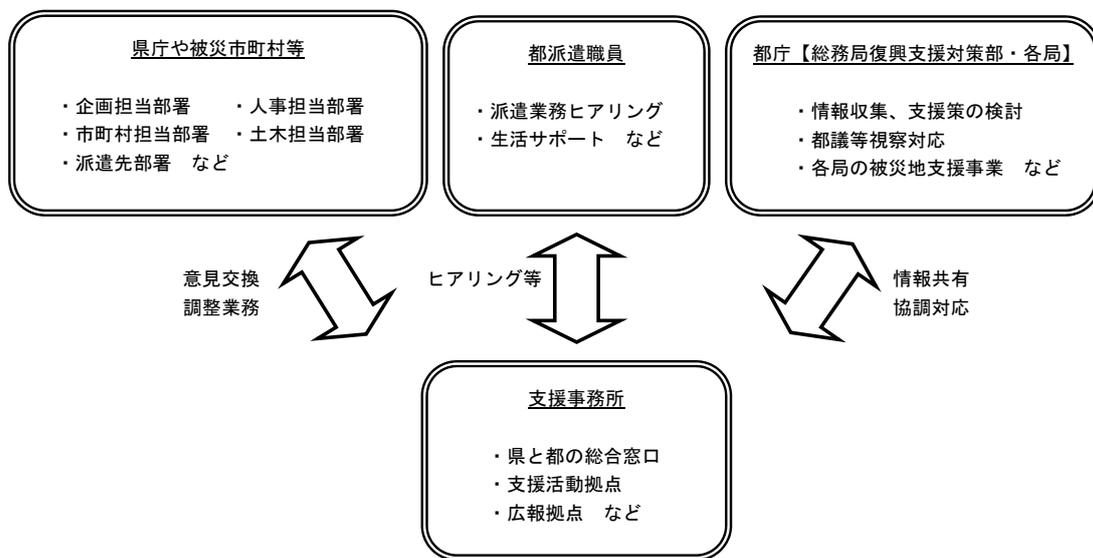
(2) 規模

- ① 岩手県事務所：所長（宮城県事務所と兼務）、課長、主査
- ② 宮城県事務所：所長（岩手県事務所と兼務）、課長、主査
- ③ 福島県事務所：所長、課長、主査

(3) 業務内容

- ① 被災地の課題・情報等の収集、現況報告等
 - ・ 県庁各部署からの情報収集
 - ・ 復興事業の進捗等を被災現場にて状況確認
 - ・ 視察に訪れた都議・都職員に対して現場説明 など
- ② 県や県内市町村の支援ニーズの把握、効果的な支援に向けた調整
 - ・ 自治法派遣に関わる派遣先、業務内容、居住地確保等に係る被災自治体との調整
 - ・ 平成24年度後半及び25年度以降の派遣に関する調整を実施
 - ・ 被災地の風評被害対策に関する調整 など

- ③ 各局が行う支援事業のサポート
- ・ 事業実施に向けた県庁及び関係機関との調整
 - ・ 各局が実施する被災地支援事業等の県庁記者クラブへのプレス発表 など
- ④ 派遣職員のバックアップ
- ・ 定期的に生活や業務状況をヒアリング（派遣業務ヒアリング）
 - ・ 必要に応じた日常生活に関するサポート
 - ・ 病気、けが、事故等のトラブルに関する対応 など



【支援事務所の業務イメージ】

3 成果・実績

(1) 県主催の各種会議への出席

- ① 岩手県事務所
- ・ 復興本部員会議（原則毎月1回開催）、被災市町村人財確保連絡会議（7/26、10/23） など
- ② 宮城県事務所
- ・ 市町村震災関係職員確保連絡会議（6/14、8/1、11/12） など
- ③ 福島県事務所
- ・ 災害対策本部員会議（原則毎週月曜日開催。但し、11月からは月1回開催）
 - ・ 復旧・復興本部会議（原則毎月1回開催）
 - ・ 避難者受入関係都県連絡会議（5/21、11/5）
 - ・ 被災市町村職員確保対策連絡会議（8/20、11/14） など

(2) 人的支援に関する調整

① 岩手県事務所

- ・ 任期付職員採用の支援（岩手県）

② 宮城県事務所

- ・ 任期付職員採用の支援（宮城県、南三陸町）

③ 福島県事務所

- ・ 任期付職員採用の支援（福島県、いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町） など

(3) 各局の被災地支援事業及び県主催のイベント、PR 活動等に関する連絡調整

① 岩手県事務所

- ・ 「盛岡さんさ踊り」岩手県職員チームへの参加（応援自治体支援感謝 PR）
- ・ 岩手県県外向けポスターの掲示等への支援 など

② 宮城県事務所

- ・ 東京消防庁演奏会（気仙沼市）、生活文化局バリアフリー映画上映（宮城県） など

③ 福島県事務所

- ・ 建設局「桜の交流プロジェクト」植樹場所の調整、中央卸売市場「被災産地支援研修会」開催支援
- ・ 福島県主催イベントの都内開催への支援、観光 PR ポスターの掲示等への支援 など

(4) その他

① 現役職員の派遣（H24.11.1 時点）※東京都監理団体からの派遣を含む

派遣県	岩手県		宮城県		福島県	
	事務	技術	事務	技術	事務	技術
派遣人数（人）	8	12	14	17	16	6

② 任期付職員の派遣（H24.9.1 採用）

派遣県	岩手県		宮城県		福島県	
	土木	建築	土木	建築	土木	建築
派遣人数（人）	12	2	15	5	6	7

③ 物的（車両）の提供（24 年度）※提供予定を含む

提供県	岩手県	宮城県	福島県
提供車両（台）	12	35	27

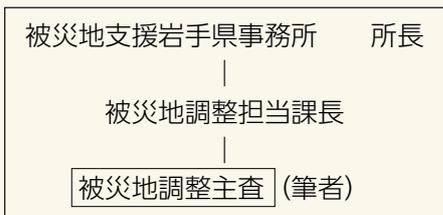
体験談

東京都被災地支援岩手県事務所

柴崎 和裕

1 担当した業務の概要

<組織の体制等>



<主な担当業務>

- 岩手県庁、被災市町村及び都庁（総務局復興支援対策部・各局）との連絡調整(人的支援等)
- 復興事業等に係る情報収集及び都庁（総務局復興支援対策部）への報告
- 派遣職員バックアップ（業務ヒアリング、生活サポート） など



岩手銀行旧本店（手前）と当事務所が入る106ビル（奥）（平成24年11月15日撮影）

2 苦労したこと・工夫したこと

○岩手県の職員と信頼関係を築くことが被災地支援業務の遂行に当たって最重要になると考え、時間が許す限り県庁に出向き、直接会って話をすることを心がけた。お互いの顔を見ながら話すと、支援の内容が深まったり本音での意見交換ができたりすることを実感した。

○一方、岩手県としては他自治体に極力迷惑を掛けたくないという思いからか、部署によってはこちらから具体的に支援策を提示しない限り支援を求める声が上がってこることがなく、支援ニーズを模索することに苦労した。

3 印象的なエピソード

○今までの都歴の中でまちづくりなどのハード系事業に携わったことが全くなかったが、復興事業の進捗状況確認や派遣職員への業務ヒアリングのため年間を通じて沿岸部へ出張することが多く、被災地における土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などに自然と関心を持つことができた。そのような中で、少しずつではあるが、プロパー職員や地元住民の方々の尽力はもちろんのこと、東京都からの派遣職員の力によりそれらの事業が進んでいるのを見てうれしく思った。



防災集団移転促進事業（高台移転）予定地：岩手県野田村（平成24年10月30日撮影）

○平成24年7月下旬に岩手県総務部人事課及び岩手県人事委員会事務局の担当課長から、岩手県で「任期付職員採用試験」を実施するので東京都にも協力をお願いしたいという依

頼があり、復興支援対策部とも調整のうえ、都庁記者クラブでの報道発表資料の配付や、宮城県との合同開催となった都民ホールでの任期付職員採用説明会の開催に協力した。

10月26日の最終合格者発表日に、岩手県人事委員会事務局の担当課長から「東京都の協力のお陰で首都圏を始めとした広域から、即戦力の人材を確保することができました。どうもありがとうございました。」という御礼の言葉をいただいた。被災地における人材確保に微力ながら携わることができ、支援業務のやりがいを感じた瞬間であったが、何よりも、現地における最初の窓口として岩手県から依頼を受け、それに応える形で採用説明会の開催を実現し、結果としても成功だったことを、現地事務所の職員としてとても感慨深く思った。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

○「釜石の奇跡」と呼ばれる、巨大津波からの「奇跡」的な避難を行った一例として、釜石市立釜石東中学校の東日本大震災発生当日の避難と、同校が常日頃から取り組んできた防災教育がある。

地震発生と同時に停電になり校内放送も使えない中、先生や生徒は自主的な判断により校舎外に全員避難するとともに、迅速な避難のため、先生は点呼を取らずに生徒を避難させるなど、マニュアルに頼らない対応を行ったとのことである。

日常からの防災教育や訓練がしっかりと行われていたからこそ、機転を利かせて今回の「想定外」の津波に対応することができたと考えられ、東京都においても「首都直下型地震」などの最悪の事態に備え、防災教育や訓

練といった様々なツールを活用し、都民一人ひとりに対する「防災意識」の徹底を図っていかなくてはならないと思った。



取り壊された釜石東中学校（上）と現在の仮設校舎（下）（平成24年11月21日撮影）

○一方、震災発生後から災害対策本部に入った岩手県職員から聞いた話によると、被災地向けの燃料調達を担当していたが、「想定外」の連続で震災対応マニュアルがほとんど役に立たず、燃料の確保及び被災地への配送にとっても苦勞したそうである。そのような事態の中、彼自身が行動指針にしたことは、「津波から逃げ切った住民の命をどうやったら守れるか」ということ。

その話を聞いて私自身が感じたことは、想定しうる限りの事態を震災対応マニュアルに盛り込むことと、マニュアルが想定していないような事態が発生した場合は、「何を最優先にするべきか」を念頭において業務に当たることの二点である。

○東京都が「首都直下型地震」などにより万が一被災したとき、おそらく他自治体へ復旧・復興支援を求めることになると思うが、実現の可否は別として、東京都として支援を受けたい事項を具体的にはっきりと相手自治体に伝えることにより、支援される側と支援する側双方の時間的なロスを少なくできると思った。

やりがいを感じた。被災自治体でも独自の任期付職員採用を行ってきたが、特に建設関係では人が集まらず、募集しても定員割れと言う状況となっていた。一方、都の任期付職員採用は定員の5倍もの応募があったことから、任期付職員採用を行う被災自治体から問合せがあり、助言や協力などを行ってきた。例えば、宮城県や南三陸町に対し、東京での説明会実施の提案や場所の提供など行った結果、ほとんどの職種で定員を超える採用人数を確保することができた。その取組が後日、南三陸町の担当者談として、新聞記事（朝日新聞（H24,9.23朝刊））に掲載されたときにはとてもうれしかったのを覚えている。



南三陸町の任期付採用説明会
(H24.7.21)【東京区政会館】



岩手県・宮城県の任期付採用説明会
(H24.8.18)【都民ホール】

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

宮城県では、がれき処理が平成25年度末に完了予定であり、他にも交通インフラの復旧や集団移転の工事着手など、徐々に復興の兆しはみえてきている。しかし、民間借上を含めた仮

設住宅が4万2千戸もあり、避難者数はいまだ11万人もいるなど、これからが復興の始まりである。

東日本大震災から約2年が経過したのに、住宅再建などの取組が遅れているのは、今回の大震災が津波による被害が中心であることが言える。住宅の新築や改築が規制される災害危険区域に指定された地区では高台への集団移転を余儀なくされ、防潮堤の整備により現地再建できる地区でも区画整理と併せた地盤の嵩上などが必要となる。これら事業を進めるためには、住民との合意形成を迅速かつ適切に行う必要があるが、権利関係の問題などがあり、なかなか思うように進んでいない。また、職員自らが被災した自治体などでは、現状かなりの割合を派遣職員が占めており、コア業務の継承や派遣職員の受け入れ体制など、様々な問題を抱えながら、復興を進めている。

首都直下地震が起きた際には、都自らが経験することとなる。これら現状の課題や取組などを把握して持ち帰り、今後の都政に活かしていきたい。



BRTで復旧されたJR気仙沼線
(H24.8.21)【気仙沼市最知駅】



被災地初の集団移転工事
(H24.10.18)【岩沼市玉浦西地区】

当日は、4班に分かれて福島県の検査体制の説明を受けた後、実際のサンプル検査を見学し、その後JAの直販所において地元の生産者との意見交換を行った。テレビカメラの取材も多数あり、この研修会への関心の高さを感じさせた。そしてなにより、直販所で現物の農産物を手に取り吟味している小売業者の真剣な眼差しから、直接現地で自分の目で確認することの意義の大きさを改めて痛感した。

参加された小売業者等の主な感想は「どのような検査がされているか確かめたかった。自分で見たことを消費者へ伝えることができる。」というもので、全体的に好評で研修会の目的は概ね達成されたのではないだろうか。また、今回参加できなかった他の関係者からの要望もあり、第二回の研修会も開催（11月14日 参加者102名）した。

この研修会は、まさに都の市場関係者の「実態を知りたい」というニーズと福島県側の「現地の実情を正確に理解してもらいたい」というニーズがマッチングしたものだが、時期を逸することなく短期間で実現できたのは、日頃から福島県の各部署や関係機関との連絡を密にしていたからだといえるだろう。これまでの現地事務所姿勢が、少しでも実を結んだものではないかと思う。



県の取組みについての説明（福島県農業総合センター）



直販所での視察（JA 全農福島「愛情館」）

3 印象的なエピソード

前述の現地研修会において、市場関係者と地元生産者等との意見交換の際、最後にJAの直販所の店長の方が「福島農産物の出来の良さを勝負させてもらいたい。元通りに味の良さで選んでもらえるようになることが、私たちの願いです。」とおっしゃっていたことが、印象に残っている。

本当の意味での復興は、まだまだ遠いと痛感させられた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

現地事務所の役割は、県の支援ニーズを探りそれを都庁に取り次ぐこと。

違う立場で接することの難しさ、信頼関係を築くことの大切さを改めて認識した。

また、実際に県庁の中で県職員として復興に励む自治法派遣者とは違い、ある程度客観的に県庁の組織のあり方、仕事の進め方等を見ることが出来た。

こういった貴重な経験を今後の事業の中で活かしていきたい。

東日本大震災における東京都支援活動報告書
～本格的な復旧・復興に向けて～

登録番号 (24) 第 47 号

平成 25 年 3 月 発行

編集発行 東京都総務局復興支援対策部
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 〒 163-8001
電話 03(5388)1111(都庁代表) 内線 24-189
03(5388)2328(ダイヤルイン)

印刷 株式会社キタジマ
東京都墨田区立川二丁目 11 番 7 号 〒 130-0023
電話 03(3635)4510(本社代表)